



JICA 2017

ANNUAL REPORT

国際協力機構 年次報告書

JICAは、日本の政府開発援助(O DA)の中核を担う独立行政法人です。

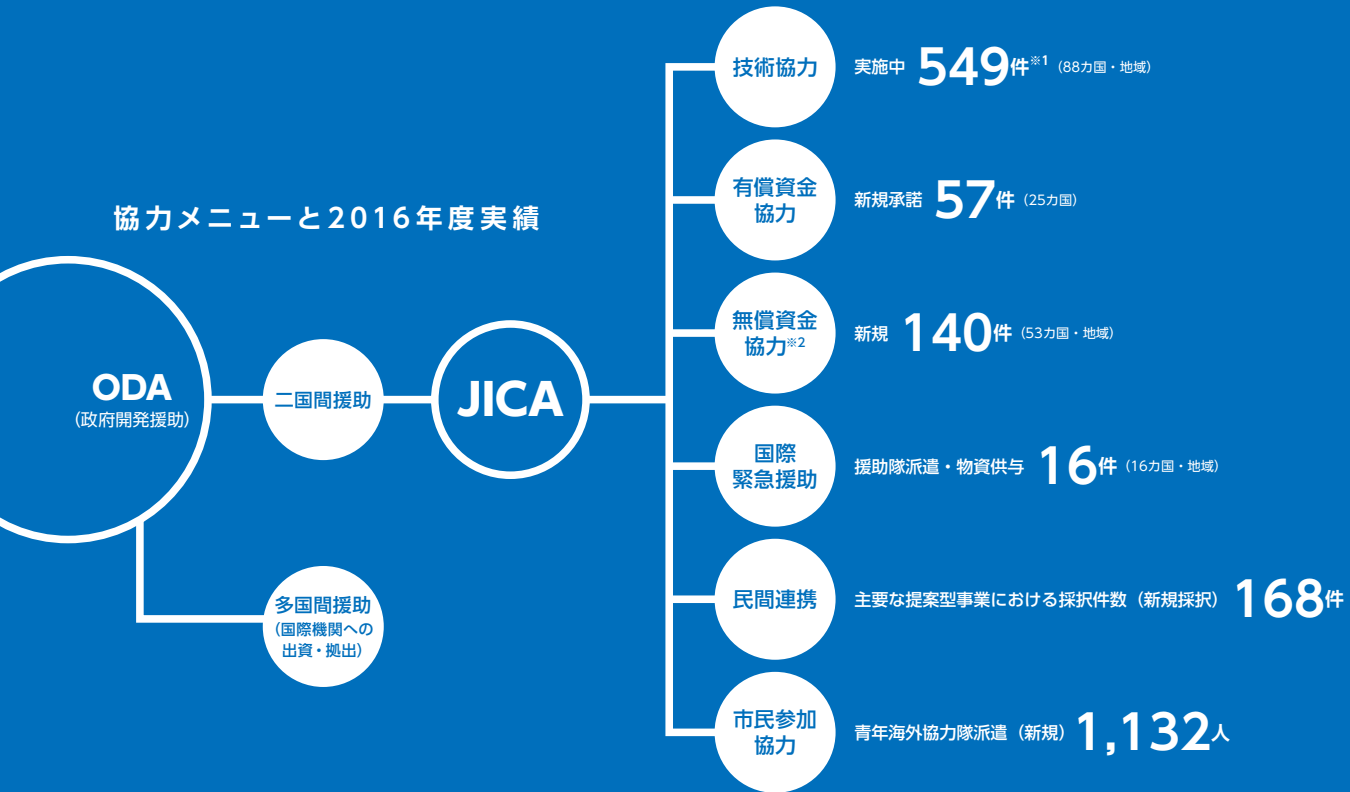
世界有数の包括的な開発援助機関として、

世界のさまざまな地域で開発途上国に対する協力をを行っています。

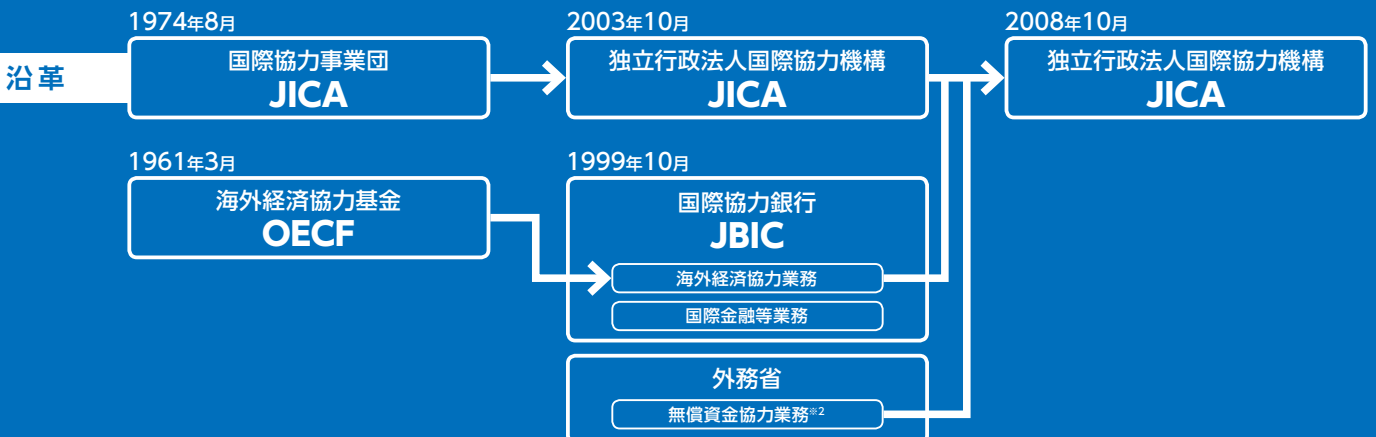
2017年7月に新しく掲げたビジョンに基づき、多様な援助手法を組み合わせ、

開発途上国が抱える課題の解決を支援していきます。

協力メニューと2016年度実績



※1 技術協力プロジェクトの件数
 ※2 外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く。



ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、
人間の安全保障と質の高い成長を実現します。

ビジョン

信頼で世界をつなぐ Leading the world with trust

JICAは、人びとが明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、
自由で平和かつ豊かな世界を希求し、
パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

アクション

1

使命感——誇りと情熱をもって、使命を達成します。

2

現場——現場に飛び込み、人びとと共に働きます。

3

大局観——幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。

4

共創——様々な知と資源を結集します。

5

革新——革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

SDGs達成に向けて 日本の経験を生かす

食料増産

1.8倍



サブサハラ・アフリカにおけるコメの生産量

[基準値(1,400万t)と2014年(2,516万t)^{※1}の比較]

アフリカでは人口増加に伴い、コメの消費量が急増しています。JICAは、日本の稲作技術を生かし、2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量を2,800万tへと倍増させるCARD（アフリカ稲作振興のための共同体）イニシアチブを、JICAを含む11の国際機関等と共に推進しています。

理数科教育

60カ国 93万人



理数科教育の研修を受講した教師数(1994~2015年の累計)

日本では従来、科学技術・理工系教育が政策的に振興され、それが経済発展の源にもなりました。質の高いカリキュラムや教材を含む日本の教育システムは、開発途上国でも活用されています。

母子手帳

25カ国
800万冊



25カ国および日本での推計年間発行数(2016年)

日本の戦後、復興のさなかに作られた母子手帳は、1990年代以降、各国の実情に見合った形に改良・普及され、赤ちゃんやお母さんの健康の記録として活用されています。

安全な水へのアクセス

5,900万人



給水施設整備支援による給水人口(2002~2016年)

安全な水を持続的に供給するためには、水道や井戸の整備だけでなく、行政能力や利用者組合設立などハードとソフト両面の支援が必要です。世界トップクラスの水道システムを誇る日本。JICAは地方自治体とも協力してその技術を開発途上国に伝えます。

JICA at a Glance

数字で見るJICAの取り組み

(注)各数値は日本の強みを生かしてJICAが進める取り組みのうち、SDGsへの貢献につながる象徴的なものを示しています。

※1 国連食糧農業機関統計データベース(FAOSTAT)、2014

※2 アフリカの若者のための産業人材育成イニシアチブ(African Business Education Initiative for Youth) [→P.89を参照ください]



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

開発途上国の開発目標としての意義が大きかったミレニアム開発目標 (MDGs) に対して、後継となる持続可能な開発目標 (SDGs) では、経済・環境・社会のバランスの取れた持続可能な社会を、世界全体で目指します。

日本自身の発展の経験や、それによって培われたユニークなノウハウや技術は日本の強みです。

JICAはこれらを最大限生かしながら、相手国政府や多様なパートナーとの対話を通じて、SDGsの達成に向けた取り組みに貢献していきます。

クリーンエネルギー

1,230 MW



運転開始済み地熱発電所の
設備容量の合計 (1978年度以降の円借款案件)

火山の多い日本は地熱発電の先進国です。
より環境負荷の少ないエネルギーの安定的な供給は
各国共通の大きな課題であり、
日本の技術を生かすチャンスでもあります。

産業人材育成

821人



ABEイニシアティブによる
留学生の人数 (2014~2016年度)

ABEイニシアティブ*2は、アフリカの若者を対象に日本の大学院等での教育と日本企業でのインターンシップの機会を提供する産官学共同による留学プログラムです。このほかにも、JICAはアジアを中心とした各国で高等教育／産業人材育成に取り組んでいます。

防災

70分の1



バングラデシュでのサイクロンによる犠牲者数

1970年代と2007年の同規模のサイクロンによる死亡者数の比較
(数値はJICAの支援以外の開発成果をも含む)

日本の災害経験を生かし、災害への備えから緊急対応、復旧・復興まで、シームレスな防災協力に取り組んでいます。
バングラデシュでは多目的サイクロンシェルターの建設、
気象観測レーダーの整備や気象局スタッフへの研修等を継続的に行い、
被害削減に効果を上げています。

先端技術と環境保全

7,600件



世界77カ国における森林変化の検知件数
(2016年3月~2017年2月)

JICAは宇宙航空研究開発機構 (JAXA) と連携し
衛星を用いて熱帯林の伐採・減少の状況を常時モニタリング。
違法伐採等の抑止に貢献しています。
最先端の宇宙技術が環境を守ります。

青年海外協力隊

42,972人



青年海外協力隊累計派遣人数 (1965~2016年度)

青年海外協力隊をはじめとするJICAボランティアは
「開発途上国の人々のために役立ちたい」と望む方を世界各地に派遣する事業。
近年は地域や民間とのパートナーシップをさらに重視し、
企業や学校等からの現職参加ボランティアも増えています。

HIGHLIGHTS 2016

2016年度の
主要トピックスを
ラインナップ

2016.8

ナイロビでTICAD VI開催

アフリカのオーナーシップと国際連携強化を目指す「ナイロビ宣言」採択

第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)が初めてアフリカで開催されました。TICAD VIで採択されたナイロビ宣言は「経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」「繁栄の共有のための社会安定化促進」の3つを、優先分野の柱に掲げました。JICAは、アフリカ諸国や国内外のパートナーと共に、TICADの公約に沿った支援を進めていきます。

フィリピン・マニラで行われた授与式には、JICA北岡理事長のほか、元協力隊員の代表も出席した

青年海外協力隊が ラモン・マグサイサイ賞を受賞 50余年にわたるアジア地域への貢献に対して

2016.8

青年海外協力隊がアジアのノーベル平和賞とも呼ばれる「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞。これはアジア地域で社会貢献などに傑出した功績を上げた個人や団体に贈られる賞です。2015年に発足50周年を迎えた青年海外協力隊の「現地の人々と共に生活し、共に働く」という理念に基づくこれまでのアジア地域への貢献が認められ、今回の受賞となりました。青年海外協力隊は、アジア地域に延べ1万2,403人が派遣されてきました(2017年3月末現在)。



2016.10

日本発! 母子手帳 グローバルスタンダードを目指して

第10回母子手帳国際会議

2016.11

2016年11月に第10回母子手帳国際会議が東京で開催され、38の国と地域から約400名が参加しました。JICAも共催したこの会議は、日本の母子手帳の歩み、各国の事例紹介を通じて貴重な学び合いの場となり、最終日には「誰一人取り残さない」世界を実現するために母子健康手帳を国際標準手法として推進することが「東京宣言」として採択されました。JICAはこれまでに25カ国以上で母子手帳の導入を支援しています。



パレスチナ：母子手帳の支援を行う専門家【写真：今村健志朗】



JICA開催のハイレベルパネル
「Africa, toward 2063 and beyond」

【→ P.46 「アフリカ」、P.59、67、75事例】

2016.8-9

オリンピック・パラリンピックへの夢

JICAボランティアによるスポーツ支援

リオデジャネイロ オリンピック・パラリンピックでは、柔道と陸上競技の2種目で6カ国からJICAボランティアの教え子が出場(サモア、タンザニア、チリ、モンゴル、ラオス、ソロモン)。夢の大舞台を目指し世界各国で練習に励む選手たちを、青年海外協力隊員やシニア海外ボランティアが力強くサポートしてきました。技術だけでなく、礼儀や他者への思いやり、あきらめない心を伝えるその指導により、心・技・体ともに成長した選手たちの活躍が、自国への誇りと他国への理解促進につながります。



サモア柔道チームの監督も務めた協力隊員とデレク・スア選手

国際緊急援助隊医療チームがWHOの国際認証を取得

世界で4番目の登録団体となる



国際緊急援助隊(JDR)医療チームは、世界保健機関(WHO)から緊急医療チーム(Emergency Medical Team: EMT)として国際認証を受けました。災害時に派遣されるEMTの質の確保を図るために、WHOが2015年から導入した登録制度に合格したものです。安定した質の高い医療サービスの提供や、WHOが主導する国際的な取り組みに対する日本の貢献に大きな期待が寄せられています。

JDR医療チームによる手術の様子(ネパール)

2016.10

テロ対策が重点 新たな安全対策研修・訓練を開始

現場での危機に備えて

JICAは、外務省と設置した「国際協力事業安全対策会議」の報告を踏まえ、2016年10月、開発協力に携わる民間企業、地方自治体、大学、NGOなどの関係者を対象とした安全対策研修・訓練(座学、実技、ウェブ研修)を開始しました。2016年度は17回の座学・実技研修に計1,600名を超える関係者が参加し、海外で遭遇し得る脅威や対策例のほか、さまざまなシナリオを「体験」しながら、実践的な対応方法について学びました。



テロに遭遇したときの対応を学ぶ参加者

【→ P.119 「安全管理」】

目次

| | |
|------------------|---|
| JICA at a Glance | 2 |
| HIGHLIGHTS 2016 | 4 |

理事長 メッセージ

8

事業の 目的と概況

13

| | |
|--------------|----|
| 開発協力の枠組みとゴール | 14 |
| 日本のODA | 16 |
| JICA事業の概況 | 19 |

活動報告

23

地域別 取り組み

24

| | |
|-----------|----|
| 東南アジア・大洋州 | 26 |
| 東・中央アジア | 32 |
| 南アジア | 36 |
| 中南米 | 40 |
| アフリカ | 46 |
| 中東・欧州 | 50 |

課題別 取り組み

54

| | |
|-------------------------|----|
| 貧困削減 | 56 |
| 平和構築 | 57 |
| ジェンダーと開発 | 58 |
| 気候変動対策 | 59 |
| 社会基盤 | 60 |
| 都市・地域開発／運輸交通／情報通信 (ICT) | |
| 人間開発 | 64 |
| 教育／社会保障／保健医療 | |
| 地球環境 | 68 |
| 自然環境保全／環境管理／水資源／防災 | |
| 農村開発 | 72 |
| 産業開発・公共政策 | 76 |
| 民間セクター開発／資源・エネルギー／ガバナンス | |

ウェブサイト等

より詳細な情報はウェブサイトに掲載しています。ODA見える化サイトは、協力プロジェクトに関するさまざまな情報を、写真や映像も含めてわかりやすく紹介するサイトです。また、評価に関する取り組みや事業の評価結果を公表する事業評価年次報告書も発行しています。

コーポレートサイト
<https://www.jica.go.jp>



ODA見える化サイト
<https://www.jica.go.jp/oda/index.html>



事業評価年次報告書2016
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2016/index.html



さまざまな
事業の
取り組み
80

民間連携 ————— 82
 中小企業海外展開支援 ————— 84
 地球規模課題に対応する科学技術協力 — 86
 市民参加協力 ————— 88
 NGO等との連携／地方自治体との連携／
 大学・研究機関との連携／
 学校現場や市民に国際協力の理解を広げる
 ボランティア ————— 92
 国際緊急援助 ————— 94
 研究活動 ————— 96
 開発パートナーシップ ————— 98
 SDGs達成に向けたJICAの始動 ——— 99

協力形態と
事業運営
101

技術協力 ————— 102
 本邦研修 ————— 104
 有償資金協力 ————— 106
 無償資金協力 ————— 108
 事業評価 ————— 110
 人材養成・確保 ————— 112

組織運営
113

コーポレートガバナンス ————— 114
 内部統制／業績評価／
 コンプライアンス・リスク管理／金融リスク管理／
 安全管理／情報セキュリティ・個人情報保護／
 情報公開／組織・業務改善への取り組み／
 環境への取り組み
 環境社会配慮 ————— 123
 広報活動 ————— 126

別冊
(資料編)

資料編
127



事業実績統計、財務諸表、財務状況
 については別冊（資料編）をご参照
 ください。

[https://www.jica.go.jp/about/
 report/index.html](https://www.jica.go.jp/about/report/index.html)

沿革 ————— 128
 組織図・役員一覧 ————— 129
 国内拠点・海外拠点 ————— 130
 予算 ————— 132
 事例索引 ————— 133

本報告書の計数、地図について

- この年報は2016年度(会計年度。2016年4月1日から2017年3月31日まで)の国際協力機構の活動をまとめたものです。
- 収録した事業実績に関する統計等の数値は、国際協力機構に関するものは上記2016年度について、政府開発援助(ODA)に関するものは2016年(2016年1月1日から12月31日まで)について集計したものです。なお、一部の数値は暫定値を使用しています。また集計の時期や方法などにより、数値が異なる場合があります。
- ODAに関する金額の表示単位は米ドルです。換算レートは1米ドル=108.8円(2016年のDACの指定レート)を使用しています。
- 本書で使用している地図はすべて略図で、国境紛争地域、国境不明確地域などの国境線は、便宜上付したものです。

表紙写真



撮影:

①関 健作、②⑤~⑨今村健志朗、③④⑫久野真一、⑩重野友紀、⑪竹田武史

Message

理事長メッセージ

「信頼」を キーワードに 世界の課題に挑む

国際協力機構(JICA)
理事長

北岡伸一



Profile

きたおか・しんいち

1948年生まれ。東京大学法学部卒、同大学院法学政治学研究科博士課程修了（法学博士）。立教大学法学部教授、東京大学法学部教授、国連日本政府代表部次席大使（2004–2006）、政策研究大学院大学教授、国際大学学長等を歴任。2015年10月より現職。

長年の取り組みが結実を見た2016年度

不安定化する世界のなかで果たすべき役割

2015年は、9月に国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」、12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択されるなど、国際協調がある意味ピークに達した年でした。しかし、2016年には、英国のEU離脱や米国新政権の誕生など、国際協調とは反対の方向の動きが出てきて、世界はやや不安定化しています。自国中心主義に傾斜している国が少なくないのですが、それでは地球社会の安定と繁栄は

維持できないという認識もされています。そのなかであって、第二次大戦後続いてきた平和と安定の礎であった国際協力システムを維持するうえで、日本の果たす役割はさらに大きくなると考えています。実際、JICAに対する期待の声も国際社会でよく聞かれるところです。

2016年度に開かれたケニア・ナイロビでの第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)と、青年海外協力隊の「ラモン・マグサイサイ賞」受賞は、それを象徴する印象的な出来事でした。



TICAD VIでJICAが主催したUHCのイベントにモデレーターとして登壇



パプアニューギニアで青年海外協力隊員が活動する学校を訪問

アフリカ諸国がオーナーシップを発揮

TICADは、1回から5回まではすべて日本で開催されていましたが、今回初めてアフリカでの開催となり、アフリカ各国が主体性を発揮して、成功裏に終えることができました。相手国のオーナーシップを尊重しつつ、その国とのパートナーシップを発揮するというJICAの伝統的なアプローチが功を奏した結果だと思えます。JICAは、日本政府の「ナイロビ宣言」起草への協力やサイドイベントの開催、各国・国際機関との面談などを通じて、これまで以上に積極的に関与しました。会議期間中に26のサイドイベントを主催・共催し、例えば、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)*のイベントでは、各国・国際機関の首脳級の参加を得て、政策枠組み「UHC in Africa」策定に貢献しました。これは、JICAが長年続けてきた感染症対策や母子保健など、保健システム分野での取り組みがあればこそ可能になったと考えています。また、アフリカの栄養の改善のためのイニシアチブ(IFNA)の立ち上げも、大きな成功を収めました。

会議の成功は、何よりもアフリカ各国がオーナーシップを持って主体的に取り組んだことにあると思います。アフリカの多くのリーダーが、どのような戦略を持って自国を発展させていくかを真剣に考え、具体的な政策を把握し、しかも他国からのアドバイスにも耳を傾けようとしています。そうしたすばらしいリーダーたちに私自身、お目にかかることができました。

日本人への信頼を築く協力隊事業

2016年8月、青年海外協力隊がアジアのノーベル平

和賞とも呼ばれる「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞しました。これはアジア地域で社会貢献などに傑出した功績を上げた個人や団体に贈られる賞で、大変ありがたいことだと思っています。受賞の1年前に協力隊は発足50周年を迎えたのですが、当初協力隊が派遣された国の多くは、実は第二次世界大戦で日本が被害を及ぼした国々でした。戦後日本が厳しい国際環境にあった時期に、隊員の方々が、そうした国々で現地の文化・習慣を尊重し、共に困難を乗り越え、喜びを分かち合いながら活動し、現地の課題解決のために貢献したことは、国際社会において日本人が信頼を得ることに大きな役割を果たしたと考えています。

これからも、ボランティアの安全確保に取り組むとともに、応募者の増加と質の向上を図ります。

安全対策に全力で取り組む

2016年7月に発生したバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件において、JICAの調査業務に従事されていたコンサルタントの方7名がお亡くなりになり、1名が負傷されたことは、痛恨の極みです。加えて同月、南スーダンの治安状況が悪化し、JICA関係者が国外退避を余儀なくされました。これらの事件を受けて、日本政府およびJICAは、外務大臣の下に「国際協力事業安全対策会議」を設置し、新たな安全対策を策定しました。同会議の最終報告を踏まえ、脅威情報の収集・分析の強化、情報共有の強化、現地滞在中の行動規範の遵守徹底や緊急

*「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要ときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。



無農薬で野菜栽培に取り組むミンダナオの農民たち。住民のニーズに沿った支援をしながら、ミンダナオ地域の行政サービス提供の仕組みづくりを進めた【写真:大塚雅貴】



宮城県の株式会社いちごホールディングスは、ミクロネシアに移動式の小型飲料水造水システムを導入。海水を淡水化して安全な飲料水の供給を目指す

連絡網を通じた安全情報の提供、防護措置や研修・訓練の強化、および危機発生時に備えたマニュアルの整備、メンタルケアを含む支援体制の充実等を実施しています。

安全対策に特効薬はなく、地道に全力で取り組んでいく所存です。

新しい中期計画への移行にあたって

第3期中期計画を終え、第4期中期計画へ

2016年度は、2012年度から5年間にわたるJICA第3期中期計画期間の最終年度でした。2017年4月から開始した第4期中期計画（～2022年3月）では、開発協力大綱の重点課題である「質の高い成長とそれを通じた貧困撲滅」「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」「地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」に加えて、「国の発展を担う人材の育成」「開発の担い手との連携強化とわが国の地域活性化への貢献」「国際的公約実現への貢献、国際社会でのリーダーシップの発揮」「安全対策の強化」の4点を重点領域と位置づけています。

「質の高い成長」に貢献するインフラ輸出

第3期中期計画期間中を通じて、災害・緊急援助、貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題、平和構築などの面で一定の成果が出せたと考えています。なかでも、具体的な数値で最も成果を上げたと言えるのは、インフラ輸出です。それまで年間約1兆円で推移してきた円借款の事業規模（年度承諾額）が、第3期中期計画期間中に1.5兆円、2兆円というレベルに達し、開発協力大綱に

掲げられている、包摂性、強靱性、持続可能性を兼ね備えた、開発途上国の「質の高い成長」の実現に貢献しました。その一環として「質の高いインフラパートナーシップ」の実現に向け、ドル建て借款制度の創設といった制度改善や、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）など、国際機関との協調融資を進めています。

私はインフラ輸出においては、重要性の高い順に次の4点を満たすことが必要であると考えています。第一にその国の発展に役立つこと、第二にその国と日本の関係強化に役立つこと、第三に日本の経済や企業にとって利益があること、第四にJICAの財務において過大な負担にならないこと。日本が長年築いてきた信頼を維持し、さらに高めるためには、相手国の発展を通じて、両国の関係強化に貢献することが重要です。

日本らしさを発揮して取り組んだ平和構築

平和構築の面では、例えば南スーダンで、従来の道路、橋梁、港というインフラ支援に加えて、2016年に民族融和のためのスポーツ大会開催というユニークな試みを行いました。予想をはるかに超える2万人の人が観戦し、平和と結束に向けた南スーダン国民の切実な思いが見ら



ガーナでは地域保健機能強化支援の成果を生かし、新たに妊産婦と新生児向けの保健サービス改善に取り組んだ【写真：久野武志】



JICAの留学生受入事業「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(PEACE)」で来日し、大学院で学ぶアフガニスタンからの留学生

れました。それだけに昨年の治安悪化による、関係者の国外退避は残念でなりません。

平和構築にはいくつかの段階があります。日本は、起きている戦闘行為を停止させることは必ずしも得意ではありませんが、いったん停戦がなされると日本の貢献の余地も大きくなります。例えば、フィリピンのミンダナオ平和では、2014年にフィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF)との間で包括和平合意文書に署名が行われました。JICAは、和平関係者の意見交換の場づくりなどを通じて和平プロセスを継続的に支援するとともに、和平後を見据えた開発の担い手育成、コミュニティ開発などを通じて、ミンダナオ紛争影響地域への支援に取り組んできており、中長期的に効果が発現・継続していくことが期待されます。

また、難民問題については、避難期間が長期化するなかで、難民受入国への支援や、難民の人たちにも手に職をつけて働いてもらおうという支援などを実施しています。2016年11月には、シリア難民を留学生として受け入れる「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」も始めました。平和構築に対しては、このような日本ならではのアプローチを取っています。

日本全国で進んだ企業との連携

多様な関係者との連携という面では、国内の地方との連携を大いに進めることができました。中小企業海外展開支援事業では、2016年度までに全国すべての都道府県の企業に参画していただくことができ、空白県がなくなりました。日本の企業は99%以上が中小企業で、

各企業に革新的な力を持っている人材が大勢います。その力を海外に持って行けば、海外の人に喜んでもらえ、地方の創生にもつながり、JICAも貢献できます。地方企業との連携は、Win-Win-Winの関係を築くものにとらえています。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

—すべての人々の健康増進に総合的に取り組む

第4期中期計画において、力を入れていきたい取り組みの一つに、UHCがあります。2017年5月には、アジア・大洋州地域における健康の安全保障とUHCの推進に向けた連携強化を目的として、ADBと協力覚書を締結しました。

健康増進のためには、出産から幼児期までは「母子手帳」の利用が有効であり、その後は「外から帰ったら手を洗う」などといった、健康に関する習慣を身に付けることが必要です。また、食事はちゃんとした栄養のあるものを取る、そのためには農業が確立していなければならない、健康のためには適度な運動をしたほうがいい。実は、これらはすべてJICAが得意としているメニューです。このようなメニューを有機的に結合させて、開発途上国の健康増進と発展につなげていきたいと考えています。

日本発の開発学構築を

留学生受入れによって、開発途上国の発展を担う人材の育成にも積極的に取り組んでいきます。

江戸時代末期、西洋の水準から見れば開発途上国であった日本は、明治以降、伝統を維持しながら発展して、

自由で平等で豊かな長寿の国をつくり上げました。伝統と近代性が共存する国として、日本は開発途上国にとってのベストモデルの一つではないかと思っています。ODAの経験においても、日本が支援した東南アジアと東北アジアは、大きく発展しています。その意味で、日本の行ってきた開発援助は一つのモデルでもあるといえるでしょう。つまり、日本こそ開発学の本場であっていいと考えます。日本とJICAが蓄積した経験や研究を集めて、日本を世界の開発学を中心にしたい。そこに開発途上国の若手の官僚などを招いて、日本風の開発学を共に学んでもらい、帰国後自国の発展に生かしてもらおう。これまでに連携実績のある大学と協力して「JICA開発大学院連携」を準備中です。

もちろん、技術者など産業人材の育成も、これまで以

上に行っています。また、ベトナムでは、国家指導者の候補者のように高い地位にある方々の再訓練をお手伝いしたりもしています。このようにJICAの「人づくり」のプログラムは多様ですから、それをフルに活用して戦略的に取り組んでいきます。

SDGsを多様なアクター参加のきっかけに

SDGsは、国際的な目標ですが、人間の安全保障の概念や防災の主流化をはじめとして、日本やJICAのこれまでの取り組みも多数取り入れられています。SDGsを共有することで、国内の多様な方々にもっとJICA事業に参画していただきたいと思います。SDGsは最近メディアに取り上げられることも多く、その意味では、今がチャンスだと考えています。

信頼で世界をつなぐ

日本らしさ、JICAらしさとは

JICAは2017年7月に「信頼で世界をつなぐ」という新ビジョンを掲げました。これまでのビジョンであるInclusive and Dynamic Developmentが設定されてから9年が経過したこと、この間、2015年に新しい開発協力大綱が制定され、世界の動きも急であることから、この機に新たに定めたほうがよいと考えました。

ビジョンを考えるにあたり、改めて開発協力大綱を読み解いてみると、JICAとしてはやはり「人間の安全保障」と「質の高い成長」の両方に焦点を当てるべきと考え、これをミッションとして決めました。なお、「質の高い成長」とは、誰も取り残さない「包摂性」、地球の限界を踏まえ経済、社会、環境の持続可能な開発を目指す「持続可能性」、災害や紛争、経済危機に対処できる「強靭性」を兼ね備えた成長を指します。


ビジョンのキーワードは「信頼」です。

日本のODAは、他の援助国と比較すると、国民一人当たりの金額では決して大きくはありません。しかし、国際社会では比較的評判がいいのです。その要因は、日本のアプローチにあるものと考えます。常にイコールパートナーとして臨み、上から目線や押しつけでなく、相手の立場に立って、相手のオーナーシップを尊重しています。日本の経験が豊富な分野、例えば災害復興支援でも、「日本はさまざまな災害に遭っているが、常に復



興に成功しているわけではない。失敗もたくさんしている。その失敗と教訓を共有したい」と語りかける、そうした姿勢が信頼を呼んでいるのではないのでしょうか。日本らしさ、JICAらしさとは何かと考えたときに、この信頼関係こそが大事であると考え、これをビジョンのキーワードに据えました。

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎたいと考えます。

A close-up photograph of several children in Ghana, looking towards the right with expressions of curiosity and interest. The children are wearing orange clothing. The background is dark and out of focus.

事業の 目的と概況

開発協力の枠組みとゴール

第4期中期計画 (2017~2021年度)

重点領域や
アプローチを
明確化

2017年度より開始した第4期中期計画では、開発協力大綱を基に4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間開発、平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織・業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策や内部統制の強化などについても具体的に示しています。

これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

第4期中期計画の枠組み

開発協力を通じた開発課題および地球規模課題の解決、わが国の国益への貢献

平和と安全と繁栄、安定性、透明性
および予見可能性が高い国際環境の
実現

国際社会におけるわが国への信頼感
の向上、開発途上地域との関係強化、
国際社会の秩序と規範形成への貢献

開発途上地域との関係性の強化を通
じたわが国経済、社会の活性化への
貢献

重点領域

- 国の発展を担う人材の育成
- 開発の担い手との連携強化とわが国地域活性化への貢献
- 国際的公約実現への貢献および国際社会でのリーダーシップの発揮
- 安全対策の強化

重視するアプローチ

- 信頼関係の構築に向けたオーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進
- 人間の安全保障を踏まえた人間中心のアプローチ
- 事業の戦略性の強化と業務の質の向上
- 統一性・一貫性のある情報発信

具体的な取り組み

重点課題への取り組み

- 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅（開発途上地域の経済成長の基礎および原動力の確保、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進）
- 開発の基盤としての普遍的価値の共有、平和で安全な社会の構築
- 地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

連携の強化

- 民間企業等
- NGO／市民社会組織
- ボランティア
- 大学・研究機関
- 地方自治体
- 開発教育、理解促進等

事業実施基盤の強化

- 広報
- 知的基盤の強化
- 事業評価
- 災害援助等協力
- 開発協力人材の育成促進・確保

地域の重点取り組み

- 東南アジア・大洋州
- 南アジア
- 東・中央アジアおよびコーカサス
- 中南米・カリブ
- アフリカ
- 中東・欧州

安全対策の強化

その他重要事項

- 効果的・効率的な開発協力の推進
- 国際的な議論への積極的貢献および国際機関・他ドナー等との連携推進
- 開発協力の適正性の確保
- 内部統制の強化等
- 財務内容の改善
- 人事、施設・設備に関する計画等

国の重要方針と政策

開発協力大綱
関連政策、各種政府公約

開発協力を取り巻く国際的な枠組み

持続可能な開発目標（SDGs）
パリ協定（気候変動）

日本および国際社会が大きく変化するなか、JICAに求められる役割も刻々と変化します。JICAは法律に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2017年度より第4期中期計画(2017~2021年度)を開始しました。

国際社会では、2015年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が策定され、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が世界共通の目標として合意されました。JICAはこの達成に貢献していくため、SDGs達成に向けたJICAの協力の3本の柱を定め、国際協力を行っていきます。

持続可能な 開発目標 (SDGs)

2030年に
向けた
世界共通の
目標

SDGsは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、MDGsで残された課題や、この15年間で顕在化してきた都市、気候変動、格差などの課題の解決を目指すものです。SDGsの理念は「誰一人取り残さない」というスローガンに表されています。すべての人々が開発の恩恵を享受するためには、取り残されてしまう人々に特に配慮することが必要です。

このような社会を実現するためには、国際機関や各国政府だけでなく、地方自治体、民間企業や市民社会など、あらゆるパートナーが連携することが求められています。

SDGs達成に向けたJICAの協力の3本の柱

JICAは国際協力を通じてSDGsに貢献していくために、その方針を「SDGs達成への貢献に向けて：JICAの取り組み」として、2016年9月に策定しました。詳しくは、JICAウェブサイト「SDGsの取り組み」【▶ <https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/>】をご覧ください。

1 SDGsは「誰一人取り残さない」世界を目指し、人間の安全保障の実現を加速する

JICAは、国際社会の平和、安定、繁栄を目指し、「人間の安全保障」と「質の高い成長」を実現します。SDGsは、この理念を加速、推進するものであり、JICAはリーダーシップを発揮しゴールの達成に積極的に取り組みます。



2 自身の強みのある10のゴールをリードする

JICAはSDGsすべてのゴールに統合的に取り組みますが、日本の知見や技術、開発協力の経験を生かすことのできる10のゴール(ゴール2、3、4、6、7、8、9、11、13、15)について中心的役割を果たします。

3 パートナーシップを強化する

JICAは、SDGs達成を加速するため、国内の知見の活用、国内外のパートナーとの連携、イノベーションを図り、SDGsの達成に向けてインパクトを確保します。

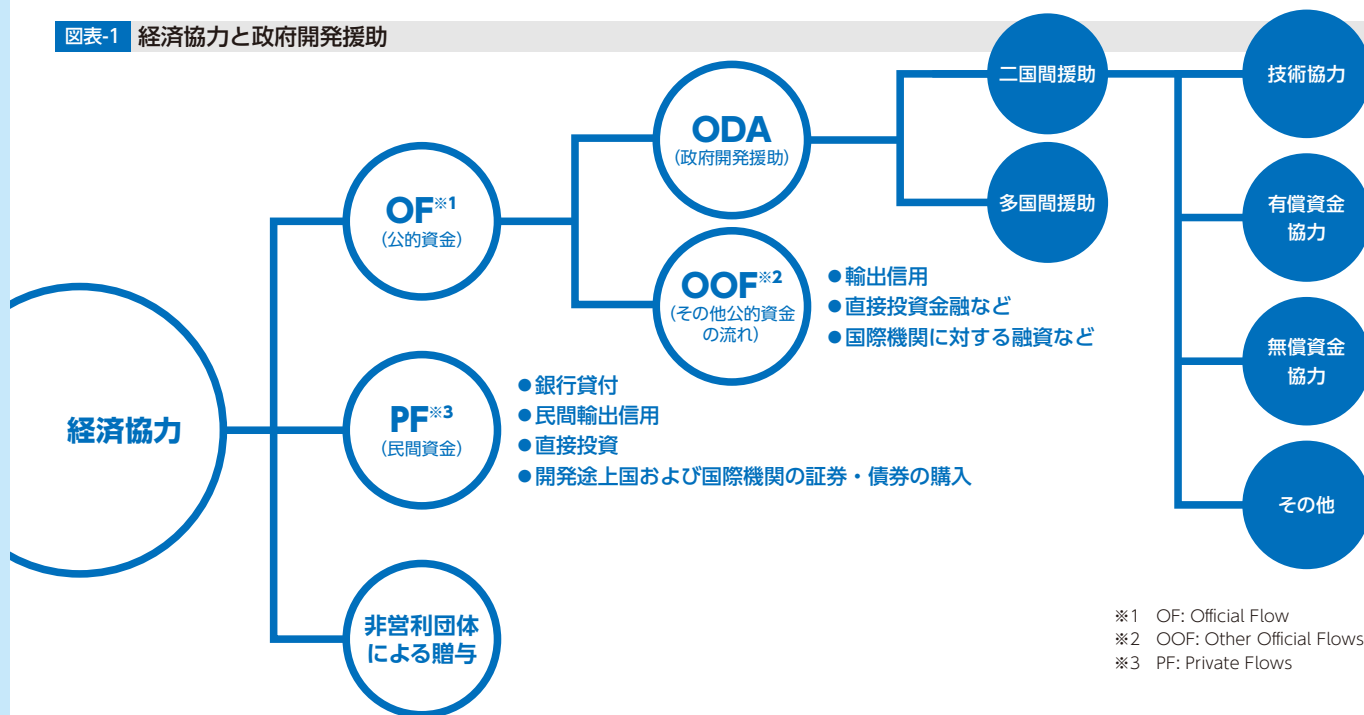
日本のODA



開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助(Official Development Assistance: ODA)といいます。

ODAは、その形態から、二国間援助と多国間援助(国際機関への出資・拠出)に分けられます。二国間援助は「技術協力」「無償資金協力」「有償資金協力」の3つの手法と、ボランティア派遣など「その他」の方法で実施されます。

図表-1 経済協力と政府開発援助



※1 OF: Official Flow
 ※2 OOF: Other Official Flows
 ※3 PF: Private Flows

図表-2 日本のODA実績 [2016年(暦年)、暫定値]

| 援助形態 | 援助実績 [2016年(暦年)] | | | ドル・ベース(百万ドル) | | | 円ベース(億円) | | | 構成比(%) ODA計 (純額ベース) |
|------------------------------|------------------|----------|----------|--------------|------------|----------|----------|------|---------|---------------------------|
| | 実績 | 前年実績 | 対前年比(%) | 実績 | 前年実績 | 対前年比(%) | 実績 | 前年実績 | 対前年比(%) | |
| ODA 二国間 ODA 贈与 計 | 無償資金協力 | 2,828.59 | 2,626.83 | 7.7 | 3,077.59 | 3,178.52 | -3.2 | 27.4 | | |
| | 技術協力* | 2,765.33 | 2,372.14 | 16.6 | 3,008.76 | 2,870.34 | 4.8 | 26.8 | | |
| | 贈与計 | 5,593.93 | 4,998.96 | 11.9 | 6,086.34 | 6,048.86 | 0.6 | 54.1 | | |
| | 政府貸付等 | 1,422.17 | 1,116.83 | 27.3 | 1,547.36 | 1,351.39 | 14.5 | 13.8 | | |
| 二国間ODA計(純額ベース) | 7,016.09 | 6,115.80 | 14.7 | 7,633.70 | 7,400.26 | 3.2 | 67.9 | | | |
| 国際機関向け拠出・出資等計(純額ベース) | 3,315.33 | 3,055.38 | 8.5 | 3,607.16 | 3,697.09 | -2.4 | 32.0 | | | |
| ODA計(支出純額) | 10,331.42 | 9,171.18 | 12.7 | 11,240.86 | 11,097.34 | 1.3 | 100.0 | | | |
| 名目GNI速報値(10億ドル、10億円) | 5,099.73 | 4,553.33 | 12.0 | 554,864.50 | 550,963.30 | 0.7 | | | | |
| 対GNI比(%) | 0.20 | 0.20 | | 0.20 | 0.20 | | | | | |

(注) 1. 上記には卒業国向けの援助を含んでいます。卒業国向けの援助を除いた実績の詳細は、別冊資料編の表1を参照ください。
 2. DAC加盟国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の18カ国・地域：アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、クロアチア、サウジアラビア、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バーレーン、パナマ、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、[香港]、ルーマニア
 3. 2016年DAC指定レート: 1ドル=108.8027円(2015年比、12.1996円の円高)。
 4. 四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがあります。
 5. 債務救済には、円借款の債務免除、付保商業債権および米穀の売渡し債権の債務削減を含み、債務繰延を含みません。
 6. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきましたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めました。
 7. 技術協力に含めてきたNGO事業補助金については、2011年実績より各国の無償資金協力に含めることとします。
 ※ 技術協力に行政経費・開発啓発費を含みます。

日本の「貢献度」

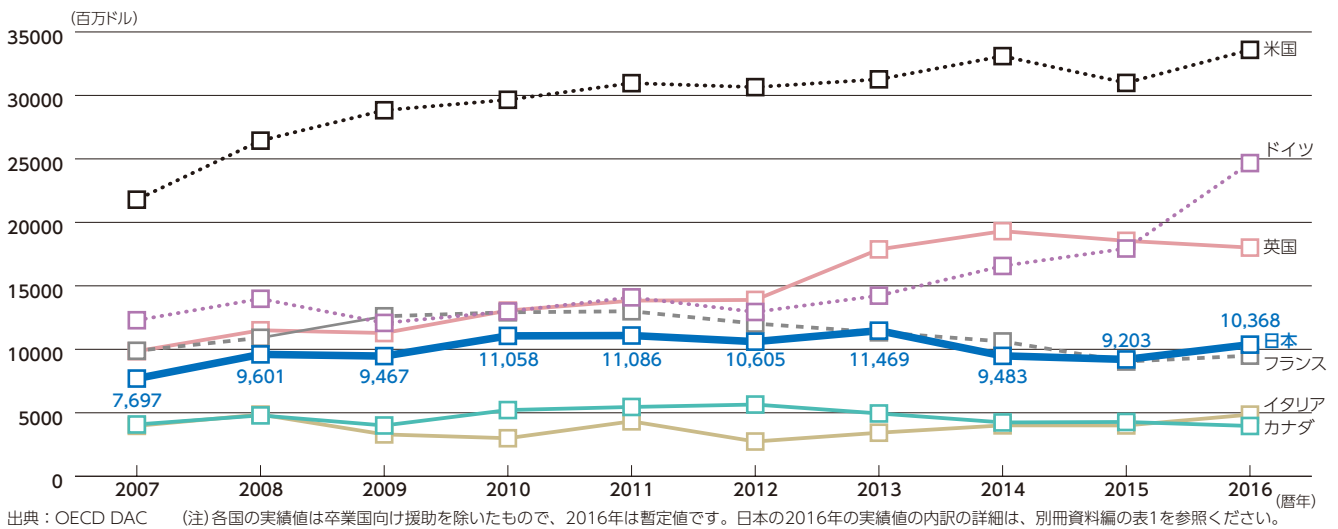
2016年の日本のODA(卒業国向け援助を含む)は、支出純額(ネットベース)で二国間援助が約70億1,609万ドル(約7,634億円)、国際機関に対する拠出・出資などが約33億1,533万ドル(約3,607億円)、ODA全体では対前年比12.7%増の約103億3,142万ドル(円ベースでは対前年比1.3%増の約1兆1,241億円)で、OECD DAC*加盟国では、米国、ドイツ、英国に続く第4位となっています。

1989年、日本のODA実績はそれまで1位だった米国を抜き、世界第1位となりました。そして1991年～2000年の10年間、日本はODA実績で世界第1位を維持し、DAC諸国をリードし続けてきました。2001年を境に、その後は欧米諸国のODAが増加するなかで停滞しています。

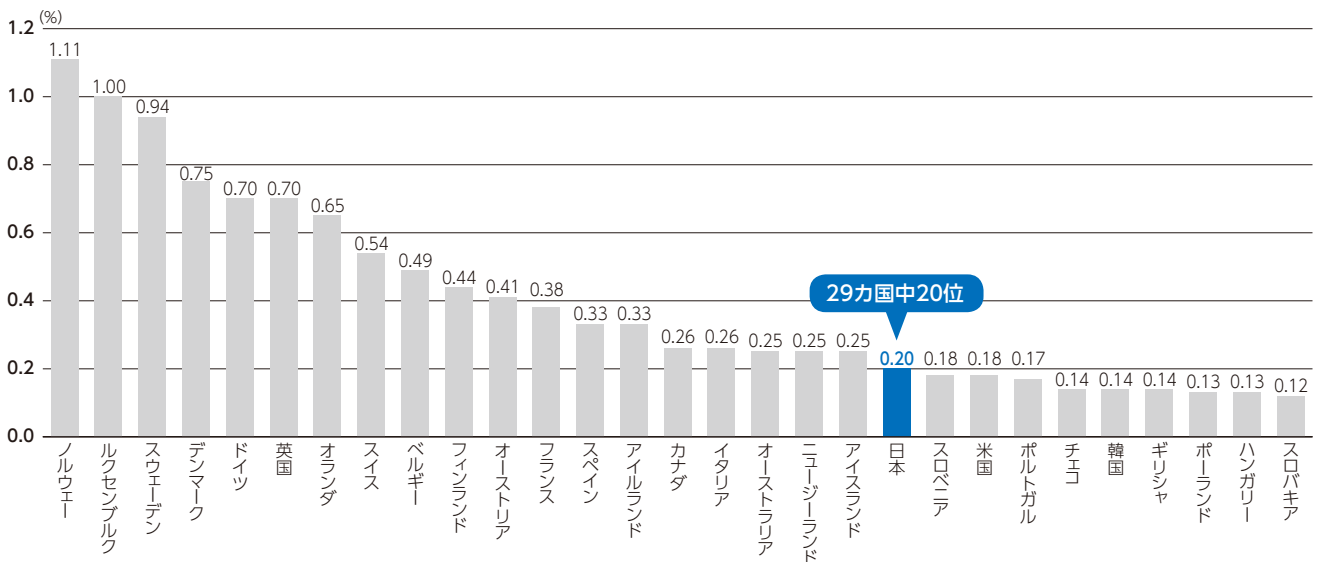
これを支出純額対GNI比でみると、日本は0.20%で、DAC加盟国29カ国中、20位という低い順位です。

* OECD DAC: Organization for Economic Co-operation and Development, Development Assistance Committee : 経済協力開発機構・開発援助委員会

図表-3 主要援助国のODA実績の推移 (支出純額ベース)

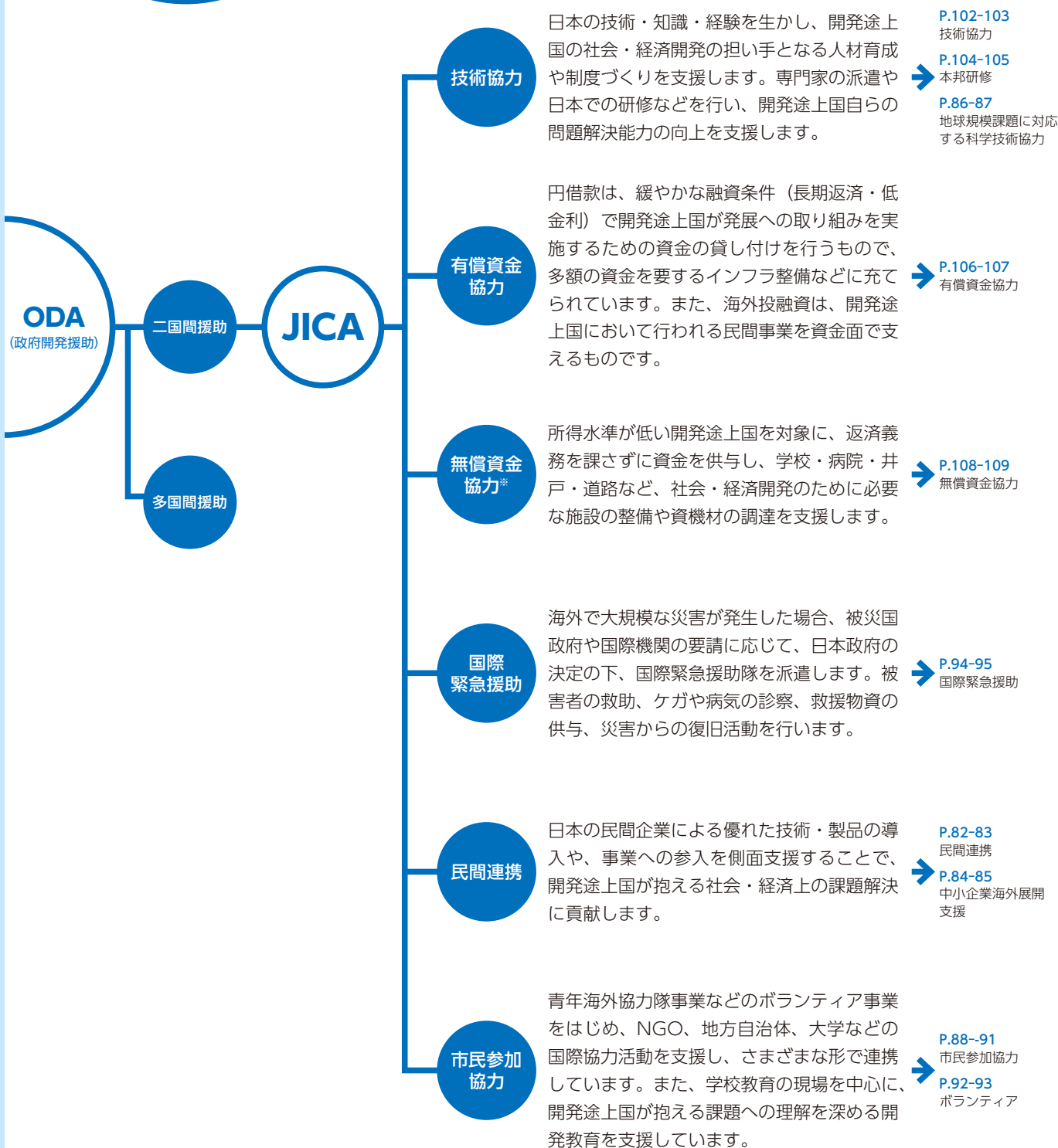


図表-4 支出純額対GNI比 (%) [2016年(暦年)、暫定値]



日本の ODAを担う JICA

JICAは日本の二国間援助の中核を担う世界有数の開発援助機関です。技術協力、有償資金協力、無償資金協力*を中心としたさまざまな支援メニューを効果的に活用し、開発途上国が抱える課題解決を支援するため、世界の150以上の国と地域で事業を展開しています。



* 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

JICA事業の概況

事業展開の方向性

開発協力大綱と第4期中期計画に基づき、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に貢献することを目的として、人間の安全保障の実践と持続可能な開発目標 (SDGs) の推進を念頭に以下の重点課題に取り組みます。



ミャンマー：通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト【写真：久野真一】

1 国の発展を担う 人材育成の強化

多様化、複雑化する開発課題の解決を担う人材を育成するために、留学制度を活用した高度な人材育成プログラムの提供を強化します。特に、近代日本の開発経験等の知見の活用・共有や、帰国研修員等とのネットワーク強化等に取り組みます。

2 「質の高い成長」の 推進

包摂性、持続可能性、強靱性を兼ね備えた「質の高い成長」に向けて、各分野での協力を推進します。また、日本政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策を着実に実施するとともに、戦略的マスタープラン等に基づく連結性の強化や経済連携を推進する制度の整備等、ハード・ソフト両面による一体的支援に取り組みます。

3 人間中心の開発の 推進

人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するため、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化や食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA) 等への取り組みを強化します。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツを通じた開発への取り組みを推進します。

4 平和で安全な社会 への貢献

国際協調主義に基づく積極的平和主義に貢献するため、平和構築および地域の安定化のための支援を強化します。特に、難民受入国に対する包括的な支援および難民を対象とした人材育成、国際機関等との連携を強化します。

5 地球規模課題への 対応強化

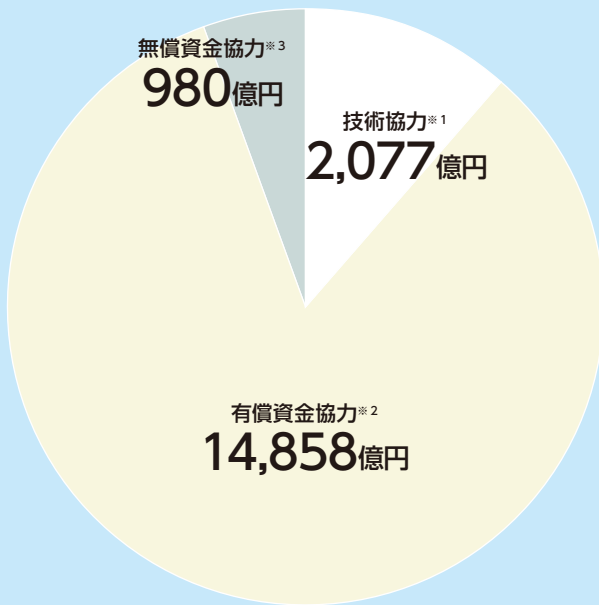
地球規模課題について組織全体での横断的取り組みを強化し、各国での支援に反映します。特に、新たな国際枠組みであるパリ協定を踏まえた気候変動対策への戦略的な取り組みを強化し、エネルギー、都市、森林といった分野における案件の形成・実施を促進します。

事業実績の概要

事業別の実績

JICAの2016年度事業別実績(図表-5、図表-6)については、技術協力が2,077億円で、前年度比8.3%増となっています。また、無償資金協力の供与実績は、計140件、980億円(贈与契約締結額)となりました。有償資金協力のうち、円借款の供与実績は51件、1兆4,674億円(承諾額)、海外投融資の供与実績は計6件、184億円(承諾額)となりました。

図表-5 2016年度事業規模



- ※1 管理費を除く技術協力経費
- ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
- ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及ぶ案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

図表-6 2016年度事業別実績 (単位: 億円)

| | 2016年度 | 2015年度 |
|-------------|--------|--------|
| 技術協力※1計 | 2,077 | 1,917 |
| 研修員受入 | 212 | 186 |
| 専門家派遣 | 645 | 641 |
| 調査団派遣 | 602 | 475 |
| 機材供与 | 37 | 44 |
| 青年海外協力隊派遣 | 87 | 89 |
| その他ボランティア派遣 | 33 | 35 |
| その他 | 462 | 446 |
| 有償資金協力※2計 | 14,858 | 22,609 |
| 無償資金協力※3計 | 980 | 1,117 |

- (注)各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。
- ※1 管理費を除く技術協力経費
 - ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
 - ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及ぶ案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

過去10年間の推移

図表-7~9は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。

有償資金協力は、2016年度は1兆4,858億円と前年度に比べ34.3%の減、また、無償資金協力は、2016年度は総額980億円と、前年度に比べ12.3%の減となっています。

図表-7 過去10年間の技術協力経費の推移 (単位: 億円)

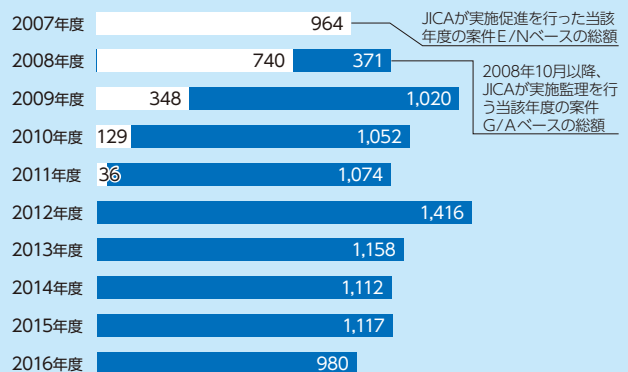
| | |
|--------|-------|
| 2007年度 | 1,461 |
| 2008年度 | 1,508 |
| 2009年度 | 1,760 |
| 2010年度 | 1,688 |
| 2011年度 | 1,889 |
| 2012年度 | 1,678 |
| 2013年度 | 1,773 |
| 2014年度 | 1,764 |
| 2015年度 | 1,917 |
| 2016年度 | 2,077 |

図表-8 過去10年間の有償資金協力承諾額の推移 (単位: 億円)

| | |
|--------|--------|
| 2007年度 | 9,012 |
| 2008年度 | 9,294 |
| 2009年度 | 9,676 |
| 2010年度 | 5,389 |
| 2011年度 | 9,494 |
| 2012年度 | 12,267 |
| 2013年度 | 9,858 |
| 2014年度 | 10,159 |
| 2015年度 | 22,609 |
| 2016年度 | 14,858 |

(注)円借款、海外投融資(貸付・出資)の合計額

図表-9 過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移 (単位: 億円)



(注)2007年までは実施促進分のみをJICAが担当。2008年10月から一部の無償資金協力の事業監理もJICAが担当。

地域別の実績

技術協力について、その地域別の実績を見ると、アジア39.3%、アフリカ21.0%、北米・中南米8.6%の順で割合が大きくなっています。
また、2016年度の新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア76.4%、中東8.5%、アフリカ8.2%の順となっています。2015年度に続き、アジア

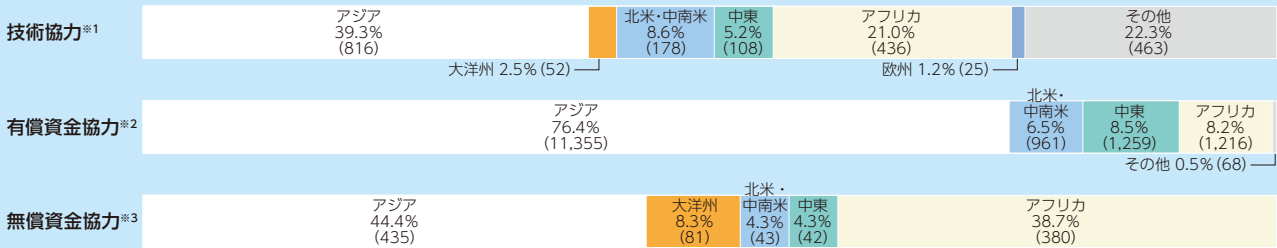
の比率が高くなっています。

一方、無償資金協力では、アジア44.4%、アフリカ38.7%、大洋州8.3%と、2015年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

図表-10 地域別の実績構成比 (2016年度)

(単位: % / 億円)



*1 ボランティア派遣、緊急援助隊に係る経費を含む経費実績 *2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
*3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

分野別の実績

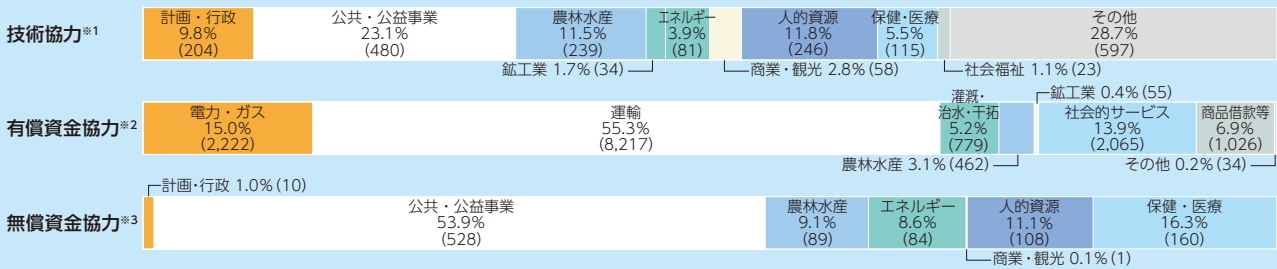
技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業23.1%、人的資源11.8%、農林水産11.5%、計画・行政9.8%の順となっています。
有償資金協力については、道路・鉄道などの運輸分野への協力実績が55.3%と多く、次いで電力・ガス15.0%

%、社会的サービス13.9%となっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が53.9%、次いで保健・医療16.3%、人的資源11.1%への協力の割合が高くなっています。

図表-11 分野別の実績構成比 (2016年度)

(単位: % / 億円)



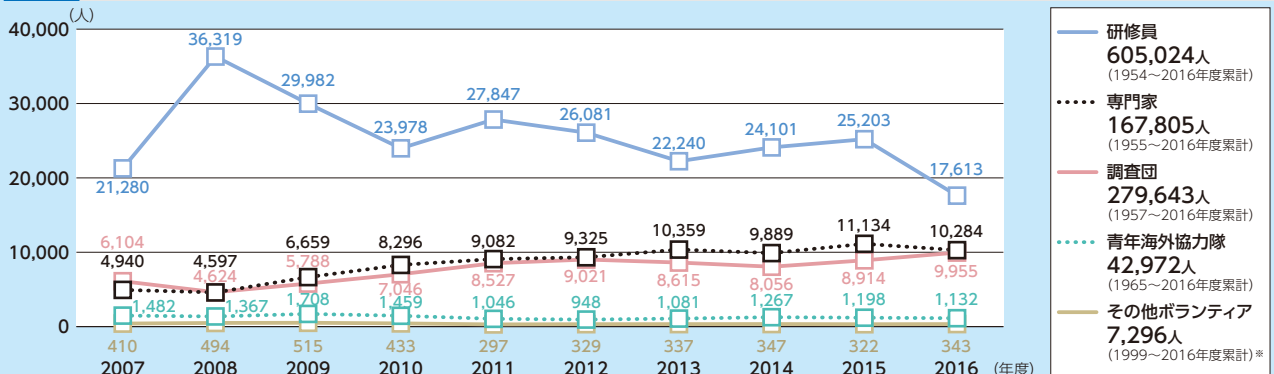
*1 ボランティア派遣、緊急援助隊に係る経費を含む経費実績 *2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
*3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

技術協力形態別の人数実績の推移

2016年度のJICA事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入(新規)が1万7,613人、専門家派遣(新規)1万284人、調査団派遣(新規)が9,955人、青年海外協力隊派遣(新規)が1,132人、その他ボランティア派遣(新規)が343人でした。この結果、累計では研修員受入60万5,024人(1954~2016年度)、専門家派遣16万7,805人(1955~2016年度)、調査団派遣27万9,643人(1957~2016年度)、青年海外協力隊派遣4万2,972人(1965~2016年度)、その他ボランティア派遣7,296人(1999~2016年度)*となっています。

2007年度以降の形態別人数実績の推移は、図表-12のとおりです。

図表-12 形態別の人数実績の推移 (累計)



* 内訳はシニア海外ボランティア、日系社会シニア・ボランティア、国連ボランティア、日系社会青年ボランティア。これらは1998年までは他の形態の実績として集計されています。
(注) 移住者送出国は1995年度で終了。1952~1995年度の累計は、73,437人です。

財務諸表の概要

一般勘定

1. 貸借対照表の概要

平成28年度末現在の資産合計は254,956百万円と、前年度末比2,943百万円増となっております。これは、有価証券の14,000百万円増が主な要因です。負債合計は168,652百万円と、前年度末比31,219百万円減となっております。これは、運営費交付債務の46,637百万円減が主な要因です。

(単位：百万円)

| 資産の部 | 金額 | 負債の部 | 金額 |
|----------|---------|--------------|----------|
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金及び預金 | 86,547 | 無償資金協力事業資金 | 145,895 |
| 有価証券 | 98,000 | その他 | 18,240 |
| その他 | 26,307 | 固定負債 | |
| 固定資産 | | 資産見返負債 | 4,053 |
| 有形固定資産 | 41,443 | その他 | 464 |
| 無形固定資産 | 604 | 負債合計 | 168,652 |
| 投資その他の資産 | 2,054 | 純資産の部 | |
| 資産合計 | 254,956 | 資本金 | |
| | | 政府出資金 | 62,452 |
| | | 資本剰余金 | △ 19,057 |
| | | 利益剰余金 | 42,909 |
| | | 純資産合計 | 86,304 |
| | | 負債純資産合計 | 254,956 |

2. 損益計算書の概要

平成28年度の経常費用は246,946百万円と、前年度比327百万円増となっております。これは、技術協力プロジェクト関係費が前年度比7,248百万円増となったことが主な要因です。経常収益は258,918百万円と、前年度比10,666百万円増となっております。これは、運営費交付金収入が前年度比22,963百万円増となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

| | 金額 |
|-----------------|---------|
| 経常費用 | 246,946 |
| 業務費 | 237,401 |
| 技術協力プロジェクト関係費 | 80,681 |
| 国民参加型協力関係費 | 15,776 |
| 援助促進関係費 | 22,118 |
| 事業支援関係費 | 28,996 |
| 無償資金協力事業費 | 79,246 |
| その他 | 10,584 |
| 一般管理費 | 9,451 |
| 財務費用 | 90 |
| その他 | 2 |
| 経常収益 | 258,918 |
| 運営費交付金収益 | 175,834 |
| 無償資金協力事業資金収入 | 79,246 |
| その他 | 3,838 |
| 臨時損失 | 45 |
| 臨時利益 | 24,190 |
| 運営費交付金精算収益化額 | 24,128 |
| その他 | 62 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 501 |
| 当期総利益 | 36,619 |

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2) より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

平成28年度末現在の資産合計は11,864,147百万円と、前年度末比285,842百万円増となっております。これは貸付金の増加159,889百万円が主な要因です。負債合計は2,381,801百万円と、前年度末比70,586百万円増となっております。これは債券の増加113,291百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

| 資産の部 | 金額 | 負債の部 | 金額 |
|------------------------------------|------------|-----------------------|------------|
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 貸付金 | 11,661,980 | 1年以内償還予定 財政融資資金借入金 | 188,060 |
| 貸倒引当金(△) | △ 165,531 | その他 | 44,366 |
| その他 | 282,319 | 固定負債 | |
| 固定資産 | | 債券 | 590,596 |
| 有形固定資産 | 8,607 | 財政融資資金借入金 | 1,552,259 |
| 無形固定資産 | 647 | その他 | 6,520 |
| 投資その他の資産 | | 負債合計 | 2,381,801 |
| 破産債権、再生債権、 更生債権その他 これらに準ずる債権 | 87,063 | 純資産の部 | |
| 貸倒引当金(△) | △ 73,484 | 資本金 | |
| その他 | 62,546 | 政府出資金 | 7,992,228 |
| 資産合計 | 11,864,147 | 利益剰余金 | 1,472,558 |
| | | 準備金 | 74,363 |
| | | その他 | △ 56,803 |
| | | 評価・換算差額等 | △ 56,803 |
| | | 純資産合計 | 9,482,347 |
| | | 負債純資産合計 | 11,864,147 |

2. 損益計算書の概要

平成28年度の当期総利益は74,363百万円と、前年度比28,399百万円減となっております。これは経常収益が173,483百万円と前年度比16,647百万円減となり、経常費用も99,105百万円と前年度比8,703百万円増となったことによるものです。経常収益は受取配当金が前年度比10,724百万円減、経常費用は貸倒引当金繰入が前年度比11,163百万円増となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

| | 金額 |
|-------------|---------|
| 経常費用 | 99,105 |
| 有償資金協力業務関係費 | 99,105 |
| 債券利息 | 6,116 |
| 借入金利息 | 18,633 |
| 金利スワップ支払利息 | 8,270 |
| 業務委託費 | 24,432 |
| 物件費 | 12,605 |
| 貸倒引当金繰入 | 21,961 |
| その他 | 7,088 |
| 経常収益 | 173,483 |
| 有償資金協力業務収入 | 172,676 |
| 貸付金利息 | 152,761 |
| 受取配当金 | 13,645 |
| その他 | 6,270 |
| その他 | 807 |
| 臨時損失 | 21 |
| 臨時利益 | 6 |
| 当期総利益 | 74,363 |

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2) より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

活動報告



地域別取り組み

中東・欧州

人道支援と復興支援、
対話を通じた地域安定化へ

協力実施国・地域

29カ国・地域

事業規模

1,327.46億円

→ P.50-53

東・中央アジア

地域連結性の強化と
産業多角化を通じた
持続的な経済発展に向けて

協力実施国

10カ国

事業規模

769.23億円

→ P.32-35

南アジア

環インド洋経済圏の中核として、
経済成長と平和で公正な
社会の実現に向けて

協力実施国

8カ国

事業規模

3,383.93億円

→ P.36-39

アフリカ

未来を共有する
パートナーとしてのアフリカ

協力実施国

48カ国

事業規模

1,156.96億円

→ P.46-49

JICAは日本政府の援助政策に基づき、また日々変化する国際情勢に柔軟に対応しながら、世界の150を超える国・地域を対象に事業を行っています。それぞれの国や地域が抱える課題にきめ細かに応えつつ、戦略的かつ効果的に支援を展開するために、下記の6地域に分けた体制により事業を実施しています。

中南米

最遠の地に親日国を。
経済基盤整備、
地球規模課題への対応と、
格差是正支援を通じて

協力実施国

33カ国

事業規模

331.31億円

→ P.40-45

東南アジア・大洋州

地域の連結性向上と
格差是正へ、経済基盤整備と
人材育成を通じた成長を

協力実施国

25カ国

事業規模

3,736.82億円

→ P.26-31

(注1) 協力実施国・地域は2016年度の実績。

(注2) 事業規模とは、2016年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、有償資金協力(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。

・複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

・東南アジア・大洋州、東・中央アジア、中東・欧州地域の合計金額には、JICAが調査団派遣を行った先進国分も含まれる。

東南アジア・大洋州

地域の連結性向上と格差是正へ、経済基盤整備と人材育成を通じた成長を



ミャンマー：ティラワ経済特別区(SEZ)の開業式。JICAはSEZ運営会社への出資、周辺インフラ整備、関連法制度整備、行政機関運営、環境社会配慮等、多面的にSEZを支援

重点課題と取り組み

地域の課題

- ▶ 東南アジアでは2015年12月にASEAN経済共同体が発足し、大きな節目を迎えた一方、依然として膨大なインフラ整備の必要があります。また、社会の成熟に伴う新たな開発課題も出ています。
- ▶ 大洋州地域では気候変動や環境問題への脆弱性が課題です。

2016年度の取り組み

- ▶ ASEANの掲げる物理的・制度的・人的連結性の強化への支援として、東西経済回廊・南部経済回廊の整備といったハードインフラ整備から、通関システムの電子化といった制度整備の協力まで幅広く取り組みました。
- ▶ 防災や気候変動対策といった国境を越えた課題への対応も実施しました。

今後の協力

- ▶ 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向け、質の高いインフラ投資、女性支援、留学等による人材育成等を通じた「質の高い成長」を目指します。
- ▶ 日本政府が表明したASEANにおける質の高いインフラパートナーシップや産業人材育成協力イニシアティブ、第8回太平洋・島サミットに向けた事業形成に力を入れます。

東南アジア

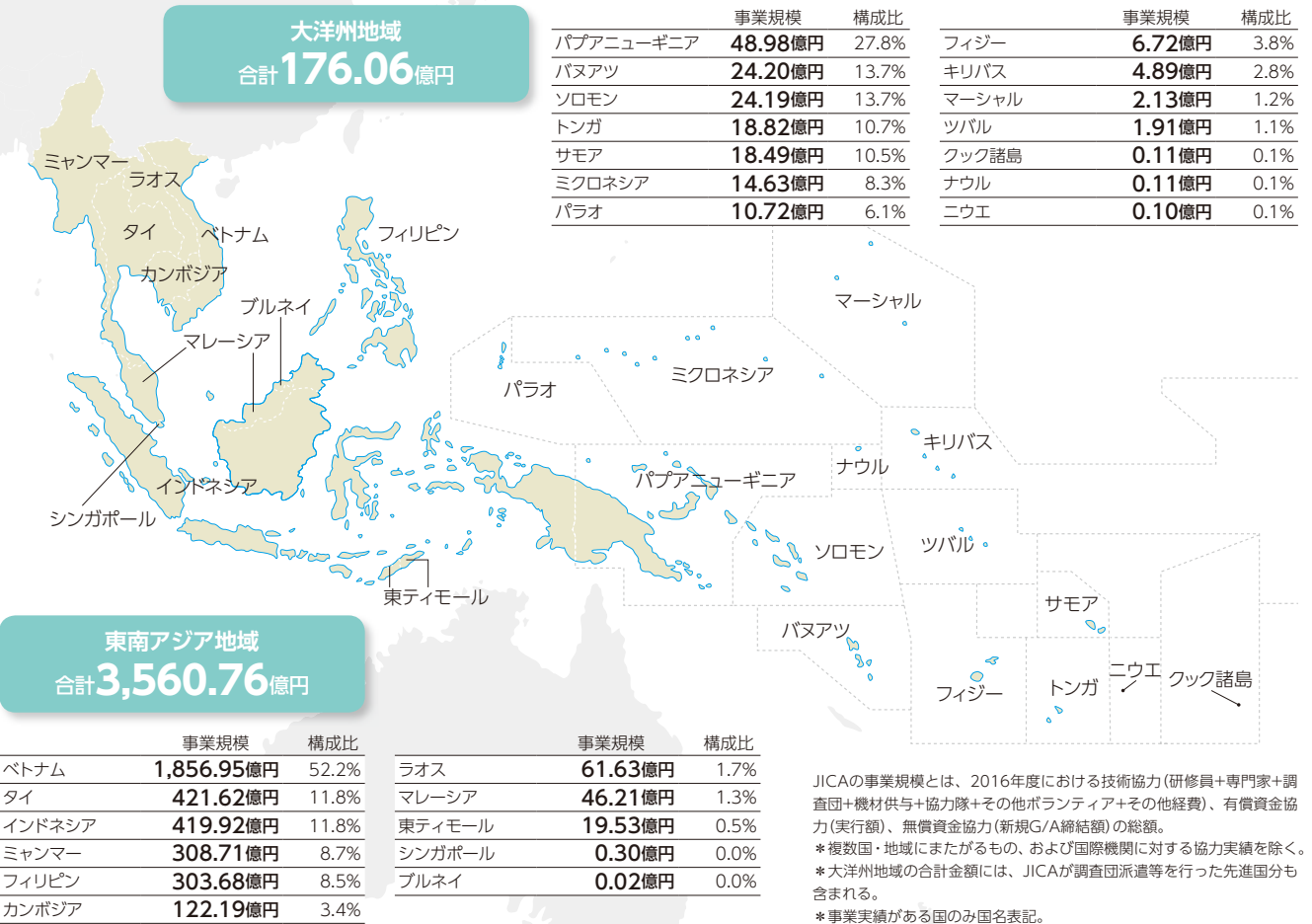
● 地域的取り組みの推進

東南アジア11カ国のうち、東ティモールを除く10カ国が加盟する地域協力機構である東南アジア諸国連合(ASEAN)は、2015年12月のASEAN経済共同体設立後も引き続き域内での関税撤廃やサービス・投資分野の自由化促進などを目指して、域内統合の深化に向けた取り組みを進めています。ASEAN諸国が発展し深化を遂げるためには、ハード、ソフトの両面でASEAN域内、ASEANと日本、ASEANと世界の「連結性」を強化する必要があります。

先発ASEAN諸国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイなど)は、いわゆる「中所得国のわな」*に陥らず持続的な成長を続けるために、産業の高付加価値化とともに、産業発展を支える人材育成を進める必要があります。また、後発ASEAN諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)においても、近年は経済回廊の整備が進み、その恩恵を享受して潜在成長力を

* 貧困状態から抜け出し、中所得水準を達成した国が賃金上昇などのため国際競争力を失い、経済成長が停滞する状態を指す。

東南アジア・大洋州地域におけるJICA事業規模 (2016年度)



発揮できる環境が整ってきています。今後、先発ASEAN諸国との格差縮小のため、高い経済成長を実現し国民生活の改善を進めることが必要です。

JICAは日本の各省、民間団体と共にASEANの連結性強化を支援するため官民合同タスクフォースに参加しており、ASEAN側との対話を通じ、連結性に関連した分野の各種政策やマスタープランの策定レベルから関与し、個別のインフラ開発事業やソフト面での投資環境改善、法制度整備などの支援を行っています。また、域内や各国内の格差是正に向け、後発ASEAN諸国における基礎教育やガバナンス、保健、農業、上水供給などの分野への支援のほか、南南協力・三角協力の推進を図っています。

東ティモールについては、持続可能な経済成長に向けた、運輸交通、上水など複数のセクターをまたぐ包括的な都市計画マスタープラン策定等に協力しています。

● 「質の高い成長」の推進

JICAは、拡大するインフラ整備のニーズに応えるため、また、雇用創出や社会サービスへのアクセスを通じた人々の生活改善や環境との調和など、持続的成長に貢献する「質の高い成長」のため、「質の高いインフラ」の整

備を推進していきます。

具体的には、民間資金の導入推進、国際機関や民間企業とのパートナーシップの強化、ライフサイクルコストや環境社会への配慮のほか、産業人材の育成、女性の能力強化、親日派リーダー育成・ネットワーク化などの多様な人材育成支援による、包摂的アプローチを踏まえた協力を推進しています。また、各案件形成過程における迅速化にも留意しています。

● 平和で安全な社会の実現

JICAはガバナンス強化、民主化の促進などに焦点を当て、ミャンマーの少数民族支援、ベトナムでの人身取引の水際対策など各国への支援のほか、法整備支援、海上保安能力強化など地域的な課題に向けた協力も行っています【→ P.62事例を参照ください】。

国別概況と重点課題

● インドネシア

インドネシアの実質GDP成長率は中国経済の減速、資源安を受けて減速が続いていましたが、2016年は

活動報告
地域別取り組み
課題別取り組み
さまざまな事業の取り組み

5.0%と回復基調にあり、政府支出の着実な執行と経済政策の推進を通じて、今後も堅調な推移が予測されています。同国の安定的な経済成長のためには、経済活動を支えるインフラ整備の促進や高度な知識・技術を有する人材の育成などを通じ、投資環境の改善と地域間格差を是正する必要があります。

JICAは、ジャカルタ首都圏の渋滞緩和を目的としたインドネシア初の地下鉄事業のほか、日本が高い技術を有する地熱発電による電源開発など、民間企業の知見やノ

ウハウを活用しつつ、インフラ開発に取り組んでいます。

また、海岸保全や灌漑施設・機材の整備のほか、自然災害多発国であるインドネシアに対して、災害対策、気候変動対策など、日本の経験を生かした地球規模課題への支援や地域開発、格差是正のための連結性強化、社会保障制度の強化も行っています。

● フィリピン

2016年のフィリピン経済は実質GDP成長率6.8%と、堅調な成長を続けています。他方、今後の持続的成長に向けて、インフラ投資の不足、自然災害の脅威、ミンダナオ島の和平プロセス長期化等の課題があります。

JICAは、①投資促進を通じた持続的経済成長、②脆弱性の克服、③ミンダナオ紛争影響地域における和平プロセス支援に重点を置いた協力を実施しています。具体的には、交通渋滞などの都市問題に対応するため、都市鉄道や道路など公共交通インフラの整備を支援しています。防災分野では、投資環境整備にも貢献する河川改修事業や予警報システムの整備を通じた、安全で強靱な国づくりに協力しています。ミンダナオ支援では、和平プロセス支援のための技術協力のほか、雇用・就業機会増加に向けた金融面からの民間経済活動の促進も支援しています。

● タイ

タイの一人当たりGNIは5,720ドル(2015年)で既に中進国となっていますが、持続的な社会・経済発展のためには、産業競争力の強化、高齢化対策、気候変動対策等に加え、連結性強化、格差是正などの域内共通課題への取り組みが必要です。

JICAは、3つの重点分野への協力を行っています。①「持続的な経済の発展と成熟する社会への対応」については、バンコク首都圏の都市鉄道網の整備支援を続けるとともに【→ 左事例を参照ください】、高齢化に対応した持続的な社会保障制度構築に向けた協力に取り組んでいます。②「ASEAN域内共通課題への対応」としては、関税制度や気候変動対策に関わる人材育成など幅広い協力を展開しています【→ P.58、87事例を参照ください】。③「ASEAN域外諸国への第三国支援」では、アフリカなどからの研修員を受け入れています。ASEAN内外への支援の拠点として、タイの重要性はますます高まっています。

● カンボジア

カンボジアは、堅調な経済成長を続け、2010年以降

事例

タイ

バンコク大量輸送網整備事業
(パープルライン) (I) (II)



日本式の都市鉄道支援で 交通渋滞緩和・都市環境改善に貢献

2016年8月、バンコク初となる郊外型都市鉄道、パープルラインが開業しました。首都バンコクのタオープンからチャオプラヤ川を渡り、バンコク北西のノンタブリ県バンヤイまで約23km・16駅をつなぐ高架鉄道で、円借款により建設されました。

同じく日本の支援で2004年に開業した地下鉄・ブルーラインでは、朝夕のラッシュ時に多くの乗客が並んで電車を待つ姿が見られ、バンコク市民の足としてすっかり鉄道が定着しています。パープルラインとブルーラインを乗り継ぐことで、郊外から都心部まで都市鉄道での移動が可能となります。

パープルラインの車両・システムや鉄道メンテナンス業務は日本企業連合が受注しています。バンコクの都市交通に日本製車両が初めて導入され、また、日本の鉄道事業者を含めた企業連合が海外での鉄道メンテナンス事業に参画する初めてのケースです。日本式の安全かつ快適なサービスがタイに根付いていくことが期待されます。

JICAは今後、鉄道インフラ整備といったハード面に限らず、バンコク首都圏の都市鉄道マスタープラン改定や駅周辺の開発計画に対する支援など、ソフト面の支援も行い、バンコクの交通渋滞緩和・都市環境改善に貢献していきます。



パープルライン駅での乗降の様子

【写真提供：東日本旅客鉄道株式会社、株式会社東芝、丸紅株式会社】

の実質GDP成長率は平均約7%、一人当たりGNIは1,070ドル(2015年)に達しています。一方、産業や生活の基盤となるインフラについてはまだ課題を抱えており、保健・教育の指標も改善傾向にあるものの、域内でも低水準の指標が多い状況です。

こうした課題を解決し、着実かつ持続可能な経済成長と均衡の取れた発展を実現するため、JICAは、①経済基盤の強化、②社会開発の促進、③ガバナンスの強化の3つを援助重点分野として、カンボジアの国づくりを支援しています。2016年度は、特に、カンボジア政府が2015年に策定・公表した「産業開発政策」に基づき、産業人材の育成などを支援しました。また、国道1号線や国道5号線、シハヌークビル港などの整備を通じ、ベトナム・ホーチミン市からタイ・バンコクに至る南部経済回廊の強化を支援し、メコン地域の連結性強化と経済発展に貢献しています。

● ラオス

ラオスでは、2020年の後発開発途上国からの脱却に向けて開発が進められています。

JICAは、2016年9月に日本・ラオス政府間で合意された「ラオスの持続的な発展に向けた日本・ラオス開発協力共同計画」に基づき、支援を実施しています。具体的には、①内陸物流の改善、空港整備、電力整備などによる「周辺国とのソフト・ハード面での連結性強化」、②基礎教育の強化、高等・職業教育の拡充、投資環境整備、農業振興などによる「産業の多角化・競争力強化、そのための産業人材育成」、③公共交通の改善、上水道整備、保健医療の質改善などによる「環境・文化保全に配慮した均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正」を支援しています。

加えて、不発弾除去、法制度整備、財政安定化などの横断的な課題にも取り組んでいます。特に財政安定化については、2016年に発足した新政権の喫緊の課題と認識されており、日本政府と共に支援に着手しました。

● ミャンマー

2016年3月にNLD政権が発足後、さらなる経済成長と国民生活の向上のための取り組みが進められています。JICAは2012年に作成された、日本政府の対ミャンマー経済協力量針に加え、2016年11月のスー・チー国家最高顧問訪日時に表明された「日本・ミャンマー協力プログラム」に基づき、新政権の国づくりを支援しています。

このプログラムでは、「地方と都市のバランスのとれ



ミャンマーテレビラジオ局(MRTV)で番組制作トレーニングを行うJICA専門家。2011年の民政移管後、MRTVは公共放送局へ移行し、正確・中立・公正な情報を届ける役割を担っている。JICAは公共放送局化へのプロセスの支援と、職員の能力強化を支援している

た発展」を目指し、農村インフラ、雇用創出、運輸、産業振興、エネルギー、都市開発、金融制度整備、通信、保健などから成る、9つの柱を設けています。運輸交通インフラの整備や電力施設の建設といったハード面だけでなく、それらを支える制度や技術の向上など、ソフト面でも支援をしています【▶ P.65事例を参照ください】。

また、2016年11月に両国政府の間で、青年海外協力隊派遣取極が締結され、JICAは初派遣に向けた準備を始めています。

● ベトナム

ベトナムは、過去30年間で目覚ましい発展を遂げ、一人当たりGNIは2015年に1,990ドルと中所得国の水準に達しました。貧困率は2014年に3%まで低下し、教育・保健指標も先進ASEAN諸国の水準まで改善しています。一方、中所得国化後の持続的発展のためには、さらなるインフラ整備や産業競争力の強化、環境問題・気候変動への対応、行政効率の改善なども必要です。

ベトナム政府は、早期に近代的な工業国になることを目指し、「インフラ整備」「経済・行政制度改革」「人材育成」を優先事項に挙げています。これに対し、JICAは、①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化を協力の柱とし、インフラ整備、国営企業や銀行セクター改革、大学教育・職業訓練の強化、都市環境の改善、気候変動対策、農業の高付加価値化、保健医療の改善、司法・行政機能強化など多くの分野で協力を実施中です【▶ P.30事例を参照ください】。

● 東ティモール

2002年に独立を果たした東ティモールは、紛争から

の復興期を脱し、開発段階に進んでいます。しかし、国家収入の大半は石油・天然ガスに依存している状況です。喫緊の課題は、こうした資源収入への過度な依存からの脱却に向けた、産業の多様化と雇用機会の創出であり、また、それらを実現するための人材育成です。

JICAは、①産業基盤整備、②農業・農村開発、③政府・公共セクター機能強化の3つの協力プログラムを設定し、産業振興のための基盤づくり、農村経済の活性化、

ASEAN加盟を見据えた政府の能力強化および人材育成を支援しています。具体的には、道路をはじめとする運輸交通インフラの整備、高度産業人材の育成、農村経済振興のための技術協力・政策提言、政府の開発計画策定・実施能力向上のための技術協力などを行っています。

● マレーシア

マレーシアは、2016年の実質GDP成長率は約4.2%と資源安の影響による減速が続いていますが、2020年の先進国入り(一人当たりGNI 1万5,000ドル以上)を目標に、労働生産力の拡大による持続的な経済成長と、環境保全や社会的弱者支援との両立による調和ある発展を目指しています。

これに対しJICAは、①先進国入りに向けた均衡の取れた発展と両国の互惠関係に貢献する支援、②地域共通課題への対応、③東南アジア地域を超えた「日本・マレーシア開発パートナーシップ」の視点からの協力を実施しています。具体的には、産業界が求める人材の育成や科学技術の応用に向けた高等教育・産業人材育成、社会的弱者の保護、環境・防災分野での協力等に対する支援を行っています。また、南南協力にも力を入れています。

● シンガポール

シンガポールとは「日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム」を共同で実施し、ASEAN諸国を中心に大洋州、アフリカ、中東地域等の開発途上国に対して、日本・シンガポール双方の講師から、両国の知見を学べる研修を提供しています。1994年度から2016年度までに約370コースを実施し、95カ国から約6,600名の研修員を受け入れました。2016年度は、日本の支援を踏まえてシンガポールが独自に発展させた交番制度や生産性向上プロジェクトに加え、ASEANの税関手続き改善、海上安全管理、災害リスク削減などの研修を行いました。

大洋州

JICAは、大洋州島嶼国14カ国を支援しています。これらの国々は、言語も多様で独自の文化や習慣を持ち、開発状況も異なる一方、島嶼国特有の「狭小性」「隔絶性」「遠隔性」に起因する共通の課題も抱えています。そのため、各国の優先課題の克服に向けた協力と並行して、島嶼国共通の課題に対応する複数国を対象とした広域協力も実施しています。また、日本国内の島嶼県である沖縄

事例

ベトナム
通関電子化支援を通じた
ビジネス環境整備の取り組み



日本の先端IT技術で 通関手続きの効率化を実現

ベトナムは近年約6%の経済成長を継続し、外国直接投資の増加に伴う輸出入件数も大幅に増加傾向にあることから、輸出入・通関手続きの効率化が喫緊の課題でした。

そこで、日本の輸出入・港湾関連情報処理システムの技術(NACCS)を活用し、ベトナムの通関ITシステム(以下「VNACCS」)を無償資金協力「税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画」により開発し、2014年6月に全国の税関への導入が完了しました。その結果、現在、約6万6,000の輸出入者がVNACCSを利用し、99%の輸出入申告がVNACCSを通じて行われています。

VNACCSの導入にあたっては、税関分野の法制度整備、ベトナム税関総局の人材育成や体制整備を技術協力「通関電子化促進プロジェクト」(2012～2015年)を通じて支援。さらに、2015年には「VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト」を開始し、VNACCSの一層の活用や安定運用・維持管理を支援しています。

これらの協力を通じて、通関手続きの所要時間が1件当たり15分から1～3秒(簡易検査の場合、2010年と2014年の比較)に短縮されるなど、ビジネス環境の整備やベトナムに進出する日本企業にも貢献しています。



VNACCSを使用した通関関連手続きを行う税関職員(ピンズオン税関)

の知見を活用した協力も実施しています。

● 環境管理

国土の狭い大洋州の島々では、ごみ問題が深刻です。JICAは太平洋地域環境計画(SPREP)と連携して、持続的な廃棄物管理のための地域レベル・国レベルの体制整備を支援しています。

また、近年は、水産資源の乱獲や沿岸域の開発など複合的な要因による沿岸生態系の劣化が進んでいます。JICAは、バヌアツやソロモンでの沿岸資源管理に関する協力のほか、日本国内の大学・研究機関と連携し、パラオ国際サンゴ礁センターの研究・維持管理能力の強化を支援しています。

● 防災・気候変動対策

多くの離島を抱える大洋州島嶼国は、サイクロンや洪水、地震・津波など頻発する自然災害に脆弱です。JICAは、フィジー気象局を拠点とする域内の気象人材育成事業や、SPREPとの連携による「太平洋気候変動センター」の設立支援および域内の気候変動対策実務者の育成支援を実施しています。これらを通じて、地域レベルの災害早期警報システムの構築と気候変動対策の計画策定・実施能力の向上に取り組んでいます。

● 運輸インフラ整備

国土が広大な海域に分散する大洋州の国々にとって、人や物資を運ぶ運輸インフラはまさにライフラインといえます。JICAは、大洋州各国に対する資金協力を通じた空港や道路・橋梁、港湾・貨客船の整備をはじめ、広域アドバイザーによる船舶や港湾施設の維持管理に関する技術支援を行っています。

● エネルギー安定供給

資源エネルギーの乏しい大洋州各国では、国際燃料価格の影響を受けやすいディーゼル発電への依存を減らし、再生可能エネルギーをどう安定的に導入するかが課題となっています。JICAは、各国への資金協力と地域レベルでの技術協力を通じて、電力システムの安定化とディーゼル発電の効率的な運用を図りつつ、再生可能エネルギーの最適な導入を促進する支援を展開しています。

● 社会サービスの向上

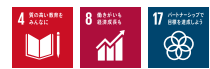
大洋州地域におけるJICAの保健分野での取り組みはこれまでマラリアなど感染症対策支援が中心でしたが、

近年の生活習慣病などへの疾病構造の転換に伴い、2015年度より生活習慣病対策やヘルス・プロモーションに重点を置いた技術協力に移行しています。

教育分野では、遠隔地や離島における教育機会の拡大を目指して、域内12カ国で構成する南太平洋大学(USP)に対する無償資金協力や技術協力により、ICTセンターの整備や情報通信分野の人材育成などを行っています。

事例

大洋州地域14カ国
太平洋島嶼国リーダー教育支援
プログラム



日本への留学、インターンシップで 未来のリーダー育成に貢献

2015年5月に開催された第7回太平洋・島サミットにおいて、わが国と大洋州各国の首脳との間で合意された7つの支援分野に関し、行政官の育成を目的とした「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム(Pacific-LEADS: Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State)」の創設が宣言されました。

このプログラムでは、各国の将来を担う若い世代の行政官等に、日本での修士課程の教育に加えて、省庁や地方自治体等でのインターンシップの機会を提供しています。プログラム終了後、自国に戻った行政官たちは日本で得た専門知識を生かして開発課題を解決し、また、親日派・知日派として日本との関係深化に貢献することが期待されています。

2016年からの3年間で、14カ国から合計100名を受け入れる予定です。2016年8月には、第1陣としてパプアニューギニア、ソロモン、バヌアツ、フィジー、キリバス、サモア、トンガ、パラオ、マーシャル、ミクロネシアの10カ国から計41名の研修員が来日し、現在、北は北海道から南は沖縄まで18大学20研究科の修士課程に在籍中です。第2陣も40名以上の研修員が来日予定です(2017年5月現在)。



集合研修を受講する研修員

東・中央アジア

地域連結性の強化と産業多角化を通じた持続的な経済発展に向けて



モンゴル：遊牧を守る獣医師の育成へ、馬の治療法を指導するJICA専門家(獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト)

重点課題と取り組み

地域の課題

- ➔ 資源に恵まれない低所得国では基礎的な社会サービスの不足が、またその他の資源に恵まれている国では経済格差の拡大や資源価格に左右される経済の脆弱性が課題です。
- ➔ 内陸国が多く、域内外の連結性向上が重要です。
- ➔ 市場経済移行国が多く、国際的な視野を持った人材が必要とされています。

2016年度の取り組み

- ➔ モンゴルでは持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて、2030年までの長期開発計画が国会採択されたことを受け、同計画推進のために政府関係者の日本への招へいや、開発政策に関する調査を実施しました。
- ➔ 2015年の安倍首相の中央アジア歴訪を踏まえ、産業人材育成、連結性強化など、地域横断的な課題への取り組みや各国の経済社会状況に応じた支援を進めました。

今後の協力

- ➔ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成を重点領域として協力を進めます。
- ➔ 特に、産業多角化の基礎となる産業人材育成等の支援を進めます。ガバナンス強化については財政、政策・制度面での人材育成を支援します。
- ➔ 域内外の連結性や国内格差の是正に配慮しつつ、質の高いインフラ整備を支援します。

東アジア

● 中国

中国に対するODAでの開発支援は既に一定の役割を果たし、その大部分を占めていた円借款、JICAが実施する無償資金協力について新規供与は終了しました。

そのような状況の下、JICAは政府方針に基づき、日中両国が直面する共通の課題であり、日本国民の生命や安全にも影響する、例えば、わが国への越境公害、感染症、食品の安全などの分野に絞り支援を実施しています。また、技術協力については、新しい日中協力のあり方として、日中双方が適切に費用を負担する方法を段階的に実施しています。

● モンゴル

2012年4月に公表された国別援助方針に示された以下の3分野を重点課題として、協力の選択と集中を推進しています。

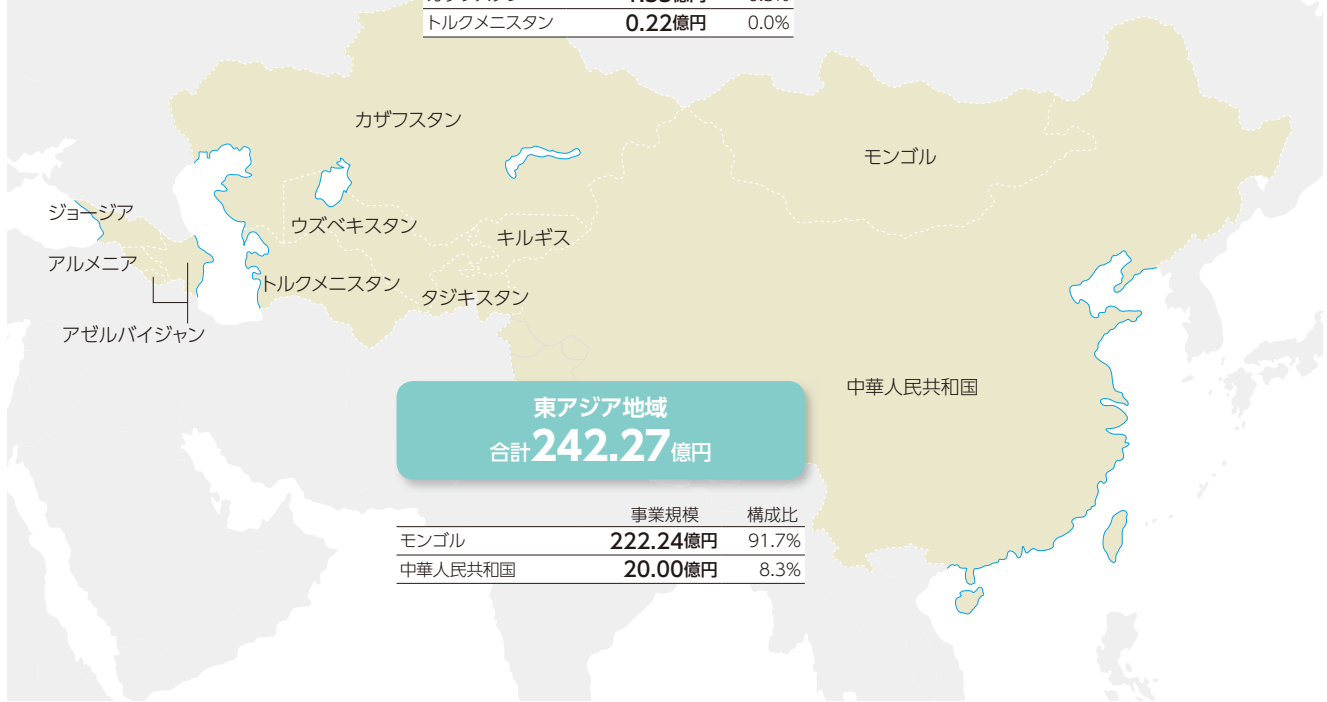
① 鉱物資源セクターの持続可能な開発とガバナンスの強化：モンゴル経済の鍵を握る鉱物資源の持続可能な開発のための制度整備や人材育成、資源収入の適正管理

東・中央アジア地域におけるJICA事業規模 (2016年度)

中央アジア・コーカサス地域
合計**526.96**億円

| | 事業規模 | 構成比 |
|----------|----------|-------|
| ウズベキスタン | 388.98億円 | 73.8% |
| アゼルバイジャン | 50.55億円 | 9.6% |
| タジキスタン | 33.49億円 | 6.4% |
| キルギス | 29.48億円 | 5.6% |
| ジョージア | 18.03億円 | 3.4% |
| アルメニア | 4.66億円 | 0.9% |
| カザフスタン | 1.55億円 | 0.3% |
| トルクメニスタン | 0.22億円 | 0.0% |

JICAの事業規模とは、2016年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、有償資金協力(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
*複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
*東アジア地域の合計金額には、JICAが調査団派遣等を行った先進国分も含まれる。
*事業実績がある国のみ国名表記。



活動報告

地域別取り組み

課題別取り組み

さまざまな事業の取り組み

に資する制度整備など。

- ②すべての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援：産業構造の多角化を見据えた中小・零細企業を中心とする雇用創出や基礎的社会サービス(教育、保健、社会保障)の向上など。
- ③ウランバートル都市機能強化：首都ウランバートル市のインフラ整備と都市計画・管理能力の向上、環境対策など。

また、モンゴルでは開発政策計画が策定されるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)に沿い、2030年までの長期開発計画となる「モンゴル国持続可能な開発ビジョン2030」が2016年2月に国会採択されました。同計画では、①農牧業等の産業振興を含む持続可能な経済開発、②すべての人々が恩恵を受ける成長等を目指す持続可能な社会開発、③持続可能な自然環境、④持続可能な開発のためのガバナンスの4つの観点から、各分野における開発の方向性が規定されており、2016年7月に誕生した新政権では、この計画の実現に向け、各種政策の策定が進められています。

2017年3月には、日本との間で、「戦略的パートナー

シップのための日本・モンゴル中期行動計画(2017-2021年)」が署名され、一層の互惠関係を目指すべく、各分野での経済協力が合意されました。JICAはこれまでの協力成果を着実に発展させつつ、両国間の中期行動計画やモンゴル政府による国家開発の方向性に基づき、健全なマクロ経済運営、産業多角化の推進、環境対策、地域開発戦略の強化など、顕在化する課題への対応を見据え、中長期の協力の方向性について検討を進めています【→ P.34事例を参照ください】。

中央アジア・コーカサス

JICAは、中央アジア・コーカサス地域での地域内協力や民主化・市場経済化促進に注力し、電力や運輸等の経済インフラ整備や、市場経済化促進に向けた人材育成等を重点に協力を展開しています。

● ウズベキスタン

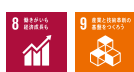
ウズベキスタンは旧ソ連からの独立後、漸進的な市場経済化路線を取り、堅調な経済成長を続けてきました。天然ガスや金などの天然資源や綿花の輸出を中心とする

単一的な経済構造から脱却し、持続的な経済成長を実現するため、民間セクターの活性化や国内産業の多角化・高度化に力を入れています。

JICAは「経済成長の促進と格差の是正に向けた支援」を基本方針に、①火力発電所の近代化をはじめとする電力セクターや運輸セクターにおける経済インフラ整備【▶ P.35事例を参照ください】、②日本センターを通じたビジネス人材育成など、民間セクターの発展に貢献する人材

事例

モンゴル
投資環境・促進にかかる
情報収集・確認調査



『モンゴル ビジネス環境ガイド 2017年版』を作成

初めての経済連携協定(EPA)がわが国との間で2016年6月に発効し、日本からの投資誘致に期待が高まる国、モンゴル。資源輸出に依存してきた同国では、産業構造の変革に向け、民間セクター開発の重要性が増えています。

JICAは日本企業の進出・投資がその原動力につながると考え、基礎情報収集・確認調査を実施。

産業動向や民間セクター開発の方向性を検証した同調査の一環として、ビジネス環境ガイドを作成しました。ガイドブックでは、農畜産品加工、観光サービス、再生可能エネルギーなど、100以上に及ぶモンゴル企業・機関へのインタビュー結果を集約し、日本企業にとって参入可能性のある事業を特定しました。

これら成果の発表のため東京と大阪で開催したセミナーには、150名近くの企業関係者が参加し、関心の高さが伺えました。今後、JICAは本ガイドブックをツールの一つとして、モンゴル日本人材開発センターを拠点とした両国間のビジネス交流を促進していきます。

*ガイドブックはJICAウェブサイトでご覧いただけます。



東京で開催したセミナーでは多くの企業関係者が調査報告に聞き入った

育成や制度構築に対する支援、③農村部の所得向上につながる農業インフラの改善や保健医療の充実を重点分野として協力を展開しています。

● カザフスタン

世界第2位の埋蔵量を誇るウランをはじめ豊富な資源を有するカザフスタンは、資源依存型経済からの脱却を目指し、均衡の取れた持続的経済成長を実現するために産業の多角化に力を入れています。

JICAでは「経済開発と社会開発のバランスの取れた国造り支援」を基本方針に、中小企業振興や防災など日本の知見や技術を有効に活用できる分野を選んで事業を実施しています。また、発展著しいカザフスタンは、援助国としての役割を果たすべく援助実施体制の整備を進めており、JICAは援助機関設立に向けた職員的能力強化への支援を展開しています。

● タジキスタン

タジキスタンは、アフガニスタンと長い国境を接し、中央アジアと南西アジアを結ぶ地政学的に重要な地域に位置していますが、独立後の内戦の影響や資源に乏しいことなどから経済発展に後れを取っています。政府は2016年に改訂した国家開発戦略(NDS)に基づき、経済・社会の安定化と構造改革や国民の生活水準の向上に努めています。

JICAは「持続的な経済・社会発展が可能な国づくり支援」を基本方針に、①アフガニスタンに隣接するハトロン州を中心とした農村開発および基礎的社会サービスの改善、②中央アジアと南アジアの連結点における運輸インフラ整備を重点に支援しています。

● キルギス

山岳国のキルギスは旧ソ連からの独立後、中央アジアのなかでもいち早く市場経済化を推進してきましたが、金以外に有力な輸出品がないこともあり、安定した経済成長の軌道に乗りきれずにいます。

JICAは「民主主義の定着を後押しする持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を基本方針に、①運輸インフラ整備、②農業・ビジネス振興を重点分野とし、道路・橋梁の改修や道路行政・維持管理能力強化、一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興、農業振興、日本センターによるビジネス人材育成などの支援を展開しています。

● トルクメニスタン

トルクメニスタン経済を支えているのは、豊富な埋蔵量を有する天然ガスであり、近年はその輸出を通じて欧米や近隣諸国との関係強化を進めています。JICAは主に、トルクメニスタン政府職員が運輸交通、保健医療、農業開発、中小企業育成などの分野で日本の経験を学ぶ研修事業を通じて、同国の経済や社会の発展を支援してきています。2013年9月、両国政府間で技術協力協定が署名され、同国初の技術協力プロジェクトとして、2017年に地震観測の協力が開始される予定です。

● アゼルバイジャン

豊富な石油・天然ガスを有するアゼルバイジャンは、近隣国や欧州諸国向け資源輸出を通じて国際的地位を高めていますが、昨今の国際的な原油価格の下落への対応に加えて、持続的な経済成長のための産業多角化が課題です。

JICAは、①経済成長の維持に不可欠な経済・社会インフラの更新、②産業発展を支える人材育成を重視しており、首都バクー近郊での発電所建設や地方都市での上下水道整備への協力、さらには、保健医療、中小企業育成や防災などの分野での研修などを実施しています。

● アルメニア

アルメニアは旧ソ連から独立後早くから市場経済化改革を打ち出し、1991年にはCIS諸国(バルト三国を除く旧ソ連諸国)で初めて土地の私有化を行ったほか、国営企業の民営化など改革努力を進め、2003年には世界貿易機関(WTO)への加盟を果たすなど、自由貿易体制の整備を着実に進めています。一方で、GDPの約6割が首都のエレバンに集中しており、都市部と地方部の地域間格差が大きく、農村部における貧困率が上昇しています。加えて、旧ソ連時代に整備されたインフラは老朽化が進んでおり、活断層が多く地震多発国であることから、インフラ整備や防災対策の強化が課題となっています。

JICAは、「均衡の取れた持続的な経済成長の達成」を基本方針に、①経済インフラ、②地域開発、③防災対策の強化を中心に支援しています。

● ジョージア

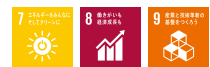
アジアと欧州の結節点に位置するジョージアは、その地理的優位性を生かしてコーカサス地域の物流拠点としての競争力を高めることを優先課題としています。また、近年、民主化、市場経済化を進めることにより、外国企

業の投資誘致に積極的に取り組んでいるものの、国内における輸出産業の育成が課題とされています。

JICAは、①経済成長の促進の基盤となる経済インフラの整備、②社会の安定に寄与する民生の安定を重点分野とし、同国経済の生命線である東西ハイウェイの整備への協力に加え、農業や観光セクターでの付加価値向上による地域産業振興や、ビジネス環境の整備に関する研修などを通じて支援しています。

事例

ウズベキスタン
電力分野における包括的な協力



停電のない暮らしを ハード・ソフト両面から支援

ウズベキスタンにおける電力の安定供給を支援するため、JICAは複数の協力スキームを組み合わせる包括的な協力を展開しています。

ウズベキスタンでは、旧ソ連時代に建設された発電設備の老朽化が進み、電力供給の不安定化や環境への影響が深刻な課題となっています。そこでJICAは、円借款により、ウズベキスタン各地の老朽化したガス火力発電所の更新や新しい発電所の建設を支援しています。そのうち、同国南部のタリマルジャン火力発電所は2016年度より運転を開始し、国内だけでなく、アフガニスタン等の近隣国に対しても電力を供給しています。

これらの発電所には、低コストで高効率の発電が可能なコンバインドサイクル発電プラント(CCPP)が新たに導入されました。しかし、最新の発電設備を運営・維持管理できる人材が不足しているため、JICAは技術協力により、発電所の技術者を対象とした研修センターの研修体制の整備を支援しています。その一環として、2017年2月に同国の技術者など約10名が本邦研修に参加し、約1カ月の間、各地の発電所や機器メーカーへの訪問を通じて、日本の発電事業や機器に対する理解を深めました。



ウズベキスタンの中核発電所であるタリマルジャン火力発電所

南アジア

環インド洋経済圏の中核として、経済成長と平和で公正な社会の実現に向けて



スリランカ：灌漑改修拡張事業の対象地域の学校で、バナナ生産農家の子どもたち【写真：谷本美加】

重点課題と取り組み

地域の課題

- ➔ 近年、南アジアの経済規模が著しく拡大するなか、1日1.9ドル未満で生活する世界の貧困層の3人に1人が依然としてこの地域に暮らしています。
- ➔ 貧困対策と経済格差の是正が喫緊の課題であり、国民全体の生活水準向上のため、包摂性を伴う「質の高い成長」が必要です。

2016年度の取り組み

- ➔ インドでの高速鉄道に関する政府間協議の推進など、「質の高いインフラ投資」「質の高いインフラパートナーシップ」推進に向けた取り組みを進めました。
- ➔ パキスタン・アフガニスタンでのポリオ撲滅への取り組み、ネパール震災復興への包括的支援や気候変動対策に加え、平和で安全な社会の実現にも取り組みました。

今後の協力

- ➔ 南アジア地域内および他地域との連結性強化、産業競争力強化、投資環境整備を含め、「質の高い成長」と貧困削減への支援を進めます。
- ➔ 平和で公正な社会の実現を目指し、ガバナンスの強化やジェンダー平等、人材育成、脆弱な人々への支援を強化します。
- ➔ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)*1、「仙台防災枠組 2015-2030」を推進する協力を進めます。

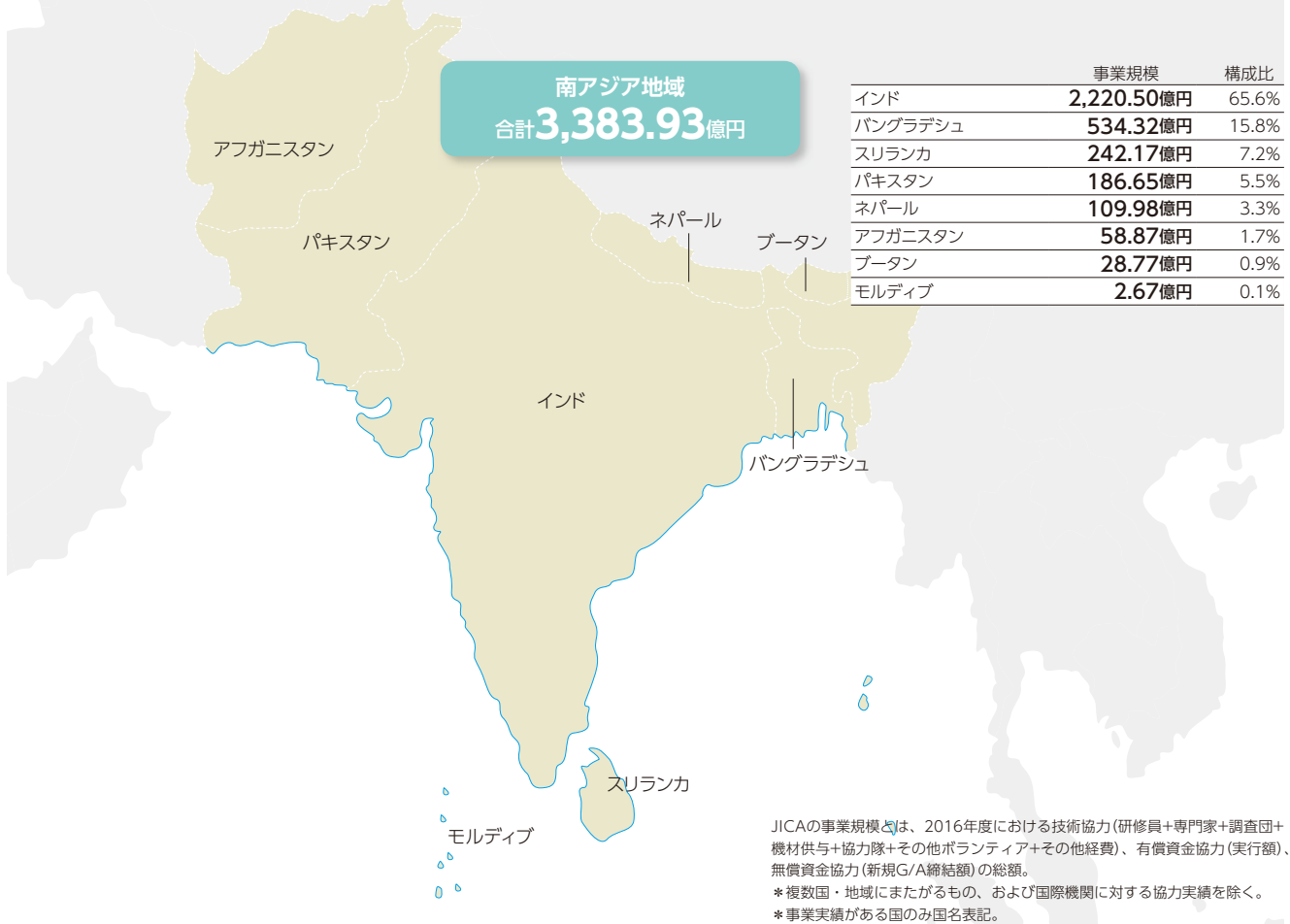
南アジア地域は、欧州と同程度の面積に16億人もの人々が暮らし、宗教・民族・文化・言語などで多様性に富んでいます。環インド洋の中核に位置し、大きな成長の可能性を有する一方、成長に伴う所得格差や宗教間対立、さらには自然災害などの不安定さも抱えています。南アジア地域の安定と発展はアジア全体の安定と発展に不可欠であり、JICAは「人間の安全保障」の視座を持ち、各国固有のニーズに応じた協力を展開するとともに、環インド洋経済圏を意識し、国や地域の連結性を強化する協力を推進しています。

JICAはこの地域への支援において、「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向け、以下3点の重点課題を設定しています。

①「質の高い成長」と貧困削減への支援

貧困削減は域内各国の共通課題です。JICAは運輸、電力、上下水道等のインフラを整備するとともに、制度の改善や日本企業との連携を推進し、地域の経済成長を後押ししています。あわせて、社会開発分野では、社会的弱者や貧困層に配慮し、地域格差の是正に取り組んでいます。

南アジア地域におけるJICA事業規模 (2016年度)



② 平和で公正な社会の実現

アフガニスタン、パキスタン両国のほか、復興期から開発段階に移行しているスリランカ、国づくりの途上にあるネパールでは、平和と安定を目指した支援に取り組んでいます。また、ジェンダー平等や脆弱な人々への支援、人材育成に取り組んでいます。

③ 地球規模の課題やダウンサイドリスクへの対応

パキスタンとアフガニスタンでのポリオ根絶に向けたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)^{*1}の推進、ネパール地震復興支援等での「仙台防災枠組 2015-2030」の実現を目指した協力を進めます。

国別概況と重点課題

● インド

インドは2022年には世界一の人口大国となると予測され、2017年の実質GDP成長率が7%台後半を維持する見込みとなるなど、今後の世界の安定と繁栄に大きな影響を及ぼす重要な国です。2016年11月にもモディ首相が訪日したとおり、毎年首脳会談を行う良好な日印関

係が堅持されています。

インド政府は、製造業発展により1億人の雇用創出を目指す“Make in India”等の政策を展開するとともに、日印特別戦略的グローバルパートナーシップでも言及されている女性のエンパワーメント等にも取り組んでいます。これに対してJICAは、産業回廊開発の支援^{*2}や投資促進プログラムローンの供与等を通じ、政策・制度改善への支援や、民間セクターの参画を促す投資環境改善を推進しています。また、灌漑施設運営への女性の参加促進を図る円借款「ラジャスタン州水資源セクター生計向上事業」の実施を2016年度に決定するなど、ジェンダー主流化や社会開発にも取り組んでいます【➡ P.38事例を参照ください】。

● ブータン

ブータンはヒマラヤ山脈の東端に位置する人口約78

^{*1} 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

^{*2} 「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」および「チェンナイ・パンガロール産業回廊構想」。前者は、デリーとムンバイの間に、貨物専用鉄道(円借款にて支援)を敷設するとともに、周辺に工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備する日印共同の地域開発構想。後者は、チェンナイ、パンガロール周辺地域の著しい経済発展を受けて、日印両政府がデリー・ムンバイ間産業大動脈構想に続く産業回廊として推進する包括的な開発構想。

万人の内陸国で、「国民総幸福量(GNH)」を基本理念に掲げ、国民が幸福に暮らせる社会を目指しています。2015年の実質GDP成長率は6.5%と、豊富な水資源を生かした水力発電により経済成長を遂げる一方で、農作物と都市部の生活水準の格差が大きいなど課題も多く、JICAは、①農業・農村開発、②地方部の基礎インフラ整備、③雇用創出につながる産業振興の基盤づくり、④環境・気候変動対策などの支援を展開しています。

事例

インド
オディシャ州森林セクター開発事業
(フェーズ2)



インド森林事業、新たなステージへの挑戦を円借款でサポート

JICAは、貧困層の生活基盤を強化しつつ森林生態系の保全を進めるため、円借款事業を通じ、行政と住民が一体となって森林管理を行う「共同森林管理(JFM)」モデルを展開し、インドの持続的・包摂的な社会経済の発展を支援しています。

インドでは、人口増加により、森林資源に依存する伝統的な生活様式が森林の負荷となり、森林劣化が生じています。JICAは、25年にわたり円借款事業を通じて各地の森林保全を進めてきました。

2006年には、貧困率が特に高いオディシャ州で本事業のフェーズ1を開始。JFMモデルにより、森林の質の大幅な改善と貧困削減に貢献しました。州政府はこの成功から、自らの予算で類似プログラムを開始しました。この活動を地域横断的に展開するため、JICAは円借款フェーズ2を実施します。

フェーズ2では女性グループの生計向上活動をスケールアップするため、新たに金融面の支援や生産物の販路を増強する計画です。SATOYAMAの概念に基づく生物多様性の保全にも取り組みます。これらの取り組みを通じ、1,200村でJFMを展開し、5,700haの植林、家計収入の15%向上を目指します。オディシャ州の挑戦の成果が州境を越え、全国に広がるのが期待されています。



フェーズ1での生計向上活動(かご作り)。フェーズ2では支援を拡充する

● アフガニスタン

不安定な治安情勢を踏まえ、最大限の安全対策を講じながら、経済成長と民生の安定化に貢献する事業を展開しており、農業・農村開発、保健医療・教育、インフラ整備を重点分野としています。農業・農村開発では、稲作や灌漑施設の維持管理能力向上への支援を中心に、また、識字教育、特別支援教育、感染症対策、母子保健等、保健医療・教育分野での支援を進めています。さらに、国の将来を担う中核人材の育成に向け、行政官や大学教員最大750人を日本の大学院に受け入れる「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(PEACE)」も実施中です。また、国際機関と密接に連携し、支援が届きにくい地域へ支援を広げる試みも行っています。

● パキスタン

パキстанは、約1億9,000万人の人口を有する世界第6位の人口大国です。2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、地域全体の平和に果たす役割も注目され、同国の安定と発展が国際社会でも一層重要視されています。豊富な労働力を抱え、経済市場としての高い可能性がある一方、不安定な政治・治安状況や直接投資の不足等によって経済成長率が伸び悩んでおり、依然として国民の約5割弱の人々が1日1.9ドル未満で生活する貧困状態にあるなどの課題を抱えています。

JICAは、「雇用創出を伴う経済成長」を長期的な目標に位置づけ、特に成長を阻む要因となっている電力不足の解消や、輸出の6割を占める農産品の付加価値化を目的とした支援に注力しています。また、成長の前提となる「社会の安定」を促進するため、ポリオなどの感染症対策、教育格差の是正に向けた事業を実施中です。

● スリランカ

スリランカは人口2,099万人のインド洋に浮かぶ島国です。2009年に26年間続いた内戦が終結以降、平均5.3%の実質GDP成長率を維持するなど安定した経済成長を遂げ、中進国入りが目前とされています。堅調な経済成長の一方、財政収支と国際収支は慢性的な赤字であり、さらなる経済成長のためには、財政健全化やガバナンス向上を含むマクロ経済環境の安定に加え、国際的なバリューチェーンと国内産業の統合や海外直接投資促進のための環境整備等、産業競争力の強化が急務です。また、急速に進む都市化、都市と地方部の格差解消、防災などの課題に向けた取り組みも必要となっています。

JICAは上記ニーズを踏まえ、運輸交通・電力・上下

水道などの基礎的なインフラ整備、民間セクター振興のための政策的な支援のほか、後発開発地域の生計向上など、スリランカの持続的な経済成長に貢献する協力を実施しています【→ 右事例を参照ください】。

● モルディブ

モルディブは約1,190の小島から成る、人口41万人の国です。一人当たりGNIは6,950ドル(2015年)と南アジアでは最も高い水準ですが、同国の経済は観光業と水産業を主要産業としており、自然災害や世界経済の景気動向などに対する脆弱性を有しています。JICAは地場産業育成、環境・気候変動対策・防災を重点分野とし協力を実施しています。

● バングラデシュ^{※3}

人口約1億6,000万人を擁するバングラデシュは、過去10年間で年平均6%超の経済成長を続け、2014年には一人当たりGNIが1,000ドルを超えました。政府は2021年までの中所得国入りを目指して掲げており、安価で豊富な労働力と潜在的な市場規模などから、近年、投資先としても注目されていますが、電力、運輸交通など基本インフラの不足が大きな課題となっています。

JICAはこうしたニーズを踏まえ、経済成長を加速させるため、発電所、都市鉄道、道路網や橋梁、上水道等のインフラや、投資環境改善のための経済特区などの整備を支援しています。一方で、サイクロン、洪水、地震等の自然災害や、人口の約25%を占める貧困層など、社会の脆弱性克服も重要な課題であり、防災、教育、保健医療、農村開発や行政能力向上などの支援も実施しています。

● ネパール

ネパールは南アジアにおける最貧国の一つです。約10年に及び内戦状態を経て、2006年11月に包括和平合意が成立以降、和平プロセスが進み、国の発展に向けた歩みを進めていきましたが、2015年4月にマグニチュード7.8の地震やそれに続く余震が発生し、甚大な被害をもたらしました。一方、これを契機に2015年9月に7年越しの課題であった新憲法制定を実現し、2017年5月には約20年ぶりとなる地方選挙が実施されるなど、民

※3 2016年7月に発生したダッカ襲撃テロ事件では、JICAの調査業務に従事していたコンサルタント7名を含む20名以上の方々が犠牲となりました。治安当局による過激派摘発等の一方で、現在もテロの脅威が存在する状況にあります。JICAは、テロ事件を受け安全対策の抜本的強化に取り組むとともに、バングラデシュへの支援を継続するという日本政府の方針を踏まえ、関係者の安全確保に細心の注意を払いながら事業を進めています。

主主義国家に向けて新たな一歩を踏み出しています。

JICAは、「Build Back Better (より良い復興)」を合言葉に、引き続き日本の経験を生かしてネパールの復興を後押しするとともに、「持続的かつ均衡のとれた経済成長」を基本方針に掲げ、災害に強い国づくりや民主化への取り組み、農業・水力発電・観光業など開発ポテンシャルが大きい産業のさらなる発展を目指したインフラ整備、農村部の貧困削減などを支援していきます。

事例

スリランカ
上下水道・都市改善プログラム

急速な都市化に伴う 水需給の増加への対応を支援

急速な都市化に伴う水需要増加への対応が喫緊の課題である大コロombo圏。JICAは安全かつ安定した生活用水供給の実現を、ハード・ソフト両面から支援しています。

スリランカの上水道普及率は約46% (2015年) と低い水準にとどまっており、特に大コロombo圏では、急速な都市化による水需要の増加に供給が追いついていません。この課題を解決するため、JICAは円借款「水セクター開発事業(Ⅱ)」を通じてカルタラ県カンダナ浄水場の拡張・整備を支援しました。2017年1月に拡張工事が完工し、新たに約30万人の住民に、安全な水が供給されるようになりました。本浄水場は、2017年度承諾予定の円借款「カル河上水道拡張事業(第一期)」により、さらなる拡張が予定されています。

JICAは、インフラの整備だけでなく、技術協力「コロombo市無収水削減能力強化プロジェクト」(2009~2012年)や、名古屋市と連携した草の根技術協力「配水管施工管理能力強化プロジェクト」(2014~2017年2月)を通じ、地方自治体とも連携しながら人材育成も支援しています。

JICAはさまざまなスキームを有機的かつ有効に組み合わせ、スリランカの持続的成長に向けた基盤整備に貢献していきます。



円借款で拡張されたカルタラ県のカンダナ浄水場

中南米

最遠の地に親日国を。経済基盤整備、地球規模課題への対応と、格差是正支援を通じて



メキシコ：工場自動車部品の製造ラインを視察するチーフ・アドバイザー（自動車産業基盤強化プロジェクト）【写真：今村健志朗】

重点課題と取り組み

地域の課題

- ▶ 生産性の向上、都市化への対応に貢献する、ハード・ソフト両面での経済基盤整備が求められています。
- ▶ 気候変動対策、防災、環境保全等の地球規模課題への取り組みが必要です。
- ▶ 中南米地域は歴史的に貧富の格差が大きく、その是正に向けた支援が重要課題です。

2016年度の取り組み

- ▶ 米州開発銀行（IDB）との気候変動対策向けの協調融資スキーム（CORE）を拡大しました。2020年までに30億ドルの円借款協調融資を目指します。
- ▶ キューバの医療分野への協力実施に合意しました。
- ▶ 民間連携や次世代人材育成を通じ日系社会との連携を強化しました。

今後の協力

- ▶ 増加するインフラ需要に対し、民間企業の力も活用し「質の高い成長」を目指す協力を行います。
- ▶ 再生可能エネルギー・省エネルギーの促進、防災人材育成、環境保全につながる支援を行うとともに、格差是正に貢献します。
- ▶ 知日派人材の育成や日系社会との連携をより強化していきます。

中米・カリブ

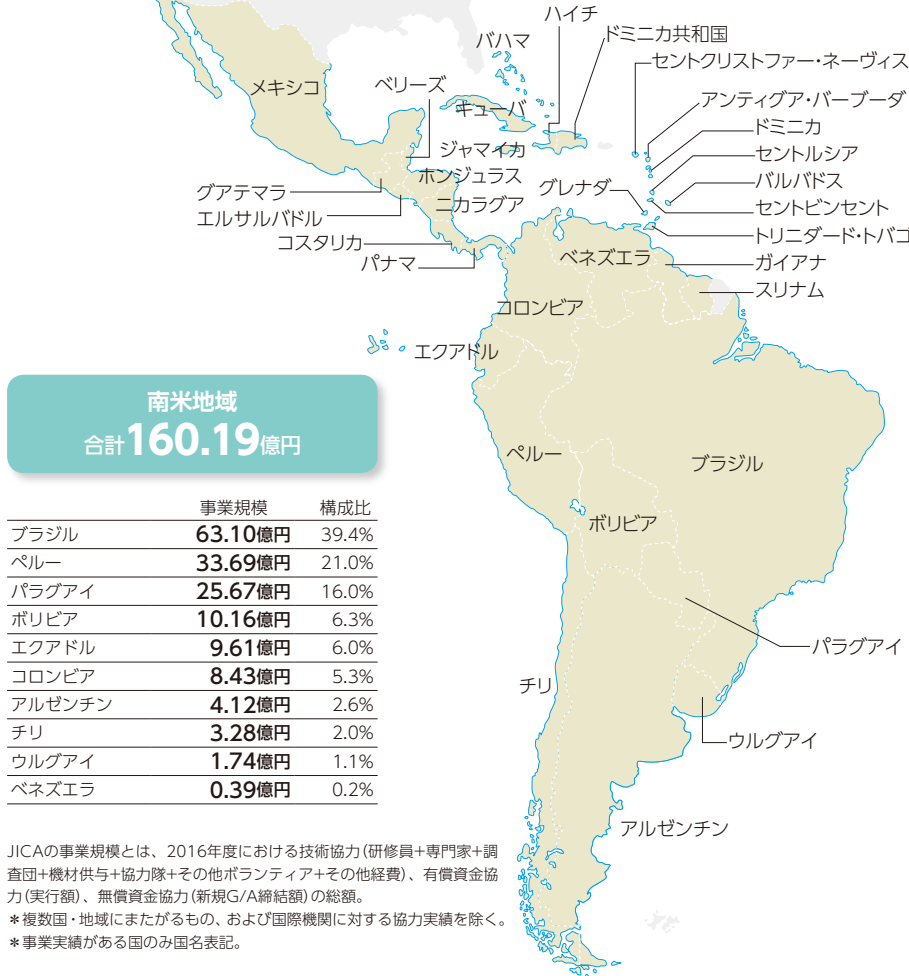
中米地域では、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアにおいて1960年代から続いた内戦・紛争が社会・経済発展に大きな影響を与えましたが、その後、和平プロセスが進んだ結果、1990年以降は民主主義が定着し、多くの国で安定的な経済成長が見られています。また、カリブ地域では、主に観光業が牽引役となる形で一定の経済成長が持続しています。

しかし、多くの国が中所得国水準に達する一方、経済を牽引する国際競争力のある基幹産業がなく、米国在住の移民からの海外送金に頼っている国も存在します。また、上昇する人件費や不安定な治安状況により外国からの投資が進まず、「中所得国のわな」^{※1}に陥る国も現れています。JICAは中所得国の着実な成長に向け、もしくは低所得国が同様の状態に陥らないよう、質の高い経済基盤整備支援に取り組んでいます。

また、中米・カリブ地域は気候変動の影響を受けやすく、地震、津波、ハリケーン等の自然災害に見舞われる

※1 貧困状態から抜け出し、中所得国水準を達成した国が賃金上昇などのため国際競争力を失い、経済成長が停滞する状態を指す。

中南米地域におけるJICA事業規模 (2016年度)



南米地域
合計 **160.19** 億円

| | 事業規模 | 構成比 |
|--------|---------|-------|
| ブラジル | 63.10億円 | 39.4% |
| ペルー | 33.69億円 | 21.0% |
| パラグアイ | 25.67億円 | 16.0% |
| ボリビア | 10.16億円 | 6.3% |
| エクアドル | 9.61億円 | 6.0% |
| コロンビア | 8.43億円 | 5.3% |
| アルゼンチン | 4.12億円 | 2.6% |
| チリ | 3.28億円 | 2.0% |
| ウルグアイ | 1.74億円 | 1.1% |
| ベネズエラ | 0.39億円 | 0.2% |

JICAの事業規模とは、2016年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、有償資金協力(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
*複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
*事業実績がある国のみ国名表記。

中米・カリブ地域
合計 **171.12** 億円

| | 事業規模 | 構成比 |
|------------------|---------|-------|
| コスタリカ | 42.74億円 | 25.0% |
| ニカラグア | 20.55億円 | 12.0% |
| ハイチ | 17.38億円 | 10.2% |
| ホンジュラス | 17.33億円 | 10.1% |
| キューバ | 17.08億円 | 10.0% |
| パナマ | 10.92億円 | 6.4% |
| メキシコ | 10.20億円 | 6.0% |
| エルサルバドル | 9.32億円 | 5.4% |
| ドミニカ共和国 | 8.44億円 | 4.9% |
| グアテマラ | 8.06億円 | 4.7% |
| ジャマイカ | 4.08億円 | 2.4% |
| セントルシア | 1.76億円 | 1.0% |
| ベリーズ | 1.33億円 | 0.8% |
| ガイアナ | 0.67億円 | 0.4% |
| セントビンセント | 0.40億円 | 0.2% |
| アンティグア・バーブーダ | 0.30億円 | 0.2% |
| セントクリストファー・ネーヴィス | 0.13億円 | 0.1% |
| スリナム | 0.13億円 | 0.1% |
| グレナダ | 0.11億円 | 0.1% |
| ドミニカ | 0.07億円 | 0.0% |
| バハマ | 0.07億円 | 0.0% |
| バルバドス | 0.03億円 | 0.0% |
| トリニダード・トバゴ | 0.02億円 | 0.0% |

ことが多くあります。特に近年は、気候変動の影響ともいわれる集中豪雨による被害が顕著であり、自然災害に対する脆弱性の克服が急務となっています。

加えて、各国で経済成長が進むなか、国内での経済的格差が拡大しており、基礎教育、保健医療、安全な水などの公共サービスへの貧困層のアクセスが限られる状況が継続しています。こうした状況は、貧困や経済的格差のさらなる拡大につながるため、より多くの人々が平等に恩恵を受けられるインクルーシブな開発を推進していく必要があります。

● **経済基盤整備**
(生産性の向上、都市化への対応)

中米・カリブ地域では、各国が「質の高い成長」を実現できるよう、インフラ整備や人材育成等を通じて経済基盤整備に取り組んでいます。

メキシコでは、2005年4月の日本・メキシコ経済連携協定の発効以降、特に自動車産業を中心に日系企業の進出が盛んになり、裾野産業に成長機会をもたらしています。しかし、人材不足や技術力不足により、この好機を生かしきれていません。JICAは、自動車産業が必要

とするメキシコ人の高度技能者の育成に取り組むとともに、現地中小企業の生産性と品質の向上および競争力の強化を支援しています。日系企業とも連携することで、効果的かつ両国がWin-Winとなる協力を推進しています。

また、ニカラグアでは、「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」を実施しています。ニカラグアの首都、マナグア市近郊では人口増加率が約26%となっており(2005~2012年)、マナグア市周辺部へと首都圏が拡大しています。無計画な市街地の拡大に対処し、今後の社会経済開発を適正かつ質の高いものとするべく、日本の効率的な土地利用をベースとした都市開発や都市防災における豊富な知見や経験を生かし、持続可能な都市形成のための基本計画の策定を支援しています。

● **地球規模課題への取り組み**
(気候変動対策、防災、環境保全)

中米・カリブ地域では持続可能で強靱な社会の実現のため、地球規模課題への取り組みを支援しています。

気候変動対策分野では、米州開発銀行(IDB)との協同融資を通じ、火力発電への依存度が高いニカラグアにお

いて省エネルギー機器(LED電球等)の導入を進めています。また、再生可能エネルギー分野では、同じくIDBとの協調融資を通じ、ホンジュラスでの水力発電所の改修・補強とコスタリカでの地熱開発の実施を支援しています【→左事例を参照ください】。

防災分野では、さまざまなセクターの開発において防災の視点を取り入れる「防災の主流化」を通じ、災害に強い強靱な社会づくりに力を入れています。自然災害の多い中米地域では、災害による人的・経済的被害により、

持続可能な開発が妨げられているためです。

エルサルバドルでは、「公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト」の成果を基に、水災害発生時の正確なシミュレーションデータを取り入れた橋梁や道路の計画・設計のための技術提案、道路インフラ事業の模範モデル、標準設計の仕様等を盛り込んだ「中米地域道路橋梁インフラ水理・水文対策マニュアル」を作成しました。2016年7月には中米地域共通のマニュアルとして中米運輸交通大臣審議会(COMITRAN)により正式承認され、エルサルバドルだけでなく、中米地域内で広く活用されています。

また、カリブ地域においては、水産業は重要であるにもかかわらず、近年は無計画な過剰漁獲などにより水産資源の減少が指摘されています。JICAは漁民と行政の共同による漁業管理を通じた、環境保全に配慮した水産業の持続的発展のための支援に取り組んでいます。

事例

コスタリカ
グアナカステ地熱開発セクターローン



再生可能エネルギーの利用で
気候変動の影響緩和を目指す

コスタリカでは、近年の順調な経済成長を背景に電力需要が年々増加しており、新たな電源開発が必要となっています。石油等の化石燃料資源を有さない同国は、先進国以外で初めて、2021年までに「カーボン・ニュートラル」*を達成することを目標に掲げ、再生可能エネルギーの主流化を電力セクター開発の基本方針としています。そのなかでも地熱発電は、1年を通じて安定供給が可能な再生可能エネルギー電源として期待されています。

コスタリカのこうした取り組みに対し、JICAはコスタリカ電力公社と2011年に「コスタリカでの地熱開発に関する覚書」を締結し、グアナカステ県における調査等を通じて地熱資源開発への支援を行ってきました。本円借款事業は、同県に複数の地熱発電所を建設し電力供給を増強することにより、気候変動への影響緩和を図るとともに、コスタリカの持続的発展に貢献することを目的としています。蒸気開発、各発電所建設に関わる土木工事、発電機器や関連機器の調達、コンサルティング・サービスなどを通じ、再生可能エネルギーである地熱発電事業を支援します。

*人為的に排出される二酸化炭素の量を、その吸収量よりも低い水準に抑制し、均衡を保つ考え方。



地熱発電所での噴気試験の様子

● 人間の安全保障の視点を踏まえた
格差是正支援

中米・カリブ地域では、格差是正に向けた地方自治体の能力強化を支援しています。中米地域では、都市と地方の所得格差が広がるなか、より地方のニーズに合った開発の促進に向け、地方自治体への権限移譲が進められてきました。しかしながら、脆弱な実施体制に加え、住民のニーズに基づく開発計画の策定や事業実施の経験・知見が不足しており、地方開発を推進するうえで課題となっています。

ホンジュラスでは地方自治体の能力を強化するプロジェクトを2006年から開始し、①住民参加によるコミュニティ現状調査、②コミュニティ開発計画策定、③都市開発計画策定、④事業実施の4段階の開発プロセスの導入・定着を一貫して支援してきました。このプロセ



地域資源を利用した校舎増築事業。コミュニティで13グループを作り、各グループが毎日順番に作業する。教育省の規格に合うよう、ホンジュラスの市連合会職員がアドバイスをを行う(ホンジュラス「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」)

スにより、住民の自発的な参加を得ることに成功しています。

また、特に貧困層が多い農村地域の開発のため、戦後日本の農村で実施された生活改善普及事業を基に考え出された「生活改善アプローチ」を活用すべく、中米地域向けの研修事業を実施しています。

「生活改善アプローチ」とは、①主体性：住民自らが気づき、考え、学び、判断する、②改善：既にあるモノや状態を、高度な技術や資金をかけずに向上させることを基本概念とし、「考える農民の育成」と「農家生活の向上」を目的とします。日本での研修後、参加者は自国で普及員として活動し、住民主体による生活改善活動を推進しています。JICAは、これら普及員の活動の継続的な支援に取り組んでいます。

南米

豊富な資源、肥沃な大地を有する南米地域は、2000年代の資源や食料の需要増大と価格の高騰などを追い風に堅調な経済成長を遂げました。一方で、近年は資源価格の低迷による交易条件の悪化に伴い、一次産品に依存する産業構造からの転換が遅れている国では経済成長が鈍化しています。JICAは、南米地域の国々が「中所得国のわな」から脱出し、さらなる経済成長を遂げられるよう、依然として膨大な投資を必要とするインフラ整備、民間経済活動を促進する基盤としての投資環境整備や治安の安定、経済成長に伴う急激な都市化により深刻化している都市環境の改善等に向けた支援を行っています。

加えて、一瞬にして多くの人命を奪い、多大な経済損失を与える自然災害対策は、南米地域においても共通する地球規模課題の一つです。この課題に対して、災害発生時の緊急援助、開発途上国による災害発生時の適切かつ迅速な対応や防災に向けた技術・資金協力などを通じて貢献しています。

また、経済成長の陰で貧困生活を強いられる人々がいまだ多く存在する現状を踏まえ、開発の遅れている国に住む人々や、開発から取り残された人々に対するセーフティネットの強化や地域の安定に向けた取り組みも行っています。

JICAは、「経済基盤整備」「地球規模課題への取り組み」「人間の安全保障の視点を踏まえた格差是正支援」の3つを支援の軸とし、日系人や国際機関、民間企業、大学など多様な開発パートナーと連携し、これら課題に取り組めます。また、ブラジルやチリ、アルゼンチン等の国々

を開発パートナーとした域内外の国々への三角協力も進めています。

● 経済基盤整備

(生産性の向上、都市化への対応)

南米地域でも、価格競争力では低所得国に劣り、技術力では先進国に及ばないといった理由から、中所得国のわなに陥り、経済成長が停滞している国が多くあります。JICAはこれらの国々において環境と調和した経済開発

事例

パラグアイ
中南米日系社会との
連携調査団の派遣



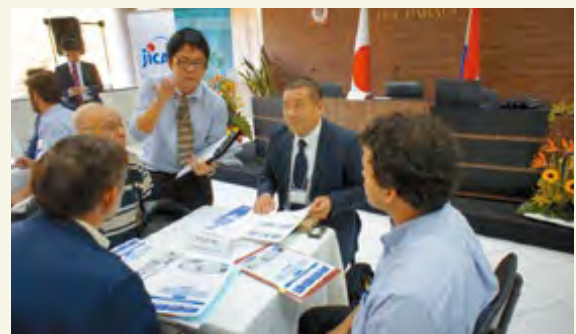
日本企業と日系社会との 新たな関係構築に向けて

JICAは2013年から毎年日本企業の参加を募り、中南米諸国で活躍する日系人と日本企業が連携して現地の開発課題の解決に貢献するとともに、日本企業の中南米地域への事業展開を促進することを目的とした調査団を派遣しています。

パラグアイには、2013年と2015年、2016年の3回にわたり調査団を派遣してきており、参加企業のパラグアイでの事業展開に向けた新たな動きにつながっています。2016年には、自動車部品等の製造・販売を行う企業が現地事務所を開設しました。また、ゴマ製品の企画・開発・販売を行う日本企業が、日系人によりパラグアイで栽培が広まったゴマに注目。JICAの中小企業海外展開支援事業を活用して、日本のゴマ加工技術を導入し、小規模農家が生産するゴマを使って加工品の試作を行うなど、現地での商品の開発と販売・普及に取り組んでいます。

2016年に派遣した調査団では、参加企業13社が現地で自動車部品製造、造船、ゴマの輸出等の事業を行っている日本企業や日系企業、大規模機械化農業の中心地となった日本人移住地の農協等を視察し、意見交換を行いました。

調査団の派遣を通じてパラグアイのビジネス環境への理解が深まり、今後、日本企業とパラグアイの日系社会との新たな関係が構築されるなど、さらなる展開が期待されています。



JICAが仲介役となり、参加した日本の中小企業とパラグアイの企業とのマッチングを図った

活動報告

地域別取り組み

課題別取り組み

さまざまな事業の取り組み

を促進する「質の高い成長」の実現に向け、エネルギー分野等のインフラ支援を通じた各国の経済基盤整備支援に取り組んでいます。

ボリビアでは、2014年7月に円借款を供与した「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業(第一段階第一期)」に続き、2017年3月に第二段階として出力合計100MWの地熱発電所を建設するための円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業(第二段階)」を供与しました。対象となる同国南西部は、標高が非常に高いために燃焼効率が悪く、燃料輸送コストもかさむことから火力発電所建設に適さず、水力発電の適地もないため、大規模な発電所が存在しません。その一方で、世界有数の亜鉛や鉛、銀の生産地として鉱物資源開発が活発に行われ、電力需要は年々増加。電力供給の安定化が喫緊の課題となっています。JICAは、以前より地熱開発の可能性が確認されていたソル・デ・マニャナ地熱地帯での地熱発電に取り組むことで、同国南西部における長年の開発課題である電力供給の安定化を支援しています。

● 地球規模課題への取り組み

(気候変動対策、防災、環境保全)

南米では地震や津波に加え、エルニーニョ現象等に伴う自然災害が多発しています。JICAは、災害後の復旧・復興は、より災害に強い社会を構築するというBuild Back Betterのコンセプトを提唱し、災害発生時の緊急対応、その後の復旧・復興支援、災害から学び被害を抑制・軽減する予防対策に協力しています。

ペルーではさまざまなスキームを活用して予防対策から復旧・復興まで広範囲な支援を行っています。災害予防対策としては、津波対策として地上デジタル放送日本方式を活用した緊急警報放送システム(EWBS)機材の無償供与を2016年1月に行い、あわせてEWBS普及支援アドバイザーを派遣して災害情報伝達能力の強化支援を行っています。また、地球規模課題対応国際科学技術協力「ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト」(2010-2015)のフォローアップとして派遣した防災教育専門家を通じて防災教育プログラムの開発を支援しました。2016年には、このプログラムを活用して負傷者の搬送やバケツリレーなど子ども向けの防災教育イベントを3回実施しました。

復旧・復興支援としては、ペルーで2016年12月から発生した豪雨による土石流・洪水被害に対し、テントや毛布等の緊急援助物資を供与しました。またこうした大規模災害に迅速に対応するため、2014年に供与した「災



コロンビア「一村一品推進プロジェクト」の対象地域で現地産品を体験する専門家

害復旧スタンドバイ借款^{*2}により、災害復旧に必要な緊急資金の供給が可能となっています。

● 人間の安全保障の視点を踏まえた格差是正支援

南米地域の多くの国は、近年の経済成長により一定の所得水準に達しつつありますが、都市部と地方部の経済格差は依然として解消しておらず、地域開発は今後の持続的な経済発展に向けた大きな課題となっています。

コロンビアでは2016年、50年以上にわたり続いていた政府と革命軍(FARC)の紛争が終結して和平が合意されました。このため同国での地域開発は、紛争地域のコロンビア社会・経済への統合のために取り組むべき重要課題の一つです。コロンビア政府は地域開発の課題として「住民と政府の信頼醸成」「共同・協働・団結を通じた地域共同体の強化」を掲げており、このなかに日本で始まった一村一品(One Village One Product: OVOP)運動を具体的な施策として取り入れています。

JICAはコロンビアの国家企画庁をカウンターパートに、2009年以降OVOPを推進する技術協力プロジェクトを開始。対象地域における地方自治体や関連機関の能力強化、OVOP運動実施のための制度や手法の開発とそのマニュアル化、OVOPイニシアチブによる地域資源を生かしたビジネスプランの作成などを支援してきました。OVOP運動の原則に基づいた地域開発モデル確立の構築を通じ、地域の再生による平和の実現を目指しています。

^{*2} 災害後の復旧における資金需要に迅速に対応するために、あらかじめ借款契約を締結して資金供給の準備をしておくもの。

移住者・日系人支援

移住者・日系人支援と日系社会との協力・連携強化

現在、全世界で約319万人の移住者・日系人が、さまざまな分野で活躍し、移住先国の発展や日本との「懸け橋」、「パートナー」として重要な役割を果たしています。

● 移住先国の環境の変化と課題

JICAは、戦後の国の政策による中南米などへの移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を図るための支援を行ってきました。しかし、時の流れとともに日系社会が成熟し、世代交代が進んだことによる課題に対応するため、現在は高齢者福祉や人材育成を中心とした支援を行うとともに、日系社会との協力・連携強化に取り組んでいます。

● 主な事業と取り組み

1. 知識普及

2002年に横浜市に開館した海外移住資料館では、一般の人々、特に次代を担う日本の若い世代に、海外移住の歴史や移住者・日系人への理解を深めてもらうことを目的に、移住者の渡航関連記録や移住者からの寄贈資料の常設展示、企画展示、移住関連図書・映像資料を収めた図書資料室やウェブサイトによる情報提供、調査研究を行っています。2016年度の訪問者は過去最大の5万2,923人を記録し、開館以来の訪問者は47万人を超えました。

2016年度の企画展示は、ブラジル・リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックに因んだ「二つのオリンピックスポーツがつないだ日系社会」[鏡像の祖国—アルゼンチンの日系人たち]「ハワイの日系人のまつり—お正月とボンダンス」を開催。また、移住送出県シリーズでは、広島県を取り上げました。

2. 移住先国での支援

ボリビアの移住地診療所とブラジルのアマゾン病院の運営、ブラジル、パラグアイ、ボリビア、ドミニカ共和国での巡回診療、高齢者福祉事業のほか、現地日系日本語教師を養成・確保するための事業等を助成しました。

3. 移住者子弟の人材育成

移住者の子弟を日本に招き、体験入学やホームステイなどを通して、日本の文化・社会への理解を深め、日系人として



2016年度、海外移住資料館で開催された企画展のチラシ

のアイデンティティを向上させ、次世代を担う人材を育成するプログラムを実施しました。2016年度は、中学生、高校生、大学生対象の各プログラムを実施し、合計100名を受け入れました。

また、日本の大学院に留学する日系人に対する側面的な支援として、滞在費、学費などを支給しています。2016年度の新規支援の対象者は7名でした。

4. 日系社会と地域社会への支援

日系社会への技術協力、活性化支援、日系社会を通じた相手国の発展への支援として、日系社会で日系人の人々と共に生活し、日本語教育や保健、福祉などの分野で協力する日系社会ボランティアを派遣しています。ブラジルへのボランティアについては、2016年度は80名(日系社会青年ボランティア40名、日系社会シニア・ボランティア17名、短期23名)を新たに派遣し、100人規模への増員という目標を達成しました。

また、2008年度に適用された「現職教員特別参加制度(日系)」では、日本国内の国公立学校の教員を現地政府公認校へ派遣しています。ボランティアは帰国後、その経験を生かし、日本国内の日系

人子弟に対してより適切に対応し、活躍することが期待されています。2016年度は4名の教員を派遣しました。

さらに、日本国内の大学、地方自治体、公益法人、民間企業などの提案により、日系研修員を受け入れて、各国の国づくりへの協力と、国を超えた交流の促進を図っています。2016年度は139名を受け入れました。

5. 日系社会と民間セクターとの連携事業

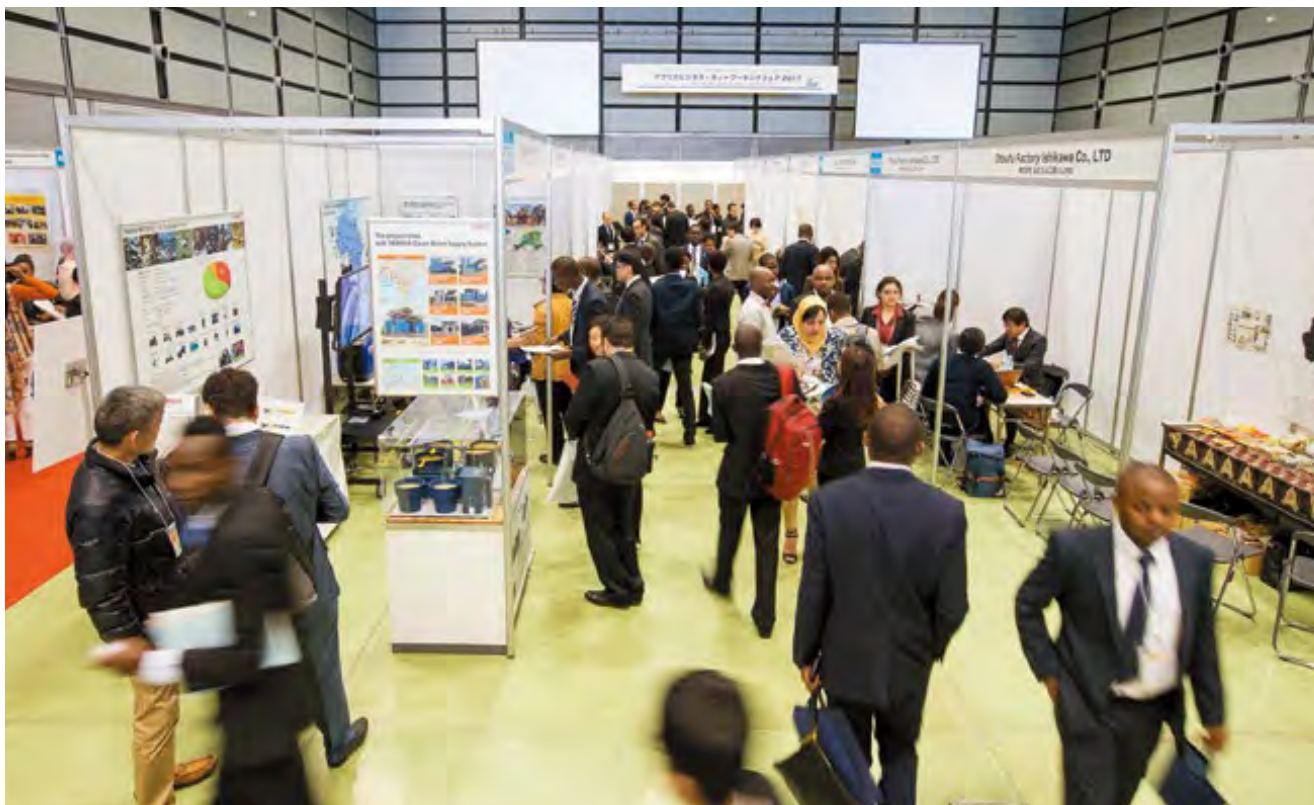
日本企業と日系人が経営に携わる企業等とのパートナーシップ促進を図るため、中南米日系社会との連携調査団を2016年度はブラジル、アルゼンチン、パラグアイに派遣しました。その結果、JICAへの提案型事業である案件化調査や普及・実証事業、民間連携ボランティア、日系研修等を活用する企業、または独自で中南米への海外展開や国際協力を行う企業も出てきています【▶ P.43事例を参照ください】。

6. 事業資金の貸付

移住者や日系団体への貸付は終了し、現在は回収のみ実施しています。

アフリカ

未来を共有するパートナーとしてのアフリカ



日本企業とABEイニシアティブ留学生のネットワーキングフェアの様子。この出会いを通じて、留学生は、日本企業のアフリカへの懸け橋となることが期待される

重点課題と取り組み

地域の課題

- ➔ 第一次産品や資源の輸出に依存した経済構造のため、産業を多角化し、新たな雇用創出につなげる必要があります。
- ➔ また、感染症の拡大に見られる脆弱な保健システムの強化や、気候変動、暴力的過激主義等による脆弱性を克服することが大きな課題です。

2016年度の取り組み

- ➔ 第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)のナイロビ宣言で掲げられた3本柱「経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」「繁栄の共有のための社会安定化促進」を軸に、インフラ整備や産業人材育成、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)^{*1}の主流化、平和構築、農業、気候変動対策等に取り組みました。

今後の協力

- ➔ TICAD VIで表明された「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)」「カイゼン・イニシアティブ」をアフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁(NEPAD庁)^{*2}と連携して展開するなど、アフリカのオーナーシップとパートナーシップを尊重しながら、アフリカの経済構造転換と脆弱性の克服への支援を進めます。

● TICAD VIの開催

2016年8月、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)が初めてアフリカで開催されました。アフリカ各国の首脳レベル、国際開発機関、民間企業、大学・研究機関、市民団体、公的機関などのさまざまなリーダーが、開催地のナイロビに集まり、全体で1万1,000人が参加する空前の規模のイベントとなりました。

今回のTICADは3つの点で、これまでのTICADとは異なる特徴がありました。まず、初のアフリカ開催が実現したことにより、アフリカ諸国自身が問題解決に向かって取り組んでいくという姿勢がこれまで以上に明確に示され、アフリカ諸国のオーナーシップの高まりが確認されました。また、さまざまなアクターが、TICADという枠組みをアフリカ開発に関する共通のプラットフォームとして活用し、国際機関や他ドナーとのパートナーシップが具体化されました。さらに、政府関係者だけでなく、多くの民間企業がナイロビに赴いたことで、日本とアフリカのビジネス・パートナーシップがこれまで

^{*1} 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的な保健サービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念

^{*2} The New Partnership for Africa's Development Planning and Coordinating Agency. アフリカ連合(AU)の実施機関。NEPADは2001年7月のAU首脳会議にて採択されたアフリカ自身によるアフリカ開発のためのイニシアティブ。

アフリカ地域におけるJICA事業規模 (2016年度)



アフリカ地域
合計 **1,156.96** 億円

| | 事業規模 | 構成比 |
|----------|----------|-------|
| タンザニア | 172.39億円 | 14.9% |
| ケニア | 159.07億円 | 13.7% |
| ガーナ | 132.49億円 | 11.5% |
| モザンビーク | 80.51億円 | 7.0% |
| ウガンダ | 73.90億円 | 6.4% |
| セネガル | 68.91億円 | 6.0% |
| コンゴ民主共和国 | 47.35億円 | 4.1% |
| コートジボアール | 37.23億円 | 3.2% |
| マラウイ | 37.03億円 | 3.2% |
| エチオピア | 31.09億円 | 2.7% |
| アンゴラ | 25.91億円 | 2.2% |
| ザンビア | 23.43億円 | 2.0% |
| スーダン | 19.41億円 | 1.7% |
| カメルーン | 17.08億円 | 1.5% |
| ルワンダ | 15.41億円 | 1.3% |
| ブルキナファソ | 12.93億円 | 1.1% |
| ナイジェリア | 12.07億円 | 1.0% |
| 南アフリカ共和国 | 12.05億円 | 1.0% |
| マダガスカル | 9.23億円 | 0.8% |
| 南スーダン | 7.02億円 | 0.6% |
| その他28カ国 | 162.45億円 | 14.0% |

JICAの事業規模とは、2016年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、有償資金協力(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
* 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
* JICA在外事務所所在国のみ、国ごとの事業規模を表示。

で以上に深化しました。

TICAD VIIは、アフリカ開発の新たな方向性を示し、アフリカ諸国だけでなく、さまざまな開発アクターの相互理解を醸成し、方向づけたことで、大きな意義を持っています。

● ナイロビ宣言の採択

TICAD VIIの重要な論点は、「ナイロビ宣言」という成果文書にまとめられました。2013年のTICAD V開催以降に発生した、国際資源価格の下落、エボラ出血熱の流行、暴力的過激主義の拡大という新たな開発課題を踏まえ、ナイロビ宣言では、今後3年間で取り組むべき優先分野として「経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」および「繁栄の共有のための社会安定化促進」の3本柱を掲げました。そしてこの内容は、ナイロビ実施計画(2016-2018)として具体化されました。

ナイロビ宣言・実施計画を踏まえ、日本は、官民総額300億ドル規模(約3兆円)のアフリカへの投資と約1,000万人に対する人材育成を約束しました。今後は、2019年に開催予定のTICAD VIIに向け、TICAD Vで打

ち出された横浜行動計画(2013-2017)とナイロビ実施計画(2016-2018)が同時に進められていきます。JICAも、TICADの公約に沿って、質の高いインフラ整備や人材育成等、日本の強みを生かした事業を展開していきます。

● オーナーシップの拡大

アフリカのオーナーシップの拡大は、TICAD VIIに限らず、2016年のアフリカの動きを特徴づけました。

TICAD III(2003年)でNEPAD支援に関する国際的な合意が形成されて以来、JICAはNEPAD庁とアフリカ開発について連携してきました。2014年のJICAとNEPAD庁の間での業務連携協定(MOU)締結以降、広域インフラ整備や農業開発等の分野において、具体的な協力が進みました。そして2016年のTICAD VIIで、NEPAD庁はJICAとの連携の下、「カイゼン・イニシアティブ」と「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)」の2つのイニシアティブを立ち上げました。

「カイゼン・イニシアティブ」は、JICAが推進してきた、企業の生産性向上に貢献する取り組みです。今後は、エチオピアなど各国で、NEPAD庁との連携事業として、

活動報告

地域別取り組み

課題別取り組み

さまざまな事業の取り組み

企業の生産性3割向上を目指し、カイゼンアプローチの標準化とアフリカ全土への普及を進めています。またIFNAは、今後10年間、アフリカ10カ国を皮切りに、科学的なエビデンスに基づき、実践的な栄養改善に取り組んでいくものです【→ P.75事例を参照ください】。カイゼン・イニシアティブとIFNAの事務局はNEPAD庁本部内に置かれ、JICAは、NEPAD庁と共にアフリカのオーナーシップを後押ししながらこの2つのイニシアティブを進めていく予定です。

事例

サブサハラ・アフリカ
アフリカ広域インフラ開発

国と国をつなぐ国境への支援を通じ、アフリカ大陸の貿易円滑化を促進

内陸国が15カ国もあるアフリカ地域の持続的な経済成長のためには、域内貿易の拡大が必要とされ、特に物流の円滑化を通じて「より多くの物資を、安全に、より早く安価に運ぶこと」が喫緊の課題です。これに対して、JICAは2008年のTICAD IVからアフリカ連合の実施機関であるアフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁(NEPAD庁)と協力し、回廊開発と国境通関の円滑化を図るワンストップ・ボーダーポスト(OSBP)を支援しています。

アフリカのOSBP第1号案件である、ザンビアとジンバブエ国境のチルンドOSBPへの支援を皮切りに、これまで14カ所のOSBPを有償・無償資金協力、技術協力等を通じて支援してきました。2016年には、その一つであるタンザニア・ルワンダ間のルスモOSBPが始動。通関所要時間が3分の1に短縮され、交通量が倍になると見込まれています。

また、OSBP企画運用のノウハウや教訓を整理したソースブックを他ドナーやNEPAD庁、地域経済共同体(RECs)等と協力して発行し、NEPAD庁と共に東部と南部アフリカで地域会合を開催するなど、ソースブックを活用したOSBPの普及を支援しています。



タンザニアとルワンダ国境に架かるルスモ国際橋とOSBP施設

また、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、アフリカ諸国は、2016年、世界に先駆け「アフリカ地域持続可能な開発目標センター(The Sustainable Development Goals Center for Africa: SDGC/A)」をルワンダに設置しましたが、JICAはその立ち上げを支援しました。SDGC/Aは、2030年までの貧困撲滅と、持続可能な開発の実現を目指し、①政策提言・研究、②教育・能力開発、③技術革新・イノベーションの推進、④国家間投資・プロジェクト調整を行っていく組織で、これも、アフリカが自らの課題解決に取り組む姿勢を如実に表すものです。JICAは、このようなアフリカのオーナーシップを尊重し、現場経験と知恵を結集させながら、SDGC/Aと共に、アフリカ諸国のSDGsの達成を支援していきます【→ P.99コラムを参照ください】。

● パートナーシップの拡大

TICADの認知度が高まるにつれ、関係機関同士の連携も増えてきています。

TICAD VIサイドイベントにおいて、日本政府とアフリカ開発銀行は、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」の拡充(EPISA3)を通じた30億ドルを超える資金供給を発表しました。また、日米両政府による再生可能エネルギー開発等を目指した「アフリカにおける日米クリーン・エネルギー協力に関する覚書」の締結、JICAとフランス開発庁(AFD)間で、「アビジャンの持続可能な都市開発を目指す業務協力協定」の署名も行われました。

TICAD VIの場以外では、2016年6月、JICAは国連PKOミッションの警察部隊(UNPOL)と連携し、マリ国家警察に対し、テロと組織犯罪に関する研修を実施しました。今回の研修では、2005年と2014年にJICAと国連開発計画(UNDP)が連携してコンゴ民主共和国で実施した警察研修の受講者が一部講師として活躍しており、貴重な人的財産の継承が確認されました。また、2017年2月、JICAは、エチオピア政府との間で「女性起業家支援事業」に対する55億円を上限とした円借款契約に調印しました。これは、世界銀行との協調融資事業で、アフリカにおいて女性を対象としたJICAで初の開発金融借款事業になります。JICAは、開発における「協働」を重視し、他の開発パートナーと連携しながら、包括的に協力を進めています。

● アフリカビジネスにおける民間連携

2016年は、民間連携を軸とする日本・アフリカのビ

ビジネス交流が、随所で進展した年でもありました。

まずTICAD VIに際し、100社以上の日本企業がナイロビに集い、TICAD VI本会議場近くに設けられたジャパンフェア会場では、日本の製品・サービスの紹介、日本・アフリカのビジネスマン同士の交流が活発に行われました。また、TICADサイドイベントとして開催された日本・アフリカ・ビジネスカンファレンスでは、日本の経済界がアフリカとより強固なパートナーシップを確立するべく「ビジネス宣言」を発表し、今後の企業活動の活発化を予見させました。

2016年10月には、サブサハラ・アフリカで初めての海外投融資事業として、JICAは株式会社Digital Grid社(以下DG社)の「オフグリッド太陽光事業」に投資することを決定しました。本事業は、タンザニア国内の未電化村落のキオスク(小規模商店)に太陽光パネルを設置し、キオスクに来店するユーザーに対して、LEDランタンの充電・レンタル、および携帯電話の充電サービスを提供するものです。JICAは、DG社に対する3億円の出資を通じて、同社の事業拡大を支援し、タンザニアの電化率改善に向けて取り組んでいきます。

また、将来アフリカに進出する日本企業の水先案内人を育成するアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)を通じ、アフリカから来日した留学生と、日本企業の関係にも進捗が見られました。2015年に65社だった留学生インターン受入企業は、2016年には99社に増加しました。また、ABEイニシアティブの留学生と日本企業のマッチング機会を提供するアフリカビジネス・ネットワーキングフェア参加企業数



アフリカ初の海外投融資事業「オフグリッド太陽光事業」により提供されたLEDランタンを利用して夜間営業を行う小売店(タンザニア)

は、2015年に90社だったものが、2016年には150社となり、アフリカとの関係構築に関心を持つ日本企業が増えていることが伺えます。このほか、インターン受入企業が受け入れた留学生を日本国内で採用したり、アフリカに拠点を持つ日本企業が、帰国した留学生を現地で採用したりするなど、成果が生まれています。

JICAはこれからも人材育成、そして資金的支援などを通じ、日本の民間企業によるアフリカビジネス展開を促進していきます。

事例

ルワンダ
ABEイニシアティブがつなぐ
神戸市との連携



産学官の連携で生み出す ICTイノベーション

内戦終了からわずか20余年で「アフリカの奇跡」と呼ばれるほどの経済成長を遂げたルワンダは、情報通信技術(ICT)立国を国是として掲げ、国を挙げてICTの推進に取り組んでいます。このルワンダの取り組みに、神戸情報大学院大学(KIC)と神戸市が大きく貢献しています。

KICは、ABEイニシアティブにより、将来ICT分野で活躍する可能性を秘めた多くの留学生を受け入れ、アフリカ産業人材育成の観点から社会の課題を発見し、試行錯誤を繰り返しながら課題の解決を導くような、実践的で応用力の高い人材を育てています。ルワンダ人留学生も多く、ICT人材開発の重要な拠点としてルワンダ産業界から高く評価されています。

そこで、このような高い期待に継続して応えるために、KICは2014年にルワンダICT商工会議所との間で、2020年までにルワンダで1,000人の雇用を生み出すことを目的にした「Kイニシアティブ」を開始しました。また、KICにおける取り組みを受け、神戸市も協力体制を整備し、ルワンダの首都キガリ市と2016年に「ICTパートナーシップ協定」を締結しました。

KICとルワンダのつながりは、神戸市の取り組みとしても広がりを見せ、産官学での連携が深まっています。



神戸市、神戸情報大学院大学、神戸市企業による、ルワンダ・キガリ市への産官学連携ミッション。前列右から3人目が、久元喜造神戸市長、同4人目が、福岡賢二神戸情報大学院大学副学長(2016年5月)

中東・欧州

人道支援と復興支援、対話を通じた地域安定化へ



エジプト：小農の生計向上を目的に野菜の品質と収量の向上を支援

重点課題と取り組み

地域の課題

- ➔ 「アラブの春」の背景にある貧困、格差、失業等の構造的課題への中長期的対応が求められています。
- ➔ グローバルな課題である難民問題に対し、人道支援に加え、受入コミュニティへの支援も必要です。
- ➔ 欧州地域安定のため、平和の定着、経済復興も課題です。

2016年度の取り組み

- ➔ 伊勢志摩サミットにおける中東支援表明を踏まえたシリア難民支援、イラク復興支援など、平和で安全な社会の実現に向けた支援を行いました。
- ➔ 「質の高い成長」を促進するインフラ整備支援、人材育成支援、雇用促進・産業育成等の事業を進めました。
- ➔ 欧州地域安定のためのガバナンス支援、環境改善等を実施しました。

今後の協力

- ➔ 地域の安定化のためのシリア難民支援、イラク復興支援、パレスチナ和平に対する支援、格差解消に向けた支援に取り組みます。
- ➔ 「質の高い成長」の促進のため、ガバナンス強化、日本の技術や知見を活用した支援を推進します。
- ➔ 国の発展を支える人材育成、地域的取り組みも引き続き進めていきます。

中東

● 平和で安全な社会の実現

内戦が続くシリアでは、30万人以上が犠牲となり、およそ500万人の難民、650万人の国内避難民が発生しているといわれています。JICAは、シリア難民を約65万人受け入れているヨルダンで、開発政策借款、上水道整備支援、障害者支援や村落保健支援など、包括的な支援を実施しています【➔ P.52事例を参照ください】。

イラクでは度重なる戦争でインフラが破壊され、電力や飲料水の供給が不足しており、多くの人々が劣悪な環境下での生活を余儀なくされています。一方、世界有数の石油埋蔵量を有し、経済成長を下支えするインフラ整備のニーズは膨大です。多様な復興ニーズに応えるため、JICAは同国に対し、①経済成長基盤の強化、②民間セクターの活性化、③生活の質の向上、④ガバナンスの強化を重点とした協力を行っています。

パレスチナでは、日本政府が打ち出した「平和と繁栄の回廊」構想の実現に向け、ジェリコ農産加工団地に対する協力を実施しており、既に6社が操業を開始しています。また、2012年度から始まった「パレスチナ開発

中東・欧州地域におけるJICA事業規模 (2016年度)

欧州地域
合計 **143.88** 億円

中東地域
合計 **1,183.58** 億円

| | 事業規模 | 構成比 |
|--------|-----------|-------|
| イラク | 631.31 億円 | 53.3% |
| エジプト | 235.22 億円 | 19.9% |
| ヨルダン | 126.78 億円 | 10.7% |
| モロッコ | 83.50 億円 | 7.1% |
| チュニジア | 71.17 億円 | 6.0% |
| パレスチナ | 20.21 億円 | 1.7% |
| イラン | 11.22 億円 | 0.9% |
| シリア | 1.57 億円 | 0.1% |
| アルジェリア | 1.02 億円 | 0.1% |

| | 事業規模 | 構成比 |
|----------|---------|------|
| サウジアラビア | 0.66 億円 | 0.1% |
| レバノン | 0.63 億円 | 0.1% |
| アラブ首長国連邦 | 0.12 億円 | 0.0% |
| オマーン | 0.07 億円 | 0.0% |
| クウェート | 0.05 億円 | 0.0% |
| イエメン | 0.03 億円 | 0.0% |
| イスラエル | 0.01 億円 | 0.0% |
| カタール | 0.01 億円 | 0.0% |

| | 事業規模 | 構成比 |
|--------------|----------|-------|
| トルコ | 97.11 億円 | 67.5% |
| アルバニア | 17.12 億円 | 11.9% |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 12.47 億円 | 8.7% |
| セルビア | 5.55 億円 | 3.9% |
| ウクライナ | 4.88 億円 | 3.4% |
| コンボ | 2.18 億円 | 1.5% |
| モルドバ | 1.83 億円 | 1.3% |
| マケドニア | 0.32 億円 | 0.2% |
| 旧ユーゴスラビア共和国 | 0.32 億円 | 0.2% |
| モンテネグロ | 0.24 億円 | 0.2% |
| ルーマニア | 0.00 億円 | 0.0% |

JICAの事業規模とは、2016年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、有償資金協力(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。

*複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
*欧州地域の合計金額には、JICAが調査団派遣等を行った先進国も含まれる。
*事業実績がある国のみ国名表記。

のための東アジア協力促進会合)の枠組みの下、日本は仲介者として東南アジア諸国と協力しながら、アジアの成長経験をパレスチナの開発に生かす取り組みを行い、300名以上の人材育成を実施しました。

2014年7月以降、ガザ地区では、武力衝突により甚大な被害が生じました。JICAは紛争中、被害を受けた人々に医薬品や食料等の支援物資を届け、武力衝突の終焉後は、復興に向けた電力や上下水道分野の支援、復興計画策定への支援を行っています。

● 「質の高い成長」の促進

中東地域は、石油資源の供給元として日本の重要なパートナーであるとともに、インフラビジネスの市場としても魅力のある地域です。しかし、商習慣の違いや欧州との深い経済関係が構築されているなど、日本企業が進出するには高いハードルもあります。

このような中東地域において、JICAはエジプトで、「カイロ地下鉄四号線第一期整備事業」(同国初のSTEP(本邦技術活用条件)適用円借款事業)を実施し、地下鉄建設への日本企業参画の突破口を開くとともに、2015年3月に「新ダイルート堰群建設事業」(灌漑分野で世界初の

STEP案件)、2016年2月に「ハルガダ太陽光発電事業」(メガソーラー案件で初のSTEP案件)、アレキサンドリアの国際空港を対象にした「ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張事業」と、複数の円借款をSTEP条件下で実施し、日本の技術を活用した質の高いインフラ整備に貢献しています。

また、2011年2月の革命以降進めてきた、国づくりの指針となる国家開発計画の策定や計画実施能力の強化への支援に加え、国家統計の整備支援を開始しました。日本の教育の特徴を生かした就学前教育から高等教育までの包括的な教育支援を通じた、人材育成も進めています【➔ P.52事例を参照ください】。

イラクでは、2016年度、イスラム過激派武装組織ISILの影響を受けた同国中部・西部への支援として、「電力セクター復興事業(Ⅲ)」(円借款)の実施を決定するとともに、中西部上水道セクターローンの検討も進めています。2016年度に続き、世界銀行との協調融資による2度目の財政改革開発政策借款の事業形成も行っています。また、近隣国や日本での研修を通じた人材育成も実施するなど、ソフト・ハード両面から支援しています。

経済制裁が解除されたイランに対しては資金協力再開

活動報告
地域別取り組み
課題別取り組み
さまざまな事業の取り組み

への動きを加速しており、2017年3月には首都テヘラン市の大気汚染改善に向けた汚染物質の観測・分析機器を整備するための無償資金協力が決定されるとともに、電力・保健分野でも資金協力の準備が進められています。また、環境保全、水資源、防災分野等における政府の実施能力強化や人材育成支援を継続して実施しています。

さらに、ODA卒業国となった湾岸諸国に対しても、2013年度以降、コストシェア技術協力(相手国政府が

経費の大部分を負担)による専門家派遣の実施や研修員受入等を実施すべく準備を進めています。サウジアラビアに関しては、2017年3月のサルマン国王訪日時に合意された「日・サウジ・ビジョン2030」に基づき、同国の教育の質の向上、観光促進や中小企業振興を含む産業部門の発展への協力や、サウジ開発基金と連携した第三国への協力の準備を進めています。

マグレブ地域(アルジェリア・チュニジア・モロッコ)

事例

ヨルダン
北部地域シリア難民受入コミュニティ
水セクター緊急改善計画



難民受入国の持続的な発展を通じ、地域に平和と安定を

JICAは、65万人以上のシリア難民を受け入れているヨルダンの持続的な発展を支援するため、さまざまな問題の解決にヨルダン政府や他組織と共に取り組み、中東地域の平和と安定に貢献しています。

ヨルダンは世界で最も水資源の少ない国の一つで、週に数日の給水しか受けられない地域もあります。多数の難民流入による人口増加に伴い、給水事情はさらに悪化しました。

特に国境に近い北部地域では、上下水道施設の老朽化や漏水等の課題を抱えるなか、人口の急増に対応するために供給能力を超えた稼働が続き、水道施設に大きな負荷がかかっていました。また、限られた水源を分け合うため、一部ではシリア難民と地元ヨルダン人との間であつれきが生じていました。そこでJICAは、まず北部地域の上下水道について2035年を目標年次とした開発計画の策定を支援。続いて上下水道施設の緊急的な整備改修や、修繕作業の訓練などを行いました。策定された開発計画はヨルダン政府や他ドナーからも高く評価され、計画に基づいた事業が実施されています。このような支援により、難民受入地域の水需要に対応し、地元住民と難民の平和的共存にも貢献することが期待されます。



ヤムルーフ水道公社職員による配水管の漏水調査

事例

エジプト・日本教育パートナーシップ
(EJEP[※])



日本式教育を導入した包括的な支援へ

エジプトでは24歳以下が総人口約9,300万人の半数を占める一方、若者の失業率は42% (世銀、2014年)と高く、2011年の政変の一因といわれる失業の解消、ひいては国の安定化に向け、若者の能力強化が求められています。

エジプトのエルシーシ大統領は、日本人の勤勉性や規律・協調性はイスラム教の聖典コーランの教えを実践するものと評価し、日本に対し人材育成のための支援を要請。2016年2月の訪日時に両国間で「エジプト・日本教育パートナーシップ」が締結され、これに基づきJICAはさまざまな支援を展開しています。

このパートナーシップではJICA初の試みが2つあります。一つは主に基礎教育において、規律や協調性といった学力以外の能力の向上に重点を置き、日本の教育の特色である掃除や学級会等の特別活動を導入すること。もう一つは就学前教育から基礎教育、技術教育、高等教育に至るすべての教育ステージでJICAが専門家を派遣し、資金協力も活用した包括的かつ集中的な支援を行うことです。

日本の教育の強みを活用したこれらの支援を通じ、エジプトの若者の能力が強化され、エジプトひいては中東地域の安定と発展に貢献することが期待されます。

※ Egypt-Japan Education Partnership



ギザの小学校で校庭の清掃を行う生徒。共用施設の維持管理を通して、集団生活や共同作業を学びます

においては、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)支援策の一環として、同地域のインフラ開発におけるODA支援や日本企業のビジネス展開の可能性を調査し、調査結果を公表しました。インフラ整備を通じた各国とのWin-Winな関係を目指し、3カ国の政府代表を日本に招いて「インフラ開発セミナー」を開催。日本企業関係者に情報提供するなど、各国との関係強化に貢献しました。

そのほか、チュニジアでは、雇用促進・産業育成の分野において「ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業」や「品質／生産性向上プロジェクト」などを中心に産業人材育成支援を継続しています。

モロッコでは、日本との関係が深い水産業で、日本の造船技術の活用を通じた持続的な水産資源管理支援として、STEP適用円借款「海洋・漁業調査船建造事業」を供与しました(2017年1月)。また、農業生産、加工・流通、商品化といったバリューチェーン構築において、日本の民間企業との連携等さまざまなスキームを通じた支援を行っています。「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」(ABEイニシアティブ)に基づく若年産業人材の日本への留学についても、支援を継続しています。

● 地域的取り組みの推進

JICAは、2014年にペルシャ湾岸8カ国が加盟する地域機関である湾岸海洋環境保護機構(ROPME)と業務協力協定を結びました。ROPMEと協力し、ペルシャ湾における海洋生態系、生物多様性、経済活動による汚染の防止、水質保全等の海洋環境保全に関する協力を進めているところです。

また、2017年3月に中東淡水化研究センター(MEDRC)と協力覚書を締結し、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンなどで水分野での連携を進めていきます。

欧州

● 地域の安定化

シリア危機以降、欧州地域は多くの難民を受け入れています。約300万人以上のシリア難民を受け入れているトルコでは、JICAは地方自治体のインフラ整備支援、難民の心理ケアを含む社会福祉サービス支援を行っています。難民の移動ルートになっているセルビアやマケドニアでは、国境付近で医療機材の供与や廃棄物分野の支援を実施しています。

西バルカン諸国は、1990年代の民族紛争や内戦から

復興したものの、高い失業率や潜在的な民族対立など問題を抱えており、多民族が共存可能な安定した社会の構築を国際社会が支えていく必要があります。これを踏まえ、JICAはコンボヤボスニア・ヘルツェゴビナでマスメディアの能力強化支援、スポーツを通じた信頼醸成支援など、民族融和を進め、社会が安定化するための支援を行っています。

また、ウクライナとモルドバは、地政学的に重要な位置にあり、地域の安定のためには両国の安定と発展が欠かせません。2014年2月以降、情勢が悪化したウクライナに対し、運輸・環境インフラの整備、汚職対策やメディア支援、財政再建・金融制度改革への支援を資金協力と技術協力により行い、国内改革を後押ししています。

● 環境保全

EU加盟を目指す国では、排気ガス規制や再生可能エネルギーの活用など、自国の環境基準をEU基準に適合させていく必要があります。JICAは、こうしたEUとの関係を念頭に置きながら、日本の知見を生かした協力を行っています。

セルビアやボスニア・ヘルツェゴビナでは、石炭火力発電所への排煙脱硫装置の設置を支援しており、二酸化硫黄(SO₂)や煤塵の排出量の削減により、環境の改善とEU環境基準の達成が期待されています。ウクライナやアルバニアでは下水処理施設の整備を支援し、生活環境改善を目指しています。また、コンボヤやアルバニアでは廃棄物管理能力の強化、セルビアでは日本式の省エネ技術を移転する支援を行っています。さらに、西バルカン諸国やトルコでは、洪水・地滑り、地震といった自然災害への対策にも取り組んでいます。

● ビジネス・投資環境整備

西バルカン諸国、モルドバ、ウクライナはEUへの輸出拠点となることが期待されています。また、西バルカン諸国は一人当たりGNIが比較的高く、域内人口も5,000万人超の市場であり、中欧自由貿易協定(CEFTA)により域内では関税がかかりません。こうした状況を受け、また、経済成長に生かすべく、JICAは西バルカン諸国、モルドバ、ウクライナに対して技術協力を通じた中小企業支援を行っています。

課題別取り組み

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、「誰一人取り残されない」ことを目指し、2030年に求める将来の姿を描いています。「持続可能な開発目標(SDGs)」の17ゴールは、経済、環境、社会の側面から世界の幅広い課題に取り組むことを求めており、これらは、People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (繁栄)、Peace (平和)、Partnership (連携)の「5つのP」としてとらえることができます。JICAは、開発途上国が直面する課題を右のとおり整理し、「5つのP」に取り組んでいます。

People、Planetの写真：今村健志朗
Prosperityの写真：久野真一
Partnership、Peaceの写真：久野武志

貧困と飢餓に終止符を打ち、
すべての人が平等で、
尊厳を持って健康に生きられる
環境を確保する

貧困削減

→ P.56

ジェンダーと開発

→ P.58

人間開発 (教育／社会保障／保健医療)

→ P.64-67

農村開発

→ P.72-75



持続可能な消費と生産、天然資源の管理、
気候変動対策などに取り組み、
地球環境を守る

気候変動対策

→ P.59

地球環境

(自然環境保全／環境管理／
水資源／防災)

→ P.68-71





すべての人の
豊かな生活を確保し、
自然と調和した
経済的・社会的・技術的な
進歩を目指す



社会基盤 [都市・地域開発/運輸交通/情報通信 (ICT)]
→ P.60-63

産業開発・公共政策 (民間セクター開発/資源・エネルギー/ガバナンス)
→ P.76-79

活動報告
地域別取り組み
課題別取り組み
さまざまな事業の取り組み

People
人間

Prosperity
繁栄

SDGs
5つのP

Partnership
連携

すべての
国・関係機関・人が、
目標達成のために
協力する



Planet
地球

Peace
平和

恐怖や暴力のない、平和で公正、かつ
すべての人を包み込んだ
社会を育む

平和構築
→ P.57



貧困削減

貧困層の持つ潜在的な能力・可能性の拡大を支援



※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

開発途上国全体の貧困人口は、アジアの経済発展などもあって、1990年の47%から2015年には14%に減少しました。しかし、サブサハラ・アフリカでは、今も貧困層の割合は人口の約35%に上ります。また、全世界でいまだ約7億人が1日1.90ドル未満で暮らす貧困状態にあります。貧困から脱却した人々も、病気や事故、紛争、自然災害、市場の変化などにより、再び貧困層に転落する可能性のある脆弱な立場に置かれています。

JICAは、「人間の安全保障」を推進し、持続可能な開発目標 (SDGs) が理念として掲げる「開発の恩恵から誰一人取り残さない世界」の実現を目指します。

● 課題の概要

ミレニアム開発目標 (MDGs) において浮き彫りになった課題として、貧困層あるいは貧困から脱却した人々が直面する多様なリスクがあり、これに対応するため、さまざまな分野での社会保障や保護、能力強化が必要であることがわかりました。大規模自然災害、環境破壊、テロ、金融危機などは貧困層の生活に深刻な影響を与え、貧困を増幅・拡大させる要因となっています。こうしたリスク要因に対応し、貧困削減を進めるための多様な柔軟なアプローチが求められています。

現在、貧困の定義としては、安定的・持続的な生計を確保できること (①経済的能力) に加え、健康で基礎的な教育を受け、衛生的な環境で生活できること (②人的能力)、人々の生活を脅かすさまざまな「脅威」に対処できること (③保護能力)、人間としての尊厳や文化・習慣が尊重され、社会に参加できること (④政治的能力、⑤社会・文化的能力)、これら5つの能力が欠如した状態であるとの考え方が主流になっています。

● JICAの取り組み

JICAは公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、上記の5つの能力を強化し、能力を發揮できる環境を整えることで、貧困層の一人ひとりが貧困状態から脱却することを目指します。途上国における人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備などの各種事業においては、①貧困層を直接的な支援



フィリピン中部の東ビサヤ地域では、2013年に発生した台風ハイエンにより零細農民が甚大な被害を受けた。JICAの草の根技術協力事業では、零細農民の生計管理能力の向上を目指し、マイクロファイナンス機関を対象に農業向けローンやリスク緩和型の金融商品の開発支援などを行っている。写真は、零細農民への金融商品のニーズに関するヒアリングの様子

の対象とする「貧困対策」、②直接的に貧困層を対象としないものの、貧困層が当該事業から得る便益を増大させるような工夫を事業に組み込む「貧困配慮」の2つを軸にして、事業の形成・実施を進めています。

また、JICAは、貧困層の良質かつ多様な金融サービスへのアクセスと活用、消費/支出の平準化、資産形成、リスクへの対応、所得の多角化と拡大を支援し、生活の安定と経済活動への参画を促します。

さまざまな障壁を持つ貧困層を対象とする事業はこれまでの取り組みを超えて、マルチセクショナルな取り組みが必要であり、政府以外の多様な主体の役割がますます重要になっています。そのため、公的セクターの支援や市民社会との連携に加え、国内外の民間セクターとの連携も積極的に進め、貧困削減を後押しします。

平和構築

紛争の再発防止から平和の定着、国づくりと復興へ



※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

近年の紛争では一般市民の受ける被害が大きく、また社会の安定・発展を達成しないまま、再び紛争に陥る国も多くあります。多くの市民が隣国などに逃れるため、難民となった人々を受け入れる紛争地の近隣国に、大きな経済的・社会的負担を強いることもあります。

JICAは社会的な格差や機会不平等の解決につながる社会・経済開発、人々から信頼される政府を構築するための政府・行政・司法等の能力強化などの支援に注力しています。

● 課題の概要

武力を伴う紛争は、生活の礎であるインフラを破壊し、人々は強制的に避難せざるを得なくなり、コミュニティの絆は裂かれ、時に隣人との相互不信やあつれきを生みます。公共サービスは適切に提供されず、行政は人々からの信頼を失います。社会システム全体が壊れ、弱者の生活はより困窮し、経済・社会の再建には長い道のりが必要となります。

紛争を予防し、平和を定着させるには、軍事的手段や予防外交等の政治的手段とともに、紛争の速因となる格差の是正や機会不平等の改善を目指す、開発による支援が必要です。安定した国を建設するためには経済復興に貢献するインフラの再建に加え、国民のニーズを公正に汲み上げて対応できる政府の制度・組織の構築と能力強化、コミュニティと人々のエンパワーメントが重要です。

● JICAの取り組み

JICAは、「紛争が発生・再発しない国家建設」を目的とし、「国民から信頼される政府の樹立」と「強靱な社会の形成」を目標に、紛争中とその直後に人々が直面する困難を緩和し、その後の中長期にわたる安定的な発展を目的とした協力を展開しています。

紛争直後の段階では、迅速に行政サービスを再構築するための支援を行います。紛争中に滞っていた基礎的な行政機能を迅速に回復することで、和平合意の締結などで高まった住民の期待に応え、同時に国民と政府との信頼回復も目指します。また、近年の長期化・大規模化する紛争の影響により、難民・国内避難民となった人々に対する支援や、それらの人々を受け入れる国・地域の安定を支えることも重要な取り組みとなっています【→ 右事例、P.52事例を参照ください】。

事例

コロンビア
土地返還政策促進のための
土地情報システムセキュリティ管理能力
強化プロジェクト



国内避難民の帰還を後押しする 土地返還を支援

2016年11月30日、コロンビア政府と左翼ゲリラ「コロンビア革命軍(FARC)」との間で和平合意が成立し、約50年に及ぶ内戦に終止符が打たれました。内戦による国内避難民は600万人以上といわれます。多くは都市部に流入し、居住環境が整わない山の斜面等で暮らしており、その生活を元に戻すための制度構築や環境整備が求められています。

2011年には、紛争被害者を定義し、奪われた土地の権利返還を定めた画期的な法律が制定され、農業農村開発省「土地返還管理特別行政ユニット」が土地情報管理システムの開発を始めました。しかし、返還申請者の個人情報や土地を奪われた経緯等を登録するため、加害者側に情報が漏れた場合、申請者に危険が及ぶ恐れがあり、情報セキュリティの強化が必要です。JICAは、上記ユニットの情報セキュリティ管理能力を強化する技術支援を行い、システム開発技術者と運用・管理職員を対象とするセミナーや、福島県いわき市における東日本大震災復興等の行政機関による土地管理と復興の取り組みを伝える研修を実施しました。JICAは、今後もコロンビアにおける平和の定着に向けた復興を支援していきます。



土地情報システム開発担当者への研修

ジェンダーと開発

ジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確に



※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される性別のことで、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持ちます。持続可能な開発目標(SDGs)のなかでも、「ジェンダー平等、すべての女性・女子の能力強化」は17のゴールのなかの独立したゴールであるだけでなく、すべての開発目標の達成において必要不可欠な横断的課題として認識されています。JICAは、事業のあらゆる段階でジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく「ジェンダー主流化」を進めています。

● 課題の概要

一般に、社会における固定的な男女の役割や責任は、その地域の人々の価値観、文化、伝統、慣習などによって無意識のうちに規定されていることが多く、各種政策や制度、組織などもその影響を受けています。また、社会通念やシステムは、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、不平等が内包されていることがあります。

そこで、こうした男女間に存在する差異や力関係についてデータを収集・分析し、政策・制度や事業がジェンダー平等なものとなるような取り組みが重要となります。このプロセスが「ジェンダー主流化」であり、これには意識と行動の変容に向けた取り組みが不可欠です。

● JICAの取り組み

JICAでは、ジェンダー平等な政策・制度の構築支援、また母子保健、女子教育や女性企業家支援など女性・女子のエンパワーメントの推進、女性に対する暴力への対応のための能力強化、人身取引*被害者の保護・自立支援等に取り組んでいます【→ 右事例を参照ください】。同時に、その他の多様な分野においても、事業を通じて達成すべき成果や活動のなかにジェンダー平等の視点を反映した事業を実施しています。

例えば課題別研修「ジェンダーと多様性の視点に立った災害リスクの削減」では、過去の自然災害において女性の被害者の方が男性被害者より多かった状況を踏まえ、防災対策・計画の策定に女性をはじめ多様な人々の声を生かせるよう人材育成に力を入れています。

* 人身取引は重大な人権侵害であり、強制売春や強制結婚などの「性的搾取」、工場、漁船、家事労働などを強いる「労働搾取」などのケースがある。特に女性や子どもは被害に遭うリスクが高い。

事例

メコン地域
人身取引被害者への支援



被害女性の新たな出発のために、 機関や国の枠を超えた連携を

人身取引*は、暴力や脅迫、詐欺などの手段を使い、弱い立場の人々を搾取る犯罪行為で、アジアでは経済発展による人の移動の活発化に伴い、被害が年々深刻化しています。

JICAは2009年から2014年まで、タイで「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」を実施し、続いて2015年から2019年まで、「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」を展開しています。被害者の保護から医療・経済面の支援、また、新たな生活へのリハビリや職業訓練のためには、複数の省庁や民間団体を含む関係者の多分野協働チーム(MDT)が重要な役割を果たします。プロジェクトではMDTの能力強化に取り組むとともに、元被害者の女性たちが作る自助グループの社会復帰支援に関する能力向上に協力しています。

さらに、タイ国内だけでなく、ミャンマー、ラオスのMDTとの協力体制を構築すべく、国境地域でワークショップを開催し、二国間の協働活動も支援しています。また、一国だけでは解決できない問題も多くあることから、毎年、バンコクで「メコン地域ワークショップ」を開催し、人身取引対策に関する各国の経験の共有と情報交換を行っています。



タイとラオスの国境地域における、ラオスの郡レベルMDTとのワークショップ

気候変動対策

全世界で取り組む地球規模の課題解決に向けて



※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

気候変動問題は、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に影響を及ぼします。経済成長や貧困削減、人間の安全保障に対する脅威となるものであり、世界全体で取り組んでいくべき重要な課題です。

JICAでは、さまざまなセクターの事業において気候変動への配慮を組み込み、多様な支援スキームを駆使して各国のニーズに応じた気候変動対策の支援をしています。

● 課題の概要とJICAの取り組み

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる2020年以降の新たな気候変動対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、世界は新たな一歩を踏み出しました。持続可能な開発目標(SDGs)のなかでも、「気候変動への対処」はゴールの一つとなっています。気候変動問題は、異常気象や自然災害の増加などさまざまな現象をもたらしています。

JICAは次の4つの重点取組課題に沿って、気候変動対策の支援を実施しています。

1. 低炭素、気候変動影響に対応する強靱な都市開発・インフラ投資推進

経済成長が著しく、インフラ建設需要の膨大な開発途上国で、今後建設が加速するインフラを低炭素で強靱なものにしていくことを支援しています。

2. 総合的な気候リスク管理の強化

気候変動の影響は、あらゆる場所で顕在化しつつあります。将来の気候リスクの予防・削減に重点を置いて、防災、食料安全保障、水などの分野で総合的な気候リスク管理の支援を実施しています。

3. 開発途上国の気候変動政策・制度改善

気候変動は長期的な対応が不可欠であり、開発途上国が自ら対策を立案し、実施・モニタリングを経て改善していく力を獲得することを支援しています。

4. 森林・自然生態系の保管理強化

森林・自然生態系の劣化・消失を伴う森林伐採・土地利用変化に起因する温室効果ガス(GHG)排出は、世界の人為的累積GHG排出量の約3割を占めるといわれています。JICAは、例えばコミュニティによる森林管理能力強化を通じた持続可能な森林保全・利用の促進などの取り組みを進めています【→P.38事例を参照ください】。

事例

サヘル・アフリカの角
砂漠化対処による
気候変動レジリエンス強化
イニシアティブ



アフリカ諸国の砂漠化との闘いを 開発パートナーが連携して支援

開発課題が山積するサヘル・アフリカの角地域では、人々の自然資源への依存度が高く、干ばつや砂漠化は地域の水不足や環境劣化に加え、貧困をさらに悪化させています。また、これらの地域の貧困は難民の増加や暴力的過激主義などの要因ともなり、世界の不安定化にもつながっています。さらに、干ばつや砂漠化の影響を受ける地域は気候変動に脆弱であり、気候変動は砂漠化をより加速させ、同時に砂漠化は気候変動の要因ともいわれています。砂漠化への適切な対応は、地域の気候変動に対するレジリエンス(強靱性)を強化するとともに、地球規模の気候変動への対策としても喫緊の課題です。

JICAは、2016年8月にナイロビで行われた第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)で、国連砂漠化対処条約(UNCCD)事務局、ケニア・セネガル両政府と共に本イニシアティブを立ち上げました。アフリカの国々のオーナーシップと、JICA、国連食糧農業機関(FAO)、地球環境ファシリティ(GEF)といったパートナーとの連携により、対象国のネットワーク化、知識共有、開発資金へのアクセス改善を通じて砂漠化対処を促進することで、地域の貧困撲滅や持続的な開発と、世界の安定化に向けた取り組みを強化していきます。



TICAD VIのサイドイベントでは、砂漠化対処における課題や本イニシアティブの推進に向けた方策について議論した

社会基盤

強靱で持続可能な社会の実現へ



※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。



ベトナム：ホーチミン市都市鉄道1号線建設現場。シールドトンネル工法による地下トンネル工事（オペラハウス～パソン間）

重点課題と取り組み

分野の課題

- 質の高い成長と生活を実現するユニバーサルなインフラ、地球環境と共存する持続可能な都市実現が引き続き大きな課題です。
- 災害に対しては、迅速な復興、都市や社会基盤の強靱性が不可欠です。
- あらゆる課題において、ICTの戦略的活用が重要です。

2016年度の取り組み

- 日本の経験・技術の活用、多様なアクターとの連携により、さまざまな事業に取り組みました。代表的なものとしてはマナグア市都市開発マスタープラン(M/P)策定支援(ニカラグア)、情報セキュリティ能力向上支援(インドネシア)、北部回廊物流網整備M/P策定支援(ケニア、ウガンダ)、高速鉄道に関する制度整備支援(インド)

今後の協力

- 民間企業や地方自治体など多様なアクターと協力し、「質の高い成長」を後押しするインフラ開発を進めます。
- 地球環境にも配慮した「持続可能な都市」の実現に向けた協力をより一層推進します。
- 長年の途上国との信頼関係とネットワークをさらに強化し、「共創」を念頭に、共に学びつつ成長する協力を目指します。

都市・地域開発

● 課題の概要

1970年に36.9億人であった世界人口は2015年に73億人を超えました。これは主に開発途上国の人口増加によるもので、なかでも、都市に居住する人口の増加が顕著になっています。途上国の都市人口は、1970年の6.8億人から2015年には29.7億人と4倍増となり、さらに2050年には世界人口95.5億人の半数を超える52.3億人が途上国の都市に居住すると推測されています。

都市は経済成長のエンジンとなり得る一方で、途上国では、急激な人口増加に適切に対応できず、都市基盤インフラの不足、居住環境の悪化、自然災害に対する脆弱性の顕在化、経済格差の拡大などの課題が生じ、都市に期待される機能や役割を果たせていない状況が見られます。周辺の都市や農村との関係性を踏まえた地域全体の開発の方向性についても議論が必要です。都市は国土・地域の中心核としての役割も担っており、その発展は、地域全体の活性化につながる正の効果をもたらします。一方で、地方やアクセス条件の悪い内陸部では物流・電

力等の基幹インフラ整備が進まず、産業ポテンシャルの有効活用が妨げられて開発が停滞しがちです。

こうした都市と地方・農村の格差は、都市への人口流出を加速させ、さらなる地域間格差の拡大といった悪循環を生むことがあります。このように都市と周辺地域は密接に関連しているため、国土あるいは地域全体を俯瞰し、都市と地域の問題を相互に関連づけて課題をとらえる視点が必要です。

また、世界の人口の多くが居住する都市の健全な成長なくして、持続可能な開発目標(SDGs)の達成や地球温暖化問題の解決は望めません。次の世代が安心して住み続けられる地球環境の保全と、経済・社会の発展の両立を目指し、都市・地域開発の取り組みを加速する必要があります。

● JICAの取り組み

JICAは、世界に類を見ない急速な都市化や災害を乗り越えてきた日本の経験などを活用し、それぞれの都市が抱える課題に対応した支援を行っています。また、経済成長の要となる国土軸の機能強化を通じた地域経済開発を推進する手法として実施している「回廊アプローチ」は、戦略的なインフラ整備や産業立地、効率的物流に注目した広域的な事業展開を支援するもので、途上国にとって従来にない、画期的な取り組みとして注目されています。

途上国の持続可能な都市・地域開発の実現に向け、JICAは以下に焦点を当てた支援を展開しています。

【都市開発】

1. 経済活動に寄与する計画的な都市開発
2. 良好な居住環境の実現
3. 低炭素都市の実現
4. 災害に強い都市の実現
5. 良好な都市経営の実現
6. 紛争後の都市復興の実現

【地域開発】

1. 中長期的な開発ビジョン・成長シナリオに基づく地域開発
2. 地域経済開発と投資誘致の促進
3. 社会インフラを含む包摂的かつ効果的なインフラ整備の実現
4. 地域の経済・社会的連結性の強化と地域間格差是正の実現
5. 地域開発における実施体制・能力の強化

協力の方向性

JICAは、都市や地域が抱える問題の根本的な解決を図るため、対象となる都市・地域の実情や課題を分析のうえ、その都市・地域に適した包括的な戦略やアプローチを提案していきます。また、その実現のためには技術協力、無償資金協力、有償資金協力など、JICAの有する多様な支援メニューを柔軟に組み合わせています。

さらに、開発計画の策定から都市施設の運営・維持管理に至るまで、途上国の都市・地域開発の多様なニーズに応えるためには、都市・地域開発の担い手となる実施機関の組織やスタッフの能力強化や、法制度整備が不可欠であることから、これらの側面にも寄与する協力を行っていきます。

運輸交通

● 課題の概要

途上国では、道路、鉄道、港湾、空港などの運輸交通インフラの整備が遅れているため経済開発が進まず、貧困の大きな要因となっています。持続的な成長と貧困撲滅のためには、人や物の移動を担う運輸交通サービスの提供が不可欠です。

運輸交通インフラ整備の需要は世界的に依然として高く、民間連携の促進や、既存施設の維持管理や改修、更新による長寿命化、インフラ資産の効率的な活用により、安定した運輸交通サービスを提供していくことが求められています。また、インフラが継続的に活用されるために、運営・維持管理体制の整備だけでなく、将来的に体制が定着し、制度や技術が持続的に活用されるよう、政府職員など中核人材の育成が急務となっています。

● JICAの取り組み

JICAの協力は、人や物を迅速、円滑、安全に移動させることにより、経済社会活動を活発化させ、人々の所得向上や生活改善に貢献することを目指しています。

途上国で運輸交通インフラの整備を行う場合、単に道路や橋を整備するだけでは不十分です。整備したインフラを「賢く」活用していくための支援もあわせて実施しています。特に途上国の大都市では、人口集中によるインフラの需要に対して、輸送サービスの供給が追いつかない事例が増えています。既存のインフラを有効活用していくため、インフラ整備(ハードウェア支援)、インフラ整備に関する技術協力(ソフトウェア支援)に加え、整備後の運行管理や維持管理にあたる人材の育成、利用者の

意識変容を促し教育するための組織体制づくり、啓発活動の推進などの人的資源開発(ヒューマンウェア支援)を進めています。

また、日本政府は2013年6月に「日本再興戦略」を閣議決定し、このなかでODAを戦略的に活用して「インフラシステム輸出戦略」を迅速かつ着実に実施するとしています。これを受け、インドにおける高速鉄道整備等、過去に類のない大規模かつ最新技術を取り入れたインフ

ラを整備すべく、JICAは制度・基準づくりや人材育成を含め、相手国を事業パートナーとした支援に着手しています。まさに“オールジャパン”として官民が一丸となって対応しており、わが国の支援が新たな次元に入っているといえます。

さらに、2013年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略(NSS)」に基づき、海上保安庁の協力の下、日本の経済活動、安全保障にとって重要な海上輸送路の沿岸国における海上保安能力の強化に向けて、装備の支援、人材育成にも取り組んでいます【→ 左事例を参照ください】。

事例

道路アセットマネジメント、海上保安政策における人材育成



運輸交通分野の将来を担う 中核人材を戦略的に育成する

技術協力の成果が将来にわたり持続的に効果が出るよう、運輸交通分野でもさまざまな工夫を行っています。

例えば道路・橋梁の維持管理では、19カ国で技術協力を実施中ですが、現状では新規建設が優先され、多くの途上国で維持管理に十分な予算と人材が割り当てられていません。そこでJICAは、道路・橋梁の長寿命化に貢献する人材の育成に向けて、長崎県が養成に取り組む「道守(みちもり)」に注目。これを題材として、2016年から長崎大学と共同で研修を実施中です。2017年からは国内の他大学とも連携し、維持管理に関する協力を実施中の国から、将来の幹部候補を留学生として受け入れる予定です。

一方、海上保安でも中核人材の育成を進めています。2016年9月、ASEAN各国の海上保安機関職員8名が、政策研究大学院大学と海上保安大学が共同で実施する修士課程を修了しました。将来、各国の海上保安の中核を担うべく、参加者は1年間のプログラムを通じ、海上保安政策の企画・立案に関する高度な能力を身に付けました。同時に、日本を含む各国機関間の相互理解と交流が促進されました。海洋の安全確保に向けた各国の連携が強化され、海洋を巡る国際秩序の維持発展に寄与することが期待されます。



海上保安政策プログラムの参加者が桜の下でジャンプ【写真提供：海上保安庁】

質の高いインフラ投資推進のためのG7伊勢志摩原則

2016年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおいて、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」が合意文書の一つとして採択されました。日本もここで示された「経済性及び安全性、強じん性の確保」「現地コミュニティでの雇用創出」「社会・環境面での影響への配慮」など5つの原則に沿って、インフラ投資や整備に関する支援を行い、SDGs達成に向けた世界的な取り組みに貢献することが求められています。

JICAもこの原則に沿いながら、世界的なインフラ需給ギャップを埋めるべく、国境を越えた「国際交通」、国土の調和ある発展に対応するための「全国交通」、都市の持続的な発展と生活水準の向上のための「都市交通」、地方の生活水準向上のための「地方交通」、そしてすべての整備に通底する途上国政府機関の能力向上および将来を担う人材の育成など、さまざまなレベルで支援を展開していきます【→ P.28事例を参照ください】。

情報通信 (ICT)

● 課題の概要

情報通信技術(ICT)は世界中で著しい発展を遂げており、ICTは分野課題を超えた共通のインフラ、課題解決の有効なツールとして、中央省庁の業務のコンピュータ化(電子政府化)、インターネットを利用した教育(eラーニング)、電子商取引(eコマース)など、行政、社会、経済のさまざまな分野で活用されています。ICTは、経済社会構造を効率化し、生産性の向上、生活の質的向上、省エネルギー化など、あらゆる活動の改善を下支えする潜在的能力を持っており、現代社会はICTなくして成り立たないと言っても過言ではありません。

ICTには、各種技術の導入やプロセス効率化による時間短縮、ネットワーキングによる空間を超えた発展、途

上国独自のサービスの創造の実現などの可能性があり、時間・空間を超えて、ICTを各分野課題において利活用することで、一層の効率的・効果的な事業推進が期待されています。

一方、多くの途上国では都市部を中心にブロードバンドインターネットやモバイルインターネット(3G/LTE)が急速に普及している状況はあるものの、国全体としてICT基盤の普及、活用は依然として遅れています。先進国とのICT格差(デジタルデバイド)や、都市部と地方部等の国内でのICT格差が生じており、それが経済格差のますますの拡大につながる構図が発生しています。

また、近年では、サイバーセキュリティへの対応という、一国では対処の難しいグローバルな課題に途上国も直面しています。しかし、途上国では、政策や体制の未整備、不十分なセキュリティ対策等により、対策が脆弱な側面があり、独自での防護体制の整備が難しいことが課題となっています。

● JICAの取り組み

JICAにおけるICT分野の支援方針は、「ICT政策策定能力の向上」「ICT人材の育成」「ICTインフラの整備」「ICT利活用の促進」の4点です。

具体的には、地上波デジタル放送移行支援アドバイザーの派遣、情報セキュリティ技術者育成支援、基幹通信網整備、教育・産業振興・防災等の課題分野でのICT利活用による支援などを行っています【➡ 右事例、P.30事例を参照ください】。サイバーセキュリティ分野に関しては、日本政府によるASEAN諸国との協力の枠組み(日・ASEANサイバーセキュリティ協力)と連携しながら、ASEAN諸国のサイバーセキュリティ能力の強化を支援し、安心安全なサイバー空間の実現へ貢献しています。

社会・経済開発につながるICTの利活用

SDGsにおいて、ICTの利活用促進が重要項目として挙げられていることに加え、途上国でのICT普及拡大に伴う利活用事例が増えていることを踏まえ、JICAでは途上国の各課題分野へのICTの利活用のさらなる促進に向けて、「課題解決型」「事業効果促進」「事業設立支援」のソリューション提供を検討しています。

①課題解決型ソリューション：日本や世界で活用されているICTソリューションを活用し、途上国の抱える課題を解決するICTサービスをパッケージとして提供【例：ITS(高度道路交通システム)、防災通信システム等]

②事業効果促進ソリューション：既存事業の効果をより一層高めるためのツールとして、ICTサービスの活用を提案(例：遠隔教育システム、遠隔診療、スマートシティ、農業市場情報配信システム等)

③事業設立支援ソリューション：ICTを活用した新しい事業、サービスの立ち上げを支援(例：ICTを活用したインキュベーション・センター、途上国決済サービス等)

事例

ジャマイカ
緊急通信体制改善計画準備調査



ICTを活用した 強靱な防災対策緊急通信網の構築

JICAは災害に対して脆弱な島国にデジタル防災無線網を整備し、SDGsゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」とゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」の達成に貢献します。

カリブ海の島嶼国ジャマイカは大西洋のハリケーンベルトに位置していることから、大規模なハリケーンや熱帯性暴風雨による洪水、土砂災害が多発しており、人命やインフラへ大きな被害をもたらしています。既存の防災無線通信網は、チャンネル数や電波の届く範囲が不十分のため活用されておらず、警報伝達の遅れや被害状況の把握・対応の遅れが発生している状況でした。

JICAは、ジャマイカ全土に防災デジタル無線通信システムと早期警報システムを整備する無償資金協力を念頭に置いた協力準備調査を実施しました。今後、調査の結果を基に、無線中継局(24カ所)、無線基地局(15カ所)、無線端末(1,256機)、早期警報システム(15カ所)などが整備される予定です。これにより、ジャマイカ全土において災害発生時に迅速かつ安定的な情報伝達が可能となり、被害が軽減されることが期待されます。



デジタル無線アンテナを設置する鉄塔。全国24カ所の鉄塔にアンテナを設置予定

人間開発

質の高い保健・教育、それは「人間の安全保障」の要



※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。



ザンビア：マルコムモファット教員養成校での理科の実験実習(教員養成校と学校現場との連携による教育の質改善プロジェクト)

重点課題と取り組み

分野の課題

- ➔ 初等教育学齢期の子どもの4割が基礎的な読み書き、計算を習得できていません。
- ➔ 基本的な保健医療サービスを受けられない人々があり、また、毎年1億人が医療費が原因で貧困に陥っています。
- ➔ 今後は、高齢化社会への取り組みも必要とされています。

2016年度の取り組み

- ➔ あらゆる年齢層や女性、貧困層、障害者、紛争影響下にある人を含め、日本の強みを生かし、すべての人が質の高い教育、保健医療サービス(UHC*)、社会保障を享受できる社会の仕組みづくり、人材育成を支援しました。
- ➔ サミット、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)など、国際会議を通じてJICAの取り組みを積極的に発信しました。

今後の協力

- ➔ 教育分野全体を俯瞰し、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び」を開発途上国が実現できるよう協力に取り組みます。
- ➔ 保健分野では日本の経験や強みを生かしグローバルな学び合いを促進し、UHC実現へ途上国の能力開発を支援します。
- ➔ 社会保障分野では包摂性に不可欠な各種制度構築支援、障害者の社会参加、アクティブエイジング等に取り組みます。

教育

● 課題の概要

教育はすべての人々が等しく享受すべき基本的権利であり、持続可能な開発目標(SDGs)のすべての目標の達成を下支えする重要な役割を担っています。また、教育を通じた多様な文化や価値を尊重する態度の醸成は、インクルーシブで平和な社会の基礎となります。

しかし、世界ではいまだ5,800万人もの初等教育学齢期の子どもが不就学の状態にあり[国連教育科学文化機関(UNESCO)、2015]、少なくとも2.5億人が読み書きや計算の基礎を習得していないと推計されています(UNESCO、2014)。加えて、貧困、ジェンダー、障害、民族・言語、居住地域等による格差が生じており、すべての子どもに対する良質な教育の保障が課題となっています。

また、若年失業率は増加傾向にあり、約2.25億人の若者が学校に通わず、職業訓練も受けず、就業もしていない状況にあります[国際労働機関(ILO)、2014]。職業技術教育・訓練へのアクセス拡大や質の改善が必要と

されています。

一方、高等教育へのアクセスは着実に向上していますが[開発途上国の総就学率は2004年16%、2014年29%、(UNESCO、2015)]、教員の育成、施設・機材の整備、研究資金の確保は必ずしも伴っておらず、教育・研究の質の面で依然大きな課題が残っています。

● JICAの取り組み

JICAは、就学前教育から初中等教育、職業技術教育・訓練、高等教育、識字・ノンフォーマル教育に至るまで教育セクターを包括的に俯瞰し、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び」を相手国が実現できるよう協力に取り組んでいます【➔ P.52事例を参照ください】。

1. 子どもの学びの改善

基礎的な学力の習得だけでなく、子どもが自ら学び考える力を身に付け、学習意欲を高めていくことを目指し、相手国・社会の学力観を踏まえて支援しています。そのうえで、カリキュラム、教科書・学習教材、授業、学力評価の一貫性に留意し、学びの改善に向けた総合的なソリューションを提供しています【➔ 右事例を参照ください】。さらに、各国の状況を診断し、教育政策・制度の策定、学習環境や学校運営の改善、教育人材の育成を組み合わせる包括的な支援を展開しています。

2. イノベーション・産業発展を担う人材の育成

グローバル化と知識基盤型社会の進展に伴い高度化・複雑化する課題解決のため、イノベーションを創出できる人材の育成が期待されています。これを支えるため、日本が豊富な経験を有する工学教育分野を中心に、中核となる大学の設立や能力強化、大学間ネットワークの強化、教育の質保証の制度構築等を支援しています。

加えて、産業界で即戦力となる人材や、民間のニーズに柔軟かつ迅速に対応した技術者・技能者の育成のため、日本の経験(高等専門学校等)も生かして、途上国における産学連携活動の促進や、職業技術教育・訓練へのアクセス拡大や質の改善を支援しています。また、途上国の行政機能の向上、社会経済開発の基盤づくり、日本との友好関係強化につながる人材育成にも取り組んでいます【➔ P.31事例を参照ください】。

3. インクルーシブで平和な社会づくりのための教育

SDGsの理念である「誰一人取り残されない」社会の構築に向け、社会的・文化的に不利な立場にある人々への支援を強化するとともに、ジェンダー、障害、貧困の視

点を教育の全事業に組み込んでいます。

具体的には、女子教育への協力の強化や、障害と教育の観点より、ハード・ソフト両面での「インクルージョン」の実現に取り組んでいます。災害・紛争影響国に対しては、安全な学習環境の提供とともに、留学生プログラムを通じて復興・開発の原動力となる行政官等の育成を支援しています。不就学児童や非識字者に対する教育課題の残る地域では、他セクターとの連携も視野に、識字教育、ライフスキル等のノンフォーマル教育支援に取り組

事例

ミャンマー
初等教育カリキュラム改訂プロジェクト



小学校全10科目の教科書と教師用指導書の開発を支援

これまでミャンマーでは児童中心型教育が促進されてきました。しかし、ほとんどの教科では約20年前に軍事政権下で編纂された教科書に基づいて授業が実施されています。学力試験でも「どれだけ暗記したか」が問われ、子どもの主体的な学びが促される学習環境ではありませんでした。

2011年の民政移管に伴い、教育省はカリキュラム、教科書、教員養成・現職教員研修、学力試験(アセスメント)等の制度の包括的改革に着手しました。

そこで、JICAは小学校の全学年(1～5年生)、全10科目(ミャンマー語、英語、算数、理科、社会、体育、道徳・公民、ライフスキル、音楽、図工)の教科書と教師用指導書の開発と、全国の現職教員を対象とした導入研修や教員養成課程の研修を組み合わせる総合的な取り組みを支援しています。

JICAの協力により開発された小学1年生の教科書と教師用指導書は、2017年6月の新学期に全国の児童130万人、担任教師6万人に配布されました。今後、2021年までに、小学校全5学年の教科書と教師用指導書を開発する予定です。新しい教科書により、主体的に考え問題を解決する力を全国の児童が身に付けていくことが期待されます。



新カリキュラムは児童の好奇心を育てる

んでいます。

社会保障

● 課題の概要

社会保障は国際的に確立された人権であるだけでなく、生活の安定、貧困の削減を通して社会の安定にもつながります。途上国においても国民全体の生活の質向上の観点から、医療保険や年金など社会保障制度の整備が差し迫った政策課題となっています。さらに、東南アジアの中進国を中心に急速に高齢化が進んでおり、介護など新たなニーズへの対応が課題となっています。

また、障害者を含む多様な人々が社会・経済活動へ参加することは、インクルーシブかつ持続可能な成長、活力ある国づくりにつながります。日本を含む162カ国以上が批准した「障害者の権利条約」では、国際協力に障害者の参加を確保することが規定されており、障害者の社会参加を制限している、社会・文化・経済・政治的あるいは物理的障壁を除去することが大きな課題です。

さらに、途上国では、経済発展に伴い労働災害や職業病が増加している一方で、労働安全衛生、労働基準などの法制度や実施・監督体制の整備が不十分です。また、中東地域の「アラブの春」の遠因といわれる、若年層の雇用問題の解決に向けた取り組みが急務となっています。

● JICAの取り組み

JICAは、日本の社会保障の知見や経験を生かし、以下の3分野を中心に社会保障の充実に取り組んでいます。

1. 社会保険・社会福祉

アジア地域の中進国を中心に、高齢化対策に関する課題先進国としての日本の経験に強い関心が示されており、医療保険、年金などの社会保険制度の整備、高齢者などに対する福祉、介護サービスの強化を支援しています。これらの分野では、日本の制度整備や運営に関して情報提供や意見交換を行っています。

2. 障害と開発

障害者を開発の担い手としてとらえ、障害者が主体的に社会に参画できるような支援を重視しています。具体的には、開発におけるすべての取り組みにおいて障害の視点を反映し、障害者が受益者・実施者として事業を進めていくメインストーリーミング、障害者リーダーや障害者団体の育成を通じたエンパワーメント、物理面や情報面のアクセシビリティ改善などに力を注いでいます。

3. 労働・雇用

労働安全衛生改善や労働基準監督強化を通じて、すべての人が安心して働くことができる環境づくりを支援しています。また、若年層の雇用促進を目的としたキャリアアカウンセリングの制度構築支援を行っています。

保健医療

● 課題の概要とJICAの取り組み

途上国では、適切な保健医療サービスを受けられず多くの人が命を失っています。JICAは、SDGsのゴール3「すべての人に健康と福祉を」の達成に向けた取り組み方針をまとめました。特に、途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)*の達成に向けて、国際機関、開発金融機関、各国ドナー、民間基金等と協調し、以下の各課題に取り組んでいます。

※ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (Universal Health Coverage: UHC)

「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念

1. 保健システム強化

保健システム強化とは、保健医療サービスを人々に提供するための行財政や人材・施設・資機材などの基盤を整備・拡充するための取り組みです。基本的な保健医療サービスへのアクセスの確保に加え、医療費負担による家計破綻の防止を通じてUHCを実現するためにも、保健システムの強化が不可欠です。

JICAは国際会議等の場で積極的な発信に努め、SDGsにはUHCの達成が明記されました。2016年5月のG7伊勢志摩サミットでは、議論の過程でオールジャパンの研究班に参加、技術的な観点からの提言や国際的な発信等を通じ貢献しました。また、2016年8月にケニアで開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)では世界銀行、世界保健機関(WHO)、日本政府等と共同で「アフリカにおけるUHC実現に向けた政策枠組み」を打ち出しました【→ P.67事例を参照ください】。

国際的な約束を着実に実行するべく、国レベルでの支援にも力を入れています。例えばセネガルでは、中央保健省への専門家派遣、包括的母子継続ケアを中心としたモデルの全国展開を行う技術協力プロジェクトを実施。

政策借款を供与し、あわせて政策制度に携わる人材の本邦研修も実施しました。また、タイ、エジプトでの技術協力プロジェクトや第三国研修、タンザニアでのカイゼン指導者研修、ドミニカ共和国での中南米保健国際セミナーなど、国境を越えた学び合いを促進しました。

2. 母子保健の向上

妊娠・出産で命を落とす妊産婦や、5歳未満で亡くなる子どもの99%が途上国の人々であり、妊産婦と子どもの健康は途上国において深刻な問題となっています。

JICAは、包括的な母子継続ケアの普及と持続のための取り組みを多くの国で支援しています。具体的には、母子保健サービスの展開に向けた政策策定・事業管理能力の強化、施設機能の強化や保健人材の育成、コミュニティの意識向上など、母子保健を入り口とした保健システムの強化を通じて、UHCの達成を目指しています。特に、母子継続ケアを推進するツールとして母子手帳の導入に協力しており、2016年11月には東京で国際会議を開催しました【→ P.4を参照ください】。また、WHOと共に母子手帳に関する国際ガイドラインの策定を支援しています。

妊産婦や乳児の低栄養については、さまざまなアクターが連携して効果的対策を推進する世界的なイニシアチブであるSUN (Scaling Up Nutrition)に参加し、加盟国を対象とした研修等を通じ人材育成に努めています。日本国内の人材育成のための研修も実施するほか、官民連携を促進するため、「栄養改善事業推進プラットフォーム」に共同議長として参画しています。

3. 感染症対策

マラリア、HIV感染、結核はいずれも減少し、ミレニアム開発目標 (MDGs) の関連目標は達成したものの、いまだ年間950万人が感染症で死亡しています (WHO、2015)。また、エボラウイルス病などの新興・再興感染症が突発的に発生し、世界的な脅威となっています。このため国際保健規則 (IHRs) の遵守に必要な検査・サーベイランス等の強化を通じて、感染症の大流行のような公衆衛生上の危機を未然に防ぎ、万が一、感染症が流行した場合にも、迅速に封じ込め、平時の保健サービスを中断することなく提供できる強靱な保健システムの強化を支援しています。

具体的には、技術協力によるワクチン製造能力や予防接種の提供能力の強化、資金協力によるポリオ・ワクチン等の調達、迅速診断キットや早期警戒システムの開発、

サーベイランスや研究所の検査能力の強化等を支援してきました。また、長年支援してきたラボを拠点に、各地域への感染症対策にも貢献しています。特に、国境を越えて広がる感染症への対応に向け、ラボのネットワーク形成が加速しているアフリカでは、JICAが支援してきた拠点ラボが重要な役割を果たすことが期待されています。

さらに、感染症対策では有効なワクチンや治療薬、迅速診断法など民間企業の技術の活用が重要であり、アフガニスタンにおける結核対策では民間企業の技術を導入した協力を開始しています。

事例 第6回アフリカ開発会議で サイドイベント「UHC in Africa」共催



アフリカでのUHC実現へ 政策枠組みを発表

2016年8月26日、ケニア政府、日本政府、世界銀行、世界保健機関 (WHO)、グローバルファンド、アフリカ連合委員会との共催でTICAD VIのサイドイベント「Universal Health Coverage (UHC) in Africa」を開催し、“A Framework for Action”として、アフリカ各国でのUHCの取り組みの参考となる政策枠組みを発表しました。

本イベントには、安倍首相、ケニアのルト副大統領、セネガルのサル大統領、エチオピアのテドロス外務大臣、世界銀行のキム総裁、WHOのチャン事務局長、グローバルファンドのダイブル事務局長、アフリカ開発銀行のアデシナ総裁、塩崎厚生労働大臣に加え、多くの要人を含む約250名が参加し、アフリカでのUHCの達成に向けてハイレベルのコミットメントを確認しました。

JICAの北岡理事長はモデレーターとして登壇し、共催機関との連携状況を紹介しました。

JICAはこの「政策枠組み」を踏まえ、医療保障、保健医療サービスの拡大、健康危機への準備態勢の強化支援に包括的に取り組み、アフリカでのUHC実現を目指した協力を継続していきます。



安倍首相をはじめとする各国・機関の代表者

地球環境

開発と環境の調和と、人々の安全な暮らしのために



※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。



イラン：湿原で越冬するニシハイロペリカン(アンザリ湿原環境管理プロジェクトフェーズ2)【写真提供：日本工営株式会社/渡辺 仁】

重点課題と取り組み

分野の課題

- 気候変動対策、循環型社会の構築、水環境・大気汚染対策、安全な水の供給等、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けたグローバルな課題への対応がより一層求められています。
- 自然災害が頻発する今、防災は人道上的の問題だけでなく持続可能な開発に深く関わる課題です。

2016年度の取り組み

- 気候変動対策分野において1,600人の人材を育成しました。
- 宇宙航空研究開発機構(JAXA)と連携し、衛星を利用した熱帯林監視システムの構築を進めました。
- 301万人に安全な水を供給し、154都市で下水道や廃棄物管理の協力を実施しました。
- 防災分野において2万3,000人の人材を育成しました。

今後の協力

- 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択されたパリ協定の実施に向けて、開発途上国を支援します。
- 日本の経験や優れた技術・制度を用い、低炭素化、廃棄物管理、下水道整備、水供給等における協力を進めます。
- 防災分野で、「防災への事前投資」「中央防災機関の強化」「より良い復興」を進めます。

自然環境保全

● 課題の概要

世界では、資源の大量消費や大規模な開発の結果、森林や湿地の減少、沿岸生態系や土壌の劣化、生物種の絶滅など自然環境破壊が急速に進んでいます。森林は四国の面積の2倍に当たる約330万haが毎年消失し、また自然資源の過剰利用、乱獲や外来種の侵入、気候変動などにより、2万種を超える野生生物が絶滅の危機に瀕していると推計されています*。

● JICAの取り組み

JICAでは、人類の生存基盤である自然環境を保全するため、「自然環境の維持と人間活動の調和」を目指し、次の3つの戦略課題に沿って協力を実施し、SDGs(特にゴール13、14、15)の達成に貢献しています。

1. 持続可能な森林管理や生態系保全を通じた気候変動対策

森林には木材や水の安定供給、土壌の保全、二酸化炭

素等の温室効果ガスの吸収・蓄積、洪水や土砂崩れの防止などの機能があります。特に近年は気候変動対策としての森林保全が世界的に重要視されており、JICAは「途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強」(REDD+)に取り組んでいます。2014年にはREDD+プラットフォームを設立し、産官学連携の取り組みを推進しています。

2. 持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上

開発途上国では多くの人々が居住地の自然資源を生活に利用していますが、自然の回復力を超えた過剰利用によって、生活基盤である自然環境を壊したり、資源の利用と管理を巡って行政と住民の間であつれきが生じたりします。JICAは環境の厳しいサヘル・アフリカの角地域を対象に「砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」を立ち上げ、相手国政府や国際機関、NGOと連携し、地域住民の持続的な自然資源利用や生計向上活動を促進しています【▶ P.59事例を参照ください】。

3. 保護区やバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

JICAは保護区やその周辺の緩衝地帯において、人と自然の共生を促進するため、管理計画の策定、調査・モニタリング、関係者の能力向上、エコツーリズムの導入、環境教育など多様な支援を通じ、生物多様性保全の支援を行っています。

環境管理

● 課題の概要

多くの開発途上国では、経済発展や人口増加による都市化に伴い、さまざまな環境問題が深刻化しており、健康被害など人間の安全保障を脅かす深刻な問題につながるケースが見られます。環境問題は複数の要因が重層的に関係することが多く、短期間での解決が困難という特徴があります。また、インフラ整備などに比べ成果が見えにくいこともあり、環境対策が遅れることも少なくありません。SDGsにおいても、水・衛生、都市開発、持続可能な消費・生産など、環境管理分野の課題解決に向けた多くの目標が設定されています。

こうした状況を踏まえ、環境管理分野への協力では、横断的・包括的な視点で課題をとらえる必要があります。

● JICAの取り組み

JICAは開発途上国の発展状況やその地域に合わせた多様な支援を実施しています。なかでも「予防」を重視し、環境管理を行う組織や個人の能力強化が不可欠との認識から、能力開発にも力を入れています。

2017年度は、以下4つの方針で戦略的な支援を展開します。

1. 廃棄物管理・循環型社会構築への支援

廃棄物の発生量や組成は国の経済発展と大きく関係しており、発展段階に応じた支援が必要です。JICAは、公衆衛生の改善や環境負荷の低減、循環型社会の構築まで、個々の状況に応じた支援を実施します。

2. 水環境・大気等の汚染に対する対策支援

下水処理施設整備と運営・維持管理能力の強化の一体的支援、都市を主とした水環境管理支援、大気汚染対策、水銀対策・化学物質管理への取り組みを優先し、正確な実態把握とそれに基づく規制・制度、施設の整備、組織や人材の能力強化を支援します。

3. 気候変動対策への支援

政策レベルから事業レベルまで統合的な支援体制の確立を行い、また、気候変動対策に貢献する案件の形成に取り組めます【▶ P.59「気候変動対策」を参照ください】。

4. ステークホルダーとの連携を強化した取り組み

効果的な環境管理プロジェクトの形成、実施を推進するため、豊かな経験や知見を有する地方自治体、民間企業、大学・研究機関、国際ドナーとの連携を強化します。

水資源

● 課題の概要

水は飲料水や生活用水としてだけでなく、食料生産や経済活動に必須な資源として人間の生活を支えています。しかし、2015年時点で29億人以上が水不足の影響を受けているといわれており、水資源を巡る問題はさらに深刻化すると予測されています。この状況を踏まえ、SDGsでは「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保」(ゴール6)を定めています。

日本は現在、100%近い水道普及率を達成し、水利用の効率化についても世界有数の実績を誇っています。一

※2015年国際自然保護連合(IUCN)レッドリスト

方で、多くの食料を輸入に頼っており、輸入品の生産に要する水を、開発途上国を含む海外に依存していることとなります。そのため、世界の水資源問題の解決に携わることは日本の責務であるといえます。

● JICAの取り組み

1. 安全な水の供給

JICAは技術協力と資金協力を組み合わせて、開発途

上国における水供給に関する計画策定、水道事業の運営能力強化、施設整備等を通じた、安全な水供給の実現に向けた協力に取り組んでいます。特に、SDGsに明記されたユニバーサルアクセスの達成に貢献するため、水供給の格差是正とサービス改善に向けて、相手国の経済・社会状況に応じた協力を実施しています【→ P.39事例を参照ください】。

また、日本で水道事業を担っている地方自治体と連携し、水源から蛇口まで一貫した管理を行い、安全かつ安定的に水を供給する「日本の持つ強み」を生かした協力を行っています。その一環として、日本が世界に誇る水道サービスの実現に至った取り組みや教訓、成功要因等を「日本の水道事業の経験」という教材にまとめました。今後、さまざまな事業において、本教材を積極的に活用していく予定です【→ 左事例を参照ください】。

事例 プロジェクト研究
「日本の水道事業の経験」



日本の水道事業の歩み 試行錯誤の経験を途上国支援に活用

本研究では、日本の水道事業の発展に関するこれまでの取り組み、そこから得られた教訓などを豊富な事例を交えて整理し、開発途上国の水道技術者や国内の国際協力関係者向けの教材としてまとめました。

日本は1887年の近代水道の発祥以来、現在の開発途上国と同様に、水道の「量的拡大」と「質的向上」という大きな課題に取り組んできました。戦災や高度経済成長期の水需要の急増、水源水質の汚濁などさまざまな困難に直面しながらも、それらを克服し、今日、100%近い水道普及率と24時間安心して蛇口から飲める水道水を低廉な価格で供給する水道サービスを実現しました。ここに至る日本の経験や知恵、開発途上国にとって大いに参考になるものです。

調査研究の実施にあたっては、日本の水道界の第一人者である有識者の方々にアドバイザーや監修委員を務めていただき、国内の多くの関係者や水道事業者から貴重な経験や資料を提供いただきました。

教材を一般に公開し*、開発途上国向けの研修や技術協力のテキストとして、また開発途上国からの留学生に日本の開発経験を伝えるために積極的に活用していきます。

*報告書：「日本の水道事業の経験」/Report: "Japan's Experiences on Water Supply Development"で検索ください。

2. 水資源管理

JICAは、SDGsゴール6のターゲットの一つである「あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する」に貢献するべく、水資源に関する科学的情報整備や、水資源管理に必要な計画策定および実施能力の強化を支援しています。また、気候変動が水資源に与える影響が懸念されるなか、大学連携等により気候変動の影響評価や適応策のための科学技術協力も積極的に推進しています。

防災

● 課題の概要

開発途上国では近年、社会・経済開発、都市部への人口集中が進む一方で、防災の観点を取り入れた都市計画の策定や、防災のための社会基盤への事前投資が十分になされず、自然災害に対し脆弱な社会となっています。このため、一度大規模な自然災害が発生すると、開発の成果だけでなく持続的成長の機会が失われ、災害と貧困のスパイラルから抜け出すのが困難になっています。

2015年の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」では、日本がその経験を基に提案した、災害リスクの把握、ガバナンス、防災への事前投資、Build Back Better（より良い復興）を優先行動として位置づけています。SDGsにおいても貧困の撲滅やインフラ構築など複数の目標に防災の観点が含まれており、これは防災があらゆる開発課題の根源に関わる課題として国際社会で認知された証しといえます。



終戦後の漏水調査（名古屋市上下水道局、1949年頃）

● JICAの取り組み

開発途上国においては、災害が開発や経済発展に及ぼす負の影響を中央政府が理解し、そのリスク削減策として防災への事前投資を促進することが重要です。このためJICAは、「仙台防災枠組2015-2030」の趣旨も踏まえ、災害発生前の予防段階での支援を重視しています。また防災対策や施策が適切に推進されるよう、あらゆる開発事業に防災の視点を組み入れる「防災の主流化」を推進するとともに、ステークホルダーの連携による体制づくりも支援していきます。災害が発生した場合は、災害を契機として、以前より災害に強い社会の構築を支援します。

1. 持続的開発のためのリスク削減対策の実施

災害による人命や資産への被害軽減のために、構造物対策と非構造物対策を適切に組み合わせた協力を行います。官民学の連携や、国からコミュニティレベルまでの重層的な対応のほか、すべての開発事業に災害の抑止・軽減策を盛り込んでいきます。

2. 防災体制の確立と強化

災害に強い国や地域づくりに向け、防災基本法の整備と組織体制の確立、防災に関する計画の策定や基準・枠組み整備による中央・地方の防災行政機能の強化、防災関連人材・組織の強化と研究促進を通して相手国の防災体制の確立と強化を支援します。

3. 自然災害リスクの的確な把握と共通理解の促進

災害対策を適切に検討するためには自然災害リスクの正しい評価・分析が不可欠です。また、すべての関係者が災害リスクに共通理解を持つことで防災の効果も上がります。このため、政策立案プロセスにおけるリスク評価・分析やハザード・リスクマップの作成等を通じて、災害リスクの把握を支援します。また、防災教育やコミュニティにおける防災活動能力強化を推進します。

4. 迅速かつ効果的な備えとレスポンス

自然災害の発生を早期に予測し災害情報を迅速に伝達できるよう、気象・地象観測官庁の予警報能力向上の支援と、適切に警戒・避難を行う避難体制や応急対応体制整備の支援を行っています【→ P.63事例を参照ください】。また、被災時には被災者・被災地を早急に救援する国際緊急援助隊による支援を行います【→ P.94「国際緊急援助」を参照ください】。

5. より災害に強い社会へのシームレスな復旧と復興

災害後の復旧・復興は、Build Back Betterの概念の下、以前より災害に強い社会の構築を目指して、インフラ等の構造物対策に加えて、国全体の法律・制度の改善や生業の充実等を推進します。その際、応急対応から復旧・復興まで、時間とともに変化するニーズをとらえた切れ目のない協力を目指します。

事例

SDGsにおける防災の主流化
——仙台防災枠組の防災指標の反映

防災の位置づけを 「人道」から「開発」イシューへ

「開発」イシューとしての防災の重要性を、JICAと日本政府が共に国際場裡へ伝えてきた結果、SDGsの複数のゴールに「仙台防災枠組2015-2030」の考え方と指標が組み込まれています。

2015年3月の国連防災世界会議で合意された仙台防災枠組に対し、JICAは日本政府と協力して策定に貢献。日本の経験・知見である、①防災への事前投資、②中央防災機関の強化、③より良い復興の3つの概念が同枠組の優先行動に反映されました。防災を、災害発生後の支援を中心とした「人道」イシューから、持続的な開発に必要な「開発」イシューであると考え方への転換、つまり経済発展の阻害要因となる災害損失を防災によって減らすことの重要性が認められました。

その後、2015年9月に国連で合意された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げるSDGsの複数のゴールに防災の視点が取り入れられるとともに、仙台防災枠組の指標も採用され、防災は「開発」に不可欠な要素として認識されています。



仙台防災枠組の指標に関する政府間交渉で具体的提案を行う日本政府代表団

農村開発

食料安全保障と栄養——すべての人々に健康的な生活を



※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。



ウガンダ：野菜栽培のデモ圃場にて収穫実習中の農業普及員（北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト）

重点課題と取り組み

分野の課題

- ➔ 乳幼児期の栄養失調は身体能力・認知能力の低下、さらには個人と国家に経済的損失をもたらします。栄養改善における農業・農村開発の役割は非常に重要です。
- ➔ 気候変動により深刻化している自然災害の被害は、食料不安と経済的損害を引き起こしています。

2016年度の取り組み

- ➔ 栄養不足人口が増加しているアフリカを対象に、国際機関と連携してマルチセクターの取り組みを進める「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ」(IFNA)を立ち上げました。
- ➔ 気候変動と自然災害のリスクを最小限に抑え、レジリエンス(強靭性)を高める協力として、気候変動対応型農業や農業保険に関する協力を行いました。

今後の協力

- ➔ 食料安全保障の最終的な目的は「すべての人々が活動的かつ健康的な生活を送る」ことです。JICAの農業・農村開発分野の協力では、食料の生産に加えて、食料へのアクセス、食料の適切な利用についても包括的に取り組み、それらが安定的に継続することを目指します。

● 課題の概要

世界の食料生産は、気象など環境の影響を受けやすく、凶作期には特に開発途上国の食料安全保障を脅かし、都市貧困層や農村部の零細農家、零細漁業者に大きな打撃を与えます。

一方、農業・農村開発を取り巻く状況は、グローバル化の急速な進展、気候変動、食料価格の高騰、所得の向上に伴う食料に対する嗜好の変化、民間セクターの参入拡大、世界的な農地争奪など、大きく変化しています。多くの開発途上国では農業従事者が人口の過半数を占め、また貧困層の4分の3が農村部に居住しており、こうした変化の影響を最も受けやすい状況にあります。

持続可能な開発目標(SDGs)においてもゴール2として「飢餓をゼロに」が挙げられています。国民に安定的に必要な食料を供給する食料安全保障は、社会と経済の安定の基礎となる重要な政策課題です。

● JICAの取り組み

1. 「食料安全保障と栄養」への取り組み

開発途上国の農業および農村部への支援の最終的な目

「食料安全保障と栄養改善」に関するJICAの開発アプローチ

| 食料安全保障の要素 | 食料供給可能性 (Availability) | 食料へのアクセス (Accessibility) | 食料の適切な利用 (Utilization) | 安定性 (Stability) |
|--------------------------|--|---|--|--------------------------|
| ①～④開発アプローチ ⑤農村振興(共通項) | ①持続可能な生産性向上、 フードロス削減 | ②食料アクセス改善、 フードバリュー チェーン強化 | ③食の多様化、 栄養改善 | ④レジリエンス強化 |
| ⑥日本の知見・経験の 活用(共通項) | 育種、栽培技術、 土地改良区制度、 養殖技術等 | 食品安全制度 一村一品 作物多様化支援 | 生活改善、母子手帳、 学校給食、食育、 栄養士 | ため池、 天候予測に応じた 営農指導 |
| 協力の方策 | 農業総合開発計画 稲作(CARD ^{*1}) 灌漑 淡水養殖 収穫後処理 | 小規模農家能力向上 (SHEP ^{*2}) 高付加価値化 流通・認証制度 農業監視 | 家庭菜園 栄養教育 母子保健 ジェンダー配慮 (IFNA ^{*3}) | 干ばつ対策 節水灌漑 天候保険 |

標は、「すべての人々が健康的な生活を送る」ということにあります。食料安全保障は「すべての人々が、常に活動的かつ健康的な生活を送るために必要な食料と食料の嗜好に見合う、十分な量の安全で栄養のある食料に対して、物理的、社会的かつ経済的アクセスを持つときに達成される」と定義されています(1996年世界食糧サミット)。一方、従来のJICAの農業・農村開発の取り組みは、活動分野が食料の生産面を重視する傾向が強く、上記目標に沿った包括的なアプローチが十分ではなかったといえます。

このため、栄養摂取と食料供給の安定性までを含む「食料安全保障と栄養」という包括的な概念を取り入れ、食料安全保障と栄養改善の達成に向けて、農業・農村開発におけるアプローチの相互関連性と、食料へのアクセスや利用、食料供給の安定性の向上などへの取り組みを一層強化しています。また、これまで栄養改善に取り組んできた保健セクターのアプローチに加え、農業、教育、水・衛生等も含めたマルチセクターの連携により、開発途上国の農村地域における食料安全保障と栄養の改善を目指します。

2. 「食料安全保障と栄養」に関する開発アプローチ

国連食糧農業機関(FAO)による食料安全保障の4つの構成要素に沿って、開発アプローチを以下①～④のように整理し、これに横断的なアプローチである⑤農村振興、⑥日本の知見・経験の活用を加えて、JICAの開発アプローチとしています【→ 上表を参照ください】。

①持続可能な生産性向上、フードロス削減 (食料供給可能性)

農業開発適地に焦点を当てて生産性を向上させることで、環境への負荷を軽減しつつ持続的に食料供給の拡大を図っています。あわせて食料損失(フードロス)の削減による供給拡大にも取り組んでいます。

このアプローチによる具体的な活動：

- アフリカではCARD^{*1}やプロサバンナ^{*4}を中心に農地開発も含めた生産性向上に取り組んでいます。アジアでは、原則として既存の農地の生産性向上に取り組んでいます(灌漑整備や技術指導)。
- 生産性向上の取り組みにあたっては、限られた資源である土地・水・生物資源を持続的に活用するための方策を取り入れるよう留意しています。
- フードロスの削減に向けた活動の可能性についても検討します。

②食料アクセス改善、フードバリューチェーン強化 (食料へのアクセス)

安全で栄養価の高い農産品・食品を入手することが可

※1 Coalition for African Rice Development (アフリカ稲作振興のための共同体)：第4回アフリカ開発会議(TICAD IV) (2008年)で立ち上げられた、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けたイニシアチブ。2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカでのコメ生産を倍増することを目標としている。

※2 Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion (小規模農家向け市場志向型農業振興)：ビジネスとしての農業による所得向上を目指しながら、農業従事者一人ひとりの「やる気」を引き出し、自助努力によるさらなる成長を推進する農業普及アプローチ。

※3 Initiative for Food and Nutrition Security in Africa (食と栄養のアフリカ・イニシアチブ)：TICAD VI (2016年)で立ち上げられた、アフリカにおける栄養改善のためのイニシアチブ。2025年までに、栄養改善に関する実践活動の推進とその成果の政策への反映を通じて栄養改善に貢献する。

※4 日本・ブラジル・モザンビーク三角協力による熱帯サバンナ農業開発プログラム。

能となるよう、市場ニーズに対応した農業経営や食品加工産業を推進するとともに、脆弱層に対するセーフティネット拡充に取り組んでいます。

このアプローチによる具体的な活動：



- 流通インフラの整備（道路、収穫後処理・保管施設、市場）を通じた物理的アクセスの改善を図っています。
- 小規模農家の市場化支援（アフリカにおいてはSHEP^{*2}、

その他地域では一村一品や園芸作物支援を含む各種事業）を通じて小規模農家の生計向上を図り、食料へのアクセスを改善します。

- 日本の食産業の海外展開と開発途上国等の経済成長の実現を図るため、官民が連携して、高品質・健康・安全等の日本の「強み」を生かしたフードバリューチェーンの構築にも焦点を当てています【➡ 左事例を参照ください】。

事例

エチオピア
農産物残留農薬検査体制・能力強化
支援プロジェクト


安心・安全なコーヒー豆の輸出に向けて

本プロジェクトでは、エチオピアにおける輸出向けコーヒー豆の残留農薬検査体制の強化と検査所スタッフの分析技術の向上に取り組みました。

エチオピアではコーヒーは主要な輸出農産物であり、日本におけるコーヒー豆の国別輸入量でも上位を占めています。しかし、2008年、日本に輸出されたエチオピア産コーヒー豆から、残留基準値を上回る農薬が相次いで検出されたことで、コーヒー豆の輸出量が激減し、エチオピア経済に大きな影響を与えました。

これを機に、同国農業省は、農産物の安全性確保を目的とした残留農薬検査所を新設しましたが、残留農薬分析に必要な機器を使用して分析ができる人材が不足していました。そこでプロジェクトでは、専門家による指導と日本国内での研修を通して、検査所スタッフに残留農薬の分析手法や検査所の運営管理に関する基礎知識や技術を伝えました。

プロジェクトの活動を通して、対日輸出用のコーヒー豆の残留農薬を分析し、基準値以下であるものに対して輸出許可証を発行する仕組みが整いました。日本に輸出するコーヒー豆の安全性が確認されることで、コーヒー豆輸出が促進されることが期待されています。



分析技術を学ぶスタッフ【写真：久野武志】

③食の多様化、栄養改善（食料の適切な利用）

コミュニティレベルの栄養改善には、マルチセクター（農業、保健、教育、水・衛生等）による取り組みが重要です。家庭菜園や食育・学校給食を通じた食の多様化・質の改善、生活改善活動を通じた慣習やジェンダーに配慮した啓発活動に取り組んでいます。

このアプローチによる具体的な活動：

- 「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ」(IFNA)^{*3}を中心とした取り組みです【➡ P.75事例を参照ください】。IFNAの目的は、アフリカにおける食と栄養の改善のための実践活動の加速化です。2025年までの10年間を目標期間とし、各国の栄養状況に関する指標や過去の取り組み状況等を踏まえ、当初10カ国を対象として活動を開始しています。

④レジリエンス強化（安定性）

脆弱な自然環境、社会的条件に置かれた階層に焦点を当て、「災害に強い農業体系の構築」と「迅速な回復を支援するセーフティネットの整備」を両輪として、以下の取り組みを進めています。

このアプローチによる具体的な活動：

- 気象災害や紛争、国際価格変動等による外的ショックを受けやすい地域（中東、アフリカ、南アジア）を中心に取り組みを進めています。
- 地域ごとの自然条件を踏まえ、小規模なインフラ整備による水資源アクセスの改善（ため池やウォーターハーベスティング）、環境ストレスに強い栽培技術の導入（耐乾性品種、節水灌漑、マルチ、深耕や不耕起等）の組み合わせにより環境ストレスに対する耐性を高めます。
- 農家の収入保険や天候インデックス保険による損失補てん、マイクロクレジット等を活用した事業の回復に要する資金の確保、政府による食料支援プログラムとの連携などにより気象災害等のストレスからの速やかな回復を支援しています。

⑤ 農村振興

国としての食料安全保障の観点から、また都市と農村地域の生計の格差が小さくなるよう、農村地域の安定的な発展が重要です。地域資源を有効活用した産業多角化や特産品開発、また生活インフラの整備などを通じて均衡の取れた農村開発を支援し、農村を支える担い手の育成に取り組んでいます。

このアプローチによる横断的な活動：

- 日本をはじめとする先進諸国の経験を踏まえつつ、各国・地域の置かれた状況を把握したうえで、必要に応じて以下の方策を組み合わせる横断的に取り組んでいます。
 - i) 農村の産業多角化：農村地域における非農業産業の育成（農業生産から加工・外食産業、流通業を含めた食品関連産業への移行、地域資源を生かしたツーリズムなど）。
 - ii) 農村生活環境の改善：都市部と比較して整備の遅れている生活インフラの改善（農道、生活用水の整備等）。
 - iii) 地域資源を活用した収益性の高い農業への移行：一村一品や「道の駅」などのアプローチを通じたバリューチェーンの強化。

⑥ 日本の知見・経験の活用

戦後の食料難の克服やその後の栄養バランスの改善、都市・農村格差が広がるなかでの農村開発の取り組みなどの日本の経験を、開発途上国の研究・行政を含めたあらゆるレベルで共有し、国づくりに貢献します。

このアプローチによる横断的な活動：

- 日本の農業は戦中・戦後の食料不足から高度成長期における急速な生産性向上、その後の市場成熟に伴う農産物需要の停滞と都市・農村格差の拡大という流れを経験しています。こうした流れは東南アジアなど多くの国における農業発展の過程に共通しています。日本の経験・技術や取り組んだ政策は異なる発展段階にある多くの国に貢献し得るものです。
- 生活改善事業、学校給食・食育、栄養士制度、母子手帳、保健サービスの拡充・改善、安全な水の供給など、農業以外のセクターでの日本の知見・経験も開発途上国の栄養改善に役立てられます。
- 上記を進めるため、留学制度や各種の人材交流制度を活用し、行政官や研究者などさまざまなレベルの人材にこうした経験を広く共有してもらい、将来の国づくりに生かしていただけるような取り組みを進めています。

なお、農業・農村開発はSDGsのゴール2「飢餓をゼロに」だけではなく、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール12「つくる責任つかう責任」12.3のフードロスの減少、SDGsのゴール14「海の豊かさを守ろう」等、多くの目標に貢献しています。

事例

サブサハラ・アフリカ
食と栄養の
アフリカ・イニシアチブ (IFNA) ※3



パートナーとの連携を深め アフリカの栄養問題への取り組みを強化

JICAはケニアの首都ナイロビで開催されたTICAD VIにおいて、他の国際機関などと共に「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ」(IFNA)を立ち上げました。IFNAでは、農業、保健、教育、水・衛生等の分野が連携して現場での具体的な取り組みを促進し、2025年までの10年間にわたり各国の栄養改善に向けた目標の達成を支援します。まずはブルキナファソ、エチオピア、ガーナ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナイジェリア、セネガル、スーダンの10カ国を重点国として活動します。

IFNAの特色として、①人間中心の実践的な取り組みの加速、②多様な分野・関係者間の連携と相乗効果の醸成、③栄養改善の持続性とコミュニティの強靭性、④科学的根拠の強化を重視しています。具体的な活動は以下のとおりです。

- 栄養改善につながる優良事例を蓄積して、IFNAに参画する国や機関の間で共有・活用することを通じ、効果的な成果の発現に貢献します。
- アフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁 (NEPAD庁)に置かれたIFNA事務局の運営をJICAが支援するとともに、JICAの農業分野あるいはマルチセクターによる栄養改善事業の強化を図っています。さらに、栄養改善に関心を有するJICAボランティアや専門家のネットワークを強化し、現場の経験を共有するための「栄養改善パートナー」を推進しています。



季節別食材カレンダー作りワークショップ

産業開発・公共政策

働きがい、グリーンエネルギー、民主的統治、人々の尊厳と幸福のために



※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。



技術協力プロジェクトの専門家から鑄造技術を学ぶインドネシア金属工業開発センターの職員

重点課題と取り組み

分野の課題

- 民間セクターの成長支援と産業人材育成により働きがいのある仕事を増やします。
- すべての人々に安価で安全、低炭素なエネルギーを届けます。
- 民主的で法の支配に基づく社会の実現、行財政や金融の近代化・質の向上を支援します。

2016年度の取り組み

- 第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)で、日本発のカイゼンの域内各国での一層の普及促進が確認されました。
- 地熱分野での留学生受入れに加え、3種類の本邦研修を開始。オールジャパンでの人材育成支援の始まりです。
- コートジボワールで法律情報提供のコールセンターが開所、ミャンマーで日本型電子通関システムが稼働しました。

今後の協力

- 日本センターでのビジネス人材育成等、民間部門との連携を強化し、「質の高い成長」と雇用拡大に貢献します。
- 気候変動対策と経済成長の両立を目指す電力マスタープランの策定支援を通じ、持続的開発の絵姿を共に考えます。
- ガバナンスを支える法制度整備と民主化支援、財政や警察を含む行政機能の強化や金融の近代化を支援します。

民間セクター開発

開発途上国の経済成長の原動力となるのが民間セクターです。民間企業がダイナミックに成長し、より高い付加価値と雇用を創出することにより、強靱で包摂的な経済成長が実現することが期待されます。

近年、多くの開発途上国が外国直接投資の誘致に力を入れており、一方で多くの日本企業が開発途上国を有力な製造拠点や販売市場と位置づけ、積極的な事業展開を進めています。JICAは、両者の連携を促進することで、互恵的経済関係を強化しつつ、開発途上国のより効果的な民間セクター開発に貢献することを重視しています。

● 課題の概要とJICAの取り組み

JICAは、主に①ビジネス環境改善のための政策・制度の整備、②貿易・投資促進、③現地企業の競争力の向上、④観光を通じて、民間セクターの開発に取り組んでいます。これらを通じて、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール8「経済成長」とゴール9「産業と技術革新の基盤づくり」の達成に貢献します。

1. ビジネス環境改善のための政策・制度の整備

開発途上国がビジネス環境を整備し、産業の発展につなげられるよう、政策・制度の整備を支援しています。

各国が置かれた多様な状況に応じて、国家開発の重要な柱である産業振興政策の策定を支援しているほか、ビジネスの基盤となる企業法・競争法などの経済法、知的財産制度、基準認証制度、税関、金融関連制度などの整備や運用の改善について支援を行っています。

2. 貿易・投資促進

グローバル経済では、開発途上国が成長するためには他国との貿易・投資が必須であり、以下の協力を行っています。

(1) 貿易促進

開発途上国の輸出入額が世界の商品貿易に占める割合は増加傾向にあり、開発途上国の経済開発のために貿易は重要な役割を果たしています。貿易促進のため、JICAは税関などの貿易関連手続きの簡素化や円滑化、途上国企業の海外市場へのアクセス向上などを支援しています。

(2) 投資促進

開発途上国は投資先としての存在感を年々増すと同時に、外国投資を経済成長の原動力とし、国内産業の振興に取り組む動きを見せています。

JICAは、投資環境の改善と投資機会に関する情報の積極的発信などを支援するため、投資促進分野のアドバイザーの派遣や「経済特区開発」の支援を行うとともに、「開発政策借款」等を通じて投資環境分野での政策・制度の改革、改善を支援しています。

3. 現地企業の競争力の向上

中小企業を中心とした現地企業の競争力向上のために、「企業支援機能の強化」「産業人材の育成」に取り組んでいます。

(1) 企業支援機能の強化

企業の競争力強化のためには、企業の経営資源、いわゆる「ヒト」「モノ」「カネ」と「情報」の充実が必要です。JICAは、中小企業支援機関のビジネス開発サービス機能の強化や、産業クラスター育成などを支援しています。

(2) 産業人材の育成

カイゼンをはじめとした日本的経営・生産管理手法に対する開発途上国の関心は極めて高いものがあります。アジアでは、8カ国に設置された日本センターを産業人材育成の拠点として、ビジネス研修等の実施を支援し、

日本的経営・生産管理手法に通じた人材の育成に取り組んでいます。

アフリカでは、カイゼン(品質・生産性向上)の普及を支援しており、8カ国で「カイゼン」の指導員を育成して企業等の指導を拡大しています。第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)では、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)と連携し、アフリカ全土にカイゼン活動を普及するイニシアティブの立ち上げが打ち出されました。

これらの協力の成果は、開発途上国の産業振興と、現地に展開する日本企業の活動にも貢献することとなり、開発途上国と日本の相互の利益につながる事が期待されます。

4. 観光

観光産業は、成長の最も速い社会経済分野の一つとして位置づけられており、開発途上国の成長を促進する活力となり得る産業として、その重要性が年々高まっています。JICAは、観光資源を適切に活用する形で持続可能な観光開発を推進するための支援を行うことにより、開発途上国の地域経済の発展、雇用拡大、生活の質的向上に貢献することを目指しています。

資源・エネルギー

質の高い電力の安定的な供給、鉱業開発は、開発途上国の産業基盤を整え、人々の生活の質を向上させるために必要不可欠です。

一方で、資源・エネルギーの開発・供給については、二酸化炭素総排出量の約8割がエネルギー起源、うち約4割は発電に伴うものであることから、2015年12月のパリ協定を踏まえ、低炭素化が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、JICAは「地球環境に優しい資源エネルギーの安定的かつ安価な供給への貢献」を念頭に、資源・エネルギーの課題に取り組んでいます。

● 課題の概要とJICAの取り組み

1. エネルギー

開発途上国にとって、低廉かつ低炭素なエネルギーを安定的に確保することは喫緊の課題です。しかし、多くの国では必要な技術、資金、政策立案や実施を担う人材が不足しています。

これらの課題に対し、JICAは、SDGsのゴール7「近代的なエネルギーへのアクセスの確保」にも貢献すべく、

“3L” (Low-Cost、Low-Carbon、Low-Risk) をバランスよく満たす電力供給を目指し、以下の支援を展開しています。

(1) 電力アクセスの向上と安定供給の推進

JICAは、開発途上国の国家基幹電力システムの増強、電力へのアクセスと安定供給に長年注力してきました。近年は、ミャンマー、スリランカ、モザンビーク等に対する電力マスタープランの策定等のソフト面の支援のほか、高効率な火力発電に関する支援、アジア、アフリカ地域

における送配電網等の電力インフラの整備を支援しています。基幹電力システムの増強は、貧困層を含む幅広い層に低廉で安定した電力を届けることを可能にします【→ P.35、左事例を参照ください】。

(2) 低炭素化の推進

地熱は、再生可能エネルギーであるとともに安定電源で、日本が世界トップレベルの技術を有しています。資源開発から地熱発電所建設まで、インドネシアや、ケニア等のアフリカ・リフトバレー諸国、さらには中南米において地熱発電開発を展開しています【→ P.42事例を参照ください】。

大洋州を中心とした島嶼国では、ハイブリッド・アイランド・プログラムとして、ディーゼル発電と再生可能エネルギーの最適活用による電力システムの整備を支援しています。

(3) 長期的な人材育成

日本国内の大学等と連携し、地熱分野の行政官や研究者の日本での学位取得を中心とした人材育成を推進しています。

事例 タンザニア 天然ガス普及促進プロジェクト



クリーンで安価な エネルギー供給を

米国におけるシェールガスの開発、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)以降のCO₂排出削減促進等の国際情勢のなかで、天然ガスの開発と活用に関心が集まっています。タンザニアでは1974年に確認された小規模のガス田の利用が進められていましたが、近年、深海の大規模ガス田が発見され、さらなる天然ガスの開発と活用が同国の最優先課題となっています。

JICAは、2016年度にタンザニアの天然ガスの利活用に関する情報収集・確認調査を実施。調査では、中長期的には、国際的資源価格の動向も見定めつつ、液化天然ガス(LNG)事業を中心に大水深ガス田の開発を進める方向性が確認されました。一方、短期的には、浅海域の小規模ガス田を利用する肥料やメタノール等のプロジェクトを先行事業として推進することが有効との分析がなされました。

その後、タンザニア側から、ガスの国内需要に対応するための計画づくりと浅海ガス田を利用した先行事業の具体化に向けた総合計画の策定支援が要請されており、協力はさらに拡大し深化しています。

安定的なエネルギーへのアクセス向上と、高効率化を推進する取り組みがアフリカの産ガス国で加速中です。



日本のLNG施設を視察する研修員

2. 資源

鉱物資源の探査、操業には多くの資金と高い技術を要し、外国企業の参入も必要となります。しかし、開発途上国の多くは、鉱業政策・法制度や体制、基礎的な地質情報、インフラが不足しています。そこでJICAは開発途上国が抱える鉱業開発の課題に対し、ハード・ソフト両面での投資環境整備と人材育成の協力を進めています。人材育成では、日本国内の大学との連携による本邦長期研修(「資源の絆」プログラム)を進めており、開発途上国側と日本との人的ネットワークの構築、強化を目指しています。

ガバナンス

ガバナンスは、社会全体の仕組みに関わる課題であり、開発途上国の発展の基盤となるものです。自由、法の支配、市場経済といった普遍的価値の共有を通じた開発途上国の民主的な発展を支援するため、法・司法、公共安全、行政、公共財政、金融分野で協力を行っています。

● 課題の概要とJICAの取り組み

1. 法・司法制度整備

市場経済化や紛争後の安定化に際し、法制度の構築・改善が必要とされている国に対する人材育成等の協力を

実施しています【→ 右事例を参照ください】。

2016年度は、ミャンマー、カンボジア、ラオス等に対する法令の整備・運用強化、実務改善、ベトナムやインドネシアにおける法令の整合性確保等のための協力を行いました。コートジボワールでは、司法アクセス改善に向け、法情報提供のためのコールセンター設置に協力しました。

2. 民主的制度の整備

公正な選挙の実施に向けた選挙管理委員会の能力向上、議会の機能強化、権力の監視機能としてのメディアの能力強化など、開発途上国における民主的統治の基盤強化の支援に取り組んでいます。

2016年度は、カンボジアの選挙人登録プロセスや、ベトナムの国会事務局に対する協力を継続しました。また、ウクライナの放送局に対する協力を開始しました。

3. 公共安全分野

開発途上国の治安向上に向けて、交番／地域警察活動、鑑識等の犯罪捜査技術に関する協力を、警察庁と都道府県警察の協力を得て実施しています。

2016年度は、ブラジルでの交番／地域警察活動の全国普及、インドネシア、東ティモール等での市民警察の推進に向けた協力を継続しました。アフガニスタンの女性警察官向け研修(於トルコ)も実施しました。

4. 行政・公共財政管理・金融

この分野は、SDGsのゴール8「経済成長」、ゴール16「ガバナンス・平和」に限らず、政策の形成・実施の基礎としてSDGsの各ゴールに幅広く関係します。

(1) 行政

開発途上国の総合的な行政機能を強化するため、公共サービス改善に向けた公務員研修の強化、地方自治体の計画策定能力の強化等に取り組んでいます。

(2) 公共財政管理

公共財政管理は、開発計画策定から歳出入管理のあり方まで広く関係する重要開発課題です。

業績予算の導入、公共投資管理、内部監査などの取り組みを国際機関とも連携して進めています。

また、歳入行政に大きな役割を果たす税務や税関分野についても継続的に支援しています。特に税関分野では、通関システム導入や国境でのワンストップ・ボーダーポスト化等、貿易円滑化への取り組みも進めています【→ P.30、48事例を参照ください】。

(3) 金融

金融分野は経済活動を支える重要なソフトインフラです。ベトナムでは日本の経験も活用し、国営企業改革と銀行の不良債権処理問題に取り組みました。ミャンマーでは中央銀行の資金・証券決済システムの導入支援、モンゴルでは資本市場の整備支援等、開発途上国の金融分野の近代化に取り組んでいます。

事例 コートジボワール 仏語圏アフリカ刑事司法研修



国境を越える犯罪に立ち向かう 刑事司法の精鋭たち

サハラ砂漠の南縁に広がるサヘル地域では、テロや組織犯罪など越境犯罪の脅威が深刻化しています。JICAは、同地域の安定化に向けて、仏語圏アフリカ8カ国を対象に刑事司法プロセスの改善を目指す研修を実施しています。

サヘル地域はアフリカのなかでも貧困が深刻で、テロなど越境犯罪のリスクが高い地域です。こうした現状を踏まえ、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)ではテロと暴力的過激主義への対応強化がうたわれました。対応には域内協力の強化が重要であるため、JICAは、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)と協力し、コートジボワールにおいて、同国を含むセネガル、マリ、ニジェール、チャド、ブルキナファソ、モーリタニア、コンゴ民主共和国の8カ国の警察官、検察官、裁判官を対象に第三国研修を実施しています。

2016年度は、捜査・起訴・公判の基礎とサイバー犯罪対策を取り上げました。コンピュータネットワークを使用した犯罪が近年、同地域で増加傾向にあることから、捜査等の能力向上が必要とされており、今日的課題を前に活発な議論が交わされました。

研修の最後には、研修員が各国ごとに「行動計画」を策定。これを起点に、各国での刑事司法プロセスの改善が期待されます。



自国のサイバー犯罪対策の現状について発表する研修員

さまざまな事業の取り組み

民間連携

中小企業海外展開支援

→ P.82-83

→ P.84-85

日本の民間企業が持つ技術を活用したイノベーションを、多様化する途上国の課題解決に生かすため、JICAはPPPインフラやSDGsビジネス、中小企業支援等を通じて、企業との連携を強化しています。



地球規模課題に

対応する科学技術協力

→ P.86-87

日本の持つ科学技術をベースに、日本と途上国の研究機関による国際共同研究によって新たな「知」を創造し、その研究成果を実社会に還元することで、地球規模課題の解決を目指します。



市民参加協力

→ P.88-91

JICAは日本と途上国をつなぐ懸け橋として、日本の市民による国際協力活動を支援しています。NGOや地方自治体、大学や研究機関等と対話を重ねながら連携し、途上国の発展と日本の地域や関係者へのWin-Winの貢献を目指します。また、途上国の現状を伝えるための学校現場と連携した開発教育にも積極的に取り組んでいます。



ボランティア

→ P.92-93

国際協力の志を持った方々が途上国に派遣され、現地の人々と共に生活し、異なる文化・習慣に溶け込みながら、草の根レベルで途上国が抱える課題の解決に貢献しています。



多様化する地球規模課題や開発途上国のニーズに応えるためには、地方自治体、企業、大学、NGOなど、革新的な技術や豊かな経験を持つパートナーとの連携が不可欠です。JICAは日本の多様なアクターの力を途上国支援に生かすために、さまざまな連携事業を行っています。また、世界の援助機関等と協調して、国際社会が取り組むべき重要な課題を議論し、事業の成果を広く発信しています。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



→ P.94-95 国際緊急援助

海外で大規模な災害が発生した際に、被災国政府等からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。被災地では被災者の救助や診療、災害からの復旧活動を行います。また毛布やテント、浄水器などの物資も供与しています。



→ P.96-97 研究活動

JICAが援助の現場で培ってきた多くの経験に根差した研究を行い、今後の事業戦略に生かすとともに、開発援助の潮流に反映させることを目指し、国内外に積極的に発信しています。また、開発協力大綱を踏まえた「質の高い成長」に関する研究もを行っています。



→ P.98 開発パートナーシップ

JICAは世界の援助機関と協調し、開発援助の現場で連携しています。また、国際社会が取り組むべき重要課題について、ドナー間の対話や国際会議を通じて発信を行っています。

→ P.99

SDGs達成に向けた JICAの始動

2030年に向けた世界共通の目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」。JICAはこれまでに蓄積した開発援助の経験とネットワークを活用し、ゴール達成を目指しています。



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

民間連携

経済成長を支える新しいパートナーシップ

開発途上国の社会開発やインフラ開発のニーズに対し、途上国の政府予算やODA支援のみで対応することは困難です。実際、途上国への資金の流れは、民間資金が大きな割合を占め、2015年9月に採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」においても、課題解決のためには民間企業とのパートナーシップが重視されています。

途上国での民間事業は、雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果の発現・持続に貢献しており、日本企業を持つ優れた技術やノウハウ、アイデアは途上国においても期待されています。

JICAは民間企業と積極的に連携し、効率的かつ効果的に開発効果の発現を推進するため、さまざまな支援メニューを提供しています。

● 海外投融資

— 民間企業とのパートナーシップによる

途上国の経済社会開発支援

有償資金協力のうち、海外投融資はインフラ整備、貧困削減、気候変動対策等の分野において開発効果の高い事業を行う日本企業等に対して、「融資」や「出資」の形態で支援を行うスキームです。実施においては、民間企業が持つ技術・ノウハウの動員、地方自治体との連携などを図るとともに、JICAの技術協力の活用や、民間金融機関や国際金融機関等との連携により、開発効果の一層の発現や事業リスクの軽減などを目指しています。

2016年度は、国際金融公社(IFC)の全額出資子会社であるIFCアセットマネジメント社が運営する中東・北アフリカ支援ファンド、女性のエンパワーメントに貢献するマイクロファイナンス機関を支援する日本ASEAN女性エンパワーメントファンド、サブサハラ・アフリカ地域においてLEDランタンのレンタルサービスを行う事業会社への出資を決定しました。

さらに、国際金融機関とは初となる協調融資によるプロジェクトファイナンスとして、モンゴルにおけるツェツィー風力発電事業[欧州復興開発銀行(EBRD)との協調融資]【➡ P.83事例を参照ください】、バングラデシュにおけるシラジガンジ高効率ガス火力発電事業(IFCとの協調融資)について融資契約を締結しました。

● 協力準備調査(PPPインフラ事業)

— 官民協働による途上国のインフラ事業への取り組み

近年、途上国においても、官民の適切な役割・リスク分担の下、民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民連携(PPP)形態でのインフラ事業に取り組む仕組みが普及しています。

本制度は、官民連携により上流段階から優良なPPPインフラ事業を発掘・形成するものです。民間企業からの提案に基づく調査の実施を委託することにより、事業計画の策定を支援します。

途上国でのPPPインフラ事業では、採算性確保の難しさ、適切な官民の役割・リスク分担の認識不足(途上国政府の支援不足)、関連施設の整備遅延などによる完工リスク等の課題が多く見受けられます。JICAは、民間企業の個別事業を支援するだけでなく、より幅広く、途上国へのPPP制度の啓発、政策・制度の構築や実施能力強化の支援を行うなど、事業化に向けた包括的な取り組みをさらに推進していきます。

● 途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査

— SDGsをビジネスチャンスに

SDGsでは、貧困からの脱却と持続可能な開発を実現するため、あらゆるステークホルダーの連携が一層重視され、民間企業による貢献が期待されています。JICAは、BOP (Base of the Pyramid) 層の課題解決に貢献するビジネスの事業化調査を支援するため、2010年に「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を開始し、114件の案件を採択してきましたが、BOP層にとどまらない、より包括的な課題であるSDGs達成に向けた民間連携を加速させるため、2017年2月、「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査」制度へ変更しました。旧制度で蓄積した教訓等を生かして、民間企業との連携を一層加速させることを目指します。

● 民間技術普及促進事業

— 途上国の開発に貢献する「日本方式」の技術普及を後押し

本制度は、先進的で高い競争力を持つ「日本方式」の技

術の普及と、途上国の課題解決の両立を後押しする取り組みとして、2013年度に開始しました。途上国の政府関係者等を主な対象とし、日本での研修や現地でのセミナーなどを通じて、日本企業が持つ優れた製品や技術、システムなどへの理解を促し、途上国開発への活用の可能性を検討することを目的としています。

2016年度は第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)の開催をとらえ、アフリカを応募勸奨地域とした結果、採択

した22件のうち6件がアフリカ諸国を対象とする案件となりました。また、小型無人航空機(ドローン)を用いた物流促進事業などに見られる先駆的・革新的技術の活用や、電気電子機器廃棄物リサイクルシステム普及促進事業のベースとなる地方自治体との連携など、日本の優れた技術やアイデア、ノウハウを動員し、途上国の課題解決に向けた貢献を目指しています【→ 下事例を参照ください】。

事例

モンゴル
ツェツィー風力発電事業海外投融資で
クリーンエネルギー導入を支援

JICAは2016年9月、モンゴルの「ツェツィー風力発電事業」に対する融資契約をソフトバンクグループのSBエナジー株式会社とモンゴルのNewcom LLCによる合併会社である、Clean Energy Asia LLCとの間で締結しました。JICAによる再生可能エネルギー分野での初の海外投融資案件です。

モンゴルでは、経済成長に伴いひっ迫する電力需給への対応が喫緊の課題となっています。また、同国は気候変動の影響を強く受ける国であり、政府はクリーンエネルギーの導入を積極的に推進しています。本事業ではゴビ地域の豊富な風力資源を活用した電源開発を行い、モンゴルの持続的な経済発展と気候変動の緩和に貢献します。また、ライフサイクルコストや環境・社会への影響にも十分配慮し、日本政府が推進する「質の高いインフラパートナーシップ」の一翼を担います。

他国への模範例となり得る事業として、本事業は、世界有数のプロジェクトファイナンス専門誌「IJGlobal」誌がインフラ開発分野で優れた融資プロジェクトを表彰する「IJGlobal Awards 2016」で、アジア・大洋州における風力発電事業部門で表彰されました。



ツェツィー風力発電事業完成予想図【写真提供：Clean Energy Asia LLC】

事例

モロッコ
特殊高所技術を用いた
構造物点検技術普及促進事業ニンジャ テック
日本発のNinja-techで、
インフラ維持管理に貢献

本事業は、モロッコ高速道路公団(ADM)を対象に、阪神高速道路株式会社と株式会社特殊高所技術の両社が、足場や高所作業車を使わずに、ロープや特殊器具を使用して構造物の調査・点検等を行う「特殊高所技術(Ninja-tech)」の理解促進と技術移転を図るものです。

モロッコでは数年以内に高速道路網がほぼ完成します。今後は建設フェーズから維持管理フェーズへ移行することから、効率的で有効な維持管理方法の検討・導入が必要とされています。そのような状況下、民間技術普及促進事業として採択された本事業は、モロッコが今後抱えることになる課題をいち早くとらえ、当該分野において先進的な日本の技術の普及を図ると同時に、現地人材の育成を通じて、インフラ維持管理に関する持続的なビジネスを目指しています。具体的には、今後のインフラ維持管理を担う人材を育成するため、現地での実地訓練に加え、ADM職員を対象に日本でインフラ維持管理と高所作業の講義や実地研修を行いました。

本事業を通じ、モロッコの持続的な社会・経済の発展に寄与するとともに、同国を軸に、さらにアフリカ諸国へこの技術を普及し、事業展開することにより、アフリカ地域でのインフラの維持管理に貢献することが期待されます。



モロッコの橋梁での実習の様子

中小企業海外展開支援

日本の技術、世界を変える

2012年3月、日本政府による「中小企業海外展開支援大綱」が改訂され、中小企業の海外展開へのオールジャパンの支援体制にJICAも加わることになりました。以降、JICAの中小企業海外展開支援事業では、2017年3月末までに中小企業から延べ2,116件の提案を受け、535件を採択しています。2015年2月に閣議決定された開発協力大綱では、中小企業を含む民間の活動を開発途上国の経済成長を促す大きな原動力ととらえています。日本の民間部門の技術・ノウハウを途上国の課題解決に役立てつつ、日本企業の活動を拡大する触媒としての役割がODAに期待されているという認識の下、JICAは中小企業海外展開支援事業を推進しています。

● 中小企業の海外展開支援全般の取り組み

2016年度は、新たなパートナーとして新輸出大国コンソーシアム*や地域金融機関との連携関係を構築しました。また、途上国の開発課題への貢献が期待される優れた技術・製品を有する中小企業との関係強化に取り組み、特に地方の民間企業に対して、きめ細やかな情報発信やコンサルテーションを実施しました。

JICAの14の国内機関では、中小企業海外展開支援の体制を強化し、全国で年間約2,400件以上の個別相談と、セミナーを270回以上(参加者1万2,000名以上)行いました。

在外拠点の対応強化も図っており、途上国で求められている中小企業の製品・技術に関する情報の提供を今後も引き続き積極的に行っていく予定です。

● 基礎調査、案件化調査

2016年度は、基礎調査、案件化調査ともに2回の公示を行いました。

基礎調査は、日本企業の途上国進出による開発課題解決の可能性およびODA事業との連携可能性を検討するために、基礎情報の収集と事業計画案の策定を行うものです。2012年度から開始し、累計88件が採択されました。2016年度は、26件を採択しています。

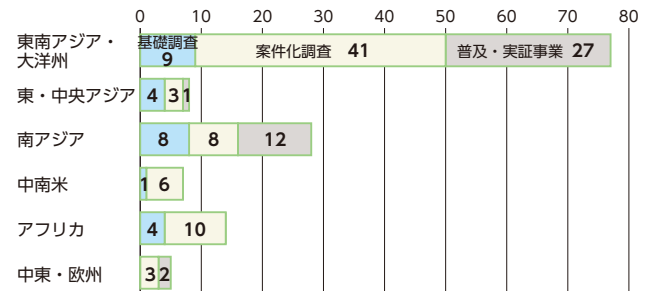
案件化調査は、海外展開のための情報収集や相手国政

府機関との関係構築を図りながら、自社の製品・技術を送上国の課題の解決に活用する可能性を検討するための調査です。2012年度から開始し、累計279件が採択されました。2016年度は、71件を採択しています。

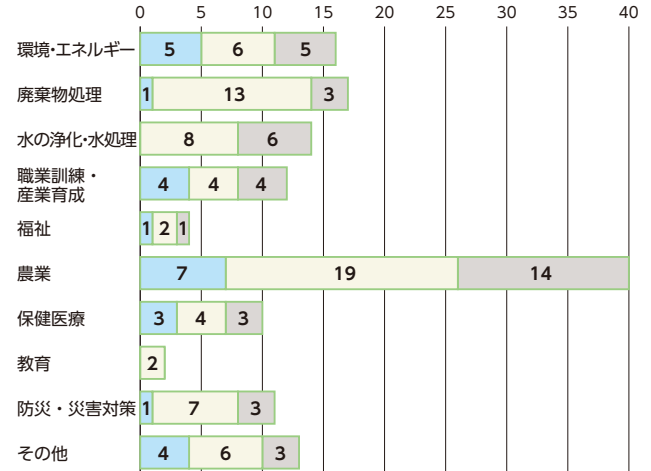
2016年度は、これらの調査を経て企業の製品や技術がODA事業に活用される事例が増加しました。技術協力プロジェクトとの連携につながった例(13件)、資金

2016年度基礎調査/案件化調査/普及・実証事業

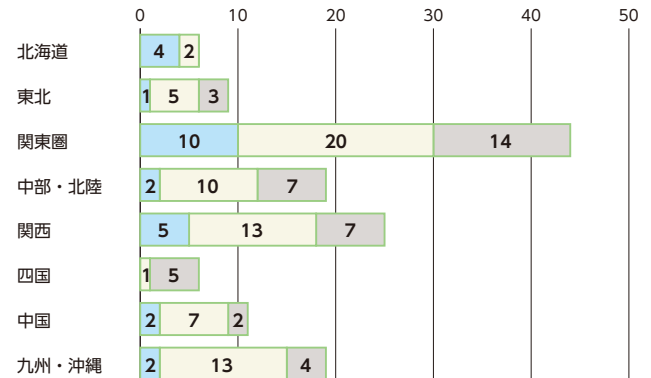
地域別採択案件数



分野別採択案件数



国内の地方別採択案件数



* 政府系機関、地域の金融機関など国内各地域の企業支援機関が幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う枠組み。

協力での活用や新規案件開拓に貢献したものの(7件)、民間連携ボランティアや草の根技術協力等につながったものの(4件)がありました。また、参加企業側でも取引先の開拓や現地生産の開始などの効果が見られます。

● 普及・実証事業

普及・実証事業は、中小企業の提案に基づき、途上国の社会経済の課題解決に役立つ中小企業の製品・技術の現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方

法を検討するものです。2012年度補正予算から事業を開始し、2017年3月までに168事業が採択されました。

例えば、環境に負荷をかけない再生可能エネルギーの活用、産業・生活廃棄物のリサイクル技術、農産物の高付加価値化など、優れた製品・技術を世界各地で普及すべく取り組んでいます。そのほかにも、防災、保健医療、教育などさまざまな分野で、多くの中小企業が普及・実証事業を活用しています。

事例

ネパール
ヒマラヤ農村貧困地域における
軽水力発電機導入プロジェクト案件化調査



ヒマラヤ山中の農村で 電力不足解消の可能性を探る

世界にはまだ多くの無電化地域や停電多発地域が残っており、生活インフラへの安定した電力供給が課題になっています。ネパールは世界でも特に電力事情の厳しい国で、計画停電が頻繁に行われ、特に2015年4月の震災後はその時間が1日10時間以上に及ぶことも珍しくありませんでした。とりわけ深刻な地域の一つが山間部の農村地帯です。

そこで、株式会社茨城製作所は自社開発した軽水力発電機「Cappa (カッパ)」を安定的な電力確保に役立ててもらおうと、案件化調査を行いました。

Cappaには「売り」がいくつもあります。まず、大人2人で持ち運びできる軽さ。アクセスの悪い山間部でも容易に設置できるため、地形の険しいネパール山間部ではうってつけで、設置の際も大掛かりな工事は不要です。また、従来の発電機は水の落差により発電していましたが、Cappaは流れのある平坦な水路で発電できます。

調査終了後、本案件は普及・実証事業に採択され、学校などで安定した電力を供給し、照明や防犯灯、コンピュータなどの教育教材を安定的に使用できるようにすることで、農村地域コミュニティの生活改善へ継続的に働きかけることを目指して事業を実施することになりました。



大人2人で持ち運びできる軽水力発電機「Cappa」

事例

インド
ジャガイモ収穫機普及に向けた
普及・実証事業



北海道のジャガイモ収穫機メーカー インドの農業に挑む

ジャガイモの収穫量が世界2位のインド。しかし、牛や小型トラクターで掘り上げ、人手で拾い集める非効率な収穫方式が一般的です。北海道の東洋農機株式会社は、中小企業海外展開支援(案件化調査および普及・実証事業)を活用し、インドで「自走式馬鈴薯収穫機」の導入に取り組んでいます。

この製品を導入することで収穫効率や品質を飛躍的に向上できる見込みで、提案は帯広畜産大学地域連携推進センターや国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センターなどとの連携で進められています。

先行して行った案件化調査の結果について、「農協のような普及のための組織は存在せず、農民が手作業でジャガイモを拾い、日本が機械化に変わり始めた半世紀近く前の経験を生かせることが多いことがわかった」と同社関係者は振り返ります。一方で課題も見え、ジャガイモは収穫だけでなく、春の栽培に始まる管理や貯蔵など1年サイクルで作業を考えていく必要があります。

今後は、セミナーの開催などを通して同業他社に呼びかけ、「オール北海道」で事業化の可能性を探っていくとともに、現地の土壌条件に合わせたインド仕様の収穫機の導入検証を行っており、インドでの将来的なビジネス展開を見据えた普及活動を行っていきます。



東洋農機株式会社の自走式馬鈴薯収穫機による収穫風景

活動報告

地域別取り組み

課題別取り組み

さまざまな事業の取り組み

地球規模課題に対応する 科学技術協力

共に「知」を創造する国際協力

地球温暖化、食料問題、自然災害、感染症といった地球規模の課題は、年々複雑化していますが、経済・社会基盤の脆弱な開発途上国への影響は特に深刻なものとなっています。これらの課題は一国や一地域だけで対応することは難しく、国際社会が共同して取り組むことが求められているとともに、複雑化・高度化する課題への対応として、従来の協力に加え、科学技術によるイノベーションが課題解決に大きな役割を果たすものと期待されています。

このような状況のなか、政府の総合科学技術会議における「科学技術外交の強化」という政策的背景の下、JICAは2008年度から科学技術の活用を主眼とした協力^{*1}を開始しました。日本の科学技術をベースに、日本と開発途上国の研究機関による国際共同研究によって新たな「知」を創造し、その研究成果を実社会に還元することで地球規模課題の解決を目指します。

● 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS^{*2})

1. 概要

環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症など、地球規模の諸課題の解決につながる新たな知見の獲得と成果の将来的な社会実装(具体的な研究成果の社会還元)、開発途上国の人材育成および自立的な研究開発能力の向上を目指し、開発途上国の社会的ニーズを基に日本の研究機関と開発途上国の研究機関が協力して、技術協力プロジェクトの枠組みにより国際共同研究を推進します。また、SATREPSは、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に積極的に対応し、国際社会に貢献していきます。

2. 実施体制

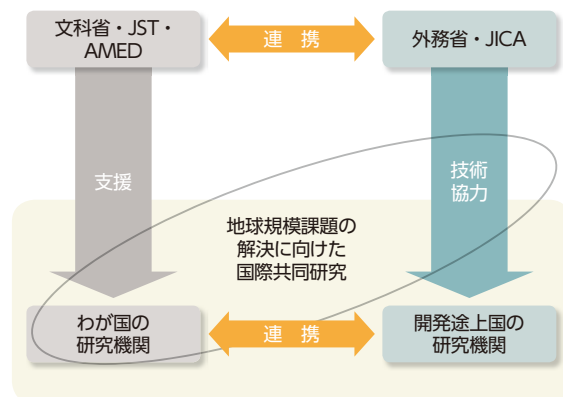
SATREPSは、外務省/JICA、文部科学省/国立研究開発法人科学技術振興機構(JST) /国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の5者^{*3}が連携して実施しています。

まずは日本の研究機関からJSTに提出された研究提案と、開発途上国の日本政府に対する要請内容とが合致

SATREPS実施体制

地球規模課題対応国際科学技術協力

- 環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野の地球規模課題について、日本と開発途上国の研究機関が、外務省・JICAおよび文科省・JST・AMED連携による支援の下、国際共同研究を実施
- 共同研究を通じ、問題解決につながる成果を創出するとともに、開発途上国研究機関の能力向上を推進



(マッチング)した案件について、科学技術とODAの観点から選考を行います。採択された案件は、JICA技術協力プロジェクトの枠組みによって、日本の研究機関と相手国の研究機関が国際共同研究を実施します。

JICAは技術協力プロジェクトの実施に必要な経費(日本側研究者の派遣、相手国研究員の受入れ、機材供与、現地活動費など)を支援し、JST/AMEDは、日本国内や相手国以外の第三国で必要となる研究経費などを支援します。

^{*1} 当初、科学技術協力には、技術協力プロジェクト型の「地球規模課題対応国際科学技術協力」と個別専門家派遣型の「科学技術研究員派遣」の2事業がありましたが、「科学技術研究員派遣」は2012年度案件をもって事業終了となりました。

^{*2} サトレップス。Science and Technology Research Partnership for Sustainable Developmentの略称。

^{*3} 2015年4月、日本の医療分野の研究開発を一元的に行う機関として国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が設立されたことに伴い、感染症分野はJSTからAMEDに移管され、同分野のSATREPSプロジェクトはJICAとAMEDとの連携により実施されます。

3. 対象分野

研究対象は、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の4分野です。このうち、環境・エネルギー分野は、①環境領域と②低炭素領域の2つの研究領域が設定されています。

● 2016年度の取り組み

1. 案件の選定

2015年9月から10月に実施した、日本側研究機関を対象とした2016年度向けSATREPS研究提案の募集と、開発途上国からの要望調査では、それぞれ108件、121件の提案と要請があり、マッチング案件86件のなかから最終的に14件が採択案件として選定されました。

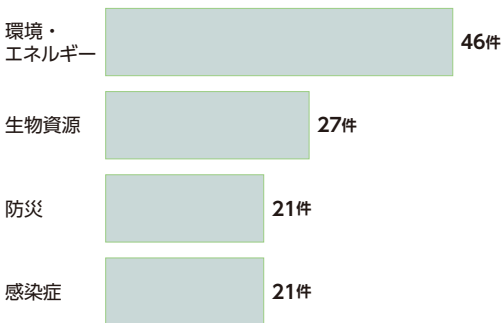
採択案件の内訳は、分野別では、環境・エネルギー分野6件(環境領域4件、低炭素領域2件)、生物資源分野4件、防災分野2件、感染症分野2件。地域別では、アジア7件、中南米1件、アフリカ4件、中東・欧州2件でした。

2. 実施状況

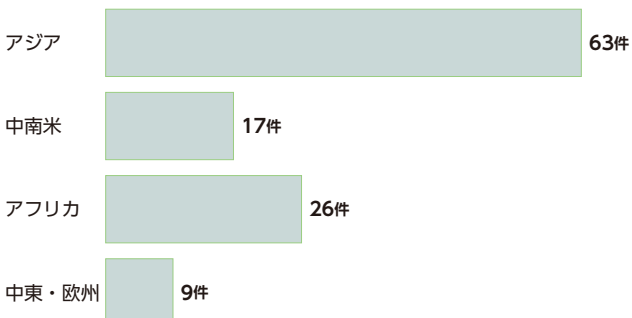
新たに14件が加わり、2008年の事業開始以来の採択案件は計115件、実施国(実施準備中を含む)としては、3カ国が新規の共同研究相手国となり、計46カ国となりました。

採択案件(全案件)の内訳は、分野別では、環境・エネルギー分野46件、生物資源分野27件、防災分野21件、

採択案件の分野別内訳(累計)



採択案件の地域別内訳(累計)



感染症分野21件となっています。また、地域別では、アジア63件(東南アジア・大洋州49件、東アジア1件、南アジア13件)、中南米17件、アフリカ26件、中東・欧州9件となり、全体に占める割合はアジアが約55%と最も多く、次いでアフリカの約23%となっています。

事例

タイ
非食糧系バイオマスの
輸送用燃料化基盤技術プロジェクト



高品質バイオディーゼルの開発に成功 2018年から実用化へ

自動車産業が盛んなタイでは、化石燃料の代替燃料であるバイオディーゼルの消費量を2036年までに現在の3倍超に引き上げる目標を打ち出しています。これに先駆け、SATREPSプロジェクトとして、タイの国家科学技術開発庁と日本の(国研)産業技術総合研究所、早稲田大学らから成るチームは、2010年から非可食用の植物油から高品質のバイオ燃料を製造する共同研究を開始しました。

プロジェクトでは、日・タイ両国の民間企業と連携し、エンジンに優しい高品質な部分水素化バイオディーゼル(通称H-FAME)の開発に成功。H-FAMEを軽油に10%および20%混合した燃料による実車試験(走行距離5万km)によって自動車への適合性を実証しました。この結果を受け、タイの石油代替エネルギー開発計画にH-FAMEが採用されました。

2017年からは、国家プロジェクトとして、タイ政府によるH-FAMEの工場規模での製造技術の開発とH-FAME実車試験が始まり、2018年以降の本格的な実用化に向けて動き出しています。他方、本プロジェクト終了後、JICAはASEAN諸国対象の第三国研修を開始。H-FAMEの周辺国への普及も期待されます。また、当時の日本側研究代表者は、シニア海外ボランティアとして、引き続き現地でH-FAMEの実用化に協力しています。



H-FAME混合燃料の実車試験

市民参加協力

国際協力を日本の文化に

JICAは、開発途上国と日本をつなぐ架け橋として、日本の市民による国際協力活動を促進・支援し、協働して事業を行うことを「市民参加」と位置づけ、これを推進しています。JICAは、市民参加を通じ、「多様なアプローチによる開発への貢献」、「国際協力への理解・参加促進」、さらには、「日本の地域社会への還元」を目指しています。また、事業の土台となる地域連携を推進し、開発途上国も日本も元気にする双方向の事業として市民参加を進め、国際協力が日本の文化の一つになることが期待されています。

市民参加協力のうち、NGO、地方自治体、大学・研究機関との連携事業、開発教育支援事業について紹介します。

NGO等との連携

● 対話

NGO-JICA協議会

NGO-JICA双方の関心事項や連携促進に関する協議を年4回実施しています。2016年度は、持続可能な開発目標(SDGs)に関する取り組み、技術協力プロジェクト等におけるNGO-JICAの連携強化・促進、開発教育推進のための協働、地域活性化への貢献を視野に入れた事業等についての情報共有や意見交換を行いました。

● 連携

草の根技術協力事業

国際協力の意志のある日本のNGO、地方自治体、大学、民間企業等の団体が、これまでに培ってきた知見や経験を生かし、開発途上国の地域住民の経済・社会の開発を目的にJICAと共同で行う事業です。NGO向けには、開発途上国で一定程度の活動実績がある団体による「草の根パートナー型」、開発途上国での活動実績が少ない団体による「草の根協力支援型」があります。2016年度は、32カ国を対象とした51件が採択されました【➡ P.89 事例を参照ください】。

世界の人びとのためのJICA基金

市民や法人・団体の方々から寄附をお預かりし、開発

途上国で活動するNGO等の事業資金として活用しています。2016年度は、アジア、アフリカなど13カ国において16件の活用事業を実施、初めて事業成果報告会も開催しました。

● 支援

NGO等活動支援事業

国際協力活動を行うNGO等のより効果的な事業の実施を推進するため、研修等のプログラムを行っています。2016年度は、「NGO等との協働および地域・現場主導」をコンセプトに、JICAが研修等の機会を提供する「JICA企画型プログラム」と、NGO等からアイデアと実施協力を得て展開する「NGO等提案型プログラム」の2制度を整備し、実施しました。

NGO-JICAジャパンデスク

開発途上国の現場で国際協力活動を行う日本のNGO等の支援および開発途上国でのNGO等とJICAとの連携促進のため、世界20カ国に窓口を設置しています。草の根技術協力事業の案件発掘やモニタリングのほか、事業実施に必要な現地情報の提供・相談受付、事業効果の向上に役立つ研修の実施、NGO等間の交流促進等に対応しています。

地方自治体との連携

● 日本の地域も活性化する協力

JICAでは、開発途上国に役立つだけでなく、同時に日本の地域の活性化にもつながる協力に取り組んでいます。そのなかで特に重要なパートナーとして、地方自治体と連携し、地域の国際化と、地方自治体や地元産業の海外展開の促進等に努めています。

包括連携協定／連携覚書

JICAと地方自治体は、包括連携協定や連携強化に関する覚書を締結して協力を推進しています。2016年度は富山市と新規に連携覚書を締結し、合計8つの自治体と覚書を交わしています。横浜市とは、締結後5年が経過し、成果を開発途上国の開発と横浜市の国際化双方の

観点でレビューした結果、さまざまなスキームや人事交流を通じた連携等の成果や複層的な連携関係の強化が確認され、2016年に協定が延長されました。

自治体間連携セミナー

地方自治体が有する国際協力における知見やノウハウ、地域ならではの視点を生かした取り組みなどを他の自治体と共有する自治体間連携セミナーを開催しています。2016年度は全国で15回開催し、約700名が参加しました。

草の根技術協力事業

地方自治体による提案に基づき、上下水道、廃棄物処理、農業などの分野で草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」の案件を、2016年度は18カ国49件採択しました。

大学・研究機関との連携

開発途上国の開発課題が高度化・複雑化するなか、国際協力の事業においても、幅広く高度な知見を有する大学や研究機関との連携は不可欠です。また、JICAは、2017年度から開始した第4期中期計画のなかで、「人材育成」や「開発の担い手との連携強化、地域活性化への貢献」を重点領域として打ち出しており、今後もさまざまな分野、課題において引き続き大学との連携強化、協力事業の拡充を図っていきます。

● 長期研修員受入事業

JICAは、開発途上国から各分野の開発の中核を担う人材を研修員として日本に受け入れています。そのうち、日本の大学で修士や博士課程で1年以上学ぶものを、JICAでは長期研修と呼んでいます。

長期研修員の受入人数は年々拡大傾向にあります。JICAは開発途上国の開発課題の実現と日本の国際人材の育成、地域活性化に向けて、長期研修員受入を戦略的に拡充し、開発途上国との中期的で有効な関係の構築と維持を目指しています。主なプログラムを紹介します。

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ)

アフリカの産業開発に貢献する日本とアフリカ各国間の人脈を形成し、日本企業がアフリカで経済活動を進める際の水先案内人となる高度産業人材の育成を目指しています。2013年度より受入れを開始し、2016年度はアフリカ46カ国から348人を受け入れました。

太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS)

大洋州諸国の開発課題の解決に必要な専門知識を有し、かつ、親日派・知日派として日本との関係の深化に貢献する中核人材の育成を支援しています。2016年度より受入れを開始し、2016年度は大洋州10カ国から41人を受け入れました【→ P.31事例を参照ください】。

事例

南アフリカ共和国

草の根技術協力事業による障害者自立支援



障害者の自立生活へ エンパワーメントの輪を広げる

南アフリカ共和国の障害者の自立と社会参加を促すため、草の根技術協力事業の枠組みの下、日本のNGOが協働し、自立支援サービスの普及に取り組んでいます。

同国では介助者派遣サービスがなく、多くの重度障害者が施設や家族の元で生活しており、自立した生活や社会参加が難しい状況です。2013年からヒューマンケア協会が「障害者地域自立生活センター設立に向けた人材育成」の協力を開始。障害当事者が運営する2つの自立生活センターをハウテン州に設立し、障害者が自立した生活を営むための相談業務や介助者派遣等の生活支援を導入しました。これにより、障害者の社会参加意欲が高まるとともに、生活の質も向上しました。これらの取り組みは、州の政策にも取り入れられました。

現在は特定非営利活動法人ディーピーアイ日本会議により、「アクセシブルなまちづくりを通じた障害者自立生活センターの能力構築」プロジェクトが行われ、2つの自立生活センターにおいて公共施設や職場環境のアクセシビリティの改善や福祉移送サービスのモデルづくりを進めています。誰もが社会参加しやすい街づくりを目指すことで、持続可能な開発目標 (SDGs) が目標とする「誰一人取り残されない世界」の実現に向けた歩みが着実に進められています。



改修対象の住宅。スロープを設置する予定



茨城大学農学研究科に在籍のアフガニスタンPEACE研修員。フィールド調査の様子

未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト (PEACE)

アフガニスタンのインフラ、農業・農村開発、教育、保健分野の関連省庁行政官と大学教員を日本の大学に研修員として受け入れ、必要な知識と技術の習得を支援しています。2011年度より受け入れを開始し、2016年度は71人を受け入れました。

資源の絆プログラム

開発途上国の鉱業分野における開発課題への支援と日本の資源確保の両面を念頭に、開発途上国における鉱業分野の人材育成を通じて、開発途上国との相互互恵関係の構築を目指しています。2014年度より受け入れを開始し、2016年度は12カ国から18人を受け入れました。

人材育成奨学計画 (JDS)

対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を受け入れています。留学生が社会・経済開発計画の立案・実施において、専門知識を有する人材として活躍するとともに、日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献することが期待されます。2016年度は13カ国から266名を受け入れました。

● 大学との連携強化、協力事業の拡充

包括連携協定／連携覚書

大学との連携強化を目的に国内の35大学と包括連携協定、連携覚書を締結しています。2016年度は3大学と新規締結しました。

技術協力プロジェクト、SATREPS等

大学との連携を通じた人材育成事業の質の向上、地球

規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 等を行っています【→ P.86を参照ください】。

草の根技術協力事業

2016年度は、日本国内の大学の提案に基づき15カ国16件採択しました。

大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム

グローバル人材育成の一環として、2016年度は39名の大学生をカンボジアとラオスに派遣しました。

学校現場や市民に 国際協力の理解を広げる

— 開発教育支援事業 —

● JICA地球ひろば

東京都千代田区にある「JICA地球ひろば」や愛知県名古屋市にある「なごや地球ひろば」では、「見て、聞いて、触って」体験できる展示を行っています。国際協力の経験を持つ「地球案内人」から説明を受け、展示を触って体感しながら、開発途上国の現状や地球規模の課題、国際協力活動を学ぶことができます。「地球ひろば」では世界各国の料理などが味わえるカフェを併設しており、フェアトレード商品も販売しています。JICA主催のイベントやセミナーを開催するとともに、貸し出しスペースもあり、市民による国際協力の活動や成果を発信・共有する場として活用されています【→ P.91事例を参照ください】。

2017年1月、「JICA地球ひろば」は150万人、2017年2月、「なごや地球ひろば」は60万人の入館者数（いずれも累計）を突破。また、2017年4月には、3カ所目となる「ほっかいどう地球ひろば」がJICA北海道（札幌）内にオープンしました。その他14カ所のJICA国内センターや支部、訓練所でも国際協力に関するさまざまな情報提供を行っています。

● 学校現場での開発教育実践／推進のために

JICAは学校教育をはじめとするさまざまな場を通じて、世界が直面する開発課題の様相と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うため、NGOや地方自治体、学校関係者と連携し、開発教育／国際理解教育を推進する事業を実施しています。

まずJICAは、文部科学省や各地方自治体の総合教育センターや教育委員会とさまざまな連携を行っています。

2016年度、次期学習指導要領改訂に向けて実施された「中央教育審議会初等中等教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ」にはJICA地球ひろば所長が専門委員として参加し、日本が行ってきた開発途上国への貢献や難民や紛争などの現代のグローバルな課題を知り、考察することの重要性を提言しました。

また、教師海外研修参加者を含め、開発教育／国際理解教育を実践する教員が形成しているネットワークの関係者やNGOスタッフ等を集め、「ネットワーク協議会」を2017年1月に開催しました。参加者同士で情報共有や意見交換を行うことで、開発教育／国際理解教育ネットワークの活性化・拡大に向けた研修となりました。

さらに、2017年2月に公開シンポジウム「世界潮流から考える日本の教育のミライ」を開催しました。シンポジウムでは、有識者による講演やパネルディスカッションが行われ、約140名が参加。関係者による今後の活動のさらなる活性化と連携に向けた機会となりました。

● 子どもたちの学びを深めるために

JICAは、教育現場で直接教育に携わる方たち、また児童・生徒向けにも、学びを深めるためのさまざまな機会を提供しています。

教育行政に携わる人々が途上国および国際協力への理解を深められるよう、毎年、各県の教育行政担当者を開発途上国に派遣する教師海外研修「教育行政担当者コース」を実施しており、2016年度は20名を派遣しました。

教員向けには、「教師海外研修」を通じて、開発途上国の教育現場を視察し、帰国後の授業実践に活用するための機会を提供しています。

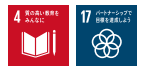
さらに各国内拠点では、開発教育の手法や事例を学ぶための「開発教育指導者研修」を実施しており、毎年

9,000人以上が受講しています。また、開発教育／国際理解教育の教材や実践事例を掲載するウェブサイトも設置し、学校関係者を含め多くの皆さまに活用いただいています。

児童・生徒向けには、学校に青年海外協力隊経験者等を派遣する「国際協力出前講座」（毎年約2,000回実施）や、「国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」（2016年度応募者約8万人）を実施しており、多くの児童・生徒が参加しています。

事例

JICA地球ひろば 設立10周年



来館者が累計150万人を突破 登録団体も約800に

2016年、JICA地球ひろばは設立10周年を迎えました。これからも皆さまが気軽に立ち寄り、情報収集や交流ができる「ひろば」を目指して新たな取り組みを進めていきます。

JICA地球ひろばは、2006年4月に市民による国際協力を推進するための拠点として設立されました。この10年間で、国際協力・交流を行う約800の団体に登録いただき、総来館者数は累計で150万人を超えました。10年目の節目にあたり、これまでの感謝の気持ちを込めて、2016年5月28日に設立10周年記念感謝祭を開催しました。登録団体70団体によるブース出展や活動発表、国際協力に関心の高い著名人の皆さんによるトークイベントを行い、地球ひろば設立以来、1日で最も多い参加者(1,150名)を得て、多くの市民に地球ひろばの存在を知っていただく機会となりました。

また、持続可能な開発目標(SDGs)をテーマとした企画展示や、SDGsについて考えるイベントを定期開催し、私たちの暮らしとSDGsとのつながりや、SDGs達成に向けて一人ひとりにできることを考えるきっかけを提供しています。



企画展示「私たちがつくる未来 SDGs」(2017年3月～9月)



公開シンポジウム「世界潮流から考える日本の教育のミライ」。元文部科学副大臣の鈴木寛氏による講演の様子

ボランティア

現地の人々と共に行う、市民が主役の国際協力

JICAボランティア事業は、開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、強い思いを持って自発的に協力しようとする市民(ボランティア)の活動を支援するものです。日本政府・JICAの草の根レベルの国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されているだけでなく、日本社会でもグローバルな視点を持った貴重な人材を育成する事業として期待されています。

● 派遣人数が5万人突破

拡大・成長するJICAボランティア事業

JICAボランティア事業は、1965年度の青年海外協力隊の派遣(ラオス、フィリピン、カンボジア、マレーシア、ケニアの5カ国、29名)に始まり、2015年度に50周年を迎えました。事業を取り巻く環境が大きく変化するなか、ボランティア事業は拡大・成長し、現在は20歳から39歳までが対象の青年海外協力隊、40歳から69歳までが対象のシニア海外ボランティア、中南米の日系社会への貢献を目的とした日系社会青年ボランティアと日系社会シニア・ボランティア、1年未満の短期ボランティアなど、さまざまな形態があります。

2017年1月、JICAボランティアの派遣人数(累計)が5万人を突破しました(うち青年海外協力隊は4万人超)。派遣国は88カ国に達します。事業開始以来、50年以上の長きにわたり受け継がれてきたボランティアの「現地の人々と共に」行う協力活動は国内外で高く評価されており、2016年8月にはアジアのノーベル平和賞といわれる「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体としては初めて受賞しました【→ P.4を参照ください】。



コスタリカ大学で日本語を教える青年海外協力隊員【写真：今村健志朗】

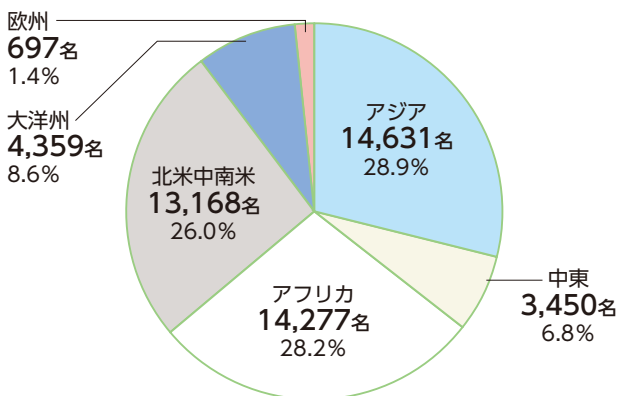
2016年11月にはミャンマー政府と日本政府との間で青年海外協力隊派遣取極が締結されました。早ければ2018年1月からの派遣開始に向けて、現在、準備を進めているところです。

また、2017年4月から日系ボランティアの訓練・派遣回数を年1回から2回に増やすなど、新たな活躍の場や参加の機会を広げているJICAボランティア事業。初代隊員の派遣から一人ひとりがつないだ志と持続する情熱を受け継ぎながら、常に時代に即した事業展開と制度の改善・改革に取り組んでいきます。

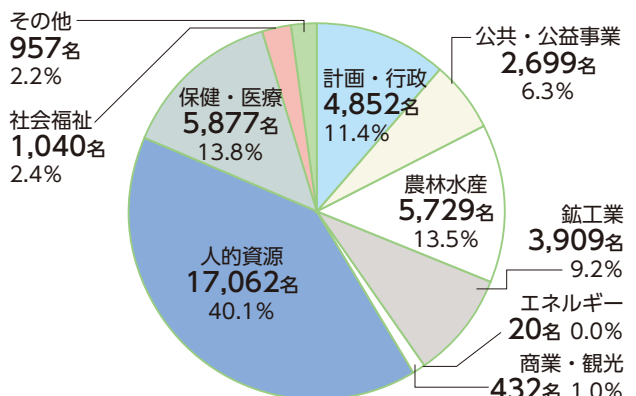
● 世界と日本を元気にする人材の育成にも貢献

近年、JICAボランティア事業は、途上国での活動や現地の人々との生活体験を通じ、問題解決能力、コミュニケーション力、異文化適応力などの能力が養われる事業としても評価されています。帰国したボランティアは多様な文化や社会を受け入れ、対話し、行動できる人材として、日本社会が抱える多様な課題に貢献することが

JICAボランティアの地域別派遣実績(累計) 2017年3月末現在



青年海外協力隊の職種別派遣実績(累計) 2017年3月末現在



期待されており、多文化共生、地域活性化、子育て支援、震災後復興等に取り組むボランティア経験者が増えています。このように、JICAボランティア事業は途上国への貢献だけでなく、「世界と日本を元気にする」事業として注目され、評価が高まっています。帰国ボランティアに対する求人数は2009年の304件から2016年の1,891件に増え、ボランティア経験者採用枠や受験時優遇措置等を導入する地方自治体や教育委員会も増加。2016年度時点で17大学、36教育委員会、70自治体が優遇措置を導入しています。

さらに、日本も世界も元気にする「グローバル」と「ローカル」の視点を併せ持つ人材の育成を目指し、日本の地域活性化に貢献する取り組みとして「グローバル協力隊」制度を2016年8月に新設しました。JICAボランティアとして派遣される前に国内で実習経験を積む「育成型」と、2年間の海外での活動後に日本国内の地域活性化に貢献する「実践型」の2形態があります。

● 日本国内のさまざまなパートナーとの連携強化

JICAボランティア事業では、日本国内の地方自治体、企業、大学等のパートナーが有する技術や知見を途上国開発課題の解決に生かすための連携を推進しています。こうした連携は途上国の開発課題解決への貢献だけでなく、各パートナーが目指すグローバル化に対応する人材育成にも貢献しています。2016年度に新規に派遣した連携ボランティアの人数は、自治体連携7人、民間連携17人、大学連携142人でした【→ 右事例を参照ください】。

また、現職教員のJICAボランティア事業への参加促進により、教育現場における開発教育／国際理解教育の促進や外国籍児童等への対応にも寄与しています。現在、全都道府県と全政令指定都市（20都市）が現職教員特別参加制度を導入しており、2016年度までに累計1,139人が派遣されました。

● 多様化する開発課題へ貢献するボランティア事業

JICAボランティア事業は、多様化する途上国の開発課題に対応するため、JICAの他事業、海外のボランティア機関との連携強化に取り組むとともに、要請発掘・形成から募集・選考・研修・活動支援など、事業の各段階において、分野・課題ごとの取り組みを進めています。

具体的には、2015年に国連持続可能な開発サミットで合意された「持続可能な開発目標（SDGs）」に基づき、各国の開発課題の解決に寄与する案件形成を国別・分野

別計画の精緻化により強化しています。また、日本政府が2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた国際貢献として掲げるSport For Tomorrow (SFT) プログラムに基づき、途上国の多くの人々へスポーツの価値を伝える取り組みの一環として体育・スポーツ分野のボランティア派遣を推進しています。さらに、国際ボランティア会議への参加、国連ボランティア計画、米国平和部隊等との連携を通じ、知見・成果の共有・発信を図っています。

事例 タイ 民間連携ボランティア



国際舞台へキャリアアップ！ 国際協力もビジネスもWin-Winを目指して

京都府宇治市に本社を置く精密測定会社は、社員数79人・創業1989年とまだ若い会社ですが、タイでの新工場立ち上げに先立ち、JICAの民間連携ボランティア制度を活用して社員を青年海外協力隊員としてタイへ送り出しました。現地では工作機械の操作・CADを用いた設計技術はもちろん、製造業の基本である5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)を指導。こうした隊員経験について、派遣された社員は「自分で考えて行動する力が付きました。現地の文化的背景を知り、仕事や時間に対する日本とは異なる国民性を許容する力も身に付き、海外赴任前の大きな収穫となりました」と言います。帰国後は予定どおりタイへ赴任し活躍中です。

同社で民間連携ボランティア制度の利用を決めた責任者は、制度の魅力をこう語っています。「私たち中小企業にとって大事な人材を海外に派遣するというのは大きな決断ですが、語学力やコミュニケーション力の面で社員が大きく成長しました。現地でのネットワークも築けます。派遣国や派遣期間の相談もでき、給与補てんなどの支援もあり助かりました。同世代の社員への良い刺激にもなります」

途上国の開発と日本国内のグローバル人材の育成にも貢献するJICAボランティア。さらなるWin-Winを目指して、国際協力の世界でも、ビジネスの世界でも、活躍の場が広がっています。



タイの技術高等専門学校で工作機械の指導を行う

国際緊急援助

一つでも多くの命を救うため

● JICAの災害緊急援助体制

JICAは、海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊 (Japan Disaster Relief Team: JDR) の派遣と、緊急援助物資供与の2つがあります。

国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5形態があります。国際緊急援助隊は被災国の要請に基づき、わが国の外務大臣が派遣を決定し、JICAが派遣の実務を担います。他方、緊急援助物資供与は、JICAが実施する

活動です。

● 国際緊急援助隊事務局の業務

1. 国際緊急援助隊派遣

海外の被災地に対する緊急援助の実務を担うのが、JICAの国際緊急援助隊(JDR)事務局です。JDR事務局は、国際緊急援助隊の派遣が決定されると、隊員の選考、航空機の手配、携行資機材の選定など派遣の準備を行うほか、隊員が現地で円滑に活動できるよう、JDR事務局員等を業務調整員として派遣します。

代表的なチーム派遣には、救助チーム、医療チーム、



2016年度緊急援助実績 (2016年4月～2017年3月 計16件)

| No | 支援時期 | 被災国・地域 | 災害区分 | 援助区分 | 派遣人数・供与物資 |
|----|----------|------------------|----------|----------|---|
| 1 | 2016年 4月 | パラオ | 干ばつ | 物資供与 | ポリタンク、浄水器、簡易水槽 |
| 2 | 4月 | エクアドル | 地震 | 物資供与 | テント、毛布、スリーピングパッド |
| 3 | 5月 | スリランカ | 豪雨 | 物資供与 | 毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機、浄水剤 |
| 4 | 7～8月 | コンゴ民主共和国 | 黄熱 | 感染症対策チーム | 第1陣 11名、第2陣 6名 |
| 5 | 8月 | マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | 洪水 | 物資供与 | 水中ポンプ、排泥用ポンプ、排水用ポンプ、発電機、削岩機、電気のごきり、発電機付ゴムボート |
| 6 | 8月 | ミャンマー | 洪水 | 物資供与 | 毛布、プラスチックシート、ポリタンク |
| 7 | 9月 | タンザニア | 地震 | 物資供与 | テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク |
| 8 | 10月 | ハイチ | ハリケーン | 物資供与 | テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器、簡易水槽 |
| 9 | 10月 | キューバ | ハリケーン | 物資供与 | テント、毛布、ポリタンク、浄水器、コードリール |
| 10 | 11月 | ニュージーランド | 地震 | 自衛隊派遣 | 51名 |
| 11 | 12月 | インドネシア | 地震 | 物資供与 | テント |
| 12 | 2017年 1月 | チリ | 森林火災 | 物資供与 | 消火剤 |
| 13 | 3月 | モザンビーク | サイクロン | 物資供与 | プラスチックシート、ポリタンク |
| 14 | 3月 | ジンバブエ | 洪水、サイクロン | 物資供与 | テント、プラスチックシート、ポリタンク、浄水器 |
| 15 | 3月 | マダガスカル | サイクロン | 物資供与 | テント、プラスチックシート |
| 16 | 3月 | ペルー | 洪水 | 物資供与 | テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器 |

感染症対策チームがあります。

被災者の捜索・救助活動を実施する救助チームは、国際的な基準に基づいて世界中の救助チームの能力を評価する国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)の外部評価において、最も高い能力を有する「重(ヘビー)」級チームとして認定されています。

医療チームは、被災国での医療支援を実施します。2016年10月に世界保健機関(WHO)から、緊急医療チーム(Emergency Medical Team: EMT)としての国際認証を取得しました【→ P.5を参照ください】。また2017年2月には、医療チームが主導した災害医療情報の標準化手法[Minimum Data Set: MDS]が国際標準としてWHOに採択されました。MDSは、被災地で活動するEMTが患者のカルテから抽出し、日報として被災国保健省へ報告すべき46の必須項目で、年齢層、性別、妊娠の有無、外傷・疾病の種類、処置、衛生状態などから構成されています。これらの項目と定義を国際標準化することにより、被災国保健省はすべての活動中EMTの日報データを合算して、被災地全体の最新状況を把握・分析することが可能となります。今後、JDR事務局はMDSの普及・拡充に貢献していきます。

感染症対策チームは、国際的な感染症の流行に対応するため、2015年10月に新設され、隊員募集や研修を実施してきました。2016年7月には、コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、初の派遣を行いました【→ 右事例を参照ください】。

2. 緊急援助物資供与

緊急援助物資を被災地へ迅速かつ確実に供与するために、JDR事務局は事前に物資を調達し、備蓄しています。世界5カ所に備蓄倉庫を配置しているほか、国連人道支援物資備蓄庫(UNHRD)も活用しています。2016年度は合計14回の物資供与を行い、キューバ、ハイチを襲ったハリケーンやミャンマーにおける洪水など、さまざまな災害に対して支援を実施しました。

3. 平時からの応急対応への備え

いざ大規模災害が発生した際に迅速かつ的確な支援を実施するためには、平時の備えが重要です。チーム派遣に関しては年間を通じて種々の研修・訓練を実施し、隊員候補者の能力強化を図っています。

国際連携に関しては国連人道問題調整事務所(UNOCHA)、WHOをはじめとした関係国際機関等との連携強化を図っています。また、JICAの社会基盤・平和構築部が

主導するASEAN災害医療連携強化(ARCH)プロジェクトを通じて、ASEAN地域における災害医療の連携体制の構築と能力強化に貢献しています。

近年、世界で発生する自然災害は規模、件数ともに拡大傾向にあり、災害多発国として経験の多い日本の国際緊急援助は重要度を増しています。JDR事務局では応急対応から復旧・復興に向けたシームレスな支援の展開に向け、他部門と連携を強化しています。

事例

コンゴ民主共和国
黄熱の流行に対する国際緊急援助隊
感染症対策チームの派遣



感染症対策チームの初陣 確定診断等に貢献

2016年7月20日、JICAはコンゴ民主共和国の黄熱の流行対策を支援するため、2015年10月に新設した国際緊急援助隊・感染症対策チームを初めて派遣しました。

チームは保健省幹部に対する助言、黄熱の検査のための技術支援、黄熱ワクチン接種キャンペーンへの支援を行いました。特に検査については、試薬不足で確定診断が止まっていた国立生物医学研究所に対し、試薬を提供し、未検査だった400以上の検体すべての確定診断を7月中に終わることができました。

こうした日本の迅速な支援は、コンゴ民主共和国政府、WHOおよびAFRO (WHOアフリカ地域事務局)から高く評価されました。さらに今回の初派遣を通じて、チーム体制の充実に役立つ貴重な経験・教訓を得ることができ、今後の感染症対策チームの発展にも役立つものとなりました。

JICAはこれまで同国の保健分野に対し、複数のプロジェクトや各種支援を実施してきており、現在も保健人材の育成や公衆衛生の確立などを支援しています。それが今回、平時の協力と感染症流行時の緊急支援を連携させた「シームレスな(切れ目のない)支援」の展開につながりました。今後も緊急支援とプロジェクトを組み合わせ、各国のニーズに応じたシームレスな支援を目指します。



ワクチンキャンペーンの視察で接種方法を確認

研究活動

日本の開発経験や国際協力についての研究・発信を強化

JICA研究所は、開発援助機関として蓄積してきた多くの経験とノウハウを生かし、「開発途上国における開発課題分析とJICA事業戦略への貢献」と「国内外への発信強化と開発援助潮流のリード」を主要な目的として研究業務を行っています。

研究業務を通じて得られた成果は、ワーキング・ペーパーや書籍の発行、学術ジャーナルへの投稿、セミナー・シンポジウムの開催、国際会議における発表など、多様なチャンネルでの発信を図っています。

● 研究活動の基本方針

1. 総合的視点

分野横断型の研究を実施し、開発途上国の諸問題を、人間・国家・市場・社会といった複合的な視点から分析します。

2. 過去と未来の融合

JICAを含めた世界のあらゆる開発援助機関の経験とこれまでの研究結果を踏まえ、未来の援助活動につなげます。

3. 日本およびアジアの経験の発信

日本の成長経験と、開発援助を通じて日本が深く関わったアジア諸国の成長経験を分析し、他の地域の開発援助に生かす方法を探ります。

4. 世界への発信と開かれた活動

国内外の研究機関、開発援助機関、政府組織、民間企業、NGOなどに向けて、研究過程とその成果を広く発信します。

● 重点研究領域

1. 平和と開発

武力紛争、大規模災害、感染症の爆発的流行、越境犯罪など、さまざまな脅威に直面する人間の安全保障をどのように実現するかとの観点に立ち、問題の背景と要因、多様な主体による危機への取り組みの研究を通じて、より有効な支援のあり方を探っています。二国間援助機関による人道危機対応研究では、リサーチペーパーを作成し、2016年5月の世界人道サミットで配布。「人道危機対応はnon-linearである」「被災地を中心に据える」といったメッセージは、サミットの主張やサイドイベント

の共同宣言とも合致するものでした。東アジアの人間の安全保障研究では、人間の安全保障と人間開発の関わりについて執筆した論説が国連開発計画(UNDP)『人間開発報告書2016』で引用されるなど、成果が広く活用されました。このほか、紛争影響下で失われた教育機会回復についての調査も進めました。

2. 成長と貧困削減

途上国の経済発展と国内格差解消のためには、成長と貧困削減という2つのアプローチを並行して進める必要があります。そのため、経済発展や貧困状況に伴う個人や社会への影響を分析して適切な施策を提案、実現することを目指し、主に定量的な分析手法を用いて研究しています。途上国でのインフラ事業に関する日本の経験や知見を生かした経済社会的効果に関する分析、アフリカでの小農に対する貧困緩和や生産拡大の実証研究、タジキスタン等での海外送金による家計への影響、カンボジアの自国通貨利用促進等の研究を行っています。

3. 環境と開発／気候変動

地域や地球規模での環境破壊は、途上国の人々の安全保障を脅かす大きな要因です。自然科学分野の知見、援助現場での経験やデータを踏まえ、環境保全策の推進方法や、気候変動による環境変化への適応策の策定に貢献する研究を進めています。不確実性下における気候変動適応対策の経済的評価に関する研究は、ケニアのムエア灌漑をモデルに複数の気候変動と社会変化を適用し、不確実さをさまざまなシナリオの組み合わせで表現し、灌漑事業の気候変動適応策として評価を行っています。2017年3月に国立環境研究所、地球環境戦略機関や世界銀行などに中間成果を発表し、意見交換を行いました。

4. 援助戦略

持続可能な開発目標(SDGs)などグローバルな目標の達成や、「人間の安全保障」「質の高い成長」の実現に向けた協力のあるべき姿を、日本の経験と知見を生かしながら研究しています。日本の開発協力の特徴や歴史的変遷、G20など新興国の開発協力の動向やその影響、インクルーシブ・ビジネスの社会・文化的影響、アジアにおけるインフラ需要の推計、カンボジアにおける低学年児童の学力の改善、国際ボランティアが途上国にもたらす変化とグローバル市民社会の形成、東南アジアを中心とし

た出生率の低下に関する研究などの広範囲なテーマに取り組んでいます。

● 研究活動の成果

1. 研究成果の発信

研究成果を論文にまとめ、2016年度は、25本のワーキング・ペーパーを発行しました。

例えば、研究プロジェクト「開発協力戦略の国際比較研究：G20 新興国を中心に」の一環で、中国の対外援助規模をアップデートしたワーキング・ペーパー「中国対外援助推計Ⅱ」は、OECDのG20に向けたペーパーや、米国ブルッキングス研究所と英国開発研究所(ODI)発行の世界の開発資金の推計に関するペーパーで引用され、また、英国サセックス大学開発研究所(IDS)など海外の研究機関と成果を共有し、注目を集めています。

研究成果を書籍としても取りまとめています。2016年度は、英文書籍が3冊、和文書籍が1冊発行されました。

サケの輸出大国となったチリへの約半世紀に及ぶ日本の協力の軌跡を振り返り、教訓・提言をまとめた“*Chile's Salmon Industry: Policy Challenges in Managing Public Goods*”が2016年5月に発行されました。また、2016年11月には、米国のコロンビア大学政策対話イニシアチブ(IPD)との共同研究プロジェクトの第3弾「産業政策の新しいアプローチ」の成果を基に、書籍“*Efficiency, Finance and Varieties of Industrial Policy*”が発行されました。世界の持続的な発展に産業政策が果たす役割をテーマとした研究により、途上国での開発金融に対する教訓を導き出しています。

和文書籍では、JICAが行ってきた国際協力を分析し、読み物としてまとめた「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの第16弾、『中米の子どもたちに算数・数学の学力向上を～教科書開発を通じた国際協力30年の軌跡』を発行しました。本書は、ホンジュラスでの青年海外協力隊の活動から始まり、広域技術協力プロジェクトへと展開している日本の教育協力の軌跡を描いたものです。

このほか、研究プロジェクトの成果は多くの学術誌や書籍、学会等を通して発表されており、学識者や開発関係者に広く共有されています。

2. 国際機関、研究機関との連携

JICA研究所は、研究活動を進めるにあたって、内外の研究機関や援助機関とのパートナーシップに基づくネットワーク型の研究を重視しています。

一例を挙げると、米国のブルッキングス研究所とは、

これまで3フェーズにわたって共同研究を実施してきました。2016年8月、第4フェーズとして「From Summits to Solutions: Innovations to Achieve the Global Goals」を立ち上げ、SDGsの達成に向け、従来の取り組みに加えて何を実施すべきかを検証し、援助潮流へ新たな視点と論点を提供することを目的に研究を行っています。このほか、IPDや戦略国際問題研究所(CSIS)、世界的な開発研究者のネットワークであるGlobal Development Network (GDN)等の研究機関と共同研究を進めています【→ 下事例を参照ください】。

事例

イノベーションをテーマにした
戦略国際問題研究所 (CSIS) との共同研究

開発における イノベーションの役割

現在の国際社会では、これまで以上に科学技術やイノベーションが経済成長の重要な要因として注目を集めています。JICA研究所と米国の戦略国際問題研究所(CSIS)は、革新的技術の途上国への移転といった新たな取り組みが、開発課題の解決に対して有する可能性を検証する研究プロジェクトを2015年から共同で実施しています。

第1年次は、ファブラボ(Fab Lab：3Dプリンターなどを備えた市民工房)やスマートシティなどを取り上げ、「イノベーションと貧困削減」をテーマにケーススタディを行いました。その結果を「開発に貢献するイノベーション Transformative Innovation：持続可能な開発と貧困削減のためのイノベーション・エコシステムとスマートシティ」として報告書に取りまとめ、ワシントンと東京の2カ所でセミナーを開催し、成果を発表しました。東京でのセミナーでは、北岡理事長が開会あいさつでその意義について述べたほか、三菱総合研究所の小宮山宏理事長による基調講演が行われました。

第2年次は、「データ革新(Data Revolution)のSDGs達成への貢献」をテーマに、衛星データや、大学や民間企業等が開発したモバイルやセンサー等のデータが、途上国のSDGsの推進にどのような貢献ができるのかについて研究を行っています。今後、これらの取り組み結果から導き出される提言を第2年次研究成果報告書として取りまとめる予定です。



発言するJICA研究所の北野所長。隣は、CSISのダニエル・F・ルンデ氏

開発パートナーシップ

世界の援助機関と協調し、より効果的なSDGs達成の取り組みを促進

● 近年の課題

2015年9月、国連加盟193カ国によって、国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための指針として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が定められました。SDGsは開発途上国だけでなく先進国を含むすべての国々が取り組む目標であるとともに、ますます重要な役割を果たすようになった民間企業や市民社会を含む、あらゆるステークホルダーが連携することを求めています。

SDGsでは気候変動など新たな課題への対応が加わり、その達成には途上国全体で年間数兆ドル規模の資金が必要と試算されています。途上国への資金フロー全体でODAが占める割合が相対的に低下するなか、途上国自身の国内リソースや民間投資をはじめとした多様な外部リソースを開発資金として動員・増加させることも重要になっています。OECD DACでは、さまざまな種類の開発資金をよりの確に把握する観点から、約40年ぶりに、ODAや開発資金の定義やODA実績の測定方法を見直す「現代化」の議論が進んでいます。

● 開発課題におけるドナー連携

SDGs達成には、資金規模の確保やその効率的な活用が求められており、JICAにも従来以上に欧州や米国、国際開発機関との緊密なパートナーシップが求められています。開発規模が大きい案件、ドナーごとに得意な分野・技術を補完し合える場合、また単独では対応が難しい課題に対しては、協調することで、より効果的・効率的な支援が可能になります。さらに、国際的な開発援助の議論に参画し、JICAの経験・知見を発信することは、世界の開発の取り組みの質的な向上と、日本の経験・アプローチやODAのあり方に対する理解や評価を高めることにつながります。

2016年度は、IMF・世界銀行グループ春季会合(4月)、アジア開発銀行(ADB)年次総会(5月)、世界人道サミット(5月)、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI、8月)、第3回国連人間居住会議(HABITAT III、10月)などの多くの会合・セミナーにおいて、JICA役員ほかが基調講演やパネルに登壇し、JICAの考えや取り組みなどを積極的に発信しました。



2016年5月、JICA本部で協議を行ったジム・ヨン・キム世界銀行グループ総裁(左)と北岡伸一理事長(右)

また、一部のドナーとは戦略的開発パートナーとして、連携に向けた定期協議を行っています。2016年度は、世銀とトップ同士が協議を行うハイレベル対話の3回目を実施し、保健や防災、持続可能な都市、中東・北アフリカ地域での連携等について議論したほか、ADB、国連開発計画(UNDP)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)といった援助機関とも定期協議を行いました。

● 新興国とのパートナーシップ、南南・三角協力

中国、韓国、タイ、インドネシア、ブラジル、トルコなどの新興国が援助提供国となるなか、長くアジア唯一のDACドナーであった日本の援助国としての経験を背景に、JICAは新興国との対話を通じ、援助アプローチや開発課題への取り組みの共有を進めています。中国輸出銀行、韓国国際協力団(KOICA)や韓国輸出入銀行対外経済協力基金(EDCF)との定期協議のほか、JICA、中国輸出入銀行、EDCFの3者にタイの周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)を加えた、アジアの開発金融機関間での4者協議も実施しています。

新興国・途上国の開発経験の共有を促進する南南協力・三角協力については、JICAの長年の経験が国際社会から高く評価されており、2016年度は「国連南南協力EXPO」などの国際会議の機会をとらえて、知見・経験や優良事例を国際社会に発信しました。

SDGs達成に向けたJICAの始動

JICAは2016年2月、持続可能な開発目標(SDGs)を推進していくための体制を立ち上げ、SDGsへの組織的な取り組みを開始しました。

最初に着手したのが、本部、国内・海外拠点に勤務する職員、現地スタッフを対象にした勉強会です。計24回開催し、延べ1,300名以上がSDGsの基礎知識や国内外の潮流を学びました。次に、SDGs全体やゴールごとの取り組み方針について全部署で議論し、ポジシオン・ペーパーとして同年9月にまとめました。こ

の方針に基づき、SDGsに貢献する事業を進めています。

また、チャレンジングな目標であるSDGs達成に向けてパートナーシップのさらなる強化にも努めています。具体的には、シンポジウム等で民間企業、NGO、大学にSDGsに向けた取り組みへの参加を呼びかけているほか、JICA地球ひろばでは、SDGsへの関心を高め、理解を深めてもらうため、「私たちがつくる未来SDGs」と題した展示を2017年3月にスタートさせました。

SDGsの17ゴール



取り組み例

開発途上国のSDGs計画策定を支援

SDGsは17ゴールと幅広く、各地域・国により優先課題は異なります。特に開発途上国にとっては、自国の開発計画とSDGsの目標・ターゲットを戦略的に整合させ、効果的に取り組みを推進していく体制を構築することが必要です。

インドネシア政府と共に

インドネシアは、国家開発企画庁(BAPPENAS)が中心となって、国の開発計画・戦略と整合性を取りながらSDGsを推進しています。インドネシア政府は、2016年1月、BAPPENAS内にSDGs事務局を設置。取り組みをさらに本格化するため、2017年7月に大統領令を公布しました。

JICAはBAPPENASからの要請を受けて、SDGs事務局をはじめとするBAPPENAS各局と協働しながら、インドネシア政府によるSDGs推進のための、①ターゲット

②指標、③行動計画、④モニタリング・評価体制の策定を支援しています。

アフリカでの地域横断的取り組み

アフリカ全体でSDGs達成を目指すための地域横断的な機関として、2017年1月、ルワンダの首都キガリに「アフリカ地域持続可能な開発目標センター(SDGC/A)」が設立されました。

理事会メンバーには各国大統領、大学教授、民間企業の代表などが名を連ね、アフリカの発意により設立されたことがわかります。ルワンダのカガメ大統領は「アフリカ人自らが生活を向上させるため、このSDGC/Aに知識と知恵の拠点“Knowledge Wisdom Center”としての役割を期待する」と開所式で発言しました。

各国が類似の課題を抱えるアフリカ

地域では、モデル事業を複数国で実践し、学び合いの場を形成することが効果的です。JICAは、これまで重視してきた「キャパシティ・ディベロップメント」「ナレッジの共有」「途上国のオーナーシップ」の手法・視点を生かして、SDGC/Aと連携しながら、アフリカ地域のSDGs達成に向けて貢献していきます。



SDGC/A開所式の様子。右端がJICAの戸田上級審議役
【写真提供：ルワンダ政府】

協力形態と事業運営



技術協力

● 多様化するニーズに応じて

技術協力は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上(キャパシティ・ディベロップメント)を目指す、人を介した協力です。

近年では、気候変動への対応、法整備支援、平和構築・復興支援など開発途上国のニーズが多様化していますが、JICAは現場の課題に応じた協力計画を開発途上国の人々と共に作り、人材育成、組織体制の強化、政策立案・制度構築などを通じた重層的な支援を実施しています。

● さまざまなメニューを効果的に組み合わせる

1. 専門家派遣

開発途上国の協力の現場に日本人専門家を派遣して、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及などを行います。相手国の地域性や歴史的背景、言語などを考慮して、日本人よりも、第三国(日本と相手国以外の国)からの人材派遣が効果的な場合には、第三国専門家を派遣します。

2. 研修員受入

開発途上国から、当該分野の開発の中核を担う人材を研修員として日本に招き、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修を行う「本邦研修」(国・課題別研修/青年研修など)【→ P.104を参照ください】や、相手国や



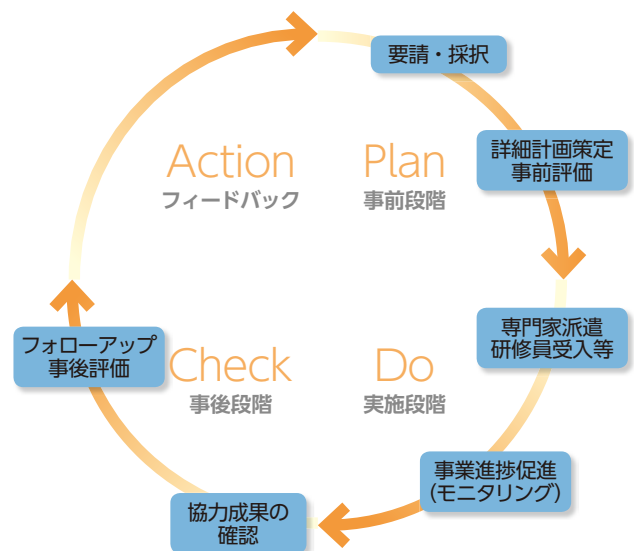
ガーナの野口記念医学研究所で、ガーナ原産の薬用植物からHIV感染症抑制に効果のある物質の抽出を試みるJICA専門家とカウンターパート(SATREPS「ガーナ由来薬用植物による抗ウイルス及び抗寄生虫活性候補物質の研究プロジェクト」)【写真：飯塚明夫】

日本以外の国で開催する「在外技術研修」があります。

3. 技術協力プロジェクト

「専門家派遣」や「研修員受入」のほか、必要な機材の供与を含め、さまざまなメニューを最適な形で組み合わせる「技術協力プロジェクト」は、技術協力の中心的な事業です。開発途上国の関係機関と協働して、協力計画の立案から実施、モニタリング、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施することで、より確実な成果が得られます。

技術協力プロジェクトのサイクル



実施のプロセス

① 案件発掘・形成

開発途上国との対話やJICA在外事務所による情報収集により、案件発掘・形成を行います。

② 要請・採択

相手国からの要請に基づき、外務省、関係各省、JICAが採択可否を検討します。採択された案件は日本政府から相手国政府へ通報され、協力に関する口上書を交換します。

③ 詳細計画策定・事前評価

対象案件の内容や予想される協力効果を明確にし、実施の適切性を総合的に検討するため、必要に応じて

詳細な計画策定のための調査を実施したうえで、事前評価を行います。

④プロジェクトの実施・事業進捗促進(モニタリング)

プロジェクトの実施や活動内容・必要な措置について、JICAと相手国政府の実施機関との間で合意文書(Record of Discussions: R/D)を締結します。

プロジェクト実施中は計画段階で策定した計画に基づき、JICAと相手国政府の実施機関の双方が、協力の成果の発現に向けた定期的なモニタリングを通じて事業の進捗を促進するとともに、事業終了時点には協力成果の確認を行います。

⑤フォローアップ・事後評価

通常のプロジェクトは、一定の協力期間を経て終了しますが、その後、相手国側の努力・工夫にもかかわらず困難な状況が発生した場合には、必要に応じて補完的な支援(フォローアップ)を実施し、相手国の対応を支援します。事後評価は、プロジェクトの終了後、約3年が経過した時点で行い、評価結果は類似プロジェクトの形成・実施のための教訓として活用します。

4. 開発計画調査型技術協力

開発途上の政策立案や公共事業計画の策定などを支



ミャンマーの中央郵便局で、郵便サービス向上のために局内作業の改善をアドバイスするJICA専門家(技術協力プロジェクト「郵便サービス能力向上プロジェクト」)
【写真：久野真一】

援するとともに、相手国に対し、調査・分析手法や計画の策定手法の技術移転を行います。具体的には、政策立案や公共事業計画策定支援を目的としたマスタープラン調査、緊急支援調査(自然災害や紛争などにより被害を受けた基礎インフラの復旧・復興)、開発途上国政府や他のドナーによる事業化を想定したフィージビリティ調査などを実施しています。

協力終了後は、その結果を活用し、①セクター・地域開発、復旧・復興計画の策定、②各種資金調達による事業(プロジェクト)、③組織改革、制度改革などが行われます。

5. 地球規模課題に対応する科学技術協力(SATREPS)

日本と開発途上国双方の大学・研究機関などが連携し、地球規模課題[環境・エネルギー問題、自然災害(防災)、感染症、食料問題など]に対応する新たな技術の開発・応用や、新しい科学的知見獲得のための共同研究の要素を取り入れた技術協力も実施しています【→ 詳細はP.86を参照ください】。

JICA-Net:
時間と距離の制約を超えた国際協力へ

JICA-NetはJICAが実施する遠隔技術協力事業です。遠隔地を結んでの共同作業や技術の習得、日本や開発途上国の開発経験のデジタルアーカイブを通じた学習により、国際協力の可能性を拡大します。

JICA-Net Library

JICA-Netライブラリは、JICAが技術協力用に作成したマルチメディア教材やセミナー資料を収蔵・公開し、JICA事業で活用されることを目的として運営されています。JICA-Netライブラリを通じて、JICA-Netのデジタル・コンテンツが配信されています。



「JICA-Netライブラリ」ウェブサイト
[→ JICAウェブサイト](https://jica-net-library.jica.go.jp/ja2/index.html)
<https://jica-net-library.jica.go.jp/ja2/index.html>

本邦研修

● 世界でもユニークな研修事業

技術協力の具体的な実施方法は、それぞれの分野の専門家やボランティアなどを開発途上国に派遣して現地で行う方法と、開発途上国の関係者を日本に招いて行う方法の2つに大きく分けられます。「本邦研修」は後者に当たり、国内での主要な事業の一つとして、開発途上国からの行政官などの参加と国内のパートナーの協力を得て実施され、参加各国の開発課題の解決に必要な知識や技術を伝えています。

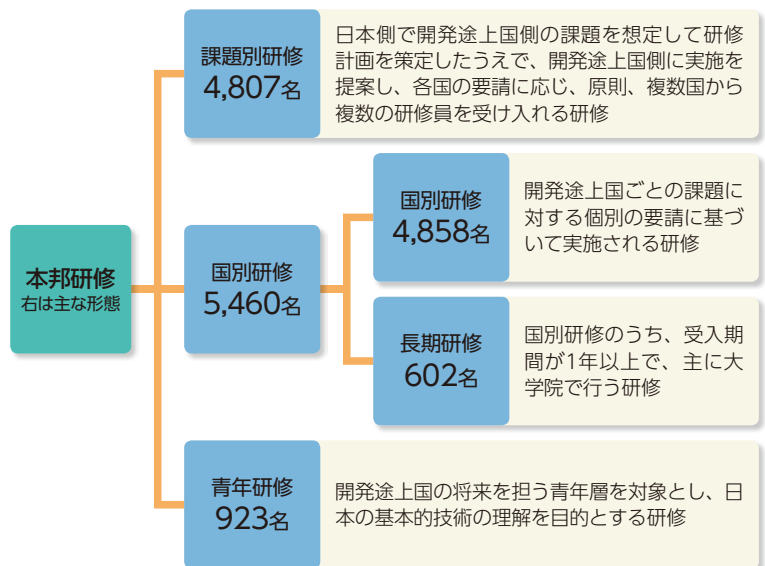
JICAは、全国10カ所の国際センターと3カ所の支部を中心に、毎年約1万人規模の研修員を日本に受け入れています。その大半は開発途上国政府で政策立案などを担う政府関係者ですが、ニーズの多様化や日本の協力内容の広がりなども反映して、近年、NGOや大学関係者などの参加も増えています。本邦研修の実施にあたっては、国や地方自治体のほかに、大学、民間企業、公益法人やNGOなどとも連携し、国内各方面からの協力を得て、開発途上国の課題解決に対応する幅広い分野の研修を展開しています。

日本国内で実施する研修の意義は、日本の各分野の知識や最先端技術そのものを伝えるというよりは、開発途上国の発展に日本の経験を生かすことにあります。そのためには日本がこれまで蓄積してきた知識、技能、経験に対する理解が重要となりますが、これには、組織のノウハウや社会制度の背景・変遷を含めて、日本の現場で直接見聞きして経験することで初めて理解できることが少なくありません。

また、日本という異文化に接し、自国の経験や実情を見つめ直すことで、開発途上国の研修員に自国の問題を異なる角度から検討する機会を提供できるのも、本邦研修の特長です。なかでも、複数の開発途上国から来日した研修員が参加する「課題別研修」では、日本と自国の視点だけでなく、ほかの国の研修員との意見交換から得られる別の視点も加わります。そのため、参加者により複眼的な気づきを促し、極めて重要な示唆や発見を与えるものとなります。

本邦研修は、こうした日本ならではの知識、技術、経

本邦研修2016年度新規受入実績



富山県氷見市の「ひみ漁業交流館 魚々座」で、日本の漁師の生活様式や課題についてまとめる研修員(青年研修「アフリカ(仏語)/資源管理型漁業」)【写真提供：公益社団法人青年海外協力協会 中部支部】

験を用いて開発途上国の人材育成や課題解決に向けた取り組みを後押しする、規模と内容の多様性という点でも世界でも極めてユニークな技術協力であるとともに、日本の国際協力の大きな特長の一つとなっています。

● 研修効果の多面性

本邦研修は、参加国の開発課題の解決に貢献することを目標としていますが、そのほかにも多くの効果があることが確認されています。

例えば、累計34万人を超える本邦研修参加者は、日



山梨県上野原市で地域活性化に取り組む若手農業者の畑で住民との関係づくりを実習する研修員(課題別研修「住民主体のコミュニティ開発」)

本滞在中に多くの日本人に出会い、日本文化に親しむことで、日本についての理解を深め、親近感を抱いて帰国します。また、研修の一環で行われる視察プログラムなどを通じて、国内各地域の受入先機関・企業が開発途上国の情報を得たり、海外展開につながる人脈を形成したり、研修を実施している大学の学生が研修員との交流を通して国際感覚を養ったりと、日本の地域活性化やグローバル人材育成にもプラスの効果を及ぼしています。

このように本邦研修の成果には、開発途上国への貢献だけでなく、知日家・親日家の育成、日本国内での地域活性化への貢献、グローバル人材の育成などの副次的効果もあることを認識して事業を進めています。



神奈川県JICA横浜で、ブラインドサッカーを体験する研修員。障害者と健常者が共にスポーツを行うことで双方にもたらす効果を学ぶ(課題別研修「インクルーシブ教育・特別支援教育の推進」)【写真：久野真一】

● より戦略的な研修の実施に向けて

本邦研修実施にあたっては、このような研修の多面的効果を意識してプログラムを組み立てると同時に、教育、農業といった課題ごとに研修の全体ラインアップを検討することで、より効果的で効率的なものになるよう、研修の質を高める努力を行ってきました。

これに加えて、2015年に研修事業の位置づけについても整理し、研修事業は、①効果的な協力を実施するうえでの基幹的役割を担うと同時に、②開発途上国の未来を担う人材に対し日本理解を促進する機会を提供するものであり、③さらには日本の地域の国際化にも貢献するものであることを再認識し、取り組みを展開しています。この取り組みにおいて、近年の開発途上国の発展に伴い、開発途上国を対等なパートナーとし、日本との双方向の学びにより新たな価値を創造する「共創」の考え方に立ち、プログラム内容の改善・充実を図っています。また、新たな開発課題や日本の政策課題への対応などをしっかりと踏まえ、研修内容をさらに強化しています。

また、将来それぞれの国の中核を担う行政官や、既に意思決定を行う立場に立つ人材を日本に招き、日本側関係者との対話や議論、視察により、日本の経験や技術、理念への理解を深めることを目的とする「招へい」についても、実施体制を整備し、より柔軟かつ戦略的に事業を展開できるよう、組織を挙げて取り組んでいます。

有償資金協力

多くの開発途上地域では、電力・ガス、運輸、上下水道などの経済社会基盤の整備が不十分です。また、近年、貧困問題に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、気候変動、紛争・テロ、金融危機などの地球的規模の問題が顕在化しています。このような問題に対処するため、国際社会では「持続可能な開発目標 (SDGs)」などの共通のゴールを設定し、各国がさまざまな施策を打ち出しています。

有償資金協力は、開発途上地域に対して緩やかな条件で比較的大きな開発資金を供与し、その成長・発展への取り組みを支援するものです。

円借款

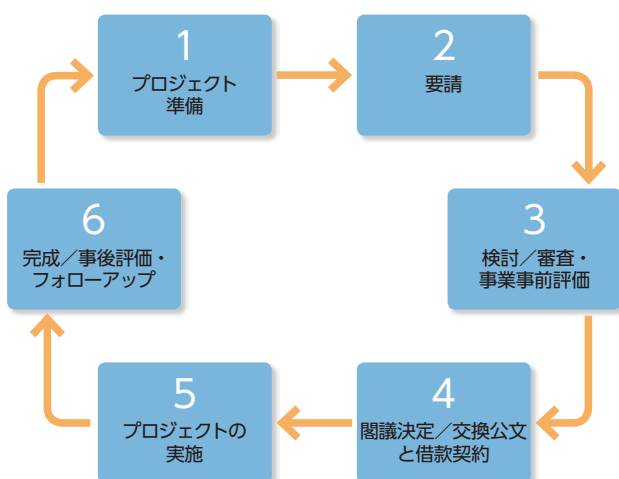
● 開発途上国のオーナーシップを重視した支援

開発途上国の経済成長や貧困削減のためには、自らのオーナーシップ(主体性)が必要不可欠です。円借款は、資金の返済を求めることにより、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業実施を促し、開発途上国のオーナーシップを後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性の高い支援手段です。

● 円借款の流れ—プロジェクトサイクル

円借款は、図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かされます。こう

プロジェクトサイクル



した一連の流れを「プロジェクトサイクル」と呼びます。

● 円借款の種類

1. プロジェクト型借款

①プロジェクト借款

道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設など、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や、土木工事などの実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。

②エンジニアリング・サービス (Engineering Service: E/S) 借款

プロジェクト実施に必要な調査・設計段階で求められるエンジニアリング・サービス(現場の詳細データ収集、詳細設計、入札書類作成など)に対して、本体業務に先行して融資するものです。プロジェクト借款と同じくフィージビリティ調査(F/S)などが終了し、事業全体の必要性、妥当性が確認されていることが前提となります。

③開発金融借款

借入国の政策金融制度の下、開発銀行などの相手国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業などの特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金が渡るまでに2つ以上の金融機関などを経由する手順となるので、ツーステップローン(Two Step Loan: TSL)とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介することによって、その金融機関の能力強化や金融セクターの開発を支援することができます。

④セクターローン

複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画を実施するために必要な資機材、役務およびコンサルティング・サービスの費用を融資します。対象セクターの政策・制度改善にもつなげます。

2. ノンプロジェクト型借款

①開発政策借款

政策改善と制度全般の改革を目指している開発途上国の国家戦略、貧困削減戦略の実施などを支援するための借款です。近年は、その方向性に沿った改革項目が相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対し

て借款契約を締結し、資金を供与して、相手国予算に組み込まれるタイプのものが主体となっています。達成の確認では、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みの下で改革を支援します。この借款は、世界銀行など国際開発金融機関と協調して融資するケースが多くなっています。

②商品借款

外貨事情が悪化し、経済的困難に直面している開発途上国を対象に、緊急に必要な物資の輸入決済資金を供与するもので、借入国の経済安定化を目的とします。借款資金は、通常、両政府間であらかじめ合意した商品(工業資本財、工業用原材料、肥料、農機具、各種機械など)の輸入のために使用されます。

③セクター・プログラム・ローン

商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するものです。輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金(見返り資金)を、あらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けます。

海外投融資

● 開発途上国での民間企業による開発事業への支援

近年、開発途上国の経済・社会開発において、民間セクターの役割の重要性がますます高まっており、JICAは、国際機関、欧米ドナーと共に民間セクター向けの支援を大幅に強化しています。海外投融資は、こうした民間企業などが開発途上国で行う事業に対する「出資」と「融資」による支援を通じて、開発途上国の経済活性化、人々の生活向上などを目的とする業務です。

● 支援対象分野

海外投融資は開発効果の高い事業に対して行うことになっており、その対象はODA対象国の、①貧困削減に向けた生活・成長基盤を整備するための「インフラ・成長加速化」、②貧困層を直接受益者とする「持続可能な開発目標(SDGs)・貧困削減」、③気候変動などにより貧困層が被る負の影響を予防・軽減する「気候変動対策」の3分野に貢献する事業です。

● リスク審査・管理体制の構築

海外投融資業務は、リスク審査・管理体制を構築したうえで実施しています。JICAは部門間の相互牽制体制

のほか、管理勘定*を通じて海外投融資全体のポートフォリオ管理を行い、業務実施体制およびリスク審査・管理体制を構築しています。

日本初のソーシャルボンド(社会貢献債)発行 —SDGs達成にも貢献するJICA債

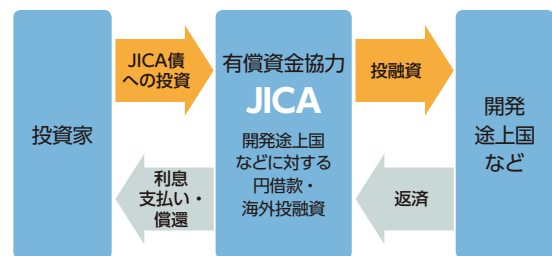
JICAは、有償資金協力事業に必要な財源確保のため、2008年より債券(以下「JICA債」)を発行しています。

近年、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の3つの要素に十分配慮した投資(ESG投資)が注目されるなか、グリーンボンド(環境に好影響を及ぼす事業を資金使途とする債券)と共に関心を集めているのがソーシャルボンド(社会的課題の解決を目的とした事業を資金使途とする債券)です。2016年9月、JICAは日本で初めてのソーシャルボンドを発行しました。

JICAの使命に共感してくださる投資家は以前から多くいましたが、海外でグリーンボンドなどの名称を冠した債券が多く発行されるようになり、投資家からは、JICA債についてもその特性を明示してほしいという声が寄せられていました。

そのようななか、2016年6月に世界的な金融業界団体である国際資本市場協会が、ソーシャルボンドを資金使途、透明性の観点から定義するガイダンスを発表しました。JICA債は、開発途上国の社会的課題の解決を資金使途としており、また事業完成後には定量的な効果指標を含む外部評価結果が公表されるなど高い透明性も確保されており、同ガイダンスに合致する債券となっています。

JICA債の発行は、国内の民間資金を開発途上国のために動員することでもあり、日本政府のSDGs達成に向けた具体的な施策としても位置づけられています。これまで国内の13の投資家がESG投資などの観点からJICA債への投資を表明しています。JICAにとっても、ソーシャルボンドの発行は、新たな投資家の獲得や、より安定的な資金調達につながっており、2017年度以降も定期的にソーシャルボンドとしてのJICA債を発行していきます。



* 2017年3月期末での海外投融資管理勘定における貸付金残高は59.70億円、関係会社株式は436.34億円、投資有価証券は26.46億円です。2017年3月期の経常収益は137.91億円(うち受取配当金136.45億円)、当期純利益は98.33億円となりました。管理勘定では、新JICA設立時である2008年10月1日を基準として、海外投融資事業の資産を継承する形としています。経常収益は海外投融資に関する受取配当金、貸付利息等であり、経常費用は海外投融資に関する関係会社評価等損、投資有価証券評価等損、借入金支払利息、貸倒引当金繰入、業務委託費等となっています。なお、海外投融資事業に直接関係しない収益や費用(例：減価償却費、不動産関係費用、人件費等)は管理勘定収支に含めていません。

無償資金協力

● 開発途上国の将来のための基盤づくり

無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が社会経済開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力です。返済義務を課さない資金協力であるため、開発途上国のなかでも、所得水準の低い国を中心に実施されます。

実際の支援は、病院、学校、給水施設、灌漑施設、道路、橋、港湾、電力などの、社会経済開発に貢献するインフラの整備を中心に展開しています。近年はこれらに加えて、開発途上国の平和構築、ビジネス環境の整備、防災・災害復興や気候変動対策などへの支援や、開発途上国の政策立案を担う人材の育成も行っています。

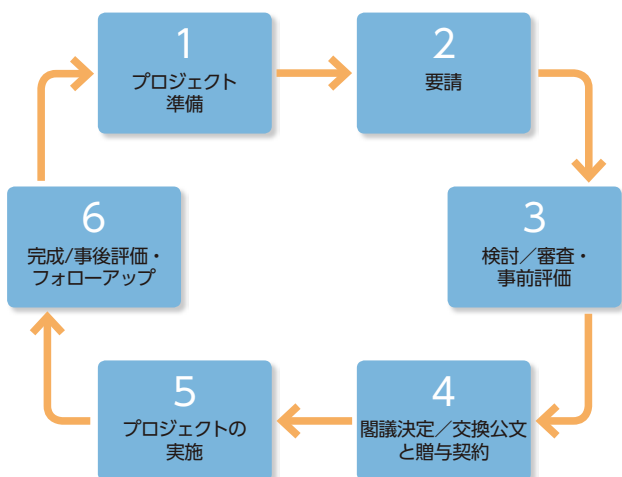
なお、無償資金協力によって整備された施設などが持続的に活用されるように、事業のなかで運営維持管理に関する技術指導(ソフトコンポーネント)も実施しています。

● 無償資金協力の流れ—プロジェクトサイクル

無償資金協力は、図のとおり大きく6つのステップから構成されるプロジェクトサイクルに沿って実施されます。

- 1 JICAは「プロジェクト準備」の一環として協力準備調査を実施して、プロジェクトを無償資金協力によって実施することの妥当性を検証するとともに、相手国政府と協議しながらプロジェクトの内容を計画していきます。
- 2 相手国政府からの「要請」を日本政府が受領します。

プロジェクトサイクル



- 3 JICAはプロジェクトの内容を「検討／審査」し、「事前評価」を行います。

- 4 日本政府はJICAによる審査結果を踏まえ、無償資金協力によるプロジェクトの実施を「閣議決定」します。閣議決定後、日本政府と相手国政府との「交換公文」の締結、JICAと相手国政府との「贈与契約」の締結を行います。

- 5 相手国政府が実施主体となって、「プロジェクトの実施」が行われます。JICAは相手国のオーナーシップを尊重しながら、プロジェクトの適正かつ円滑な実施を確保するためにプロジェクトの進捗を確認し、相手国政府などの関係者に助言を行います。

- 6 プロジェクトの終了後は、JICAは「事後評価」を行い、必要に応じて機材・施設の機能回復や協力成果の普及・拡大を支援する「フォローアップ」を行います。また、その結果を新しいプロジェクトの準備に活用しています。

このように無償資金協力では、計画段階から事後評価まで一連のプロジェクトサイクルを設けることで、戦略的・効果的な支援を実施しています。

● JICAが実施する無償資金協力の種類

1. プロジェクト型の無償資金協力

相手国政府がコンサルタントやコントラクターなどと契約を締結して、施設の整備や機材の調達などを行う形態の無償資金協力です。基礎生活分野の整備や社会基盤となるインフラ整備などが行われます。

2. プログラム型の無償資金協力

一つの無償資金協力事業の下で複数のサブプロジェクトを柔軟に実施する形態の無償資金協力です。紛争・災害からの復旧・復興支援では、刻々と変化する多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められます。これまで、ヨルダンでのシリア難民を対象とした事業や、2013年11月にフィリピンで発生した台風ヨランダ災害の復旧・復興支援事業などに適用されています。

3. 国際機関と連携した無償資金協力

国際機関と交換公文や贈与契約を締結して、相手国政

府に対して国際機関のノウハウを活用してプロジェクトを実施する形態の無償資金協力です。

4. 財政支援を通じた無償資金協力

包括的な社会経済開発計画である貧困削減戦略の推進などのため、開発途上国に対して財政支援を行う形態の無償資金協力です。①資金の使途や支出項目を特定しない「一般財政支援」、②資金の使途や支出項目を特定の分野に限定する「セクター財政支援」、③相手国政府や援助機関によって設けられた特別会計に対する財政支援を行う「コモンファンド型財政支援」の3とおりの方法があります。

● 新たな取り組み—無償資金協力の制度・運用改善

ODAの歴史のなかでも、無償資金協力は日本外交の重要なツールとして、開発途上国の社会経済開発、さらには日本と相手国の二国間関係の発展に大きく貢献してきました。しかし、わが国の厳しい財政状況下での予算的制約や、現地の治安状況悪化に伴う事業リスクの増大、建設業界における国内需要の高まりに伴う海外市場の魅力の相対的低下といった外的要因に加え、無償資金協内に内在する制度的硬直性が指摘されることもありました。

こうした状況を踏まえ、JICAは外務省と共にコンサルタント、建設会社、商社を対象にヒアリングを行い、無償資金協力を一層効果的に活用していくための制度・運用面の改善策の取りまとめに協力しました。改善策は2016年6月に「無償資金協力の制度・運用改善について」として外務省から公表されました。主な改善策は以下のとおりです。

● 日本企業にとって魅力的な案件形成

震災復興や東京オリンピック・パラリンピックに伴う国内建設需要が存在するなかで、リスクの多い開発途上国での無償資金協力事業への応札意欲を維持できるよう、予見可能性の向上を目指した継続的な案件の形成や円借款につながる案件の形成など、日本企業に魅力的な案件形成を行います。

● 免税

無償資金協力事業において調達される物品や役務は免税とするよう相手国に求めています。国によってはこの免税の原則が守られておらず、企業に損失が発生し、無償資金協力案件への入札参加意欲を減退させているため、



© Yoichi Takahashi/SHUEISHA



無償資金協力によりスーダンに届けられたごみ収集車には、スーダンでも1990年代初頭から放映され、子どもから大人まで幅広く親しまれている「キャプテン翼」のステッカーが貼られた。住民の協力を得たごみ収集システム実現のために、JICAの協力と共に「キャプテン翼」も一役買っている

外務省と協力し、免税を確保すべき税目・対象を明確にするとともに、税制関連情報を入札に関心のある企業と共有します。

● 相手国政府負担事項

土地の確保などの相手国政府の負担事項が確実に履行されるように、JICAは調査のなかで負担事項の確認を徹底し、履行状況に関するモニタリングを強化するとともに、外務省と協力して相手国政府への申し入れを強化します。

● 積算の改善

JICAはコンサルタントによる積算に必要な期間と経費を確保するとともに、要請金額の精査や予備調査を活用して、積算精度の向上を図ります。

事業評価

JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助スキームに共通して、PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルに沿った事業評価を行っています。援助スキームの特性、支援の期間、効果発現のタイミングなども考慮しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、プロジェクトの開発成果の向上に努めています。

プロジェクトのPDCAサイクルにおける評価

| | | | |
|---------------------------------|---|---|-----------------------------------|
| 事前段階 Plan | 実施段階 Do | 事後段階 Check | Action |
| 事前評価 | モニタリング (事業進捗促進) | 事後評価 | フィードバック～ アクション |
| 事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証 | 案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリング(事業進捗促進)および事業終了時点での協力成果の確認 | 事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証。事後評価後は教訓・提言への対応などを確認 | 評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映 |

1. プロジェクトのPDCAサイクルにおける評価

[→ 上図を参照ください]

2. 3つの援助スキーム間で整合性のある手法・視点による評価

JICAでは、援助スキームの特性を考慮しつつ、基本的な枠組みを共通にすることで、整合的な考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。具体的には、PDCAサイクルに沿った、プロジェクトの各段階のモニタリング・評価、OECD DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」による評価、レーティング制度を活用した統一的な評価結果の公表などに取り組んでいます。

DAC評価5項目による評価の視点

| | |
|---------------------------------|--|
| 妥当性 (relevance) | プロジェクトの目標が受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う。 |
| 有効性 (effectiveness) | プロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う。 |
| インパクト (impact) | プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予期した・しなかった効果を含む。 |
| 効率性 (efficiency) | 主にプロジェクトの投入と成果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う。 |
| 持続性 (sustainability) | プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う。 |

3. テーマ別評価による総合的・横断的な評価

JICAでは、複数のプロジェクトを総合的かつ横断的に評価・分析したり、特定の開発課題や援助手法をテーマに評価を行う「テーマ別評価」を実施しています。特定のテーマに沿ってプロジェクトを選定し、通常の事業評価とは異なる切り口で評価することで、共通する提言・教訓を抽出することを目的としています。

4. 客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的な視点で測ることが求められる事後評価では、案件規模に応じて外部の評価者による評価(外部評価)を取り入れています。さらに評価結果をJICAウェブサイトで公開し、透明性の確保に取り組んでいます。また、評価の質を向上させることを目的として、外部有識者で構成される「事業評価外部有識者委員会」を定期的に開催し、評価の方針や体制など、制度全般に関する助言を得ています。

5. 評価結果の活用の重視

JICAの事業評価は、PDCAサイクルの「Action」(評価結果の活用、フィードバック)を通じて、「Plan」「Do」の質を高めることを重視しています。そのため、評価対象事業の改善に関する提言、実施中あるいは将来の類似事業に対する教訓の活用に加え、課題別指針などのJICAの協力の基本方針へのフィードバックをさらに強化していきます。また、相手国政府と評価結果の共有を行い、評価結果が相手国政府のプロジェクトやプログラム、開発政策などに反映されるよう努めています。

事業評価に関する詳しい内容は、事業評価年次報告書 [→ JICAウェブサイト https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2016/index.html]、個別の案件の評価結果は、事業評価案件検索 [→ JICAウェブサイト <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>]をご参照ください。

事後評価 ● 事例

ブルキナファソ (無償資金協力)
中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画

外部評価者：グローバルリンクマネージメント株式会社 住田 康雄

| レーティング | |
|-----------|----------|
| 総合 | B |
| 有効性・インパクト | 3 |
| 妥当性 | 3 |
| 効率性 | 2 |
| 持続性 | 2 |

事業実施による効果
(有効性・インパクト)

本事業は給水施設と運営・維持管理体制の整備により、安全で安定した飲料水へのアクセスの改善を図り、生活環境の改善に寄与することを目的として実施された。対象地域では給水人口が9万人増加し、建設されたハンドポンプ付き深井戸給水施設299基のうち294基(98.3%)の稼働が事後評価時に確認された。水質の異常や問題はなく、必要な水量の供給という定性的効果も確認できた。

インパクトとして、水場からの距離の短縮や水汲みにかかる時間の削減といった水汲み労働の軽減により、就労時間や就学時間の増加が見られた。さらに衛生教育を通じて衛生知識の普及が図られ、利用者の水因性疾患が減少した。自然環境への負のインパクトも、住民移転も発生していないことが確認された。

以上より、本事業の実施によりおおむね計画どおりの効果の発現が見られ、有効性・インパクトは高い。

妥当性

本事業の計画時、村落部では多くの人々が非衛生的な水を飲料水として使用

し、女性や子どもは水汲みに過酷な労働を強いられていた。また、事後評価時においても引き続き安全な飲料水へのアクセス改善が求められている。よって本事業は計画時および事後評価時におけるブルキナファソの開発政策、開発ニーズ、計画時の日本の援助政策とも十分に合致しており、妥当性は高い。

効率性

アウトプットであるハンドポンプ付き深井戸給水施設は、計画値300基に対し299基が建設された。ソフトコンポーネントも計画どおり実施され、ブルキナファソ側の負担事項はすべて問題なく実施された。事業費は計画内に収まったものの、事業期間が計画を上回ったため、効率性は中程度である。

持続性

施設の運営・維持管理状況は良好なもの、新たな維持管理体制の構築が進められているなか、地域ごとに進捗度合いが異なり、住民の理解も十分ではない。また、水分野の予算は開発パートナーの資金に大きく依存している。今後の体制や財務状況に一部課題があるため、本事業

業実施によって期待された効果の持続性は中程度である。

結論と教訓・提言

以上より、本事業の評価は高いといえる。教訓としては、①施設の維持管理が良好に続き、高い稼働率を維持できる適切な実施サイト選定の重要性が挙げられる。本事業では対象サイト選定において、水源・水質調査に加えて住民のオーナーシップに留意した評価項目を設けた。施設建設後の維持管理を念頭に置いたサイトの選定は、持続性を担保するうえで有用である。また、②維持管理が自立的に継続されるような適切な管理主体の選定、地域住民の主体的な参加を促進するような組織強化の支援が重要であるといえる。

実施機関への提言として、全国規模での給水施設の新たな維持管理体制の構築に向けて、村落給水事業の実施主体となる行政機関への人員配置や予算配分の強化、適切なモニタリング評価計画の策定と実施、住民啓発に関するコミュニケーション戦略および行政や関係者に対し給水事業の重要性を認知させるアドボカシー戦略の検討といった点が挙げられる。

報告書 [→ [JICAウェブサイト](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_0960130_4_f.pdf) https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_0960130_4_f.pdf]

効果発現のプロセスの分析 ● 事例

インド (有償資金協力)
「デリー高速輸送システム建設事業」のプロセスの分析

ODA事業の成功例として知られるインド「デリー高速輸送システム建設事業」(通称デリーメトロ)。2016年度は事後評価に加えて、事業の実施プロセスに着目したプロセスの分析を実施しました。

広範囲にわたる事業関係者へのインタビューを行うプロジェクト・エスノグラフィーの手法を採用し、DAC評価5項目の枠組みでは拾えなかったさまざまなエピソードを通して、関係者の苦労、工夫、事業のインパクト等が明らかにされました。また、それを物語として提供するこ

とで、読者の一人ひとりが自らの教訓を読み取ることを狙っています。

右は、その原稿“*Breaking Ground—A Narrative on the Making of Delhi Metro*”の目次の和訳です。デリーメトロにおけるリーダーシップとは何だったのか、工期を前倒しした開業はなぜ達成されたのか、失敗とされたカルカッタメトロ事業から何を学んだのか、デリー市民の生活にどのような変化をもたらしたのか。多くのエピソードがそれらの疑問への答えを、読者が考えるきっかけを提供しています。

目次

- 読者に向けて
- 序章
- 1. デリーメトロプロジェクト
- 2. 始まりの始まり
- 3. デリーメトロをつくる
- 4. デリーメトロというブランド (広報戦略)
- 5. 街並みと生活の変化
- 6. 新たな挑戦
- 終章
- 参考文献
- デリーメトロ路線図
- あとがき

報告書 [→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00001zf034-att/analysis_en_01.pdf) https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00001zf034-att/analysis_en_01.pdf]

人材養成・確保

援助ニーズは日々高度化、多様化しています。国際社会の大きな変化に伴い、これらのニーズに的確に対応できるプロフェッショナルな人材の確保は難しさを増しており、人材養成・確保事業ではさまざまな取り組みを行っています。

● 将来を見据えた人材の養成

1. インターンシップ・プログラム

国際協力に関する理解を深め、将来の国際協力人材を育成することを目的とし、大学生、大学院生を主な対象としたインターンシップを行っています。2016年度は、内外の各部署や海外のプロジェクト現場にて、105名を受け入れました。

2. 海外長期研修

開発援助専門家の養成を目的に、海外の大学院での1年間の研修機会を提供しています。専門分野の知識をさらに深め、開発現場での活用を目指し、2016年度は4名が派遣され、修士号取得を目指して研修中です。2017年度は3名の研修員を派遣する予定です。

3. ジュニア専門員

中長期的に人材不足が懸念される分野において、一定の専門性と職務経験、海外での活動経験を有する人材を育成する制度です。毎年15名ほどが新規に採用され、研修終了後にはJICA専門家として赴任しています。

● 即戦力人材の養成

専門家として開発途上国での活動実績がある人材や、将来の専門家を目指す人材を対象に、援助動向や新たな課題に関する知識、実践的スキルを習得する機会を提供するべく「能力強化研修」を行っています。2016年度は23コースを開催し、そのうち「日本と途上国の連携による地方創生(地方行政)」「中小企業海外展開支援」などの10コースは、ニーズに応じて新設したものです。

また、若手の開発コンサルタントを主な対象とした「国際協力基礎講座」、赴任が決定した専門家に対する「赴任前研修」、昨今の治安情勢を踏まえた「安全対策研修・訓練」を毎月、開催しています。

● 人材の確保

途上国での業務経験が豊富で、直ちに国際協力の現場

2016年度の実績

人材養成

| | |
|-------------------------------|--------|
| インターン | 105名 |
| 海外長期研修 | 4名 |
| ジュニア専門員 | 27名 |
| 能力強化研修 | 560名 |
| 専門家赴任前研修 | 365名 |
| 安全対策研修・訓練 | 1,658名 |
| 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 連携安全管理研修 | 27名 |

人材確保

| | |
|---------|------|
| 国際協力専門員 | 106名 |
| 特別嘱託 | 56名 |

国際協力キャリア総合情報サイト (PARTNER)

| | |
|--------------------|---------|
| PARTNER国際協力人材登録者数 | 10,602名 |
| PARTNER簡易登録者数 | 12,667名 |
| 情報提供件数 (JICA以外の情報) | 3,703件 |
| キャリア相談件数 | 264件 |

で活躍できる人材として、国際協力専門員や特別嘱託の確保に努めています。特に国際協力専門員は、それぞれの専門分野における卓越した知見を活用してJICA事業の質の向上に貢献しています。

● 国際協力に関わる人材の拡大

第2次ODA懇談会の提言により運営を開始した「国際協力キャリア総合情報サイト (PARTNER)」では、「オールジャパンの国際協力活動促進」という理念の下、JICA関連情報のほか、国際機関、開発コンサルタント、国際協力NGO/NPO、政府・地方自治体、大学、中小を含む民間企業など、幅広い実施主体の情報を一元的に発信しています。個人登録者は2万3,000人以上、企業を含む登録団体は1,000以上を数え、求人、研修・セミナー、各種イベント情報を多数掲載するなど、国際協力業界のプラットフォームとして活用されています。

PARTNERでは国際協力業界のキャリア形成に関するセミナーやイベント、キャリア相談も開催しています。2016年度は、国際協力業界の多様なアクターの働き方を紹介する「国際協力人材セミナー」を東京、大阪、北海道で開催し、国際協力の仕事を紹介する「JOBセミナー」では環境管理、アフリカ、中小企業支援事業を取り上げました。

A young child with dark skin and hair is sitting in a metal bed frame. The child is looking towards the camera with a neutral expression. A pink mosquito net is draped over the bed, partially covering the child. The background is a plain, light-colored wall. The text '組織運営' is overlaid on the right side of the image.

組織運営

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

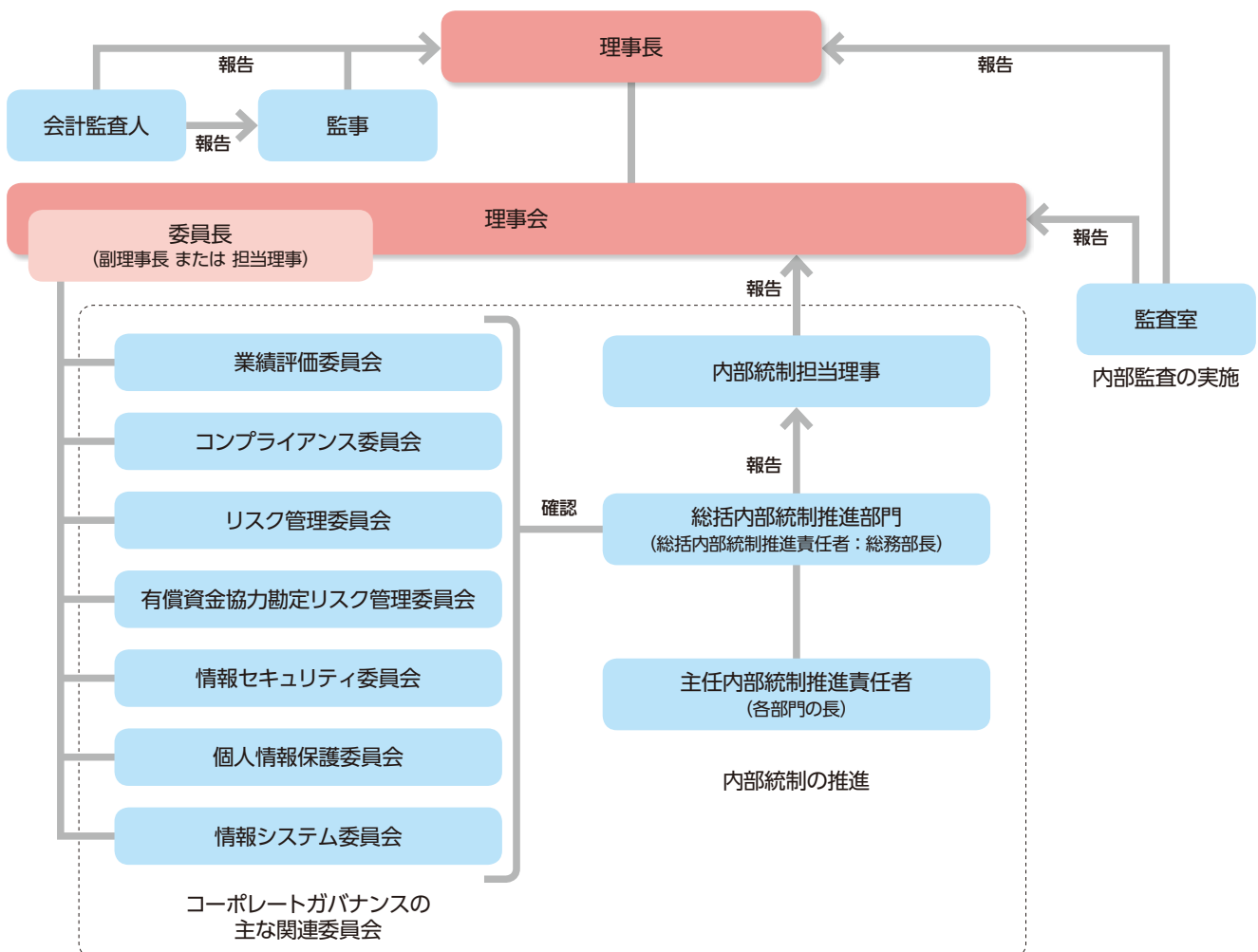
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。

さらにJICAは、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を着実にフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

さらに、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めたマニュアル類を整備し、また執務参考資料「JICAにおける内部統制」を定めることで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、内部通報と外部通報窓口を設置し、JICA内外との情報伝達を確実にしています。

JICAのコーポレートガバナンス



業績評価

● 目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

「独立行政法人通則法」の規定に従い、JICAは主務大臣（JICAの場合は外務大臣など）が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき事業を運営しています。また、各年度の終了時と中期計画の終了時には、業務実績を評価します（業績評価）。これらを通じ、JICAはPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確保した効果的・効率的な事業運営を目指しています。

具体的には、各年度の年度計画の達成状況に関する業績を自己評価し、その結果を主務大臣に提出、公表します。これを受け、主務大臣はJICAの業績を評価し、その結果をJICAに通知、公表します。また、評価結果に基づき、必要に応じてJICAに業務運営の改善を命じることができます。中期目標期間終了時には、主務大臣が、JICAの業務の継続や組織の存続の必要性、業務および組織全般にわたる検討を行い、次期の中期目標に反映させるなど必要な措置を講じます。

また、総務省独立行政法人評価制度委員会は、客観性確保の観点から、各独立行政法人の主務大臣による目標策定や業績評価の結果、中期目標期間終了時に取られる措置に対して、必要に応じて主務大臣に意見を述べます。

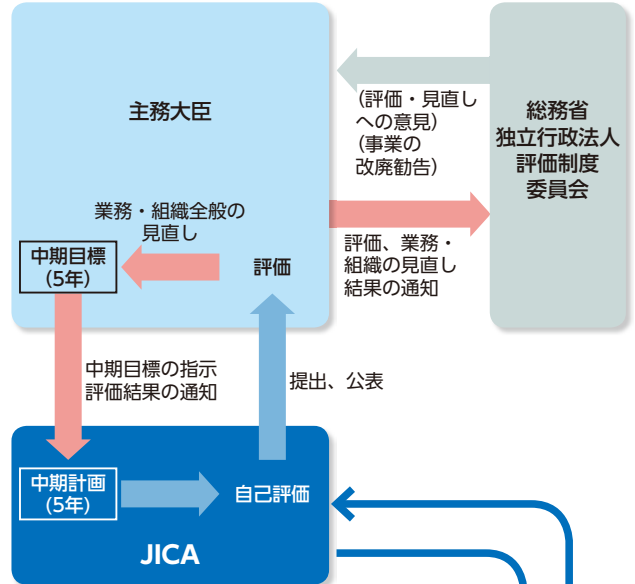
● 2015年度の業績評価の結果

第3期中期計画（2012～2016年度）では、開発協力の重点課題として貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応、平和の構築の各分野で、人間の安全保障の視点に基づく優良な案件を形成、実施することを掲げていました。また、国・地域別および課題・分野別の分析に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの推進や、企業、地方自治体、NGO、大学との連携、国際社会におけるリーダーシップへの貢献の強化をはじめ、戦略的な取り組みを進めることとしていました。また、これらの事業を支える組織運営の機動性向上、契約の競争性・透明性の拡大、経費の効率化などについても引き続き取り組んでいくこととしていました。

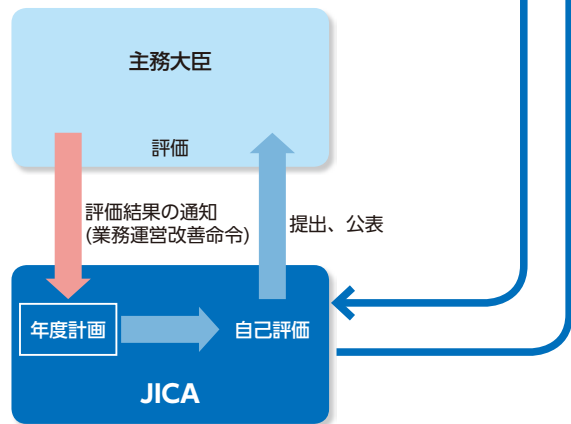
2015年度もこれらの達成に向けて業務運営を行った結果、全体として所期の目標を達成していると主務大臣から評価を受けました。なかでも、所期の目標を上回る成果を上げた認められた項目と主な成果は表【→ P.116】のとおりです。

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期（5年）の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



ただし、「安全対策」については、所期の目標を下回る（C評価）とされ、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を踏まえ、万全の安全管理体制の構築が不可欠とされました。この結果も念頭に置き、安全対策の抜本的な強化に取り組んでいます【→ P.119「安全管理」を参照ください】。

2015年度の業績評価結果の概要 (項目別評定)

| 項目 | 主な成果 |
|--|--|
| S評定 (所期の目標を上回る顕著な成果が得られているとされた項目) | |
| 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「インフラシステム輸出戦略」などへの寄与 (カンボジア「救急救命医療整備事業」など) ■ 味の素株式会社のガーナにおける離乳期栄養食品の開発・普及活動の日経ソーシャルイニシアチブ大賞受賞 |
| 災害援助等協力 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 国際緊急援助隊感染症対策チームの迅速な発足 ■ ネパール地震災害に対する主導的な緊急援助の展開 |
| A評定 (所期の目標を上回る成果が得られているとされた項目) | |
| 貧困削減 (MDGs達成への貢献) | <ul style="list-style-type: none"> ■ ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けた国際公約の達成 ■ 協力成果のスケールアップへの国際的な評価 (DAC賞の受賞: 5S-KAIZENを適用した病院カイゼンアプローチ、ザンビア「授業実践能力強化プロジェクト」) |
| 持続的経済成長 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第5回アフリカ開発会議 (TICAD V)、太平洋・島サミットなどの公約達成や、わが国の日・ASEAN協力推進への貢献 |
| 地球規模課題への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ネパール地震災害における「より良い復興 (BBB)」の推進 ■ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) での発信 ■ 違法伐採監視に関する宇宙航空研究開発機構 (JAXA) との連携 |
| 平和の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ■ カンボジア地雷除去活動の他国への波及 ■ シリア危機への対応 ■ アフガニスタン、スーダンなどの、本邦関係者の派遣に制限のある地域での他機関との連携なども通じた事業継続 |
| 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」への重要課題の反映 ■ 国連サミットやユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) に関する国際会議などでの発信 ■ アジア開発銀行 (ADB) との「質の高いインフラ」の推進に向けた連携枠組みとなる覚書締結 |
| NGO、民間企業等の多様な関係者との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ■ NGO連携に関する政府計画への貢献 ■ 地方創生に資する取り組み ■ 連携事業の裾野拡大に資する具体的な取り組み |
| ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ■ 青年海外協力隊発足50周年での効果的な発信 ■ スポーツ隊員の派遣推進を通じた「スポーツ・フォー・トゥモロー」への貢献 |
| 市民参加協力 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民参加協力の裾野拡大 ■ NGO支援プログラムの見直し ■ 次期学習指導要領の検討への貢献 |
| 開発人材の育成 (人材の養成及び確保) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 若年層への裾野拡大に向けた取り組み ■ インターンシップ制度の改善 |
| 技術協力、有償資金協力、無償資金協力 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業の戦略的な形成・実施 ■ 政策提言研究の開始 |
| 男女共同参画 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ジェンダー案件比率の向上 ■ 政府の「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定への貢献 |
| 事業評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 外部評価の透明性確保 ■ 事業評価結果の統計分析 |

※主務大臣によるJICAの業務実績評価の詳細は外務省ウェブサイトに掲載されています。

※2016年度および第3期中期目標期間の業務実績に対する評価結果は、2017年8月以降に主務大臣より公表される予定です。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page24_000483.html

コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

● コンプライアンス態勢とリスク管理

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と、国民や国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、日本を取り巻く環境の変化を踏まえ、法令、内部規程、社会規範に則した透明で公正な業務運営を確保することがますます重要となっています。適正に業務を運営していくうえで、コンプライアンス態勢は不可欠の要素です。こうした認識の下、JICAは、業務実施における行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして定めています。

コンプライアンスは内部統制の目的の一つであり、コンプライアンス態勢の適切な確保のために、法令・内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止を目的とする事故報告制度と内部通報・外部通報制度を設けています。また、JICAの関連する事業において贈収賄などが行われないよう不正腐敗防止にも取り組んでいます。さらに、コンプライアンス・ポリシーや、遵守すべき法令、ルール、社会的要請などを整理・体系化し、多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。

コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するため、副理事長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、コンプライアンス関連事案の発生状況をモニタリングしています。

一方、リスクの特定・評価は内部統制の基本要素です。

JICAは、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画などの組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応態勢を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価したうえで、当該リスクに対する対応状況を確認しています。そのうえで、JICA全体としての主要なリスクを分類し、理事会および内部統制担当理事を委員長として定期的で開催する「リスク管理委員会」において、それらのなかでも特に重大な「重大リスク」を特定し、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

● 2016年度の活動

2016年度は、2014年度に強化した不正腐敗情報相談窓口や内部通報・外部通報受付窓口を継続的に運用するとともに、ODA事業関係者が日常的にコンプライアンスの意識を持ち、また、相手国政府・実施機関からの不正な要求を防止するための名刺大の携行カード「Anti-Corruption Policy Guide (不正腐敗防止ポリシーガイド)」を外務省とJICAの連名で作成・配布し、同ポリシーガイドの紹介や不正腐敗防止に関する取り組みを説明するODA関係企業向け説明会を実施しました。

また、コンプライアンス意識の向上のため、全職員向けに、2015年度に大幅改定したコンプライアンス・マニュアルの内容に基づく研修や、組織内で発生しやすい事務過誤などを防止するためのセミナーを実施するとともに、専門家など関係者に対する研修を実施しました。

このほか各種研修、セミナー、海外拠点に対する支援要員の派遣などを通じ、職員や関係者のリスク認識の強化に努めています。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

● 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として、相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関、あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

①信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、随時見直しを行っています。

②資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権などを適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは金融庁検査マニュアルを参照して、査定のための内部規定などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握のために利用されています。

③信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブなどの国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

● 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避または抑制を行っています。

また、海外投融資においては、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。

この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

● 流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて、財政投融資資金借入、財投機関債発行など、多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

安全管理

開発途上国の多くは貧困問題を抱え、治安維持能力も十分とはいえないことから一般犯罪率が高く、また、未整備な交通インフラや未熟な運転技術、乱暴なマナーによる交通事故のリスクが高い国が多くあります。さらに、政情が不安定で騒乱やクーデターの可能性がある国、長年内戦が続いている国など、治安上多くの問題を抱える国もあります。そのうえ、近年は世界中にテロの脅威が広がっている状況です。JICAは、このような国々で活動を続ける関係者が安全に、かつ安心して活動できるように安全管理に力を入れています。

2016年7月には、ダッカ襲撃テロ事件でJICA事業関係者が犠牲になり、南スーダンでは治安状況の悪化で関係者が退避を余儀なくされました。これらを踏まえ、外務省とJICAは「国際協力事業安全対策会議」を設置し、2016年8月に公表された会議の最終報告を受けて、従来の安全管理に関する取り組みに加えて、以下をはじめとする強化策を推進しています。

● 情報リソースの拡充と援助機関などとの連携

治安情勢の見通しや国際テロ情勢などの変化に迅速に対応し、現場で活動する関係者と共有するため、危機管理コンサルタントとの契約のほか、メディアや外部情報リソース、日本政府・他ドナー、海外拠点に配置された安全対策アドバイザーなどから、活動国の治安動向などに関する安全情報を常時収集し、分析しています。このような情報リソースの拡充を図るだけでなく、現地における情報収集体制の強化として、国連などの援助機関等との間で安全情報の共有に関する連携を開始しました。今後とも、多様な安全情報の収集に努めていきます。

● オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクです。JICAではオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

● 安全対策措置の周知

JICAは、海外に渡航する関係者が各国への渡航時や現地滞在中に守るべき行動のルールとして、安全対策措置を定めています。この安全対策措置を渡航前に関係者と共有し、一般犯罪やテロなどの安全対策上のリスクを回避しながら行動するよう徹底しており、資金協力事業関係者などにも配布しています。また、治安情勢が不安定で特に注意を要する国に渡航する関係者に対しては、全渡航者を対象に渡航前ブリーフィングを行っています。

なお、2016年度のJICA関係者の犯罪被害件数は315件(2014年度396件、2015年度399件)、交通事故件数は119件(2014年度118件、2015年度114件)でした。

● 生活拠点・活動拠点の安全対策

JICAが海外に派遣している関係者の生活拠点となる住居の安全性を確認し、必要に応じて防犯強化(塀のかさ上げ、ドアや窓枠の補強、鍵や鉄格子の強化など)や警備員の配置などを行っています。

また、活動拠点での安全強化策として、2016年度は、バングラデシュで全事業の所在地における防護措置を点検する安全評価調査を実施しました。2017年度も24カ国を対象に安全評価調査を実施する予定です。

さらに、治安の急速な悪化、または騒じょうなどの有事に備えた在外事務所などの警備強化、防護措置の増強にも取り組んでおり、安全な避難場所の整備や移動手段の確保も進めています。

● 安全対策研修の拡充

JICAでは長期赴任する専門家やボランティア、随伴家族などの関係者を対象に安全対策研修と交通安全研修



JICAとUNHCRがタイで共同実施した緊急事態模擬演習

2016年度安全対策研修・訓練開催実績

| 研修の種類 | 実施回数 | 参加者数・閲覧数 |
|----------|------|-----------|
| 座学 | 11回 | 1,273名 |
| 実技 | 6回 | 385名 |
| (座学・実技計) | 17回 | 1,658名 |
| ウェブ研修 | — | 6,642アクセス |

を継続して実施しており、さらに2003年以降は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) e-Centreと連携し、誘拐や暴動、テロなどの潜在的リスクに関する現場でのノウハウを身に付けるための研修を実施しています。2016年10月には、近年のテロ事件の増加を踏まえ、日本国内で受講可能な安全対策研修・訓練を開始しました。この安全対策研修・訓練は、短期渡航者、資金協力事業関係者やNGO関係者なども広く対象とし、座学や実技を通して、実際に脅威に遭遇したときの対応策を学ぶことを目的としています。座学研修では、テロや誘拐、強盗、暴動など、海外で遭遇する脅威について具体的事例を挙げながら、それらの被害を軽減させるために注意すべきことや対策例を紹介しています。また、実技研修では、爆発や銃乱射などへの対応についても指導しています。

今後も海外で身を守るうえで必要な安全対策研修・訓練を継続して実施していくとともに、2017年度には治安リスクが特に高い国に滞在する関係者に対して、現地での安全対策研修を実施する予定です。

● 緊急連絡体制の構築

各国で有事の際、JICA事業関係者に迅速な情報伝達・安否確認が可能な緊急連絡体制を構築しており、資金協力事業で受注した日本企業にも登録を呼びかけています。また、海外からの緊急連絡を365日・24時間確実に受け付け、対応できるよう、日本での緊急連絡体制も構築

しています。

● 調査団派遣

本部や海外拠点から安全確認調査団を派遣して現地の治安状況などを確認し、現地の治安状況の分析を踏まえ、活動可能な範囲や必要な対策を検討します (2016年度は本部から8カ国へ派遣)。そして、その結果を国別の安全対策措置に反映しています。また、一般犯罪対策としては、関係者の住居の防犯や犯罪対策強化などの指導のため、本部から巡回指導調査団を派遣して、関係者への指導を行っています。2016年度は16カ国へ派遣しました。さらに現地の交通事故状況や貸与バイクの利用状況などに応じて、交通安全指導のための調査団も派遣しており、2016年度は5カ国へ派遣しました。

● 平和構築・復興支援地域での安全対策

アフガニスタン、イラク、パキスタン、パレスチナ、フィリピンのミンダナオ島などの紛争地域で、平和構築・復興支援のために多くのJICA関係者が活動しています。そうした地域では、政情、治安状況を日々注視し、行動地域・時間の制限、警備体制の一層の強化といった措置を施しています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、「情報セキュリティ管理規程」「個人情報保護に関する実施細則」などの規程類を整備し、情報セキュリティ・個人情報保護に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、標的型メールなどによる攻撃、ウェブサーバーへの攻撃など、サイバーセキュリティに対する脅威が一層深刻化している状況の下、2016年4月に改正された「サイバーセキュリティ基本法」に基づいて制定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠した情報セキュリティ対策基準を策定するため、既存の「情報セキュリティ

管理規程」や「情報セキュリティ管理細則」を改正し、一層の情報セキュリティ強化を図っています。

個人情報保護については、2017年5月に施行された新たな「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に準拠するべく、「個人情報保護に関する実施細則」を改正し、個人情報保護の強化を図っています。従来にも増して情報セキュリティ・個人情報保護の強化の必要性が求められるなか、職員などの訓練・研修、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チームの設立・訓練などを実施し、さらなる強化に取り組んでいきます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、以下の案内をはじめJICAウェブサイトなどで情報公開を行っています。

● 組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、法令・規程集、役員の給与・退職手当の支給基準、職員の給与・退職手当の支給基準、事業継続計画など

● 業務に関する情報

事業報告書・業務実績報告書、中期目標・計画、年度計画など

● 財務に関する情報

決算公告など

● 組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価資料、行政評価及び監視報告書、会計検査報告書など

● 調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧など

● 関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況など

● もっと詳しく調べる

JICAウェブサイトの詳細をご覧ください。

情報公開について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [情報公開](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/index.html>

個人情報保護制度について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [個人情報保護](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html>

組織・業務改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に向けた取り組みを実施しています。なかでも重点的に対応すべき事項として、組織運営の機動性向上、事務の合理化・適正化などに取り組んできました。

具体的な取り組み事例は、以下のとおりです。

● 組織運営の機動性向上

開発援助に関する政府の施策、開発途上国の援助ニーズ、内外の環境の変化などを踏まえ、安全対策強化、質の高いインフラや大学連携の推進などに関し、本部の組織編成と各部署の果たすべき機能・役割を迅速かつ柔軟に見直しました。

また、在外機能の強化を目的とし、各海外拠点における事業環境の変化に応じた配置の見直しを行い、加えて、本部による在外事務所などへのサポート体制の強化を進めました。

今後も引き続き、内外の環境の変化に機動的に対応する組織運営を推進していきます。

● 事務の合理化・適正化

JICAは日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務・事務合理化を推進しています。2016年度には、主に以下の業務改善に取り組みました。

- ▶ 契約取引先の選定と精算手続きの簡素化に向けた取り組み
民間提案型事業の調達手続きの合理化などを実施しました。
- ▶ 在外事務所の調達実施体制の適正化
本部による支援体制を強化しました。
- ▶ 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務などの事務手続きの効率化
業務の合理化に向けたシステムの導入準備などを行いました。
- ▶ 経理業務の簡素化・集約化
経理業務の負荷軽減策、会計事故・ミス解消のための方策を検討し、実証実験を行いました。

環境への取り組み

JICAは、2004年4月1日に環境への取り組みの基本方針として「JICA環境方針」を公表し、環境マネジメントシステム(EMS)の本格運用を開始しました。特に昨今は、環境法規制の遵守など、社会的責任への的確な対応がより強く求められています。JICAでは2013年にISO14001から独自のEMSに移行し、効率性や効果に留意しつつ、環境への取り組みを推進しています。

● 環境方針

JICAは以下の「JICA環境方針」に基づき、環境配慮を進めています。

「JICA環境方針」の基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメン

トシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

- 具体的には、以下の活動を推進していきます。
- ▶ 国際協力を通じた環境対策の推進
ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。
- ▶ 環境啓発活動の推進
環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。
- ▶ オフィスや所有施設における環境配慮活動の推進
事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。
- ▶ 環境法規制などの遵守
JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。
その他の取り組みなど、詳細はJICAウェブサイトを参照ください。

→ [JICAウェブサイト](http://www.jica.go.jp)

<https://www.jica.go.jp/environment/index.html>

環境社会配慮

● 環境社会配慮ガイドライン

社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社会への影響を及ぼす可能性があります。

持続可能な開発を実現するためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それらを回避あるいは最小化するために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取り組みが「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要なJICAの責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針が「環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)です。JICAは、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。

なお、ガイドラインは、JICAウェブサイト[➡ <https://www.jica.go.jp/environment/index.html>]で閲覧・ダウンロードでき、その英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」などの資料もご覧いただけます*。

● ガイドラインに基づく環境社会配慮

JICAは、環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提としてプロジェクトを行っています。相手国等の開発目的に資するプロジェクトにおいて、環境や社会に与える望ましくない影響を回避または最小化し、相手国等による適切な環境社会配慮が実施されるように支援し、確認しています。ガイドラインに基づいてJICAが行っている取り組みには、以下のものが含まれます。

1. 環境社会配慮の支援

JICAは、相手国等が適切な環境社会配慮を実現できるようにさまざまな支援をしています。例えば、プロジェクトの形成段階では、「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」などの枠組みのなかで、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。また、研修事業や技術協力によって、相手国等の能力強化も支援しています。

さらに日本側の支援体制強化のために、コンサルタントなどを対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社

環境カテゴリ分類

| | |
|----------------|---|
| カテゴリ A | 環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる |
| カテゴリ B | 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト |
| カテゴリ C | 環境や社会への望ましくない影響が、最小限、またはほとんどないと考えられるプロジェクト |
| カテゴリ FI | JICAの融資等が金融仲介者(Financial Intermediary)等に対して行われ、JICAの融資承諾後に金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合 |

会配慮に関する情報収集、世界銀行やアジア開発銀行の環境社会配慮担当者との協議や情報交換も行っています。

2. 環境社会配慮の確認

JICAは、プロジェクトの形成、実施是非の検討、実施、そして事業完了後の各段階で、相手国等による環境社会配慮について確認しています。その手続きは、主として、環境や社会への影響の度合いに応じてプロジェクトを4つのカテゴリのいずれかに分類する「スクリーニング」と、プロジェクト実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、プロジェクトの実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

スクリーニングでは、相手国等から提供される情報に基づき、環境や社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じてA(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響はAより小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない)の4つのカテゴリにプロジェクトを分類します。その後、各カテゴリに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

環境レビューの手続きでは、相手国等が作成する環境社

* 現行のガイドラインは、2010年7月以降に要請のあったプロジェクトに適用されています。2010年6月以前に要請されたプロジェクトについては、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)」または「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)」が適用されます。

会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメントなどの報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。

特にカテゴリAのプロジェクトについては、相手国等から提出された環境アセスメント報告書などに基づき、プロジェクトがもたらす可能性のある正や負の影響について確認します。負の影響については、これを回避、最小化、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価します。環境改善を図るためのさらなる方策があれば、それらも含め評価します。

また、環境レビューに先立ち、環境アセスメント報告書などをJICAウェブサイトで公開するといった透明性の確保にも努めています。

環境社会配慮のモニタリングは、相手国等によって実施されます。JICAは、カテゴリA、B、FIのプロジェクトについて、一定期間、重要な環境影響項目に関して相手国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、相手国等に適切な対応を促すとともに、必要に

応じた支援を行います。現行のガイドラインが施行されて6年以上が経過し、実施段階に移行した案件が増えてきていることを受けて、2015年度から開始したモニタリング調査を継続するとともに、モニタリングの確認体制を強化することにも注力しています。

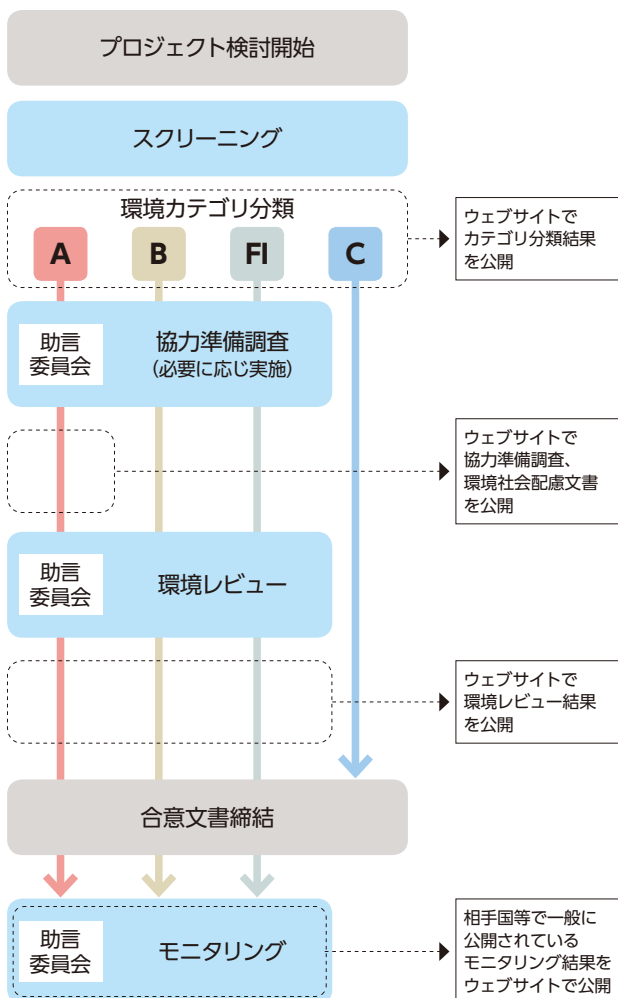
3. 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。また、必要に応じて、臨時委員を任命しています。

2016年度は、委員全員が参集する「全体会合」を11回開催したほか、全体会合で任命された委員が個々の助言対象案件について検討する「ワーキンググループ会合」を24回実施し、計20案件について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得ました。

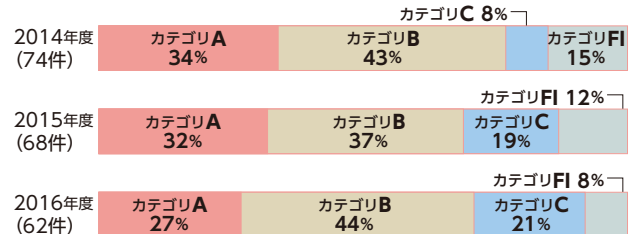
環境社会配慮助言委員会の委員名簿や全体会合などの議事録は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」のなかの「環境社会配慮助言委員会」で公開しています【→

環境社会配慮確認の手続き

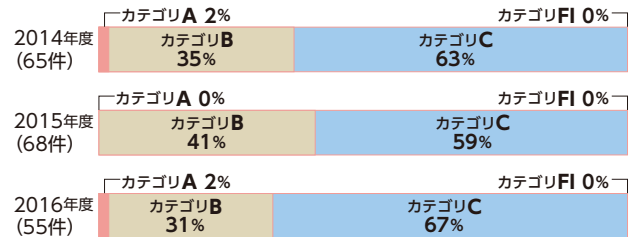


JICA事業のスクリーニング実績と環境カテゴリの割合の推移

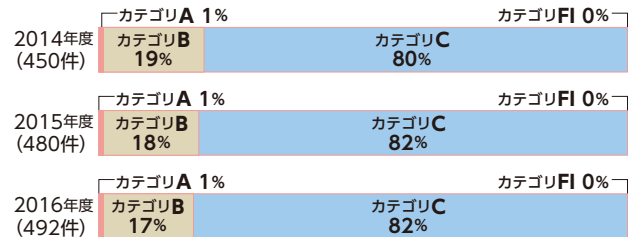
有償資金協力



無償資金協力



技術協力等



※ 技術協力等には、中小企業海外展開支援事業(案件化調査、普及・実証事業)などを含みます。件数はJICA審査部が審査・スクリーニングを行った要請の数であり、年度内にJICAが採択・承諾した案件の数とは一致しない場合があります。四捨五入の関係上、総数が100%にならない場合もあります。

<https://www.jica.go.jp/environment/advice/index.html>】。

4. 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。異議申立手続は、JICAが自ら定めたガイドラインの不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受ける恐れのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、JICAの事業担当部局から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由とした問題や紛争が確認された場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図ります。

異議申立てに関する手続きや年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」【[➔ https://www.jica.go.jp/environment/index.html](https://www.jica.go.jp/environment/index.html)】のなかの「異議申し立て制度」(和文)と、「Environmental and Social Considerations」【[➔ https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/index.html](https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/index.html)】のなかの「Objection Procedures」(英文)で公開しています。2016年度は異議の申立てはありませんでした。

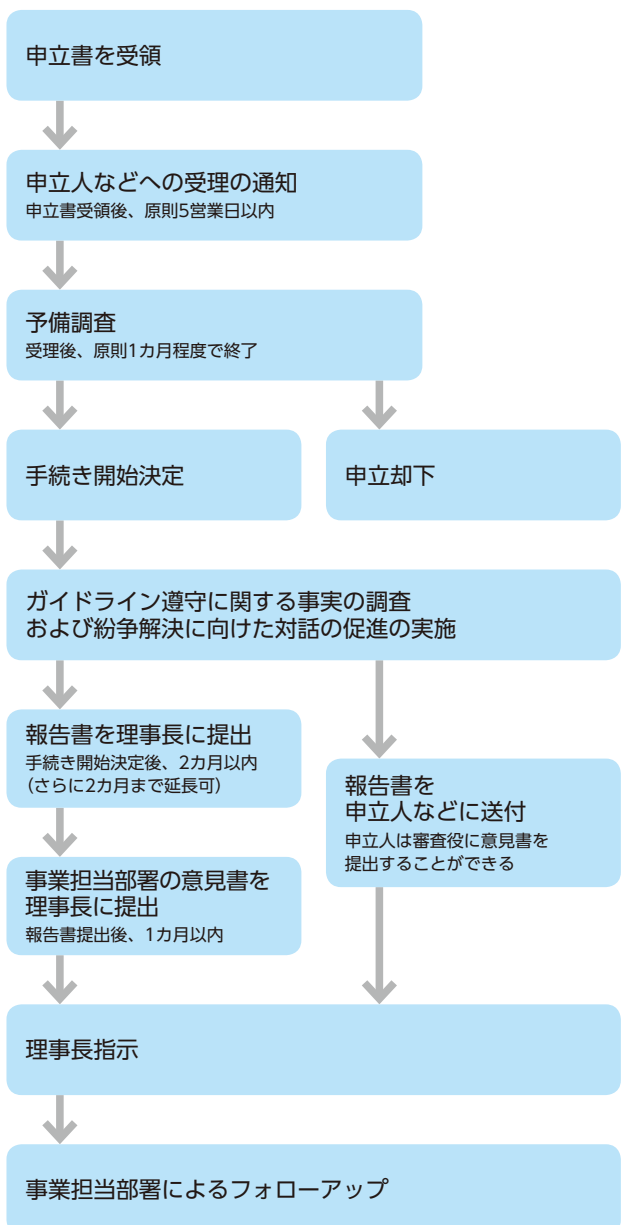
5. 情報公開

JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、さまざまな情報の公開に努めています。プロジェクトの環境社会配慮についての情報公開は、相手国等が主体的に行うことが原則ですが、JICAも、環境社会配慮に関する重要な情報を協力事業の主要な段階で、ガイドラインに則った適切な方法で公開しています。例えばカテゴリAのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書をJICAウェブサイトで公開しています。また、大規模な非自発的住民移転を含むプロジェクトについては、住民移転計画を公開しています。そのほか環境社会配慮助言委員会の結果や、異議申立手続に関する情報をウェブサイトで公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」【[➔ https://www.jica.go.jp/environment/index.html](https://www.jica.go.jp/environment/index.html)】をご覧ください。

6. 国際開発機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行のセーフガード・ポリシー（世界銀行が借

異議申立手続フロー



入りに遵守を求める環境社会配慮の要件を示した業務政策)から大きな乖離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、ほかの国際金融機関が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティス(優れた取り組み)を参照することと定めています。

そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行などの国際援助機関と緊密に連携し、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認などを行い、調和を図っています。また、環境社会配慮に関する国際会議などにも参加して世界的な動向を把握するとともに、JICAの取り組みを発信して、より良い環境社会配慮の実現に貢献しています。

広報活動

JICAは、本部に加え国内拠点と海外拠点から、開発途上国の抱える課題や日本との関わり、JICAの各種取り組みなどを、さまざまな方々の興味・関心に応える形で発信しています。

2016年度はアフリカ開発会議(TICAD)や母子手帳国際会議、リオデジャネイロ五輪など、国際会議やイベントの機会を活用した広報活動も行いました。

● ウェブサイト、ソーシャルメディア

一般の方々向けに、開発途上国を取り巻く課題や、それに対するJICAの取り組み、その成果など、具体的な事例を中心に紹介しています。

2016年度からは特にソーシャルメディアの活用を強化し、Facebook、Twitter、YouTubeなどを通じて、国内および海外向けに積極的な情報発信を行っています。

● JICA広報誌

和文広報誌『mundi』(月刊)、英文広報誌『JICA's World』(季刊)では、世の中の流れや国際会議のタイミングをとらえた特集を組み、関連するJICAの取り組みを紹介しています。

● 報道メディア

日本のメディア向けには、本部や国内の拠点からタイムリーにプレスリリースを発信するほか、特定の分野や、国・地域などをテーマにした勉強会を開催し、JICAの協力動向などについて情報提供しています。海外のメディア向けには、海外拠点からのプレスリリース発信に加え、2016年度はTICADを前にアフリカ14カ国から新聞記者を日本に招き、アフリカの開発課題解決に貢献する日本の経験取材する機会を提供しました。

● イベント

イベントを通じ、広く一般の方々へ開発途上国での活動を直接紹介することも重視しています。2016年度は、東京のグローバル・フェスタJAPANをはじめ、名古屋のワールド・コラボ・フェスタや大阪のワン・ワールド・フェスティバルなどのイベントを外務省やNGOなどと共催し、多くの方にご来場いただきました。

● JICAオフィシャルサポーター

元サッカー日本代表の北澤豪さん、シドニー五輪の女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんのお2人に、JICAオフィシャルサポーターとして活動していただいています。2016年度は北澤さんはミャンマー、高橋さんはブータンを訪問。お2人がそれぞれ現場で感じた開発途上国の現状やJICAが行う各種の取り組みは、テレビなどを通じて多くの方に発信されました。

● 国内・海外拠点の取り組み

JICAの国内拠点では、地方自治体や大学、中小企業、青年海外協力隊員など、各地域の組織や人が主役となっていく国際協力について、地方メディアなどに対する情報提供を積極的に行っています。

また海外拠点でも、現地メディアにJICAの事業現場を取材してもらうプレスツアーを実施したり、日本メディアの海外在住記者向けセミナーを開催したりするなど、現場ならではの情報発信を行っています。



なんとかしなきゃ! プロジェクト

市民参加型の国際協力推進活動である「なんとかしなきゃ! プロジェクト」(通称「なんプロ」)は、JICAが、特定非営利活動法人国際協力NGOセンター(JANIC)、国連開発計画(UNDP)駐日事務所、国連広報センター(UNIC)と共同で実行委員会を運営しています。趣旨に賛同する130名以上の著名人メンバーや、260以上のメンバー団体と連携して、開発途上国の現状や身近にできる国際協力の活動について情報発信しています。イベントの実施やウェブサイト、SNSとも連動した発信を行うことで、特に若い世代を中心に共感を呼び寄せ、国際協力への関心や行動が社会に広がっていくことを目指しています。



なんプロメンバーのさかなクンがブラジル・アマゾンを訪れ、生物多様性保護のための活動を中心に視察。テレビを通じて、自然環境を守る取り組みの大切さが伝えられた

資料編



沿革

旧国際協力事業団・旧国際協力機構

- 1954年 1月 (勸)日本海外協会連合会設立
- 4月 (社)アジア協会設立
- 1955年 9月 日本海外移住振興(株)設立
- 1962年 6月 海外技術協力事業団(OTCA)設立
- 1963年 7月 海外移住事業団(JEMIS)設立
- 1965年 4月 OTCA、日本青年海外協力隊事務局(JOCV)設置
- 1974年 5月 「国際協力事業団法」公布
- 8月 国際協力事業団(JICA)設立
- 1986年 4月 国際緊急援助隊(JDR)発足
- 2001年 12月 「特殊法人等整理合理化計画」により、JICAの独立行政法人化の方針が示される
- 2002年 12月 「独立行政法人国際協力機構法」公布
- 2003年 9月 特殊法人国際協力事業団を解散
- 10月 独立行政法人国際協力機構設立

旧海外経済協力基金・旧国際協力銀行

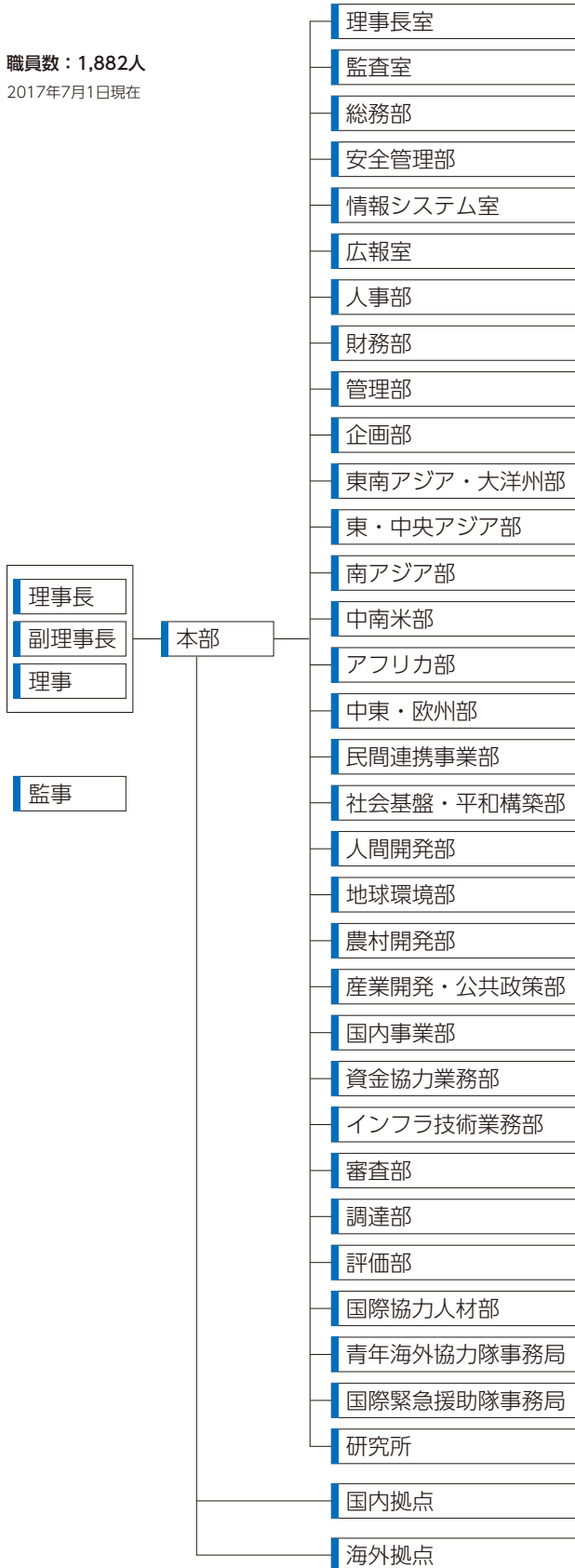
- 1960年 12月 「海外経済協力基金法」公布
- 1961年 3月 日本輸出入銀行の東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金(OECF)設立
- 1966年 3月 OECF初の円借款供与(対韓国)
- 1995年 3月 「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」閣議決定
- 1999年 4月 「国際協力銀行法」公布
- 10月 国際協力銀行(JBIC)設立

国際協力機構

- 2006年 11月 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布
- 2008年 10月 旧国際協力銀行の海外経済協力業務および外務省の無償資金協力業務(の一部)が国際協力機構に統合
- 12月 JICA初となる財投機関債(政府保証の付かない公募国内債)を発行
- 2012年 3月 中小企業海外展開支援大綱の改訂により中小企業海外展開のための支援を開始
- 4月 第3期中期計画作成・公表
- 10月 海外投融資の本格再開
- 2014年 11月 JICA初となる政府保証外債発行
- 2015年 11月 ドル建て借款の創設
- 2016年 7月 青年海外協力隊がアジアのノーベル賞とも呼ばれる「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞

組織図・役員一覧

職員数：1,882人
2017年7月1日現在



国内拠点・海外拠点はP.130-131参照

1. 役員の人数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期：独立行政法人通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。独立行政法人国際協力機構法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。
3. 役員の氏名、役職、前職等
2017年7月1日現在の役員情報は以下の表のとおり。

| 役職名 | 氏名 | 就任日 |
|------|-------------------|---|
| 理事長 | 北岡 伸一 (きたおか しんいち) | 2015年10月1日(再任) [前職] 国際大学学長 |
| 副理事長 | 越川 和彦 (こしかわ かずひこ) | 2016年5月23日 [前職] 特命全権大使 在スペイン日本大使館 |
| 理事 | 加藤 宏 (かとう ひろし) | 2013年10月1日(再任) [前職] 独立行政法人 国際協力機構 上級審議役 |
| 理事 | 入柿 秀俊 (いりがき ひでとし) | 2015年10月1日 [前職] 独立行政法人 国際協力機構 東南アジア・大洋州部長 |
| 理事 | 神崎 康史 (かみざき やすし) | 2015年10月1日 [前職] アジア開発銀行 予算人事経営システム局長 |
| 理事 | 富吉 賢一 (とみよし けんいち) | 2015年10月1日 [前職] 独立行政法人 日本貿易振興機構 ジャカルタ事務所長 |
| 理事 | 江島 真也 (えしま しんや) | 2016年10月1日 [前職] 独立行政法人 国際協力機構 企画部長 |
| 理事 | 鈴木 規子 (すずき のりこ) | 2016年10月1日 [前職] 独立行政法人 国際協力機構 国際緊急援助隊事務局長 |
| 理事 | 加藤 正明 (かとう まさあき) | 2016年12月1日 [前職] 独立行政法人 国際協力機構 安全対策統括役 |
| 理事 | 前田 徹 (まえだ とおる) | 2017年1月18日 [前職] 独立行政法人 国際協力機構 総務部長 |
| 監事 | 町井 弘実 (まちい ひろみ) | 2014年1月1日(再任) [前職] SGアセットマックス株式会社 コンプライアンス・オフィサー |
| 監事 | 乾 英二 (いぬい えいじ) | 2015年10月1日(再任) [前職] 独立行政法人 国際協力機構 アフリカ部長 |
| 監事 | 早道 信宏 (はやみち のぶひろ) | 2017年7月1日 [前職] パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社 内部監査室主幹 |

(理事および監事は就任順)

➡ 更新情報は [JICAウェブサイト](#) をご覧ください。

国内拠点・海外拠点

国内拠点・地球ひろば（2017年7月1日現在）

JICA北海道

（札幌／ほっかいどう地球ひろば）

TEL：011-866-8333（代）

〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25

<https://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>

ほっかいどう地球ひろば

<https://www.jica.go.jp/sapporo/office/plaza/>

（帯広）

TEL：0155-35-1210（代）

〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2

<https://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151（代）

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階

<https://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200（代）

〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2

<https://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111（代）

〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6

<https://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051（代）

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

<https://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA地球ひろば

TEL: 03-3269-2911（代）

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5

<https://www.jica.go.jp/hiroba/index.html>

JICA横浜

TEL: 045-663-3251（代）

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1

<https://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151（代）

〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15

<https://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931（代）

〒920-0853

石川県金沢市本町1-5-2 リファール（オフィス棟）4階

<https://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>

9国際センター、3支部、2訓練所、
合計14国内拠点
地球ひろば



JICA中部／なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220（代）

〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

JICA中部 <https://www.jica.go.jp/chubu/index.html>

なごや地球ひろば

<https://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341（代）

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

<https://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300（代）

〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1

<https://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

TEL: 087-821-8824（代）

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階

<https://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311（代）

〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1

<https://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000（代）

〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1

<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>

海外拠点 (50音順) (2017年7月1日現在)

**アジア**

アフガニスタン事務所
 インド事務所
 インドネシア事務所
 ウズベキスタン事務所
 カンボジア事務所
 キルギス事務所
 ジョージア支所
 スリランカ事務所
 タイ事務所
 タジキスタン事務所
 中華人民共和国事務所
 ネパール事務所
 パキスタン事務所
 バングラデシュ事務所
 東ティモール事務所
 フィリピン事務所
 ブータン事務所
 ベトナム事務所
 マレーシア事務所
 ミャンマー事務所
 モルディブ支所
 モンゴル事務所
 ラオス事務所

大洋州

サモア支所
 ソロモン支所
 トンガ支所
 バヌアツ支所
 パプアニューギニア事務所
 パラオ支所
 フィジー事務所
 マーシャル支所
 ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
 アルゼンチン事務所
 ウルグアイ支所
 エクアドル事務所
 エルサルバドル事務所
 キューバ事務所
 グアテマラ事務所
 コスタリカ支所
 コロンビア支所
 ジャマイカ支所
 セントルシア事務所
 チリ支所
 ドミニカ共和国事務所
 ニカラグア事務所
 ハイチ支所
 パナマ事務所
 パラグアイ事務所
 ブラジル事務所
 ベネズエラ支所
 ベリーズ支所
 ペルー事務所
 ポリビア事務所
 ホンジュラス事務所
 メキシコ事務所

アフリカ

アンゴラ事務所
 ウガンダ事務所
 エチオピア事務所
 ガーナ事務所
 ガボン支所
 カメルーン事務所
 ケニア事務所
 コートジボワール事務所
 コンゴ民主共和国事務所

ザンビア事務所
 シエラレオネ支所
 ジブチ支所
 ジンバブエ支所
 スーダン事務所
 セネガル事務所
 タンザニア事務所
 ナイジェリア事務所
 ナミビア支所
 ニジェール支所
 ブルキナファソ事務所
 ベナン支所
 ボツワナ支所
 マダガスカル事務所
 マラウイ事務所
 南アフリカ共和国事務所
 南スーダン事務所
 モザンビーク事務所
 ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
 イラク事務所
 イラン事務所
 エジプト事務所
 シリア事務所
 チュニジア事務所
 パレスチナ事務所
 モロッコ事務所
 ヨルダン事務所

欧州

トルコ事務所
 バルカン事務所
 フランス事務所

[→ 各拠点の連絡先は、[JICAウェブサイト](#)をご覧ください。]

トップページ → JICAについて → 国内・海外のJICA拠点 <https://www.jica.go.jp/about/structure/index.html>

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2017年度)

(百万円)

| 区分 | 2017年度 |
|-------------------|---------|
| 収入 | 151,215 |
| 運営費交付金収入(当初予算) | 150,296 |
| 施設整備費補助金等収入 | 369 |
| 事業収入 | 250 |
| 受託収入 | 285 |
| 寄附金収入 | 15 |
| 前期中期目標期間繰越積立金取崩収入 | — |
| 支出 | 151,215 |
| 業務経費 | 141,269 |
| うち開発協力の重点課題 | 101,691 |
| 民間企業等との連携 | 7,681 |
| 多様な担い手との連携 | 26,305 |
| 事業実施基盤の強化 | 5,592 |
| 施設整備費 | 369 |
| 受託経費 | 285 |
| 寄附金事業費 | 15 |
| 一般管理費 | 9,277 |

(注1)「2017年度計画」別表1に基づく (https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/nendo_h29_00.pdf#page=21)

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算は記載していません。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2017年度)

(億円)

| | | 2017年度 |
|-------|-----------|--------|
| 出融資計画 | 直接借款(円借款) | 12,299 |
| | 海外投融資 | 421 |
| | 合計 | 12,720 |
| 原資 | 一般会計出資金 | 452 |
| | 財政投融資 | 5,487 |
| | 自己資金等 | 6,781 |
| | うち 財投機関債 | 800 |
| | 合計 | 12,720 |

事例索引

| | | |
|--------------|--|-------|
| インド | オディシヤ州森林セクター開発事業(フェーズ2) | P.38 |
| | ジャガイモ収穫機普及に向けた普及・実証事業 | P.85 |
| | 事業評価：「デリー高速輸送システム建設事業」のプロセスの分析 | P.111 |
| ウズベキスタン | 電力分野における包括的な協力 | P.35 |
| エジプト | エジプト・日本教育パートナーシップ(EJEP) | P.52 |
| エチオピア | 農産物残留農薬検査体制・能力強化支援プロジェクト | P.74 |
| コートジボワール | 仏語圏アフリカ刑事司法研修 | P.79 |
| コスタリカ | グアナカステ地熱開発セクターローン | P.42 |
| コロンビア | 土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト | P.57 |
| コンゴ民主共和国 | 黄熱の流行に対する国際緊急援助隊感染症対策チームの派遣 | P.95 |
| サブサハラ・アフリカ | アフリカ広域インフラ開発 | P.48 |
| | 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA) | P.75 |
| サヘル・アフリカの角地域 | 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアチブ | P.59 |
| ジャマイカ | 緊急通信体制改善計画準備調査 | P.63 |
| スリランカ | 上下水道・都市改善プログラム | P.39 |
| タイ | バンコク大量輸送網整備事業(パープルライン)(I)(II) | P.28 |
| | 非食糧系バイオマスの輸送用燃料化基盤技術プロジェクト | P.87 |
| | 民間連携ボランティア | P.93 |
| 大洋州地域 | 太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム | P.31 |
| タンザニア | 天然ガス普及促進プロジェクト | P.78 |
| ネパール | ヒマラヤ農村貧困地域における軽水力発電機導入プロジェクト案件化調査 | P.85 |
| パラグアイ | 中南米日系社会との連携調査団の派遣 | P.43 |
| ブルキナファソ | 事業評価：中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画 | P.111 |
| ベトナム | 通関電子化支援を通じたビジネス環境整備の取り組み | P.30 |
| 南アフリカ共和国 | 草の根技術協力事業による障害者自立支援 | P.89 |
| ミャンマー | 初等教育カリキュラム改訂プロジェクト | P.65 |
| メコン地域 | 人身取引被害者への支援 | P.58 |
| モロッコ | 特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業 | P.83 |
| モンゴル | 投資環境・促進にかかる情報収集・確認調査 | P.34 |
| | ツェツィー風力発電事業 | P.83 |
| ヨルダン | 北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画 | P.52 |
| ルワンダ | ABEイニシアチブがつなぐ神戸市との連携 | P.49 |
| その他 | 道路アセットマネジメント、海上保安政策における人材育成 | P.62 |
| | 第6回アフリカ開発会議でサイドイベント「UHC in Africa」共催 | P.67 |
| | プロジェクト研究「日本の水道事業の経験」 | P.70 |
| | SDGsにおける防災の主流化―仙台防災枠組の防災指標の反映 | P.71 |
| | JICA地球ひろば 設立10周年 | P.91 |
| | イノベーションをテーマにした戦略国際問題研究所(CSIS)との共同研究 | P.97 |

国際協力機構 年次報告書 2017

2017年9月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
〒102-8012
電話番号 03 (5226) 9781
<https://www.jica.go.jp/>

編集協力 高山印刷株式会社
東京都文京区湯島1-1-12
NTビル2F
〒113-0034
電話番号 03 (3257) 0231

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

©2017 国際協力機構 Printed in Japan



From
the People of Japan

